

第6次日進市総合計画

2021 年度(令和3年度) ～ 2030 年度(令和12年度)

ともに暮らす
私たちがつないで創る
人とみどりを大切に
するまち 日進

日進市



目 次

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
第2章 計画策定の背景	5

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	24
第2章 将来人口	25
第3章 土地利用構想	27
第4章 基本目標と基本施策	32
第5章 施策の全体像	38

第3編 基本計画

第1章 まちづくり戦略	42
第2章 部門別計画	60
1 部門別計画の見方	
2 部門別計画	
基本目標1 健やかに暮らす	63
基本目標2 安全・安心を高める	95
基本目標3 暮らしやすいまちを創る	109
基本目標4 産業の魅力を高める	147
基本目標5 学びと文化で未来を創る人財を育てる	161
基本目標6 地域の自治力と行政経営力を高める	177

第4編 計画の推進に向けて

第1章 進行管理の基本方針	204
第2章 進行管理の進め方	204

資料編	207
-----------	-----

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって 2

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけと役割 3
- 3 計画策定にあたっての基本姿勢 4
- 4 計画の構成と期間 4

第2章 計画策定の背景 5

- 1 特徴 5
- 2 社会潮流の変化 8
- 3 市民の視点からみたまちづくりの課題と方向性 12
- 4 主要課題 15

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日進市（以下「本市」という。）では、1975年（昭和50年）に第1次総合計画を策定してから第5次総合計画に至るまで、長期的な展望に立った基本構想において本市の将来像を掲げ、だれもが暮らしやすいまちづくりを着実に推進してきました。その結果、我が国が人口減少社会に移行した今日においても、人口増加が続く暮らしやすいまちとして成長しています。

第5次日進市総合計画を策定してから10年が経過し、この間、我が国は本格的な人口減少社会に突入し、少子高齢化がさらに進行しています。また、東日本大震災をはじめとした度重なる未曾有の自然災害を経験する等、行政を取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、働き方や暮らし方は多様化し、情報通信技術の急速な進展による超スマート社会（Society5.0^{*1}）の到来等、本市を取り巻く社会経済情勢は、これから大きく変化することが予想されており、自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行財政運営が一層求められています。

また、2019年（令和元年）末に最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行は、多くの人々の命を奪う大きな脅威となっているばかりでなく、感染防止対策として、日常生活や働き方に「新しい生活様式」を求めることとなり、人々の生活や経済に大きな影響を与えています。

こうした社会潮流の変化を踏まえつつ、将来にわたって持続可能な都市を築いていくためには、これまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、新たな時代にふさわしい魅力的なまちづくりを、市民、地域、事業者と行政が一体となって進めていくことが求められています。

そのため、これからの時代にふさわしいまちづくりに向けてのビジョンとその実現に資する政策をまとめ、将来にわたって持続可能なまちづくりや地域経営の指針となる第6次日進市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

将来都市像

第1次 総合計画	第2次 総合計画	第3次 総合計画	第4次 総合計画	第5次 総合計画	第6次 総合計画
住みよさと 働きよさが 調和した、 発展的な 5万都市	喜びと 誇りある 豊かで 住みよい 発展的な町	緑の中の 多機能都市	ひと・みど り・ふれあい がつくる 高環境生活都市	いつまでも 暮らしやすい みどりの 住環境都市	ともに暮らす 私たちが つないで創る 人とみどりを 大切にするまち 日進
1975-1985 (昭和50-昭和60)	1984-1990 (昭和59-平成2)	1991-2000 (平成3-平成12)	2001-2010 (平成13-平成22)	2011-2020 (平成23-令和2)	2021-2030 (令和3-令和12)

2 計画の位置づけと役割

総合計画は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性等を総合的かつ体系的に示したもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」を包括する総称です。

2011年（平成23年）の地方自治法の改正により基本構想の法的な策定義務はなくなりましたが、本市においては、2007年（平成19年）に施行した本市の最高規範である「日進市自治基本条例」において、総合的かつ計画的な市政の運営を行うために総合計画を策定することを定めています。

日進市自治基本条例（計画的な市政運営）

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

（1）本市のまちづくりの最上位計画

本計画は、本市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画として、本市特有の個性を生かし、魅力をさらに向上させ、また、本市の諸課題を解決するために策定されるものです。各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について本計画との整合性を図る必要があります。

（2）総合的かつ計画的な行財政運営の指針

本計画は、福祉・環境・都市基盤・産業・教育等様々な分野を対象とするものであり、長期展望に立った総合的かつ計画的な行財政運営の指針として位置づけられます。

また、持続的な行財政運営・地域経営を進めていく観点から、2015年（平成27年）の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）※2に関連付けた整理とします。

（3）協働によるまちづくりの指針

人口減少、地方創生、Society5.0、市民ニーズの多様化・高度化等、行財政運営は大きな転換期を迎えています。これからのまちづくりは、これまで以上に市民、地域、事業者と行政が、お互いの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で共通する領域の課題の解決に向け、協働によって取り組む必要があります。

本計画は、こうした協働によるまちづくりの指針となるものであり、その目標と実現方法等を示していく計画として位置づけられます。

（4）地域活性化のためのまちづくり戦略

本市では、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき2015年度（平成27年度）に「日進市総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しました。総合戦略は、少子高齢化の進行と地域経済の縮小が懸念される状況を克服し、人口減少社会と超高齢社会が本格化する中であっても、いつまでも持続的に発展するまちを形成するため、「人口減少への対応と地方創生」という側面から、基本目標と施策・事業等を定めるものです。その目的は、本計画の方向性と合致するものであり、本計画と密接に関係するものと位置づけることができます。

そこで、総合戦略を本計画における「基本計画」の「まちづくり戦略」に包含させる形で位置づけるとともに、本計画と一体的に施策・事業等の推進を図っていくものとします。

3 計画策定にあたっての基本姿勢

本計画の策定にあたっては、学識経験者、団体代表者、市民等で構成される日進市総合計画審議会において、調査・審議を行いました。

また、「日進市自治基本条例」が掲げる「市民主体の自治」を実現する上で、多くの市民の意見を伺うことは最も重要な事項です。このため、公募市民によるワーキンググループや無作為抽出による市民と公募市民によるワークショップ、市民が興味を持てるよう市出身の著名人を招いたイベント、中学生・高校生へのアンケート、市民意識調査、パブリックコメント手続等を実施し、より多くの市民の声を取り入れられることを重視した計画づくりを行いました。

4 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な市政運営を行う指針であり、本市のめざす姿である「将来都市像」と将来の人口や土地利用、そして、それを実現するための「基本目標」を示すものです。

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた「将来都市像」を実現するため、必要な施策を基本目標ごとに体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするものです。また、「まちづくり戦略」に包含させる形で総合戦略を位置づけることによって、「人口減少への対応と地方創生」という側面から総合的に推進すべき施策・事業等を明らかにするものです。

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、5年程度で必要に応じて内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各分野の施策の実現及び進捗状況を確認するため、向こう3年間に実施する事業内容及び指標の進捗状況を記載するもので、毎年度策定するものです。

	年度（上段：西暦、下段：和暦）									
	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12
基本構想										
基本計画	5年程度で必要に応じて見直し									
実施計画	3年計画									

第2章 計画策定の背景

1 特徴

(1) 立地・人口・交通

①人口増加を続ける活気のある住宅都市

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件から、住宅都市として発展し続けています。我が国が人口減少社会を迎えた今日にあっても、周辺地域からの住宅需要に合わせた土地区画整理事業を進めており、人口増加が続いています。また、子育て世代の中でも特に 35 歳から 44 歳までの割合が県内でも上位にあり、子どもの数も増加を続けています。

②通勤・通学等に利用できる都市間交通が整備された都市

本市の南部には、名鉄豊田線と相互乗入れをしている名古屋市営地下鉄鶴舞線赤池駅、名鉄豊田線日進駅及び米野木駅の3駅があります。北部は長久手市にある愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）長久手古戦場駅及び芸大通駅に近く、また、名古屋駅や名古屋都心部に直行する都市間高速バスが運行されており、通勤・通学等に利用できる都市間公共交通が整備された都市になっています。

しかしながら、分散型の都市構造となっていることもあり、日常生活における自動車への依存度が高い状況にあることから、超高齢社会に対応した地域交通という点では不十分な面もあります。

(2) 福祉・保健

①子育て・福祉・健康を積極的に支援する都市

本市は、地域子育て支援拠点事業や子育て世代包括支援センター等による子ども・子育てに対する支援、各種介護予防事業の実施、高齢者、障害のある人、困りごとのある人等に対する総合的な相談支援、特別支援学級の設置、各種健康診査や健康教室の実施、中学生までの入通院医療費に加え、18 歳到達後の年度末までの入院医療費の無料化や第2子以降の保育料の軽減等、各分野できめ細かいサービスを実施しています。

また、市内には地域福祉の拠点として中央福祉センターがあるほか、6館の福祉会館を整備し、高齢者や児童、地域住民の活動の場として、子育て・福祉・健康のために活用されています。

②近隣に高度医療機関が立地し、身近な診療所も多い都市

市内に限れば病院は多くないものの、診療所については多く立地しており、どの診療科目についても人口 10 万人あたり施設数は尾張東部医療圏の平均、愛知県の平均を上回っています。中でも、全国的に少なくなっているといわれている小児科が充実しています。

また、本市の近隣には、県内唯一、医師・看護師を迅速に派遣して患者を搬送するこ

とのできるドクターヘリ施設を併設している愛知医科大学病院をはじめ、藤田医科大学病院、名古屋第二赤十字病院の計3つの第3次救急医療施設が、概ね自動車で20分圏内に立地しています。

(3) 自然・環境

①里山、田畑、水辺等が多く、自然環境に恵まれている都市

大都市近郊にありながら、市内には、里山や田畑の緑、河川やため池の水辺、東海地方に特有な湿地等、生活に潤いとやすらぎを与えてくれる自然環境が残っています。特に、天白川の源流である東部丘陵地には、多様な生物が生息するとともに、希少な動植物も生息しています。

また、北高上緑地等をフィールドにした市民と行政の協働による里山保全活動のような、豊かな自然を守り、育て、その価値を高めていく取組が行われています。それとともに自然に親しむため、自然とふれあう環境学習を今後も実施していきます。

②ごみの減量化等、環境意識の高い市民が多い都市

本市は、中央環境センター（以下「エコドーム」という。）の利用促進、分別収集やリサイクルの推進等により、長年にわたってごみの減量化に努めてきました。また、「日進市環境まちづくり基本条例」の制定を市民とともに進めたことを契機に、市民参加による環境保全の取組が高く評価されており、環境意識が高く、ごみの減量化等の環境保全活動を実践する市民が多いまちといえます。

その一方で、人口増加に伴ってごみの排出量は増えており、今後は、地球規模の環境問題について、地域レベル、一人ひとりの生活レベルにおける環境保全行動のさらなる推進が求められています。

(4) 文化・観光

①きらりと輝く文化、地域資源がある都市

本市は、奈良・平安時代には我が国屈指の窯業生産地であった「さなげやませいなんろく猿投山西南麓こようせきぐん古窯跡群」の地理的中心地であり、市内で約160基の古窯跡が確認されています。また、観光シンボルの一つになっている岩崎城址公園一帯は、小牧・長久手の戦いの激戦地である「岩崎城の戦い」の舞台となった場所です。さらに、名古屋市近郊では珍しい本格的な観光牧場や桜の名所として有名な宗教公園もあり、レクリエーションの場、憩いの場となっています。

こうした地域資源を生かしつつ、行って、みて、体験して、ともに学び、語り合い、お互いにつながりあえるにっしんの地域資源（ひと・もの・こと）を体感できるプログラムとして「ぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会」を市民ぐるみで進めています。本市の魅力を活用した観光まちづくりにより、交流人口や関係人口の拡大、地域への愛着・誇りの醸成と地域ブランドの向上が図られつつあります。

その一方で、2018年（平成30年）に設立されたにっしん観光まちづくり協会がまだ市民の間で認知されておらず、本市の地域資源の魅力の磨き上げ、掘り起こし、情

報発信が十分とはいえず、観光まちづくりの一層の推進が求められています。

(5) 教育

①5つの大学が立地する学園都市

本市には、名古屋外国語大学、名古屋学芸大学、愛知学院大学、名古屋商科大学、椋山女学園大学の5つの大学が立地しており、多くの学生・教員が通学・通勤しています。また、これまで市外に立地する大学も含めて計9つの大学（名古屋外国語大学、名古屋学芸大学、愛知学院大学、名古屋商科大学、愛知淑徳大学、椋山女学園大学、中部大学、名城大学、愛知東邦大学）と連携協力協定を締結し、地域政策研究や多分野にわたる提案型大学連携協働事業、公開講座の開催等を進めてきました。

今後も、若者のまちづくりへの参加や地域社会の発展の手段として、大学との協働関係をより一層推進していくことが求められています。

②市内外の多くの人が利用する魅力ある公共施設のある都市

本市の図書館やスポーツセンターは、市内はもとより市外からも多くの利用者が訪れる魅力ある施設になっています。特に、有名建築家の設計によって2008年（平成20年）に新たに開館した図書館は、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する賞を受賞する等、建物そのものの魅力もさることながら、充実した児童コーナーやティーンズコーナーの設置、雑誌スポンサー制度の導入等により、特色のある施設となっています。

(6) 地域コミュニティ活動・市民協働

①都市化が進む一方で従来の地域コミュニティが残っている都市

本市は、宅地開発によって人口が急増した都市である一方で、丘陵の緑や田園風景が残されています。また、従来の集落には連帯感のある地域コミュニティや農村的な文化も残っています。

こうした特徴は、互いに助け合う地域社会を実現していく上で価値ある資源であり、これからのまちづくりにおいて生かしていくべき要素であるといえます。

②市民参加や市民自治活動が盛んな都市

本市は、市民のまちづくりに対する意識が高く、人材にも恵まれており、子育て、福祉、環境等多様な分野における市民自治活動が盛んで、これまで、各種計画策定や条例制定の過程における市民参加が継続して行われてきました。

2005年（平成17年）に、市民自治活動支援、国際交流、大学交流の拠点、市民の交流と情報受発信のプラットフォームとして開館した「日進市にぎわい交流館」では、多くのNPO・ボランティア・団体等の関係者が集い、学び、交流し、様々な活動が展開されています。そして、「日進市自治基本条例」に基づき、2012年（平成24年）には、市民の自主的な参加と市民自治活動を通して、豊かで活力あふれる地域社会の実現をめざす「日進市市民参加及び市民自治活動条例」が制定されました。

行政だけでは解決できない地域課題が顕在化する中で、市民主体の自治のまちづくりが一層進展していくことが求められています。

2 社会潮流の変化

(1) 「リスク社会」における安全・安心な暮らしの担保

近年、東日本大震災をはじめとして、地震や風水害等、甚大な被害をもたらす大規模な災害が、全国で頻発しています。また、高齢者を狙った犯罪は依然として全国的に多発し、インターネットを利用した犯罪等、内容が多様化しています。

産業技術の発展や世界的な都市化、グローバル化の進展は、人々の生活に豊かさをもたらしてきましたが、環境問題の深刻化やそれに伴う甚大な被害を引き起こす風水害の発生、新たな感染症の世界的大流行といった、これまで想定していなかったような巨大かつ複雑多様なリスクが生み出される「リスク社会」を到来させたといわれています。

特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症対策として人と人との接触を大幅に減らすことが必要となったことから、社会経済全体に広く大きな影響が発生しました。医療・疫学的な対応はもとより、コミュニケーション・情報伝達、移動、就労形態、生産・流通・販売形態、教育等、様々な場面で急速な変化と対応が求められています。また、グローバル化の進展等により、単に国内の対応のみでは十分でない状況が浮き彫りとなっています。一人ひとりの意識・行動変革が求められるとともに、行政分野においても、都市構造や人口集中の是正といった地方創生の視点も含め、改めて市政のあり方を再検討する必要があります。

今後は、環境、産業、交通、防犯・防災、食、公衆衛生、感染症等、多分野にわたる様々なリスクに対する責任や対策実施主体を明らかにしつつ、リスクの特定・評価・対策等を適切に行う「リスク社会」に対応したマネジメントが求められています。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進

地球温暖化による気候変動への対応や再生可能エネルギーへの転換、生物多様性の保全といった地球環境問題への対応が重要な課題となっています。私たちの生活は、限りある環境資源の恩恵を受けていることを理解し、維持しながら生かすことを念頭に、経済活動や社会が長期的に維持される「持続可能性」と、将来世代のニーズを損なうことなく、現世代のニーズを満たす「持続可能な開発」が世界共通の普遍的な概念として重要視されています。

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、身近な地域社会におい

ても総合的に取り組む必要があるという共通認識のもとで、行政、事業者、個人等が協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

（３）人口減少社会と超高齢社会の本格化

我が国では少子高齢化が急速に進行し、2011年（平成23年）には、人口が継続して減少する「人口減少社会」に入ったといわれています。

また、平均寿命が延びたことにより、介護や支援の必要性が高まる後期高齢者や単身高齢世帯等が増加しており、団塊の世代が75歳以上になる「2025年問題」も間近に迫っています。このため、シニア世代の健康・生きがいといった生涯現役・生涯活躍の社会づくりや高齢福祉施策の推進、支え合いの地域社会づくり等の必要性が一層高まっています。

少子化とそれに伴う人口減少が本格化するにつれて進行する生産年齢人口（15～64歳人口）の減少は、労働力の減少や消費の縮小を招き、社会全体の活力の低下、地域経済の縮小化等、市民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念され、その対応が求められています。

また、少子高齢化による高齢者、離婚の増加によるひとり親世帯や非正規雇用労働者の増加等による所得・経済格差が拡大しており、教育や医療等の格差拡大にまで影響を与えていることも課題となっています。

（４）人口減少社会に対応した都市構造への転換の必要性

人口減少社会の到来により、既成市街地における人口の空洞化や、人口が増加していた時代に拡大した郊外住宅団地等における高齢化・小世帯化に伴う空家や空地がランダムに多く発生する“都市のスポンジ化”が全国各地で進んでいます。スポンジ化が進むことで、サービス産業の生産性の低下や市民サービスの非効率化、地域コミュニティの希薄化、治安やまちの景観の悪化等を引き起こし、結果的に都市の衰退を招くことが懸念されています。

このような状況の中、市街地の拡大と郊外展開を抑制する都市の成長管理や都市機能の再配置・集約化といった対応が求められています。

（５）「地方創生」の推進と自治体間連携・官民連携の必要性の高まり

国、地方ともに財政状況がひっ迫する中で、行財政改革が進められ、基礎自治体の果たすべき役割についても見直しが進められています。国は、急速な少子化の進行による人口減少や東京一極集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することをめざし、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方での雇用創出、地方への人口移動、結婚・出産・子育て等における若年世代の支援、安心な暮らしづくり等の地方創生を促進しています。

多岐にわたる行政課題を解決しつつ、地方創生を実現していくためには、各自治体が主体性を発揮しつつも、市民との協働をより一層強化することによって、地域の固有性を生かすための施策を展開する必要があります。また、近隣自治体等との広域的な連携

を進めながら効率的な行財政運営、自立した持続可能な都市経営を進めていくことが求められています。さらに、公共サービスは行政が行うという今までの常識から脱却し、官民連携による公共サービスの提供を模索する等、行政では持ち得ない民間の資金力やノウハウを、これからのまちづくり、地方創生において積極的に活用することで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を実現していくことが期待されています。

（６）「多様性」を認め合う社会の形成

社会の成熟化に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、家族や世帯のあり方、結婚や性に対する考え方等、人と人とのつながりや関係性が大きく変化しています。また、グローバル化の進展によって、外国人住民や海外からの来訪者が増加するとともに、国籍や民族、生活文化や習慣の違い等多様なバックグラウンドを持つ人々が地域社会の中で増えてきています。さらに、人と人とのつながりの希薄化により、地域社会のコミュニティ機能が低下しているといわれています。

このため、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障害の有無等にかかわらず、だれもが個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに認め合い、安心して生活し、地域でともに支え合いながら活躍できる環境づくりが求められています。また、海外から日本に訪れる観光客の需要も高まっており、多様な言語、文化、宗教的背景を持つ人々に対応する環境づくりが求められています。

（７）情報通信技術のさらなる進展に伴う経済環境や暮らしの変化

近年、モノのインターネット化（ＩｏＴ^{※3}）やビッグデータ、人工知能（ＡＩ）の進化、ロボット技術の発達、自動運転・燃料電池車の開発、医療の高度化等の技術革新が進んでおり、第5世代移動通信システム（5G）の運用が開始されつつあります。また、それらを背景に、一元的な移動サービスを利用者に提供するMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）の実用化に向けた実証実験も進められています。

こうした情報技術の高度化をはじめとした技術革新は、生産設備や流通（供給）サイドと消費（需要）サイドを情報通信技術（ICT^{※4}）でつなぐことで、自動化が図られた効率的な生産・流通体制を構築しようとする「つながる経済」、「つながる産業」の潮流として発展しており、将来的に深刻化する労働力不足の対策としても期待されています。また、ＩｏＴの普及によるシステム化やネットワーク化の取組を、ものづくり分野といった経済活動だけではなく、健康や医療、市民サービス、働き方、ライフスタイルといった私たちの日常の暮らしや行財政運営にまで広げることにより、人々に豊かさをもたらすSociety 5.0を実現することが提唱されています。

（８）社会基盤施設の老朽化への対応の必要性の高まり

高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋梁、上下水道、学校や文化・スポーツ施設等の公共建築物等、社会基盤施設の老朽化が急速に進行しています。これに伴い、これら社会基盤施設の補修・修繕、維持管理に関する費用が一時期に集中する形で急速に増大することが見込まれており、自治体の財政に大きな負担を与えることが懸念されてい

ます。

このため、適切な管理を通じてこれら社会基盤施設の機能を長期間にわたって維持していく施設の老朽化対策を進める一方で、統廃合も含めた公共施設の再配置や維持管理等の手法を抜本的に見直した新たな経営戦略が求められています。

（９）リニア中央新幹線の開業等の大規模プロジェクトに伴うインパクト

2027 年（令和 9 年）にリニア中央新幹線が一部開業する予定であり、東京（品川）から名古屋までの所要時間は大きく短縮されます。その後、大阪まで延伸され、早ければ 2037 年（令和 19 年）の全線開通をめざして進められています。

これにより、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が 1 時間程度で結ばれた、世界的にも最大の 7,000 万人規模の人口を擁する一大経済圏となるスーパー・メガリージョン^{※5}の形成につながり、名古屋都市圏の立地優位性の向上のみならず、日本全体の経済発展を牽引していくことが期待されています。

その一方で、ストロー現象により人口や経済活動が東京を中心とした首都圏に吸い取られ、東京一極集中がさらに進行する懸念もあります。ものづくりをはじめとする名古屋都市圏の独自の機能を生かしてほかの都市圏との差別化を図り、競争力を高めること、リニア中央新幹線開業インパクトを活用していくことが求められています。

また、本市に隣接する愛・地球博記念公園（モリコロパーク）では、2022 年（令和 4 年）秋の開業をめざしてジブリパークの整備が進められており、観光交流人口の増加が期待されています。

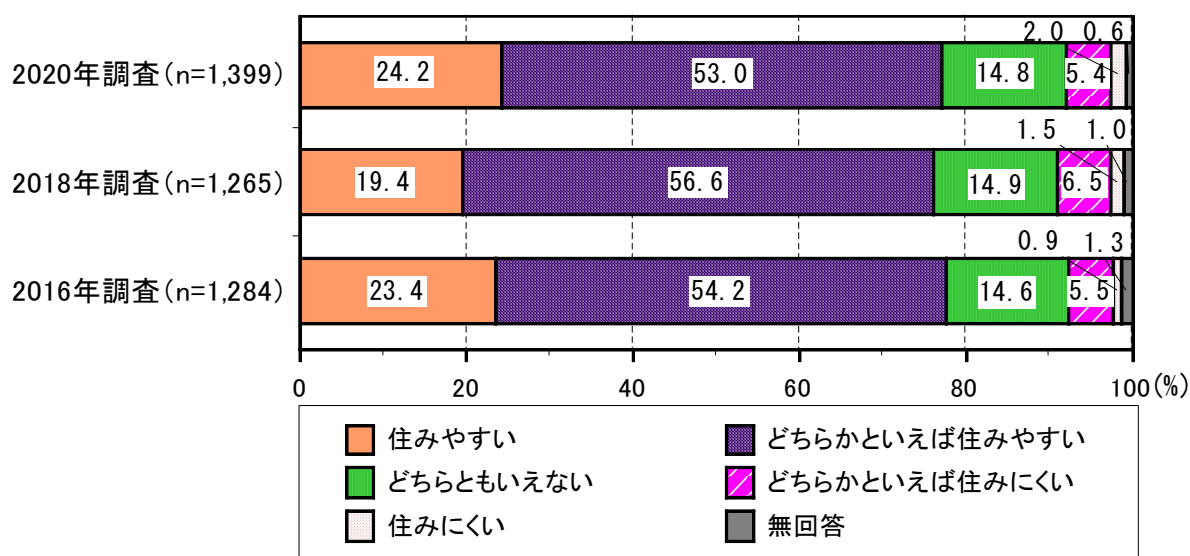
3 市民の視点からみたまちづくりの課題と方向性

第5次日進市総合計画の進捗状況の確認と本計画の策定にあたり市民のニーズを把握するために実施した市民意識調査結果から、市民目線のまちづくりの課題や方向性を示す質問項目について、整理します。

(1) 8割近くの市民が日進市は住み心地がよいと回答

◆住み心地がよいと回答した人（「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」の合計）は77.2%となっています。

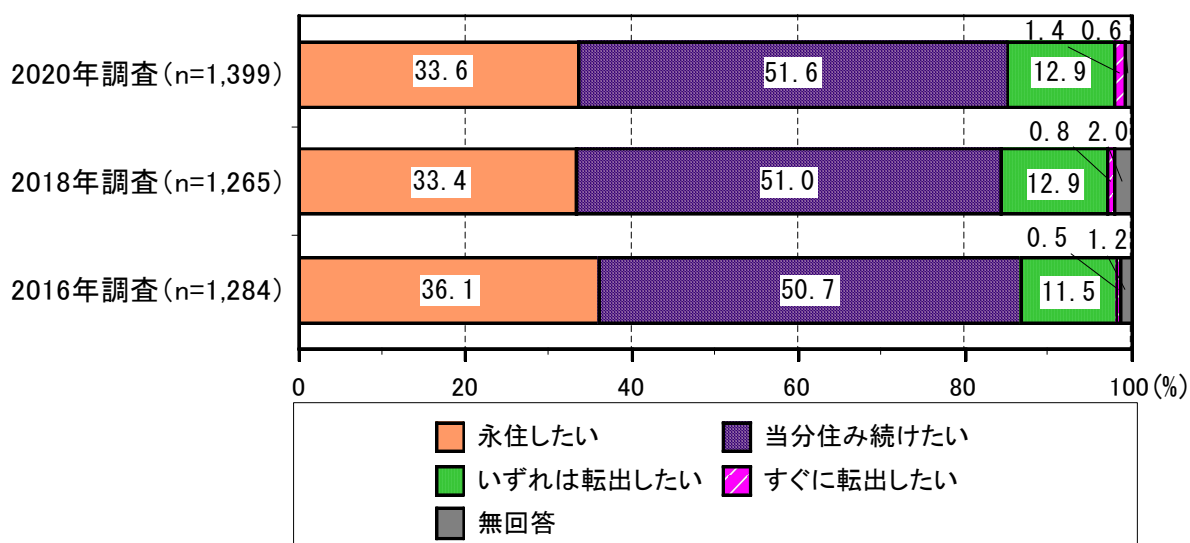
◆多くの市民が、日進市は住み心地のよいまちと感じているという結果になりました。



(2) 8割以上の市民が日進市に住み続けたいと回答

◆住み続けたいと回答した人（「永住したい」、「当分住み続けたい」の合計）は85.2%となっています。

◆多くの市民が、日進市に住み続けたいと感じている結果になりました。



(3) 転入先として日進市を選んだ理由

「手頃な価格の土地または住宅があった」、「通勤・通学に便利」

- ◆住まいとして日進市を選んだ理由は、「手頃な価格の土地または住宅があったため」と回答した人が40.3%と最も高くなっています。
- ◆次いで「緑が豊かで自然環境に恵まれていたため」が26.9%、「公共交通が通学・通勤に便利だったため」が26.4%となっています。



(4) 日進市の良い印象と悪い印象

名古屋市に近くて便利だが、交通の便は悪い

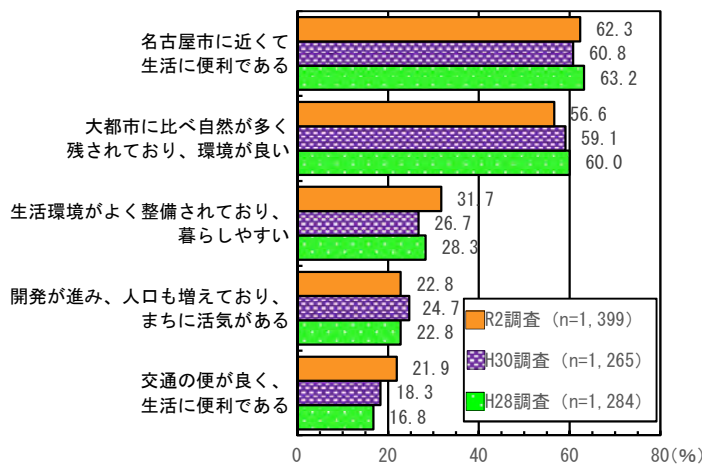
- ◆日進市の良い印象として、「名古屋市に近くて生活に便利である」と回答した人が62.3%、「大都市に比べ自然が多く残されており、環境がよい」と回答した人が56.6%と高くなっています。

過去3回の回答状況からは、「大都市に比べ自然が多く残されており、環境がよい」と回答した人の割合が減少傾向である一方、「交通の便が良く、生活に便利である」と回答した人の割合が増加傾向である、「生活環境がよく整備されており、暮らしやすい」と回答した人が増加している等、自然環境に大きな魅力がありながらも、都市的な側面における魅力も向上しつつあることが読み取れます。

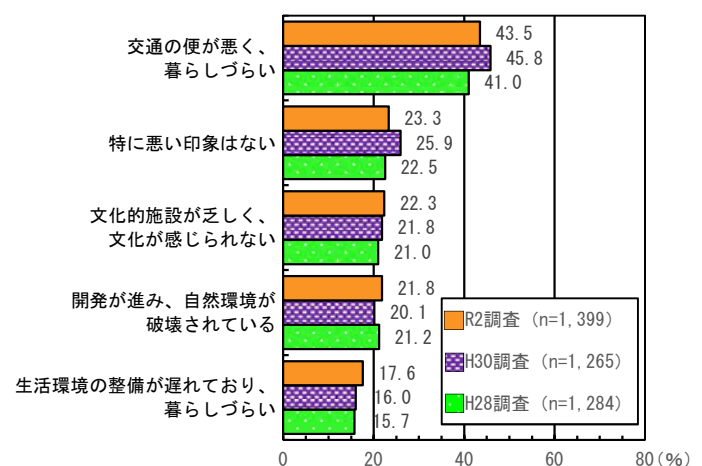
- ◆日進市の悪い印象として、「交通の便が悪く、暮らしづらい」と回答した人は43.5%と最も高くなっています。

過去3回の回答状況からは、「文化的施設が乏しく、文化が感じられない」、「生活環境の整備が遅れており、暮らしづらい」、「名古屋市に依存しすぎており、まちの独自性に欠ける」と回答した人の割合が増加傾向となっており、暮らしの利便性やまちとしての成熟度の向上が引き続き課題であることが読み取れます。また、「開発が進み、自然環境が破壊されている」と回答した人の割合も引き続き上位項目であることから、良い印象の上位項目と併せて考慮すると、自然環境の保全・緑化の推進も課題として挙げられます。

▼良い印象：上位5項目



▼悪い印象：上位5項目



(5) 住まいの地区の環境や日常生活の満足度と重要度

①満足度

- ◆上位5項目については、「池、川、山林など自然があること」が前回調査から引き続き1位となっています。また、「田畑や森林などの景観」についても引き続き2位となっています。前回調査の第5位の「日常の買い物のしやすさ」に替わり、新たに「浄化槽・下水道などの衛生対策」が入っています。
- ◆下位5項目については、前回調査で4位であった「歩道の整備」と5位であった「自転車や徒歩による道路（歩道）の利便性」の順位の入れ替えがありました。前回調査と同じ5項目が入っています。

▼満足度 上位5項目

① 池、川、山林など自然があること
② 田畑や森林などの景観
③ 浄化槽・下水道などの衛生対策
④ ごみ処理・再資源化
⑤ 健康診断などの保健予防体制

▼満足度 下位5項目

① くるりんばすの利便性
② 路線バスの利便性
③ 電車・リニモ等公共交通の利便性
④ 自転車や徒歩による道路（歩道）の利便性
⑤ 歩道の整備

②重要度が高く、満足度が低い項目

- ◆下表の項目は、重要度が高い一方で満足度が低い項目で、その改善・充実が強く求められていると考えられる項目です。

① くるりんばすの利便性
② 路線バスの利便性
③ 歩道の整備
④ 電車・リニモ等公共交通の利便性

⑤ 通学路の安全対策
⑥ 自転車や徒歩による道路（歩道）の利便性
⑦ 車道の整備

4 主要課題

(1) 地域全体で見守る、子どもの育ちと学びを支える仕組みづくり

- ◇名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件を背景として進められてきた住宅地開発と子育て支援に関する取組の積極的な展開等があいまって、本市は現在、全国的にも珍しい“子どもの数が減らないまち”となっています。この優れた状態を維持し、“子どもの数を減らさないまち”にするため、より一層の多様な保育サービス、子育て支援サービスの提供や、GIGA スクール構想等、新たな教育システムに合わせた教育環境の整備等を推進する必要があります。
- ◇子育て支援に関する各種事業・制度が充実しているものの、子育てしやすいまちとしての都市イメージが市内外に必ずしも十分に浸透していない面もあります。このため、子どもの権利を守る「日進市未来をつくる子ども条例」があるまち、子どもたちの自己肯定感を育むまちであることも含め、子育て・子育てを多面的に応援しているまちであることを、市内外に向けて効果的に発信していく必要があります。
- ◇子育て世帯において、地域組織への未加入や子ども会加入率の低下等、地域社会とのつながりが希薄化しているため、地域ぐるみで子育て世帯を温かく見守り、支援する体制づくりを進める必要があります。
- ◇我が国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、今後、地域と行政が連携して、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進していく必要があります。また、国において総合的な施策を講じることとされている子どもの貧困対策についても、計画的な対応を検討する必要があります。

(2) 人生 100 年時代を見据えた、健康長寿社会の形成

- ◇本市は、男女ともに平均寿命が県内 1 位の長寿のまちですが、心豊かに本市で老後を過ごすために、健康寿命を延ばすことが求められています。健康づくりや地域福祉、生涯学習・スポーツ、文化活動等、様々な場面で、高齢者一人ひとりが活躍できる環境を整備する必要があります。
- ◇団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる超高齢社会によって生じる「2025 年問題」は、社会全体に多大な影響を及ぼすと懸念されています。本市においても、将来に向けて、行政だけでなく、地域全体で高齢者等を見守り支え合う体制を構築する必要があります。
- ◇長寿化が進む中、人生の最終段階まで自分らしい人生を送るため、どうしたらよいのかということが多くの人に関心事になっています。住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、人生の最終段階における医療・介護については、本人の意思を尊重し、医療、介護生活支援等の支援を一体的に行う包括的なサービス提供体制を構築する必要があります。

(3) みんなが互いに支え合い助け合う地域共生社会の構築

- ◇価値観や生活様式の多様化、外国人住民の増加、性についての考え方等の多様性が進む中で、市民一人ひとりが、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障害の有無等にかかわらず、ともに理解し合い、協力しながら暮らしやすい環境を整えることが求められています。
- ◇市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる生活を実現するため、ユニバーサルデザインの普及が求められています。特にハード・ソフトの両面から、バリアフリーに配慮したまちづくりと、優しさや思いやりを持った地域で支え合うための体制づくり・人づくりをこれまで以上に進める必要があります。
- ◇全国的に 40 歳から 64 歳までのひきこもりの人の数が増加しています。本市においても、行政、福祉関係事業者、NPO 等関係する各主体がそれぞれの役割を果たし、だれも取り残されない、互いに支え合う地域社会を実現する必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを下支えするハード・ソフト両面からの取組の推進

- ◇南海トラフ巨大地震や地球温暖化に起因する気候変動による様々な災害が発生する恐れがあります。このため、防災インフラの整備・維持や関連情報の発信の多重化、公的機関の対応力を強化していく必要があります。
- ◇災害に備えた防災・減災力、犯罪に備えた防犯力、交通安全に対する見守り力等、地域による共助が求められる中、つながりの希薄化による地域力の減退が懸念されているため、市民一人ひとりの防災・防犯・交通安全に対する意識の向上と地域への参画が求められています。
- ◇2019 年（令和元年）に最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、その後、世界的な大流行をもたらし、多くの人々の命を奪うとともに、人々の日常生活や経済活動に厳しい制限をもたらす等、深刻な影響を与えました。このような新たな感染症に伴うリスクに対し、市民生活を守るため、生活支援とともに、市民を差別から守り、正しい情報を発信する等、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

(5) 持続的な発展と都市の成熟を意識した都市構造の形成

- ◇将来的な人口減少により、高齢化の進む住宅地において空家の増加やそれに伴う地域力の減退が生じないように、環境負荷の低減や自然環境の保全を意識しつつ、適切な規模での市街地の整備を行う必要があります。
- ◇本市は、1970 年代の高度成長期以降の住宅需要の増加に伴って、北西部と南西部から住宅地が形成されてきましたが、それぞれの地区の実情に応じて、良好な住環境を維持していく必要があります。また、新たなまちづくりを進めるエリアにおいては、周辺環境との共存や本市全体の発展につながる取組を検討する必要があります。
- ◇本市は、現在でも人口増加が続くまちであり、高い開発需要がありますが、自然環境の保全と調和の取れた開発を進めるよう土地利用計画を定め、東部丘陵地や一団の優良農地等、本市が誇る豊かな自然を守るとともに、都市部の緑化を推進していく必要があります。

(6) 市民が安全で快適に市内外へ気軽に移動できる環境の向上

- ◇市民意識調査では、公共交通の利便性や歩道・道路の環境に対する満足度が低くなっているため、市内を通る幹線道路整備の推進や、市内の補助幹線道路及び生活道路における円滑な交通と安全性を確保する必要があります。
- ◇高齢化に伴い自家用車の運転が困難になる市民が増加するため、くるりんばすや路線バスに加え、それらを補完する地域交通を含めた市内外への移動のあり方を検討することが求められます。また、高齢ドライバーによる交通事故を防ぐための取組を進める必要があります。

(7) 地域の経済・交流の活性化による安定的な税収と雇用の創出

- ◇魅力と活力あるまちづくりを進めていくため、より一層の産業振興による税収と雇用の安定的な確保が求められます。このため、産業用地の確保、産業基盤となる道路等の整備、次世代産業等の誘致、市内企業の操業環境向上、新たな起業の支援等を進める必要があります。
- ◇6次産業化等に向けた市内農地の多様な活用のあり方を検討するとともに、市内外へ向けた販路の充実等が求められます。
- ◇リニア中央新幹線の開通に伴う影響を、本市にも波及させるための取組が必要です。
- ◇周辺自治体における大型集客施設の整備や、国際的なスポーツイベントの開催等を契機に、市内における地域資源の発掘・磨き上げによる観光交流の拡大が求められます。

(8) いつまでも暮らしたい「住みたくなる」都市としてのイメージ戦略の展開

- ◇働き方改革や生涯現役社会が進行し、市民のライフスタイルが多様化していくため、いつまでも学び続けられる学習機会の提供や文化に関する取組、自己実現につながる様々な市民自治活動等を、より一層支援していく必要があります。
- ◇成熟した文化的な都市ならではの上質な暮らしが実現できるという都市イメージをブランディングして、積極的に発信することが求められます。

(9) 安定した行財政運営の継続と多様な連携体制の強化

- ◇持続可能な世界の実現に資するため、17のゴール・169のターゲットから構成される「SDGs」を推進し、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた施策に取り組んでいく必要があります。
- ◇今後の人口推計を踏まえながら、耐用年数を迎える公共施設の長寿命化等の老朽化対策を効果的・効率的な方法で行う必要があります。
- ◇民生費の増大や、都市基盤・公共施設の老朽化に対応しつつ、AIやIoT等、最新技術を導入することで、健全で積極的な行財政運営を持続する必要があります。

◇地域問題や市民ニーズの多様化・高度化、「Society5.0」の到来等を踏まえ、市民や事業者、大学等との協働に加え、民間との積極的な連携や周辺自治体を含めた広域での行政対応等あらゆる協働・連携を推進していく必要があります。

◆ 用語の解説

※1 : Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※2 : S D G s

Sustainable Development Goals の略で2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標となるもの。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の目標、169のターゲット、232の指標が定められている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々な立場の人が取り組むべき目標とされている。

※3 : I o T

Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」や「インターネットにつながる様々な物」。

※4 : I C T

「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略で、ITとほぼ同意だが、社会や生活への情報技術の活用といった意味合いで区別される場合がある。

※5 : スーパー・メガリージョン

21世紀のボーダレス世界、グローバル経済の中で生まれた大都市圏のこと。貿易、交通、イノベーションの一大圏となっており、世界からひと、もの、かね、企業、情報が集まる領域である。既存の国境や行政区画とは関係なく、主要な大都市圏を中心にした巨大エリアをメガリージョンという。我が国では、リニア中央新幹線の開業によって三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からひと、もの、かね、情報を引き付け、世界を先導することが期待されている。このエリアをスーパー・メガリージョンと位置づけ、人口減少下にある我が国において、リニア中央新幹線による対流の活発化及びそれによる新たな価値の創造を図り、我が国全体の持続的な成長につなげていくコアを形成すべく、令和元年5月、国では、リニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークの整備がもたらす「国土構造の大きな変革」の効果を最大限引き出すため、めざす方向性や必要な取組を構想としてとりまとめた。

《参考：SDGsの17の目標》

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれひとり取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、持続可能な社会を実現するため、SDGsを達成するための取組を積極的に推進していきます。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1から目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7から目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のため、責任があるとされています。

目標13から目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文
	自治体の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民に必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善するために必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるため、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の市民サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ゴール 目標	目標の意識文	
	自治体の果たし得る役割	
8 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	
10 人や国の不平等を なくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	
11 住み続けられる まちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。	
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する	
	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。	
13 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。	
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。	

ゴール 目標	目標の意識文	
	自治体の果たしえる役割	
 15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するため、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、そのほかの関係者との連携が不可欠です。	
 16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。	
 17 パートナリプで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO 等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。	

参考：私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－

第2編 基本構想

第1章	まちの将来像	24
第2章	将来人口	25
第3章	土地利用構想	27
第4章	基本目標と基本施策	32
第5章	施策の全体像	38

第1章 まちの将来像

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件や名古屋市内では享受することができない豊かな自然が残されている環境条件から、緑豊かで新しい都市近郊の住宅都市として発展してきました。

今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくためには、豊かな自然環境を保全し、緑の多いまちとしての価値を高めていくと同時に、古びていくまちではなく、常に新しいまちとして進化している“おしゃれで住みやすく活気のあるまち”という地域ブランドを向上させていく必要があります。また、本市に住みたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような真の豊かさと幸せ、そして安心が実感でき、一人ひとりがまちづくりに携わり、愛着と誇りのある地域社会を育んでいくことが今後の本市のまちづくりにおいて大切です。

また、これまで以上に参加と協働を進め、市民、地域、事業者及び行政が連携することにより、様々な課題への対応が可能となるよう市民自治力と行政経営力を向上させ、これからのまちをともに築いていく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、将来都市像を次のように設定します。

将来都市像

ともに暮らす 私たちがつないで創る
人とみどりを大切にするまち 日進

『ともに暮らす』

○年齢、性別、国籍、文化・習慣、障害の有無等を超えた「支え合い」や「つながり」を、市民一人ひとりが大切にしていこうという想いを込めています。

『私たちがつないで創る』

○本市の最高規範である日進市自治基本条例がめざす「市民主体の自治」を実現するため、みんな（市民・地域・事業者・行政）で考え、行動し、お互いを尊重し、認め合い、ふれあい、助け合いながら、自分たちが主体となってまちづくりを進め、子どもや孫等、将来の世代のために、住み続けたい素晴らしいまちを受け継いでいこうという想いや、だれもが、同じ日進市に暮らす仲間として協力し、これまで以上にだれもが暮らしやすいまちを、自分たちの手で築いていこうという想いを込めています。

『人とみどりを大切にするまち』

○だれもが自信を持ち、それぞれの場所で心豊かに活躍し輝くとともに、一人ひとりを大切にするまちであること、本市の魅力の大きな要素である、東部丘陵地や田園風景等に代表される豊かなみどりと、都市化の進む地域での緑化推進を、みんな（市民・地域・事業者・行政）で大切に「守り」「育んでいく」という想いを込めています。

第2章 将来人口

序論

基本構想

基本計画

我が国では少子高齢化が急速に進行し、2011年（平成23年）には、人口が継続して減少する「人口減少社会」の時代に入ったといわれています。このような中で、本市の人口は、地の利を生かして土地区画整理事業等による市街地の整備を進めてきたことにより、順調に増加してきました。

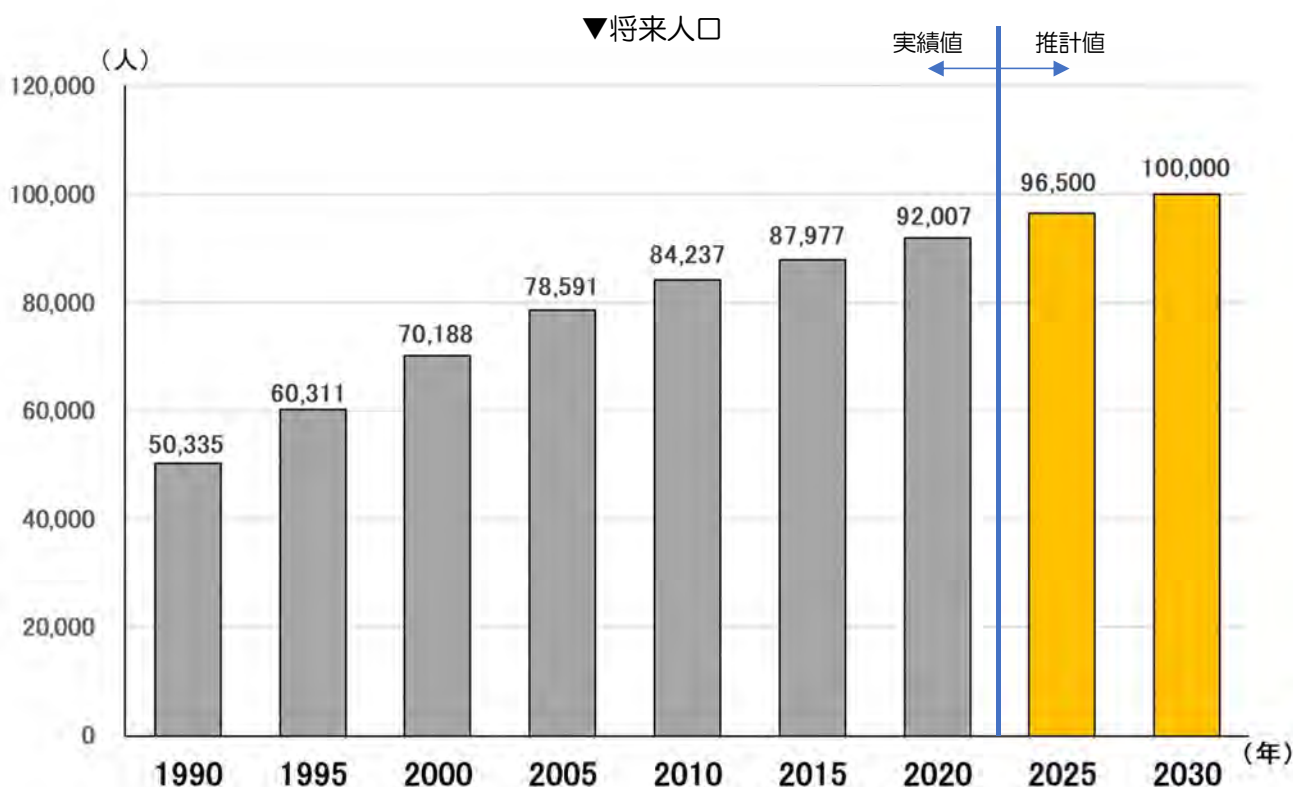
名古屋市と豊田市の間に位置する、恵まれた地理的条件にある本市は、国及び名古屋都市圏の社会経済動向が今後の人口動向に大きな影響を与える可能性もありますが、今後も宅地需要やマンション需要を受けて人口増加傾向が続くものと推計されます。

土地区画整理事業等が行われた地区では、これからも住宅等の建設が進むことが見込まれ、少子高齢化や人口減少が始まっている地区においても、住宅地における居住環境の維持や魅力の向上等に取り組んでいきます。

基本構想の最終年度にあたる2030年（令和12年）における将来人口については10万人、世帯数については41,500世帯と見込みます。

【2030年(令和12年)】

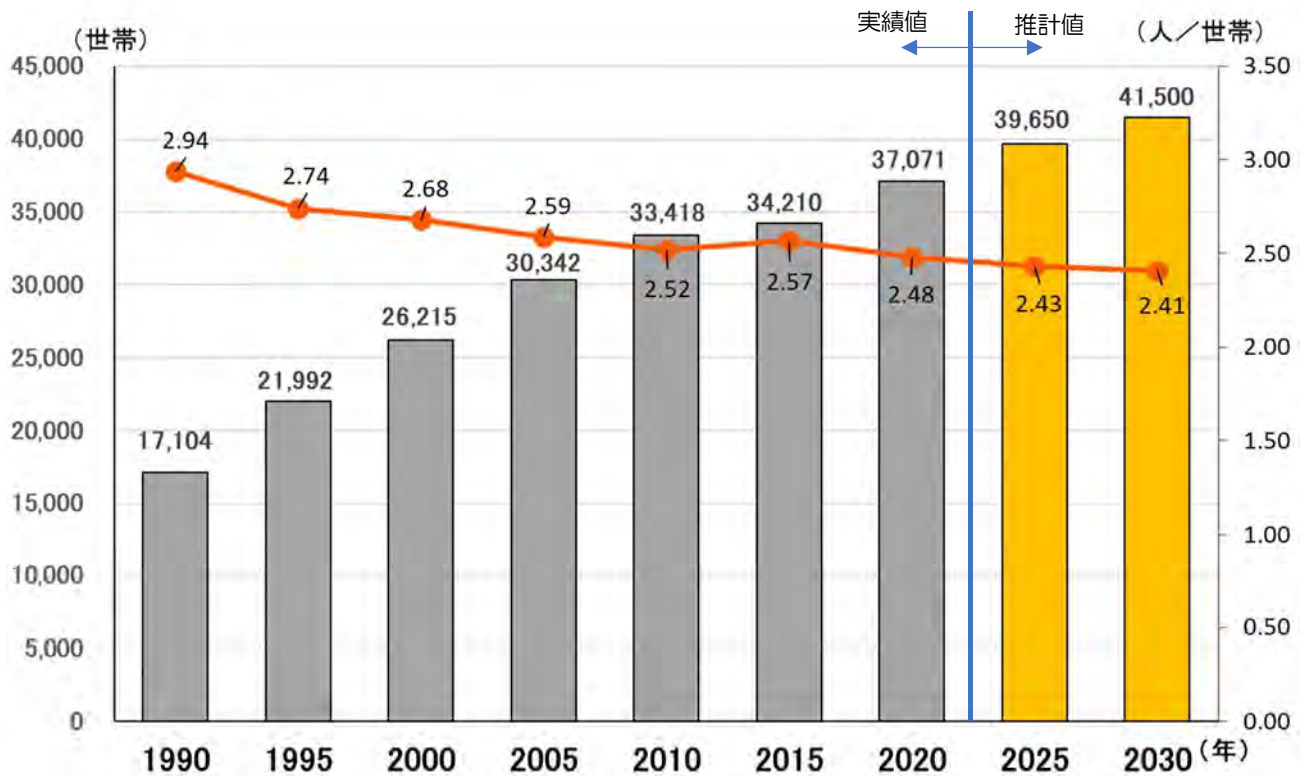
将来人口	100,000人
将来世帯数	41,500世帯



計画の推進に向けて

資料編

▼将来世帯数と1世帯あたりの世帯人員数



※2020年(令和2年)の世帯数は、「あいちの人口」(2020年(令和2年)4月1日現在)

推計手法について

日進市では、コーホート要因法を用いて人口推計を行っています。ただし、区画整理事業等、人口推計に及ぼす影響が大きい部分については適用にあたり条件を追加しています。また、市町村単位の子ども女性比、生残率、純移動率は国立社会保障・人口問題研究所が公表している値を使用しています。

第3章 土地利用構想

将来の本市のまちづくりを考えていく上では、限られた市域の中で保全と開発を調和させながら進めていくことが大切です。そのためには、広域的な視点に立ちながら方針を定め、秩序ある土地利用を実現していく必要があります。

そこで、地勢や交通等の地域特性と現在の土地利用の実態と今後の土地利用の動向を踏まえつつ、本市の将来都市像「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を実現するため、将来の土地利用を区分し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。以下に示す9つのゾーン区分、6つの拠点、2つの交通軸及び水とみどりの軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全等の方針を定めます。

1 土地利用の構成（ゾーニング）

（１）市街地ゾーン

一定のまとまった市街地を形成している区域を市街地ゾーンとして位置づけ、道路等の生活基盤施設の整備・改善、低・未利用地の活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図ります。

（２）新市街地形成ゾーン

現在の市街化区域内において、一団の低・未利用地が残されている地区を新市街地形成ゾーンとして位置づけ、その地形や植生等の特性を生かす等の配慮のもと、計画的に新たな市街地の形成を図ります。

（３）住宅団地ゾーン

市街化調整区域において、昭和40年代以降に一団の住宅地として開発がなされてきた地区を住宅団地ゾーンとして位置づけ、快適な居住環境を維持できるように、引き続き低層住宅を主体とした街並みの保全と併せ、日常生活における利便性の向上を図ります。

（４）森林保全ゾーン

本市北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺等に広がる地域には、緑豊かな自然環境が残されています。これらの森林は広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、森林保全ゾーンとして位置づけ、積極的に維持・保全します。

(5) 森林活用ゾーン

三本木地区周辺や本市南部に広がる地域を森林活用ゾーンとして位置づけ、保全を基本としながらも、自然環境と調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての土地利用を図ります。

(6) 農地・農業振興ゾーン

主に天白川や岩崎川沿いに広がる一団の農地は、優良な農地として整備されているため、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、農地・農業振興ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図ります。

(7) 農地活用ゾーン

名古屋市平針地区の市街地に隣接する優良農地を農地活用ゾーンと位置づけ、洪水時の防災機能等を有している地区であることから、農地として保全をしていくとともに、特色ある農産物を活用した観光振興に寄与する土地利用を図ります。

(8) 産業ゾーン

機織池周辺や日進東部地区等は、産業ゾーンとして位置づけ、アクセスの利便性を生かし、環境負荷の少ない産業施設等を主体とした土地利用を図ります。

(9) 教育・研究ゾーン

企業等の研究施設や研修センター等が集積する米野木研究開発地区、日進駅南側及び大学が立地している地区を教育・研究ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用を維持します。

2 拠点の形成

地域の個性と魅力を高めることをめざし、都市機能の集積促進、日常的な生活機能の維持、市民交流やにぎわいの場の形成等を図るため、地域の特性に応じた拠点を配置します。

(1) 公共施設集積拠点

市役所周辺地区を公共施設集積拠点として位置づけ、今後も集積した公共施設等の機能を維持します。

(2) 地域生活拠点

名古屋市営地下鉄鶴舞線赤池駅、名鉄豊田線日進駅及び米野木駅の3駅周辺等で行

われた土地区画整理事業により、計画的に整備された中心エリアを地域生活拠点として位置づけ、最寄りの商業施設をはじめ生活利便施設等が集積した拠点地区としての維持・形成を図ります。

（３）にぎわい・ふれあい拠点

「道の駅」や「田園フロンティアパーク」を中心とした地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、市内全域の遊休農地の解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより、地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を図ります。

（４）自然環境共生拠点

東部丘陵地西部地区を自然環境共生拠点として位置づけ、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共生する空間の創出を図ります。

（５）地域振興拠点

（仮称）東郷スマートインターチェンジ周辺を地域振興拠点として位置づけ、スマートインターチェンジ開設を契機とした周辺観光地へのアクセス利便性の向上を図るとともに、地域産業支援、市民生活支援等の地域振興を図ります。

（６）北のエントランス拠点

愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）長久手古戦場駅及び芸大通駅の南に近接する地区を北のエントランス拠点として位置づけ、周辺に愛知県口論義運動公園等の公共施設が立地しているという条件を生かしながら、広域からの交流人口の増加や定住人口の流入を促すことができる拠点の形成を図ります。

３ 軸の形成

拠点間の連携強化や広域からのアクセス性の向上により、都市活動の活発化と市内外の交流の円滑化を図るため、交通軸を配置し、都市の骨格を形成します。

また、地域住民の交流を促進するため、天白川や岩崎川の河川やこれら河川沿いの農地等を水とみどりの軸として配置し、本市の自然環境を生かしたネットワークの形成を図ります。

（１）交通軸の配置

①広域交通軸（高速道路等）

東名高速道路及び（都）名古屋瀬戸道路を本市と市外とを結ぶ広域的な交通軸とし

て位置づけ、市内外の交流を促進します。

②公共交通軸（鉄道・バス）

市域南部を東西方向に貫く名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線を本市の公共交通軸（鉄道）と位置づけるとともに、公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を結ぶ南北方向の軸線として公共交通軸（バス）を位置づけます。鉄道3駅については、公共交通結節点として位置づけ、市内の拠点間の連携強化やアクセス性の向上をめざします。

併せて、本市の北側を通る愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）については、今後本市のまちづくりを進める上で、積極的な活用を検討します。

（2）水とみどりの軸の形成

天白川や岩崎川の河川沿いに、田園等の自然景観を生かした散策路や自転車道等を整備し、市民の健康づくりやレクリエーション及び通勤・通学等に活用できる、歩行者・自転車ネットワークとしての水とみどりの軸を形成します。

第4章 基本目標と基本施策

本市の将来都市像「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を実現するため、次のとおり6つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1：健やかに暮らす（健康・福祉分野）

- 安心して子どもを生み、育てることができる環境の中で、すべての子どもがいきいきと育ち、すべての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくりをめざします。
- 年齢や障害の有無等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域でいきいきと健康に自分らしく生活し続けることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、医療、福祉、介護等の関係機関や事業所との連携による包括的な支援体制の構築と、適切な医療・福祉サービスの提供に努めます。
- 身近な暮らしにおける支え合い・助け合いの地域福祉を充実させるとともに、各種社会保障制度の啓発と適正な運用を進め、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。



施策1：地域福祉（地域共生社会の実現をめざし、地域での支え合い、助け合いを進めます）

施策2：子育て・子育て支援（安心して子育てができる環境を創ります）

施策3：高齢者福祉・介護保険（高齢者が元気で安心して暮らせるよう支援します）

施策4：障害者・障害児福祉（障害福祉の充実を図ります）

施策5：健康づくり（病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します）

施策6：医療・感染症対策（適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます）

施策7：社会保障（適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します）

基本目標２：安全・安心を高める（生活安全分野）

- 地震や集中豪雨等の自然災害や火災、交通事故、犯罪等から市民の大切な生命や財産を守るため、災害に強い強靱な都市基盤の整備を進めるとともに、いざという時に安心して利用できる消防・救急体制の充実を図ります。
- 市民の防災・防犯意識が高まるよう啓発活動を行うとともに、関係者間の連携を通じて、地域の自主的な防災・防犯・交通安全活動や消費者教育の一層の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



施策８：防災・危機管理（自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます）

施策９：消防・救急（火災や救急に対する体制の強化を進めます）

施策 10：交通安全・防犯・消費者行政（交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します）

基本目標3：暮らしやすいまちを創る（都市基盤・環境分野）

- 良好な市街地の形成や都市基盤の整備は、利便性が高く、快適で豊かな生活や地域経済の発展を支えるために必要不可欠なものです。このため、道路、歩道、公園、緑地、下水道の整備・維持管理や地域交通体系の充実、土地区画整理事業の支援、関係機関との連携による安定的な上水道の供給等を進めることによって、より質の高い都市環境を創造し、緑豊かで暮らしやすい住宅都市としての持続的な発展を図ります。
- 未来に向けて、豊かな自然環境や快適な住環境をつないでいくために、ごみの適正処理と再資源化、生物多様性の保全等を進めることで、環境負荷の少ない循環型地域社会を形成し、持続可能な社会づくりを進めます。



施策 11：道路（円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します）

施策 12：公共交通（市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます）

施策 13：住宅・市街地形成（便利で快適な生活空間を創出します）

施策 14：公園・緑地・景観（緑を生かした潤いのあるまちを創ります）

施策 15：上・下水道（安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します）

施策 16：環境負荷の少ない地域社会の形成（地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します）

施策 17：ごみの適正処理と再資源化の推進（ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します）

施策 18：自然環境の保全（貴重な動植物が生息する自然環境を保全します）

施策 19：河川・排水路（自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します）

基本目標4：産業の魅力を高める（産業振興分野）

- 産業の活性化は、豊かで充実した市民生活の糧となるとともに、まちの活力の源として大切な要素です。都市近郊である本市の地理的条件を生かした農業の振興、中・長期的視野に立った商工業の振興や、新たな産業の誘致のための用地の確保、安定した雇用機会の創出等の地域産業づくりを進めます。
- 本市特有の歴史や生活文化、地域資源（ひと・もの・こと）を活用した観光まちづくりを進めることにより、様々な人との出会いやふれあいの機会を創出するとともに、市民が本市の良さを再認識し、地域に対する愛着と誇りが持てるシビックプライドの醸成と地域ブランディングを図ります。



施策 20：農業の振興（日進らしい都市近郊型農業を推進します）

施策 21：商工業の振興（市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します）

施策 22：観光まちづくりの推進（市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します）

基本目標5：学びと文化で未来を創る人財を育てる（教育・文化分野）

- 次代を担う子どもたちは地域の宝です。心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性と確かな学力が身につくようにすべての子どもたちの学びと育ちを促していくため、学校教育や家庭教育の充実を図ります。
- すべての市民が一人ひとりの能力と個性を伸ばし、それぞれの人生を豊かなものとするため、市民のだれもが学習の機会を得られ、スポーツや芸術・文化を身近に親しみ、生涯を通じての生きがいや充実感を得ることができるような環境づくりを進めます。



施策 23：学校教育（学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します）

施策 24：生涯学習の推進（生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます）

施策 25：文化芸術・文化財（歴史・文化に親しめる環境を整えます）

施策 26：生涯スポーツ（ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します）

基本目標6：地域の自治力と行政経営力を高める（市民協働・行政経営分野）

- 超高齢社会が間近に迫っている中で、人と人のつながりがあり、住みやすく愛着が持てる持続可能な地域社会を形成するため、区や自治会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。
- NPO・ボランティア・団体等の活動支援等により、一歩進展した協働と自治のまちづくりを進めるとともに、年齢、性別、国籍や文化等の違いを問わず、だれもが地域社会の一員として互いに人権を尊重し、ともに協力し、支え合って暮らしていく共生社会づくりを進めます。
- 市民の多様で高度な行政ニーズに対応するため、10万人都市にふさわしい行政組織として、組織体制の向上を図ることで、透明性の高い、開かれた市政を実現し、最少の経費で最大の効果を生む行政経営を行います。



施策 27：広報・広聴（わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます）

施策 28：市民自治・協働（市民自治の促進と多様な協働を進めます）

施策 29：多様性を認め合う社会の推進（多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます）

施策 30：行政運営（効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます）

施策 31：組織運営・人事マネジメント（市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます）

施策 32：財政運営（安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます）

第5章 施策の全体像

将来都市像

ともに暮らす
私たちがつないで創る
人とみどりを大切にするまち
日進

基本目標

健康・福祉

1 健やかに暮らす

生活安全

2 安全・安心を高める

都市基盤・環境

3 暮らしやすいまちを創る

産業振興

4 産業の魅力を高める

教育・文化

5 学びと文化で未来を創る
人財を育てる

市民協働・行政経営

6 地域の自治力と行政経営力
を高める

【第2期日進市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

基本施策

まちづくり戦略

施策1：地域福祉

施策2：子育て・子育て支援

施策3：高齢者福祉・介護保険

施策4：障害者・障害児福祉

施策5：健康づくり

施策6：医療・感染症対策

施策7：社会保障

施策8：防災・危機管理

施策9：消防・救急

施策10：交通安全・防犯・消費者行政

施策11：道路

施策12：公共交通

施策13：住宅・市街地形成

施策14：公園・緑地・景観

施策15：上・下水道

施策16：環境負荷の少ない地域社会の形成

施策17：ごみの適正処理と再資源化の推進

施策18：自然環境の保全

施策19：河川・排水路

施策20：農業の振興

施策21：商工業の振興

施策22：観光まちづくりの推進

施策23：学校教育

施策24：生涯学習の推進

施策25：文化芸術・文化財

施策26：生涯スポーツ

施策27：広報・広聴

施策28：市民自治・協働

施策29：多様性を認め合う社会の推進

施策30：行政運営

施策31：組織運営・人事マネジメント

施策32：財政運営

戦略1

子どもや女性が活躍するまちを創る

戦略2

だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る

戦略3

雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る

戦略4

安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る

第3編 基本計画

第1章 まちづくり戦略（第2期日進市まち・ひと・しごと創生総合戦略） 42

- 戦略1 子どもや女性が活躍するまちを創る 42
- 戦略2 だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る 47
- 戦略3 雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る 51
- 戦略4 安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る 55

第2章 部門別計画 60

第1章 まちづくり戦略(第2期日進市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

総合計画の実行性を一層高めるため、本市の主要課題や基本構想に掲げる基本目標に対応した「第2章 部門別計画」に示す個別の施策・事業の中から、特に、本市が将来にわたって、これまで以上に暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを進め、本計画で定める将来都市像を実現するため、積極的に推進すべき施策について、関連のある施策事業を組み合わせ、「まちづくり戦略」として位置づけ、効果的、効率的に計画を進めます。

戦略1 子どもや女性が活躍するまちを創る

持続可能で、将来にわたって地域ににぎわいと活力をもたらすためには、次代を担う子どもたちを育み、本市への愛着度を高める必要があります。

「日進市未来をつくる子ども条例」の理念を尊重し、健やかな育ちを地域で支えていくとともに、夢や希望、本市への愛着が持てるような「子どもたちの笑顔が輝くまち」をめざします。

また、本市により一層のにぎわいと活力をもたらすためには、職場や地域等において女性が望む活躍ができることが重要です。「日進市男女平等推進条例」の理念を尊重し、子育て世代が多く移住する本市だからこそ、性別にかかわらずだれもが子育てをしやすい支援体制を構築していきます。

施策1-1 次代を担う子どもたちの学習環境の充実



次代を担う子どもたちが、生きる力を身に付け、自らの未来を切り拓いていくとともに、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材となるよう、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進するとともに、グローバル化、情報化等の新しい時代に即した教育基盤の整備や学校教育を充実させる取組を進めていきます。

また、大学が多数立地する学園都市として、大学との連携を推進し、専門的な講座を開催する等、義務教育の段階から、本市の強みを生かした学習環境の充実を図ります。



主な事業内容

事業名	事業内容
小・中学校運営事業（児童生徒の生きる力を育む教育）	児童生徒が社会の中で生きていくのに必要な知識や能力を身に付けることができるよう、基礎学力を定着させ、主体性を育むため、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実します。
小・中学校運営事業（自己肯定感を育む教育）	児童生徒が社会とのつながりを意識し、社会から認められ、自己肯定感を高めることができる取組を行います。
学校給食調理事業（学校給食を通じた食育）	児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るのに必要な力を育成するため、基本的な生活習慣の確立を図り、給食を通じて、学校における食育の推進を図ります。
小・中学校就学支援事業、高等学校等補助事業	経済的な理由による就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、教育に要する費用を負担し、就学を支援します。
家庭教育推進事業（地域学校協働本部設置及び推進事業）	部活動をはじめとする児童生徒の幅広い学びの活動において、学校支援ボランティア、地域、団体等からの協力を得ながら、地域学校協働活動を進めていきます。 また、学校を含めた地域全体で児童生徒の成長を支えるため、地域が学校の運営にかかわる仕組みづくりを進めます。
小・中学校管理事業、小・中学校整備推進事業、給食センター施設・設備維持管理事務、給食センター施設・設備環境改善事業、教育支援センター事業	児童生徒が安全に過ごし、安心して教育を受けることができるよう、小・中学校、教育支援センター、学校給食センターの施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、児童生徒数の変化や経年劣化等に対し、計画的に増改築、改修、修繕、更新を行います。
小・中学校管理事業、小・中学校整備推進事業（小・中学校 ICT 環境整備事業）	教職員の事務や作業の効率化と負担軽減を図り、教員が児童生徒一人ひとりに向き合える時間を増やすため、学校における ICT 環境を整備するとともに、教職員を側面から支援する人的体制を整備します。 また、新しい時代を見据え、児童生徒に必要な情報活用能力を育成するため、ICT を活用した学習環境を整えます。

事業名	事業内容
社会教育推進事業（子ども学習活動支援）	地域、団体等と連携し、子どもの学習活動を支援します。
子ども・子育て支援事業（日進市未来をつくる子ども条例普及事業）	日進市未来をつくる子ども条例の普及・啓発を行い、子どもの権利保障や社会参画を推進します。

施策1-2 女性が活躍できるトータル支援



本市の合計特殊出生率は1.85（2013年（平成25年）～2017年（平成29年））となっており、全国平均、愛知県平均より高い値となっていますが、一方で、女性の労働力率は全国平均、愛知県平均より低い値となっており、女性人材が眠っている状況といえます。

また、市内事業者や地域、団体等では、「人材確保」が深刻な課題となっている中、多様な人材が活躍できる環境を整えることが求められています。

特に、女性の社会進出が進み、社会環境の変化が求められる中、女性が職場で活躍できるよう、子育て等に対する理解の促進だけでなく、性別にかかわらず子育てをしながら働ける環境づくりを進めます。また、男性の家事・育児等家庭生活への参画は女性が働く場で活躍することと両輪であると捉え、男性が家庭生活の担い手として家事・育児等を自発的に担い、女性と男性が仕事も家庭生活も共有していくため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための施策の推進を図ります。

そして、市内外に女性の活躍推進を積極的に進めているまちであることを発信することで、まちのイメージアップにつなげます。



主な事業内容

事業名	事業内容
一般不妊治療費助成事業	不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減することで、子どもを生み育てやすい環境をつくれます。

事業名	事業内容
母子健康相談・教育事業、子育て総合支援センター管理運営事業（ひよこテラス、妊娠期における健康教育）	妊娠期から子育て期までの知識啓発、相談や教室等を行い、孤立することなく、安心して出産・子育てできる体制を整えます。また、初めて出産を迎える夫婦を対象に沐浴や育児体験ができる教室を実施することで、夫婦で協力しながら出産・育児に臨めるよう支援します。
母子健康相談・教育事業（産後ケア事業）	心身の不調や育児不安が強い産婦や子育て中の保護者に対して、安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。
子ども・子育て支援事業（民間企業の地域貢献活動の活用）	官民連携により、子育て支援の充実を図ります。また、子育てアプリを活用して、子育て世代のニーズに応じたサービスや情報を提供します。
子育て総合支援センター管理運営事業（父親向け子育て講座）	土曜日等父親が参加しやすい環境で子育てに関する講座等を開催します。
子育て総合支援センター管理運営事業、子育て支援センター事業	子ども及びその保護者が適切な支援やサービスを受けられるようにするため、子育て支援情報の提供の充実を図ります。また、保護者同士が気軽に情報交換や情報共有ができる環境を提供します。
公立保育園管理運営事業、認可保育所等支援事業（一時預かり事業）	保護者の就労や疾病に加え、リフレッシュを目的にした一時預かり事業を拡充します。
母子健康推進事業（多胎児支援事業）	多胎児を持つ家庭に対し、情報提供や交流の場、育児支援の充実を図ります。
公立保育園管理運営事業、認可保育等支援事業、認可外保育所支援事業、幼児教育・保育無償化事業（未就学児の預かり）	官民の役割の明確化により、保育の量・質を確保します。 就労の形態に合わせて選べるよう、民間の活力を生かして保育サービスの質的拡大を図ります（早朝延長保育、休日祝日保育の拡充等）。
放課後児童クラブ支援事業、放課後子ども総合プラン運営事業（放課後の児童の居場所確保）	放課後の児童の居場所を確保し、多様なニーズに対応するため、施設の整備、民間事業所の運営支援及び適切なプラン運営を行います。

事業名	事業内容
障害児福祉サービス事業、障害者福祉センター管理運営事業	障害のある子どもや発達に心配のある子どもとその保護者に対し、障害特性に応じた専門的な支援を提供します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、保護者の就労等で家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施します。
勤労者支援事業、DV対策事業 （女性相談等の実施や相談機関の紹介）	性別にかかわらず働きやすい環境を構築するための情報の周知を図ります。 DVを受けた割合は、女性の人が高い状況にあります。DV被害を未然に防ぐとともに、自身の尊厳を取り戻し、自立していくための相談や支援に努めます。
企業誘致促進事業（創業支援セミナーの開催）	商工会等と連携し、女性の起業・創業の相談・支援を図ります。

戦略2 だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る

本市は男女ともに平均寿命が県内 1 位の長寿のまちです。これからも、市民が健康に、住み慣れた地域で暮らし続けていくため、市民・地域・団体・行政の協働による健康づくりや生きがいを持ち活躍できる場を創出する取組を進める必要があります。

また、地域のつながりの希薄化が進む中で、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「受ける側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）を実現する取組を進めます。

施策2-1 健康づくりと生きがいづくりの支援



本市は、支え合い、助け合いの地域社会の形成をめざすとともに、その中で健康づくりを積極的に行い、さらに健やかに暮らしていけるよう、2015 年（平成 27 年）1 月に「健やかにっしん宣言」を行いました。

地域における健康づくりやふれあいができる環境を整備して、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で創る」意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、だれもが将来にわたって健康に暮らす社会をめざします。

また、高齢者が生きがいを持って健康に暮らしていけるよう、大学と連携した学び直し等の推進を図ります。



主な事業内容

事業名	事業内容
成人健康相談・教育事業、健康づくり事業（生活習慣病予防事業）	幼児期から高齢者までの様々な世代に、生活習慣病等その世代の抱える健康課題に即した情報を発信します。また、にっしん体操等について、学校や企業等関係機関と連携し、普及啓発を行います。

事業名	事業内容
保健指導事業（生活習慣病改善支援事業）	健康に関する指導が必要な人に対して、性別や年齢等、対象に合わせた効果的な特定保健指導のプログラムを作成する等、生活習慣の改善と支援に努めます。
健康づくり事業（健康教室等による健康づくり普及啓発事業）	ポピュレーションアプローチ※ ¹ として、地域等に出向き健康教室を開催する等、健康や健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
健康づくり事業（にっしん健康マイレージ事業）	にっしん健康マイレージ事業を通じて、健康づくりの関心が低い層に対する働きかけを行います。
生涯スポーツ普及事業	スポーツ大会や講座等を実施し、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。
地域福祉推進事業（つどいの場※ ² の設置運営支援）	地域において市民が気軽に集える場となる、つどいの場等の設置及び運営の支援を行います。
一般介護予防事業（介護支援ボランティア事業）	サービスの受け手ではなく、地域や社会を支える担い手としての高齢者の活動を支援します。
介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（専門職派遣、地域介護予防事業）	介護予防に資する知識の普及啓発やつどいの場への専門職の派遣、地域における住民の主体的な介護予防の取組を支援します。 また、後期高齢者医療健診結果を基に、生活習慣病とともにフレイル※ ³ 状態を把握し、関係課、医療機関等と連携を図り介護予防に努めます。
包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）	医療と介護の両方を必要とする高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう、電子連絡帳を活用し、関係機関の連携を推進します。
生涯学習講座開催事業	生涯学習 4Wプランの基本構想に沿った市民の主体的な活動を支援し、市民のニーズに応じた幅広い分野の学習活動機会の提供を行うとともに、学んだことを生かし、交流する場の提供を行います。

※1 ポピュレーションアプローチ：対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げていく手法

※2 つどいの場：地域の人が気軽に集まることができる、市民が主体的に運営する場所。「ふれあい・いきいきサロン」、「ほっとカフェ」、「ぶらっとホーム」、「にっしん体操スポット」等、様々な形で運営されている。

※3 フレイル：低栄養やサルコペニア（加齢による筋肉量と筋力・身体機能の低下）等により、気力や体力等、心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間のような状態。放置した場合介護が必要となる危険性が高い。

施策2-2 つながりのある地域コミュニティの醸成と共助のまちづくり



本市は人口の増加が続いていますが、若い世代の多い地域や高齢化が進む地域等の地域性は様々であり、区や自治会等の地域のつながりの希薄化が懸念されています。地域課題が複雑多様化する中で、だれもが安心して暮らせる地域をつくるため、行政だけでなく、市民・地域・団体の「つながり」を強化し、お互いに支え合い、助け合う、共助のまちを構築する取組を推進します。

また、それぞれの地域の特性に応じた支援や、市民・地域・団体の連携を促す取組、活動を行う環境の整備等、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めます。

主な事業内容

事業名	事業内容
地域コミュニティ推進事業	区・自治会が企画運営する各種活動、行事等や、活動拠点となる公民館や集会所等施設の維持管理及び整備に対し、支援を行います。
地域福祉推進事業（地域福祉意識の向上、地域福祉活動の充実・支援）	地域福祉に関する周知啓発活動を支援し、地域福祉活動に対する意識・関心の向上を図ります。地域における支え合いに取り組む人の養成のほか、協働組織等の立ち上げや活動を支援します。また、地域をつなぐ横断的な地域福祉体制づくりを支援します。
包括的支援事業（生活支援体制整備事業）	生活支援コーディネーターを配置し、地域住民・各種団体・NPO・事業者等による協力・連携を支援します。
包括的支援事業（認知症地域支援・包括ケア向上事業）	認知症地域支援推進員を配置し、認知症になった人が住み慣れた地域で暮らしていけるための仕組みづくりに取り組みます。
地域福祉推進事業（つどいの場の設置運営支援）（再掲）	地域において市民が気軽に集える場となる、つどいの場等の設置及び運営の支援を行います。

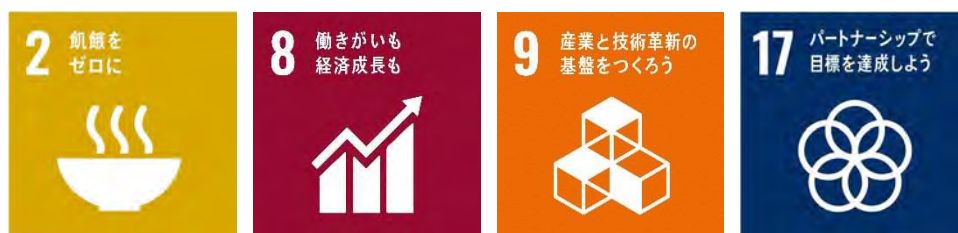
事業名	事業内容
人権相談・啓発事業（多様性の受容と共生意識の啓発事業）	人権課題については、課題解決に取り組む課・機関等と連携し、課題解決に向けた啓発を行います。 また、市民・団体等への啓発を進め、市民自らが多様性を受け入れ、ともに生きることのできる地域づくりを推進するよう努めます。

戦略3 雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置し、通勤圏内のベッドタウンとして発展してきた住宅都市です。働くことの利便性や住みやすい環境が評価され、人口が増加してきましたが、市としての活力や利便性を高めていくため、地域内経済等の活性化が必要です。大都市近郊というメリットを最大限に生かし、農・商工業の活性化や創業の支援を進めます。

また、老朽化した公共施設の更新や新たな拠点の整備により、「まち」の特産物や地域資源等を生かして、市内外を問わず、多くの「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出し、市内のにぎわいや活力を創出します。

施策3-1 市内農・商工業の活性化と多様な連携の推進



居住・生活環境を向上させるため、市内農・商工業の活性化が必要です。本市の農業は、小規模な稲作が主体であり、担い手不足や都市化による農地の減少等の問題があるため、農業収益の向上を目的として、高収益な作物の栽培や、農業と製造業、小売業との融合を図る6次産業化を推進します。また、大都市近郊にある立地を生かし、地域農業の中心的な担い手の育成や地産地消の推進等により、農業振興を図ります。

本市の商工業は、中小企業が大半を占め、経営状態が経済不況等に影響されやすい傾向にあります。近年では、市内での大型商業施設の立地や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、商工会等の経済団体による支援体制の強化が必要とされています。安定した雇用の確保やにぎわいの創出を図るため、企業誘致や、市内事業者の成長支援、産官学一体となった就労支援等により産業を活性化する取組を行います。

そのほか、市内外へ向け、農・商工業の魅力やこだわりを発信し、市民が愛着を持てるようなブランディングに取り組めます。



主な事業内容

事業名	事業内容
田園フロンティアパーク推進事業	後継者や新たな担い手を育成するため、日進アグリスクールにおいて、幅広い世代に学びの機会を提供します。また、民間活力を活用した市民農園の整備、運営を支援します。さらに、農業に参入する多様な主体、人材に農地を仲介する等、支援します。
農業経営者支援事業（農地中間管理事業）	5年後から10年後までを見据え、遊休農地等の情報を収集することによって、認定農業者や農事組合法人等への利用集積を促進し、農業委員会・あいち尾東農業協同組合や農地中間管理機構と連携した、効率的かつ安定的な農業経営支援を進めます。
農業経営者支援事業（新規就農者及び認定農業者育成事業）	新規就農者、農家の後継ぎや認定農業者の発掘・育成と経営近代化のための資金支援や農業用機械・施設取得支援等、各種支援を行うことによって、農業経営体の強化に努めます。
農業経営者支援事業（地産地消推進事業）	地産地消を推進するため、保育園や学校給食で日進産農産物の利用を進めるとともに、多くの市民が日進産農産物を消費するよう推進します。また、農業者と市内スーパー、コンビニ、飲食店等とのマッチングを進め、旬野菜や本市の特性に合った農産物の販路を拡大し、農業生産及び農業収益の向上を図ります。
6次産業化推進事業	本市の特性を生かした新たな農産物や6次産業化の方向性を調査・研究するとともに、農作物の栽培、加工施設等の相談や補助金等を通じて、意欲のある農業者等を支援します。
勤労者支援事業	求職者が職業紹介を気軽に受けることができるよう、名古屋東公共職業安定所と共同で設置した日進市地域職業相談室において、知識と経験が豊富な相談員による職業情報の提供、職業相談及び職業指導等の就労支援を行います。
商工業振興事業（地元企業就職ガイダンス事業）	周辺自治体と連携し、地元企業就職ガイダンスを実施します。

事業名	事業内容
企業誘致促進事業（産業立地推進事業）	企業誘致の方針を研究し、優良企業の誘致について市内商工業の活性化と両立するよう、戦略を立て、実施します。 また、愛知県企業庁と連携して一団の企業用地を新たに整備します。
企業誘致促進事業（創業支援セミナーの開催）	市内での起業、新ビジネスの誘致等を促進します。
市民自治活動推進事業（大学連携協力推進事業）	大学との連携協力の推進により官学連携を図り、相互の課題解決に取り組んでいきます。

施策3-2 地域活性化の拠点整備



本市の地域活性化をより一層推進していくため、市内外問わず多くの人々が交流し、親しむことができる、地域の元気の核となる拠点施設や、市民生活支援、地域産業支援、周辺観光地へのアクセス利便性の向上等、地域振興を図るための拠点施設の整備を進めます。

本市の玄関口である名古屋市営地下鉄赤池駅周辺や、愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）長久手古戦場駅及び芸大通駅の南に近接する北のエントランス拠点においては、広域からの交流人口の増加や定住人口の流入を促すことができる拠点の形成を図ります。

また、老朽化した公共施設の再整備を行う際には、市民の利便性向上とともに、これまで以上ににぎわいを生み出す場としての整備を行います。



主な事業内容

事業名	事業内容
道の駅整備事業	道の駅の整備を進めることで、将来のまちの持続的な発展に向け、子育て支援、防災・減災、農業振興等の地域課題の解決に取り組むとともに、地域活性化の拠点となる市民交流やにぎわいの場の形成等を図ります。
東部丘陵地西部地区活用事業	市有地の東部丘陵地西部地区について、整備方針等の検討を行い、環境共生拠点としての整備を進めます。
スマートインターチェンジ整備事業	（仮称）東郷スマートインターチェンジの整備を進め、市内を通過する東名高速道路へのアクセス性向上による利便性の向上や、周辺道路の交通渋滞の緩和とともに、周辺企業の物流効率化等企業活動の活性化を図ります。
市道赤池駅前線整備事業（赤池駅周辺再開発事業）	赤池駅周辺地区において、既存の駅前広場の活用や駅前の交通渋滞を解消するため、駅前ロータリーの再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上をめざします。
北部土地区画整理組合推進支援事業（北のエントランス拠点整備事業）	北部地区は、北のエントランスと位置づけ土地利用を図っていく地区であり、住宅地、生活利便施設誘致を見据えた土地区画整理事業を推進します。
庁舎建替事業（老朽化庁舎等建替整備計画策定事業及び推進事業）	老朽化した庁舎等について、効率性、合理性に鑑み必要規模を検討し、計画的に建替えを実施します。
福祉会館施設環境改善事業（福祉会館再整備事業）	福祉会館が市民の身近な福祉の活動拠点として活用できるよう、福祉会館の現状を整理して、利用者が快適に利用するための、管理・運営体制の充実に努めます。
スポーツ施設環境改善事業	総合運動公園等スポーツ施設の従来の特徴を生かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。

戦略4 安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る

だれもが、いつまでも不安や心配なく本市で生活していくためには、安全・安心で快適な環境であることが必要です。

すべての世代が快適で暮らしやすいまちをめざし、防災、防犯、公共施設の老朽化対策、感染症対策等を進めるとともに、従来の公共交通機関だけでなく、多様な交通手段の導入について検討を進め、移動支援の取組を推進します。

また、住宅都市として「住みやすく暮らしやすい」という本市の地域ブランドを強化するとともに、地域資源（ひと・もの・こと）を積極的に市内外へ向けて情報発信し、「住むなら日進」と思える、愛着と誇りを持てる地域社会を育んでいきます。

施策4－1 安全・安心な暮らしと便利な地域交通網の実現



安全・安心で快適な暮らしは、若い世代から高齢者まで、住みたいまちの基本的な機能として求められています。市民の安全・安心を確保するため、防災、防犯、公共施設の老朽化対策、感染症対策等について、自助・互助・共助・公助※4を意識して、効果的・効率的な対応を図ります。

また、将来的に高齢者が増加すると、車の運転ができず、市内外の移動や通院、買い物等が不便になり、住みづらいつと感じる市民が増加する可能性があるため、地域交通のニーズはさらに拡大・多様化することが想定されます。本市が運営する「くるりんばす」の利便性向上のほか、地域公共交通を補完する施策を展開し、市民に最も身近な地域交通網の利便性向上・拡充を図ります。

※4 自助・互助・共助・公助：自分でできることは自分でする「自助」、隣近所や友人知人とお互いに支え合い助け合う「互助」、社会保険制度や介護保険等の制度化された相互扶助である「共助」、自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する「公助」を



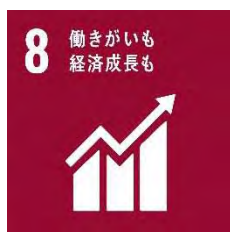
主な事業内容

事業名	事業内容
交通安全対策事業（通学路交通安全プログラム整備事業）	歩行者が安全で快適に通行できるよう歩道を整備し、バリアフリー化した歩道や児童生徒のための通学路整備を行います。

事業名	事業内容
公立保育園環境改善事業（保育園防犯対策事業）	子どもや保護者が安心して保育園等の子育て支援施設を利用できるよう、防犯カメラを設置します。
防犯施設維持整備事業（防犯環境整備事業、防犯カメラ設置費補助事業）	防犯灯、防犯カメラの設置や地域の防犯カメラの設置費補助により、防犯環境の充実を図ります。
災害対策推進事業（地域強靱化計画等の浸透・災害対策本部の設置訓練）	緊急時に迅速な対応ができるよう、職員に対して、本市の地域防災計画や業務継続計画、地域強靱化計画等の各種計画の浸透を図るとともに、職員向けの災害対策本部の設置訓練等を実施することで、能力の向上を図ります。
道路長寿命化事業	道路施設の老朽化に対する計画を策定し維持管理を行います。また、橋梁や歩道橋については、予防保全の観点から長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施するとともに、5年に1回の定期点検を行います。
管路改良事業（下水道施設の老朽化対策）	持続的な下水道機能確保のため、処理施設の計画的な修繕と老朽化施設の改築を検討し、より一層効率的・効果的なストックマネジメントの推進を図ります。
災害対策推進事業（民間事業者等との災害時協定の締結）	民間事業者及び大学等との協力体制を強化し、災害時における物資や資機材の調達、避難所としての場所提供等の締結について拡充を図ります。
消防団事業（地域消防力強化事業）	消防団員の確保とともに、機能別消防団員等、新たな体制の導入を検討します。
災害対策推進事業（業務継続計画の策定及び緊急時訓練の実施）	新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の発生や庁内情報システムに対する外部からのサイバー攻撃等に対応できるよう、業務継続計画・対策マニュアルの作成やシミュレーション訓練の実施等、各種の取組を推進し、様々な危機に対して備えます。
新型インフルエンザ等対策事業	新興・再興感染症対策として、死亡率、感染率等を考慮した日進市新型インフルエンザ等対策行動計画をもとに、初期発生段階からの国内外、県、他自治体の情報収集及び市民への迅速な情報提供を行い、市民生活の混乱を防ぐとともに、市民一人ひとりの的確な予防行動を促します。

事業名	事業内容
公共交通対策事業（くるりんばす運行事業、くるりんばす利用促進事業）	本市の発展に合わせた移動需要の変化や市民の要望等を踏まえ、くるりんばすと民間路線バス、鉄道等の役割分担を明確にし、新たな地域公共交通計画を策定して市内交通網の改善・充実を図ります。 また、公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を南北に結ぶ民間バス路線を、本市の公共交通軸として位置づけ、利用促進と路線維持に努めます。
公共交通対策事業（移動支援事業）	くるりんばす以外の移動支援について多角的な視点から研究し、くるりんばすではカバーできない移動需要に対して相互連携を図ります。
産学官モビリティ共同研究事業	自動運転技術の公共交通への応用等、新しい技術が活用できるよう、情報の収集に努め、導入をめざします。
地域福祉推進事業（高齢者等移動支援推進事業）	福祉有償運送や住民主体の互助による輸送等、地域での支え合いによる移動の取組を支援します。

施策4-2 まちの魅力向上と多様な情報発信



子育て世代を中心とした移住・定住を持続的に進めていくため、「緑豊かで暮らしやすい住宅都市」として、質の向上をめざし、新しく洗練された、住みたい・住み続けたいと思えるまちとして、常に進化していく必要があります。

また、地方分権により自治体間の競争は激化しており、持続可能なまちづくりのため、戦略的な情報発信が求められています。

本市の地域資源（ひと・もの・こと）をいかに活用していくかという議論を進め、新たな情報発信手段の充実を図ります。市内外へ戦略的に情報発信し、対外的なイメージアップを図ることにより関係人口の創出・拡大や、市民による本市の魅力の再発見、市民としての誇りや一体感の醸成を図ることにより、地域のにぎわいと活力を創出していきます。



主な事業内容

事業名	事業内容
区画整理推進支援事業	赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区は、安全・安心かつ利便性の高いまちづくりをめざした土地区画整理事業により、市街地化を推進していきます。
住宅対策推進事業（空家対策事業）	定期的な空家実態調査や空家所有者等への適切な管理に対する意識啓発を行うほか、空家バンクを通じた子育て世帯をはじめとする定住促進等、予防対策を推進していきます。また、管理不全の空家や空地に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法や条例に基づく指導等を行います。
公園・児童遊園等整備事業（土地区画整理事業地内における公園整備事業）	土地区画整理事業地内において、地域ワークショップの開催等により、市民ニーズや地域の特色を把握し、計画的に公園整備を行います。
公園・児童遊園等整備事業（魅力・特色ある公園化改修事業）	既存の公園等について、子どもたちが愛着を持つことができるような整備等を行います。
緑化推進事業（緑化推進事業補助金による優良な緑化支援）	民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近な場所に緑がある良好な住環境を形成します。
緑化推進事業（街路樹維持管理業務委託事業等）	緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、街路樹等の計画的な管理を行います。
東部丘陵地保全事業	東部丘陵地の自然を守り、次代に引き継いでいくため、貴重な自然を幅広く周知するとともに、動植物の生息状況の確認等を地域、関係団体等と協働で実施します。
緑地・里山整備事業、緑地・里山管理事業（里山保全実践講座、里山体験イベント）	機織池緑地、北高上緑地等について、現在の自然環境を保全しながら、動植物と人が共存する空間を創出します。
農業振興事業（農林業振興事業補助金、農地利用周生期事業、6次産業化推進事業）	農地には、食糧生産だけでなく、自然環境を育むといった多面的機能があり、それを生かすため、営農団体や地域住民の協力も得ながら農地周辺的环境保全活動を推進します。

事業名	事業内容
商工業振興事業（商業施設誘致事業）	既存店舗とのバランスを図りながら商業施設を誘致する等、まちの魅力を高め、利便性の高い商業地域の展開を進めます。
観光振興事業（にっしん観光まちづくり協会補助金交付事業）	にっしん観光まちづくり協会等とともに地域資源の発掘・魅力の磨き上げを行います。
観光振興事業（シティプロモーション事業）	本市のシティプロモーションを推進していくための指針を策定し、戦略的に情報発信することで、市内外における本市のファンの拡大を図ります。
観光振興事業（まちミル博覧会開催事業）	本市の地域資源（ひと・もの・こと）を生かした体験交流プログラムである「ぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会」を開催し、観光まちづくり事業を進めていきます。
広報広聴事業（広報活動充実事業）	市政情報を迅速にわかりやすく届けるため、各種情報媒体の特性を踏まえながら提供します。
市民参加・市民自治活動推進事業	市民主体の自治の実現をめざすため、コミュニティへの支援及び協働を推進しています。 市民が行う自主的で公益的な活動を支援することにより、コミュニティの自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市民との協働によるまちづくりを推進します。
文化推進事業	市民の多様な文化芸術への関心の高まりに応え、幅広い世代に向けた文化芸術事業を実施します。
文化財保護事業	地域に伝承されている無形文化財の保存と継承のため、人材育成と保存活動を支援します。

第2章 部門別計画

1 部門別計画の見方

施策番号・名称

6つの基本目標を実現するため、32 に分類した基本施策の番号と名称です。

現状と課題

基本施策に関する社会動向や、これまでの本市の取組状況、今後取り組むべき課題等を整理しています。

施策が目標とする
まちの姿

「現状と課題」を踏まえ、基本施策がめざす将来のまちの姿を記載しています。

主要施策のタイトル

基本施策を構成する主要施策の名称です。

主要施策の内容

主要施策の具体的な内容を箇条書きしています。

主な取組

主要施策を推進するため、計画期間内に取り組む主な事業や取組を記載しています。

[illegible]

施策の進捗を
あらわすモノサシ

基本施策の達成状況を把握するための指標です。現状値、中間年度、最終年度の目標値を記載しています。アウトカム（成果）的な指標である基本指標とアウトプット（活動）指標である個別指標を設けています。

協働の
まちづくりに向けて

日進市自治基本条例に基づく市民主体の自治を推進するため、市民・地域・団体・事業者等と行政による協働のまちづくりを進めていくにあたっての市民や事業者等の主な役割を記載しています。

関連する計画・条例

基本施策に関連する個別計画や条例を列記しています。

関係するデータ

基本施策に係るデータをグラフや表で整理しています。

用語の解説

基本施策のページに出てくる専門用語等を解説しています。文中では※印でマークしています。

施策に該当する
SDGs17の目標

基本施策を実施することで推進できるSDGsの目標を掲載しています。

[illegible]

部門別計画では、本市の将来都市像「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を実現するための6つの基本目標を柱とした32の基本施策について示しています。

基本施策は、「現状と課題」「施策が目標とするまちの姿」「主要施策」「施策の進捗をあらわすモノサシ」「協働のまちづくりに向けて」「関連する計画・条例」「関係するデータ」「用語の解説」「施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標」について記載しています。

『協働のまちづくりに向けて』

人口減少、地方創生、Society5.0、市民ニーズの多様化・高度化等、行財政運営は大きな転換期を迎えています。これからのまちづくりは、これまで以上に市民、地域、事業者と行政が一体となり、協働によって取り組む必要があります。本計画では、日進市自治基本条例で掲げる「市民主体の自治」を推進するため、行政の役割となる主要施策のほかに、市民や地域・団体・事業者等の主な役割について記載しています。

日進市自治基本条例（抜粋）

（定義）

第3条

（2）協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。

（自治の基本原則）

第4条

（4）協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。

2 部門別計画

基本目標 1

健やかに暮らす (健康・福祉分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 1	地域福祉(地域共生社会の実現をめざし、地域での支え合い、助け合いを進めます)	64
施策 2	子育て・子育て支援(安心して子育てができる環境を創ります)	68
施策 3	高齢者福祉・介護保険(高齢者が元気で安心して暮らせるよう支援します)	73
施策 4	障害者・障害児福祉(障害福祉の充実を図ります)	78
施策 5	健康づくり(病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します)	82
施策 6	医療・感染症対策(適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます)	87
施策 7	社会保障(適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します)	91

施策 1 地域福祉

～地域共生社会の実現をめざし、地域での支え合い、助け合いを進めます～

現状と課題

- 2017 年(平成 29 年)の社会福祉法の改正により、地域住民や社会福祉を目的とする事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して地域福祉の推進に努めることとされました。その上で、「地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、そのほか必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されています。
- 近年、就労形態の多様化や生活様式の変化等、社会経済情勢の変化に伴い、地域のつながりの希薄化、地域の助け合い(相互扶助)機能の低下が懸念されています。
- 地域のつながりの希薄化が進む中で、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「受ける側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていく社会(地域共生社会)の実現が求められています。
- 高齢化や核家族化(高齢夫婦世帯、単身高齢者世帯等の増加)等が進んでおり、子育てと親の介護のダブルケアのほか、ニートやひきこもりの増加と高齢化が相まった 8050 問題^{※1}、経済格差により教育格差、ひとり親世帯の増加による子どもの貧困等、複合的な生活課題を抱える世帯も増えています。
- 制度のはざまに陥って必要なサービスにアクセスできない世帯への複合的な支援が求められています。
- 高齢化や共働き等の影響により、地域福祉を担ってきた既存団体においても、リーダーや担い手の不足が懸念されています。
- 本市においても、若い世代の多い地域や高齢化が進む地域等、地域性は様々であり、地域の実情にあった支え合いが求められています。
- 複合的な福祉課題に対応するため、行政や専門機関等における分野横断的な連携及びその体制づくりを進める必要があります。
- 地域共生社会の考えを踏まえ、地域課題が複雑多様化する中、行政による画一的な福祉サービスのみでなく、地域住民・各種団体・NPO 等が協働し「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えた、地域福祉への参画や地域の支え合い体制の構築を進める必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇市民一人ひとりがお互いを尊重し、つながり、生きがいや役割を持って支え合うまちになっています。

主要施策

①地域福祉意識の向上	
●相互扶助や地域内連携等、市民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るとともに、地域福祉に関する周知啓発活動を支援します。 ●子どもの頃から福祉に対する理解を深めるための周知啓発活動を支援します。 ●情報共有による新たな活動展開と活動の効率化を図るため、NPO や地域で活動する個人や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の啓発を支援します。	
主な取組	○地域支え合い円卓会議の設置・運営 ○福祉実践教室への支援 ○健康・福祉フェスティバルへの支援 ○中央福祉センター運営事業 ○にぎわい交流館運営事業
②地域福祉活動の充実・支援	
●地域住民・各種団体・NPO・事業者等による協力・連携を支援します。 ●地域における支え合いに取り組む人の育成や、協働組織等の立ち上げや活動を支援します。 ●地域をつなぐ横断的な地域福祉体制づくりを支援します。 ●地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会の活動を支援します。	
主な取組	○第1層協議体※2の設置 ○第2層協議体※3の設置 ○生活支援コーディネーター※4の配置 ○CSW※5の配置 ○協働組織(地域たすけあい会議・福祉まちづくり協議会)等への支援 ○ボランティア養成講座への支援 ○社会福祉協議会への支援 ○民生委員・児童委員活動の支援 ○中央福祉センターの運営
③市民のだれもが安心できる地域生活の確保	
●地域における見守りや支え合い体制の構築を支援します。 ●複合的な福祉課題に対し、関係部署・関係機関が連携協力して対応する包括的な福祉総合相談体制を構築します。 ●認知症になった人や障害のある人の日常生活を支えるため、成年後見制度の利用促進を図ります。 ●地域による防災・防犯活動の支援を行います。 ●災害時における地域での災害時要援護者※6の援護活動が円滑に行われるようにするため、災害時要援護者地域支援制度登録者一覧表を整備し、地域と協力しながら行動計画書を作成し、地域の支援体制を整えます。 ●地域の安全を確保するため、防犯施設等の整備を行います。	
主な取組	○災害時要援護者地域支援制度の登録促進 ○高齢者世帯福祉票 ○認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム運営事業 ○認知症高齢者等位置情報提供サービス助成事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○尾張東部権利擁護支援センター運営事業 ○交通安全教室と防犯教室の開催 ○防犯灯や防犯カメラ設置 ○青パト、防犯、交通安全資材貸与 ○防犯カメラ設置費等補助 ○くらしサポート窓口運営事業
④地域福祉活動拠点の充実	
●地域において市民が気軽に集える場となる、つどいの場※7等の設置及び運営の支援を行います。 ●福祉会館が市民の身近な福祉の活動拠点として活用できるよう、福祉会館の現状を整理するとともに利用者が快適に利用できるよう、管理・運営体制の充実に努めます。	
主な取組	○つどいの場の設置運営支援 ○福祉会館再整備・維持管理

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	地域が支え合って暮らしていると思う市民の割合(%)	35.7 (2020 年度)	38.0	40.0
	地域福祉活動へ参加したことがある市民の割合(%)	27.6 (2020 年度)	30.0	32.0
個別指標	地域たすけあい会議の数(か所)	0	3	3
	福祉まちづくり協議会の数(か所)	3	5	7
	つどいの場の数(か所)	75	90	105
	福祉会館の利用者数(人)	208,199	259,000	268,000
	災害時要援護者の登録者数(人)	1,059	1,108	1,146

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○地域共生社会の考え方を意識して、地域課題を共有し、課題解決に協力する。 ○困りごとを抱えずに相談する。また、地域の困りごとを相談機関等につなぐ意識を持つ。	○地域課題の把握に努め、課題解決に向けて協力する。

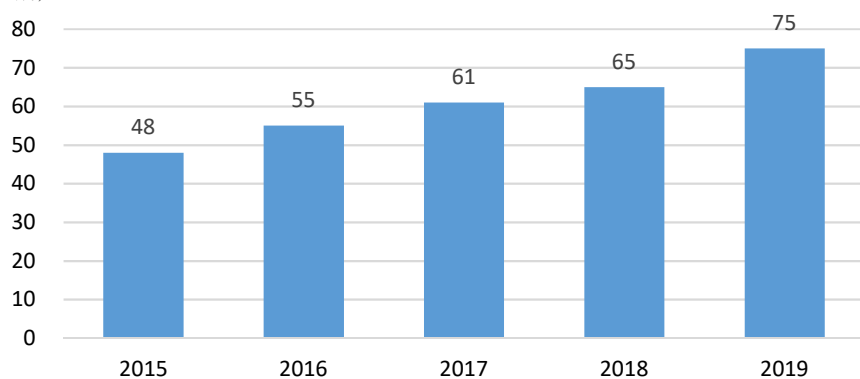
関連する計画・条例

- 健やかにつしん宣言
- 日進市地域強靱化計画
- につしん幸せまちづくりプラン(2020 年度～2024 年度)

関係するデータ

○つどいの場の数

(か所)



(年)

用語の解説

- ※1 8050 問題:80 歳の親と 50 歳の無職単身の子の世帯等で、介護や生活困窮といった課題が同時に生じていたり、社会的孤立を深めていて必要な支援につながらないような社会問題
- ※2 第 1 層協議体:協議体とは、地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を進めるため、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもので、第 1 層協議体は市全域における地域課題について話し合う場
- ※3 第 2 層協議体:市内を 3 圏域(西部・中部・東部)に分けて、各圏域における地域課題について話し合う場
- ※4 生活支援コーディネーター:生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人
- ※5 CSW:コミュニティソーシャルワーカーの略。地域において支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職
- ※6 災害時要援護者:災害から身を守るため安全な場所に避難する等、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人
- ※7 つどいの場:地域の人が気軽に集まることができる、市民が主体的に運営する場所。「ふれあい・いきいきサロン」、「ほっとカフェ」、「ぶらっとホーム」、「にっしん体操スポット」等、様々な形で運営されている。

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



施策2 子育て・子育て支援～安心して子育てができる環境を創ります～**現状と課題**

- 少子高齢化が進む中で、子育て世帯が定住したくなる魅力的な子育て環境をつくることが、地域の持続的発展に不可欠です。
- 児童扶養手当受給者の所得状況等から、ひとり親家庭の経済的自立が図られているとはいえません。手当支給等の生活支援だけでなく、子育てと就労の両立を図るための、将来的な経済的自立に向けた支援の充実が求められています。
- 待機児童^{※1}の解消に向けて引き続き受け皿の確保を進めていますが、就労形態の多様化等に伴い保育及び放課後児童クラブのニーズの増加、多様化が進んでいます。こうしたニーズの変化を踏まえて官民が連携し、民間の活力を生かした各種サービスの充実を図る必要があります。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育てを担う保護者が地域社会で孤立するような状況が顕著になっています。地域全体で子どもたちの健全育成に携わることができるような環境づくりと、親の子育てに対する不安の解消や児童虐待の早期発見が必要であり、関係機関との連携体制をさらに強化することが課題になっています。
- 設備の老朽化が進む保育園及び放課後児童クラブ等に関する施設については、計画的な改修や修繕を進める必要があります。
- 居所不明児童の追跡調査や相談が継続されるよう、相談者に対し積極的にアプローチするとともに、さらなる関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 対面や電話相談の利用が少ない子どもに対して、SNSの活用等利用しやすい相談体制を整える必要があります。
- 妊娠・出産・育児に伴う身体的・精神的・経済的負担は大きく、また孤立しやすいことから、医療機関等関係機関との連携を強化した、妊娠期からの支援が必要です。

施策が目標とするまちの姿

- ◇子どもを安心して生み育てられる地域環境になっています。
- ◇すべての子どもが心も身体も健やかに育っています。
- ◇子どもがいきいきと育つことを地域全体で支え合っています。

主要施策

①子育て家庭に対する支援

- 子ども及びその保護者が適切な支援やサービスを受けられるようにするため、子育て支援情報の提供の充実を図ります。また、保護者同士が気軽に情報交換や情報共有ができる環境を提供します。
- 官民連携により、様々な子育て支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、子育ての不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭等の経済的負担の軽減や解消、自立を支援します。
- 発達に心配のある児童とその保護者に対し、療育や計画相談等を実施します。
- 多胎児を持つ家庭に対し、情報提供や交流の場、育児支援の充実を図ります。
- 保護者の就労や疾病に加え、リフレッシュを目的にした一時預かり事業を拡充します。
- 土曜日等父親が参加しやすい環境で子育てに関する講座等を開催します。

主な取組

○子育て世代包括支援センター（ひよこテラス） ○子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）
○養育支援訪問 ○ひとり親等日常生活支援 ○家庭相談員等による子育て相談 ○保育料等利用
料金の軽減 ○障害者福祉センター（相談支援事業、障害児通所支援） ○子育てアプリ ○ファミリ
ーサポートセンター事業 ○学習支援事業 ○多胎児支援事業 ○父親向け子育て講座

②安心して地域で子育てができる環境づくり

- 子育て世代が安心して地域で生活できるよう、歩道、自転車道を整備し、また、通学路の安全施設、防犯灯、防犯カメラ等を設置します。
- 子どもが安心して利用できるよう保育園等の子育て支援施設に防犯カメラを設置します。
- 子育て支援センターや児童館等の地域の子育て拠点のさらなる周知啓発を図り、子育て期までの交流・情報収集の場として、幅広く支援します。
- 道の駅の整備を進め、子育て中の親子が自由に過ごせる屋内施設や公園、広場、交流・情報収集の場を提供することにより、子育て支援の充実を図ります。
- 子育て世代が集い、憩える公園の整備について検討します。

主な取組

○通学路交通安全プログラム整備事業 ○親子教室、ひよっこひろば、子どもまつり ○防犯灯、防犯
カメラ設置 ○青パト、防犯、交通安全資材貸与 ○防犯カメラ設置費等補助 ○子育て支援センタ
ー（地域子育て支援拠点事業） ○道の駅整備事業

③子育てと社会参加の両立支援

- 官民の役割の明確化により、保育及び放課後児童クラブの量・質を確保します。
- 子どもの成長を支援するため、障害のある子どもや医療的ケアが必要な児童と健常児がともに育ち合える統合保育を進めます。
- 保育園の施設を安心して利用できるよう、老朽化施設の大規模修繕等、施設の再整備計画を推進します。
- 放課後児童クラブで利用する公共施設には、建築から数十年が経過している施設もあることから、事業が安定的に実施できるよう適正な維持管理に努めます。
- 就労の形態に合わせて保育サービスを選べるよう、民間の活力を生かして質的拡大を図ります（早朝延長保育、休日祝日保育の拡充等）。

主な取組

○3歳未満児保育の拡大 ○病児・病後児保育 ○休日保育等 ○放課後子ども総合プラン ○民
間放課後児童クラブ ○保育環境の充実整備

④保護者と子の学びと育ちの促進

- 日進市未来をつくる子ども条例の普及・啓発を行い、子どもの権利保障や社会参画を推進します。
- 子どもたちが普段の生活の中で、気軽に相談できる仕組みを構築します。
- 子どもたちが学んだり、体験したりできる地域活動、ボランティア活動等を支援します。

主な取組	○日進市未来をつくる子ども条例の啓発 ○SNS等を活用した相談体制の構築 ○家庭教育推進事業
⑤要保護児童等に対する総合的な支援	
●虐待が疑われる場合の通報義務や通告先の周知に努めます。 ●学校、保育園、保健所、児童相談所等関係機関との連携強化により、児童虐待防止の充実を図ります。 ●青少年の健全育成を図るため、学校、地域等の関係団体と連携を図り、地域ぐるみのネットワークを形成します。	
主な取組	○要保護児童対策地域協議会 ○子ども家庭総合支援拠点 ○権利擁護委員への相談・救済の申立て ○家庭相談員等による子育て相談 ○子育て短期支援事業 ○養育支援訪問 ○青少年健全育成事業の充実
⑥母子の健康づくりの支援	
●妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を整えます。 ●妊娠期から子育て期までの知識啓発、相談や教室等を行い、孤立することなく、安心して出産・子育てできる体制を整えます。 ●妊婦・乳幼児の健診を実施し、母子の健康管理及び疾病や障害の早期発見に努めます。 ●乳幼児健診や家庭訪問の機会に子育て環境の把握に努め、特に支援が必要な家庭に対して関係機関と連携し、児童虐待を防止します。 ●心身の不調や育児不安が強い産婦や子育て中の保護者に対して、安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。 ●不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減することで、子どもを生み育てやすい環境をつくります。	
主な取組	○子育て世代包括支援センター（ひよこテラス） ○産後ケア事業 ○保育園入園前健診 ○保育園定期健診 ○保育園歯科健診 ○親子通園事業 ○子育てアプリ ○各種健康教育・相談

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合(%)	63. 6 (2020 年度)	66. 0	70. 0
	0,1,2 歳児の待機児童数(人)	23 (2020 年度)	0	0
	放課後児童クラブの待機児童数(人)	24 (2020 年度)	0	0
個別指標	0,1,2 歳児の保育提供量(人)	1,107 (2020 年度)	1,109	1,112
	放課後児童クラブの提供量(人)	944 (2020 年度)	1,085	1,145
	子育てアプリ登録率(%)	0 (2020 年度)	30	50

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○子どもの心や身体の健康に配慮し子どもを育てる。 ○身近な子どもや子育て家庭に声掛けを行う等、社会全体で子どもを守り、育てるという意識を持ち、行動する。 ○子どもが、自立して自らの権利を理解し、自己肯定感を育み、社会とかかわる力を身につけることで、自らの力を発揮できるよう支援する。 ○子どもは、子どもの権利を学び、大切にし、自分以外の人の権利を認め、尊重しよう努める。	○地域団体やNPO等の市民活動団体、教育・保育等の事業者は、連携して子育てを支援し、子どもの成長を見守る。 ○企業は、仕事と子育てが両立できる働き方ができるよう努める。 ○子育てをする家庭を地縁型コミュニティ※²で見守り、寄り添う。 ○子どもの権利を理解し、保障するため、職場や地域の環境の充実に努める。

関連する計画・条例

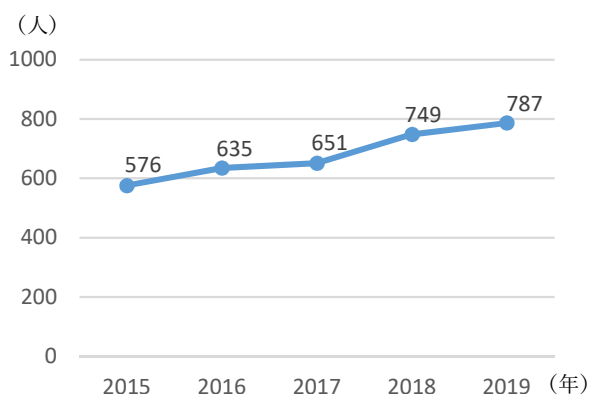
●第3次日進市男女平等推進プラン(2021年度～2030年度) ●にっしん幸せまちづくりプラン(2020年度～2024年度) ●第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(2021年度～2023年度) ●第2次いきいき健康プランにっしん21(2014年度～2023年度) ●第二期日進市子ども・子育て支援事業計画(2020年度～2024年度) ●日進市保育施設の運営・整備に関する計画(2021年度～2029年度) ●日進市道の駅基本計画 ●日進市未来をつくる子ども条例

関係するデータ

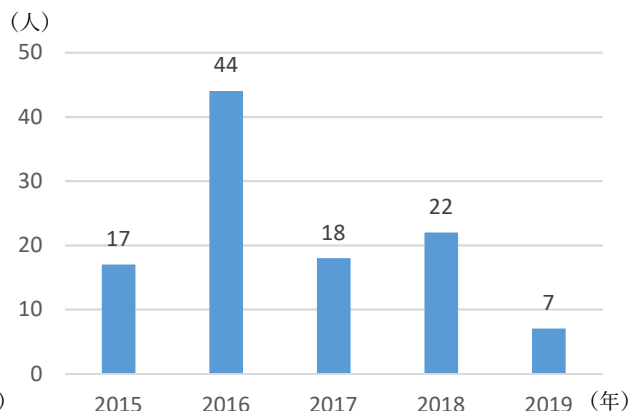
○市民意識調査における「安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合」と、子ども・子育て支援計画策定における「子育て環境や支援に対する満足度」の推移

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合(%)	—	66.1	—	69.4	—	62.5	—
子育ての環境や支援に対する満足度(%)	32.9	—	—	—	35.5	—	—

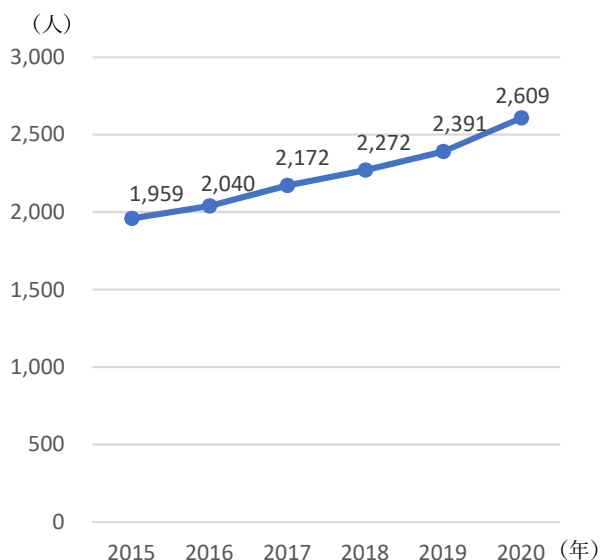
○放課後児童クラブの利用者数の推移



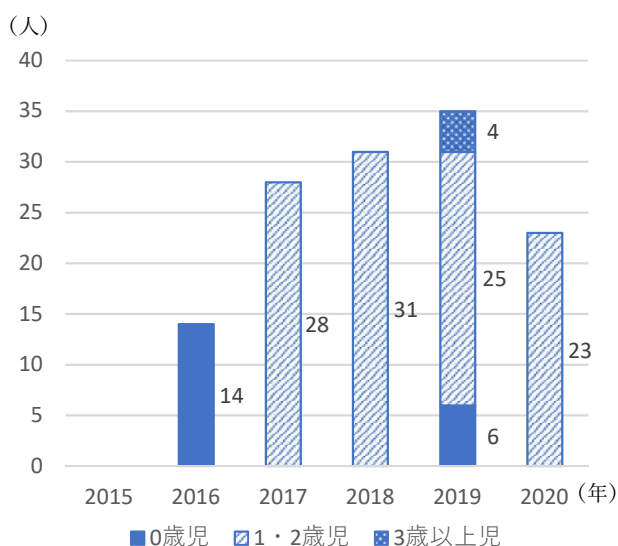
○放課後児童クラブの待機児童数の推移



○認可保育施設の定員の推移



○認可保育施設の待機児童数の推移



用語の解説

- ※1 待機児童：保育を必要とする保護者が保育所または放課後児童クラブに入所申請をしたものの、定員を超える応募があったこと等から入所待ちをしている(待機)状態の児童
- ※2 地縁型コミュニティ：住みよい地域社会を築くため、地域住民の連携を深めながら、地域の課題を自ら解決することを目的に、日常的・基礎的ニーズに対して活動する住民自治組織等

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 3

高齢者福祉・介護保険

～高齢者が元気で安心して暮らせるよう支援します～

序論

基本構想

基本計画

●基本目標―健やかに暮らす

計画の推進に向けて

資料編

現状と課題

- 本市の高齢者人口と高齢化率はともに増加しています。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年(令和22年)に向けて、今後も高齢者人口と高齢化率は増加していきます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を進めていくことが求められています。さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年(令和22年)も見据えつつ、長期的な視点から本市の実情に合った取組を進める必要があります。
- 後期高齢者を中心とした高齢者の増加に伴い、要介護等認定者の増加が予測される中、介護サービスの充実や介護予防の取組が一層必要です。
- 高齢者人口と高齢化率の増加により、高齢夫婦世帯や単身高齢者世帯等、高齢者のみの世帯の増加が予測され、地域における見守り体制や支え合い体制の構築や自立した生活のための福祉サービスの充実が必要です。
- 高齢社会の中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生きがいづくりや社会参加を支援する仕組みが必要です。
- 認知症になる人の増加も予測されており、認知症の早期発見、認知症になった人及びその介護者を支える仕組みづくりが必要です。また、認知症になっても地域で暮らしていけるよう、地域住民の認知症への理解促進や、地域での支え合い体制の構築が必要です。
- 人生の終末期における本人の意思決定を支援する取組が求められています。
- フレイル^{※1}等予防を目的とした高齢者の健康維持、増進のための対策の継続、地域での健康づくりの支援の強化が必要ですが、講師等指導者の確保が課題です。

施策が目標とするまちの姿

◇高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

◇介護の必要な人が適切な介護サービスを受けることができます。

主要施策

①社会参加・生きがいづくりの促進

- 就労や社会参加の場等の機会の創出と情報提供を充実させ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。
- サービスの受け手ではなく、地域や社会を支える担い手として的高齢者の活動を支援します。

主な取組 ○老人クラブ ○シルバー人材センター ○つどいの場※² ○介護支援ボランティア事業

②健康づくり・介護予防の充実

- 高齢者の健康課題に関する情報の普及啓発に努めます。
- 高齢者自らが健康づくりに取り組むとともに、地域、団体、行政がつながりを深めてサポートしていくことにより、健康寿命の延伸を図ります。
- 後期高齢者医療健診の結果やレセプト情報を基に、生活習慣病とともにフレイル状態を把握し、関係課、医療機関等と連携を図ることで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、効果的な健康づくりに努めます。
- 高齢者が身近な場所で交流し、生きがいを持って過ごせるよう、高齢者を対象とした生きがいづくり等の事業を実施します。
- フレイル予防を目的とした高齢者の身体機能、運動機能の維持、向上のため、地域サロン等で年齢や体の状態に合わせた身体活動、運動の普及啓発、低栄養等の健康教育を行います。
- 地域における住民の主体的な介護予防の取組を支援します。

主な取組 ○健康講演会 ○地域サロン、老人クラブ等で健康に関する講話や体操、健康相談の実施 ○一般介護予防事業※³ ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ○にっしん体操普及事業 ○後期高齢者医療健診 ○コミュニティサロン、おたっしやハウス ○シルバースクール

③住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

- ひとり暮らし等、支援が必要な高齢者が在宅で自立した生活ができるよう、高齢福祉サービスを提供します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう、関係機関の連携を推進します。
- 認知症になった人が、住み慣れた地域で暮らしていけるための仕組みづくりに取り組みます。
- 地域包括支援センターや尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関と連携して、高齢者の権利擁護を支援します。
- 高齢者の日常生活を支えるため、必要に応じて成年後見等の制度の活用を支援します。また、成年後見制度の周知に努めます。
- 地域住民・各種団体・NPO・民間事業者等が連携した、地域の見守り・支え合い体制づくりを支援します。
- 福祉有償運送・住民主体の互助による輸送といった、支え合いによる移動の取組を支援します。
- 介護に関する入門的研修の実施等、介護事業にかかる人材の確保を図ります。

主な取組	○在宅医療・介護連携支援センター ○在宅医療・介護連携システム(健やかにっしん・ヘルピーネット)○大切な方への絆ノート(日進版エンディングノート) ○生活支援体制整備事業 ○認知症初期集中支援チーム ○認知症地域支援推進員 ○認知症カフェ ○認知症サポーター養成 ○成年後見利用支援事業 ○虐待防止ネットワーク会議 ○配食サービス、エコサポート、認知症高齢者等位置情報提供サービス費助成事業 ○シルバースクール ○福祉有償運送への支援
④介護サービスの充実	
●住み慣れた身近な地域で必要な介護サービスが受けられるよう、基盤整備とサービスの質の確保を行います。 ●介護保険制度の適正な運用を行います。 ●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの充実を図ります。	
主な取組	○地域密着型サービスの充実 ○介護サービス事業者を対象とした広域的な自治体間連携による指導監督 ○介護給付の適正化 ○介護予防・生活支援サービス事業※4

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	高齢者福祉サービスに対する満足度(%)	19. 3 (2020 年度)	21. 5	23. 0
	生きがいを感じている高齢者の割合(%)	57. 5 (2020 年度)	59. 0	60. 0
	市内で介護が必要となったとき、必要な介護サービスを受けることができると感じている市民の割合(%)	34. 0 (2020 年度)	40. 0	45. 0
個別指標	各種サロン、老人クラブ等の地域の集まりにおいて、健康教育や健康相談に参加した人数(人)	9,240	9,365	9,490
	後期高齢者健診受診率(%)	36. 4	39. 0	39. 0
	高齢者福祉サービス利用者数(人)	336	367	399

協働のまちづくりに向けて

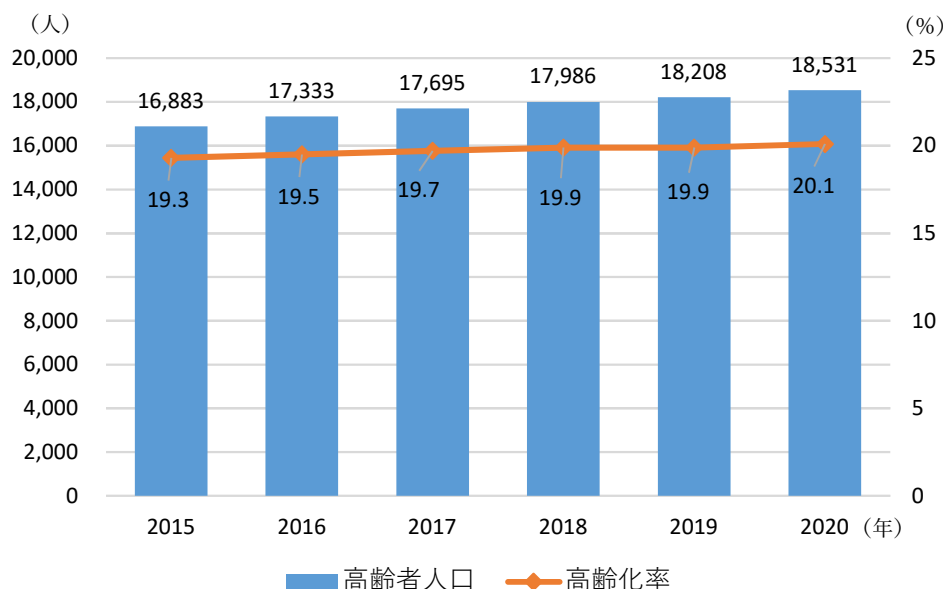
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出すよう努める。 ○生涯を住み慣れた身近な地域で健康に生活できるよう、地域のコミュニティに参加し、健康づくりに心がける。	○地域団体、NPO、ボランティア、民間企業等は、地域における支え合い体制づくりの構築のため、互いに連携・協力するよう努める。 ○地域団体やNPO等の市民活動団体は、高齢者が生涯住み慣れた地域で健康に生活ができるよう、協力し、高齢者の社会参加を促すよう努める。

関連する計画・条例

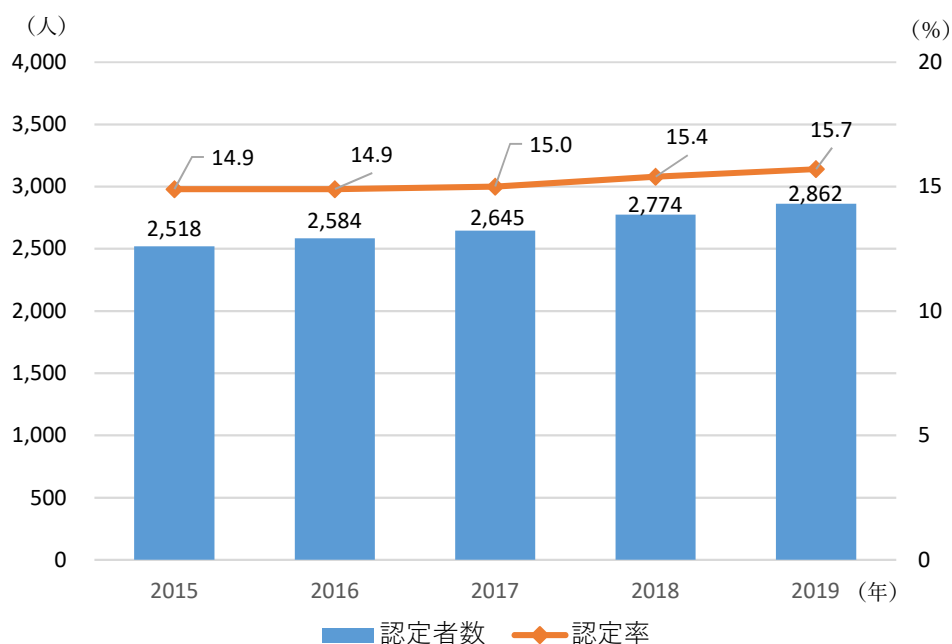
- にっしん幸せまちづくりプラン(2020 年度～2024 年度)
- にっしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(2021 年度～2023 年度)
- 第2次いきいき健康プランにっしん 21(2014 年度～2023 年度)
- 第4次日進市生涯学習 4Wプラン(2017 年度～2021 年度)

関係するデータ

○高齢者人口と高齢化率の推移(住民基本台帳(各年9月末時点))



○要支援・要介護認定者数の推移(「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末時点))



用語の解説

- ※1 フレイル：低栄養やサルコペニア（加齢による筋肉量と筋力・身体機能の低下）等により、気力や体力等、心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間のような状態。放置した場合、介護が必要となる危険性が高い。
- ※2 つどいの場：地域の人が気軽に集まることができる、市民が主体的に運営する場所。「ふれあい・いきいきサロン」、「ほっとカフェ」、「ぶらっとホーム」、「にっしん体操スポット」等、様々な形で運営されている。
- ※3 一般介護予防事業：介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。介護保険制度の第1号被保険者すべての人を対象に、介護予防活動の普及啓発や地域における介護予防活動の支援等を実施する事業
- ※4 介護予防・生活支援サービス事業：介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。要支援認定者やチェックリスト該当者を対象に、訪問・通所型のサービス等を実施する事業

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 4 障害者・障害児福祉～障害福祉の充実を図ります～**現状と課題**

- 本市において障害者手帳の交付を受けている人は、総人口の増加率以上の割合で増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳交付者の増加率は、ほかの障害者手帳交付者に比べ高くなっています。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、さらなる体制整備を進める必要があります。また、高齢者福祉制度の「地域包括ケアシステム」の考え方を普遍化し、「地域共生社会」の実現を進めていく必要があります。
- 2012年(平成24年)4月に開設した日進市障害者福祉センターを障害福祉の拠点として、障害の種別・年齢にかかわらず、ライフステージを通じて一貫した支援に取り組んでいます。
- 2011年(平成23年)10月に尾張東部5市1町の共同で設置した「尾張東部成年後見センター(現:尾張東部権利擁護支援センター)」を中核機関として、成年後見制度の利用促進施策を推進しています。
- 地域における自由な移動手段は、障害のある人の社会参加や、施設等に入所している人が地域生活に移行する地域移行^{*1}の際に必要であり、ニーズとしても高いことから、法定サービス外の移動・外出支援の充実が求められています。
- 乳幼児期において障害をできるだけ早期に発見し、適切な療育を受けられるよう、支援体制を強化していく必要があります。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、すべての子どもがともに学び、ともに育つ環境づくりをめざし、障害のある方の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育^{*2}を推進する必要があります。
- 医療的なケアが必要な児童(医療的ケア児)^{*3}が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制を構築していく必要があります。
- 障害のある人の自立と社会参加を進めるため、福祉的就労や一般就労等により就労機会の拡大を図る必要があります。
- 2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、障害へのさらなる理解促進を図る必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇障害のある人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしています。
- ◇障害のある人が必要なサービスを適切に受け、自立した暮らしを送っています。

主要施策

①障害者(児)の生活支援の充実

- 身近な地域で障害福祉サービス※⁴等が利用できるよう、サービス基盤の確保に努めます。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、当事者等の意見を踏まえて、地域の実情に応じた地域生活支援事業※⁵を実施します。また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、サービス提供従事者等の人材を養成し、活用を図ります。
- 必要な支援やサービスを得られるよう、障害福祉に関する各種制度について周知を図ります。

主な取組

○障害福祉計画・障害児福祉計画策定 ○障害福祉サービスの提供 ○相談支援 ○地域生活支援事業 ○障害者共同生活援助事業費補助 ○重症心身障害児・者短期入所利用支援費支給事業 ○障害者タクシー料金助成事業 ○障害者紙おむつ助成金 ○障害福祉ガイドブックの発行 ○障害者福祉センター運営事業

②療育や特別支援教育の充実

- 乳幼児期における障害の早期発見のため、乳幼児健診・相談体制を整え、関係機関が連携し、適切な相談、指導等の支援を行います。
- 障害のある子どもが、地域で生活するため、必要なサービスを利用できるよう、サービスの供給体制の充実を図ります。また、保護者の負担を軽減するため、安定的かつ継続的に相談支援ができる体制を整備します。
- 本人にとって最適な就学先が選択できるよう、就学相談を実施します。
- 障害のある子どもが地域の学校に通学する場合の支援体制や施設環境を整備します。
- 医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関の協議の場において、総合的な支援体制の構築に向けて協議します。

主な取組

○通所サービスの提供 ○児童発達支援センター

③自立と社会参加の支援

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」や雇用に関する助成制度等の周知に努めます。さらに、NPOや障害者団体等が福祉的就労事業を展開するため、必要な支援を進めます。
- 専門機関や民間企業等と連携し、障害のある人の就労支援を図ります。
- 本市の職員採用試験において、障害のある人が受験できる専用の区分を設けることにより、障害のある人の採用を推進します。
- 本市は事業者として、障害のある職員が、その障害特性や個性に応じて能力を最大限に発揮し、活躍できる職場形成の推進を図ります。
- 障害のある人の移動・外出を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

主な取組

○障害者タクシー料金助成事業 ○移動支援事業※⁶ ○福祉有償運送への支援 ○施設外就労支援事業 ○優先調達 ○就労・生活総合支援コーディネーター ○レクリエーション文化活動等支援事業 ○障害者専用の職員採用試験

④障害に対する理解促進、権利擁護等の推進

- 尾張東部権利擁護支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関と、支援者に関する情報を共有し、連携して支援します。

- 日常生活を支えるため、必要に応じて成年後見等の制度を活用します。また、成年後見制度等の周知に努めます。
- 障害に対する理解促進や差別解消のための周知啓発を行います。

主な取組	○福祉実践教室への支援 ○成年後見制度利用支援事業 ○障害者差別解消法研修 ○虐待防止ネットワーク会議 ○障害者虐待防止センター ○ヘルプマーク・ヘルプカード ○尾張東部権利擁護支援センター
------	---

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	障害者(児)福祉サービスに対する満足度(%)	16.7 (2020 年度)	18.0	20.0
	障害のある人が社会参加できるまちだと思う市民の割合(%)	19.1 (2020 年度)	19.5	20.0
個別指標	障害福祉サービス等事業所の数(か所)	60	79	89
	就労系サービスの利用者数(人)	186	315	415

協働のまちづくりに向けて

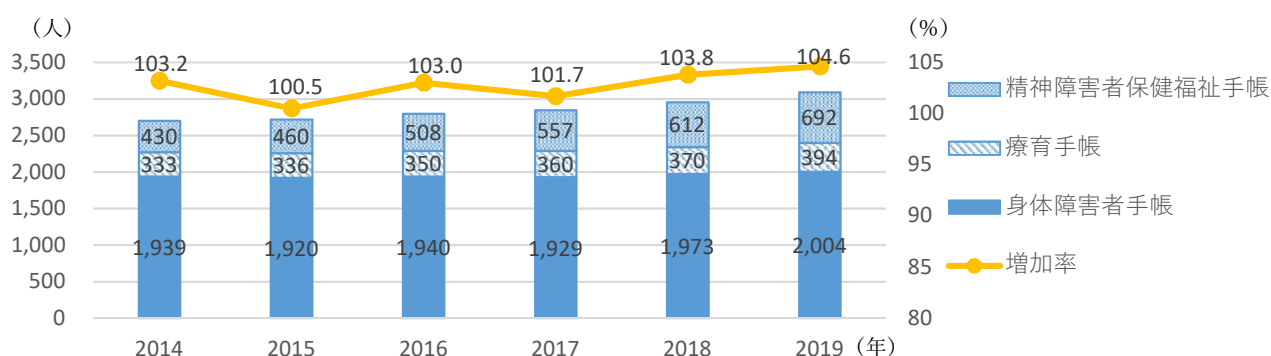
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○障害についてお互いに理解を深め、心のバリアフリーの推進に努める。	○地域団体、NPO、ボランティア、事業所等は地域における支え合い体制づくりの構築のため、互いに連携・協力するよう努める。

関連する計画・条例

- 第3次日進市障害者基本計画(2019 年度～2023 年度)
- にっしん幸せまちづくりプラン(2020 年度～2024 年度)
- 日進市障害者活躍推進計画(2020 年度～2024 年度)
- 第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(2021 年度～2023 年度)
- 第2次いきいき健康プランにっしん 21(2014 年度～2023 年度)
- 第二期日進市子ども・子育て支援事業計画(2020 年度～2024 年度)
- 日進市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

関係するデータ

○障害者手帳交付者数の推移(身体障害者手帳交付状況台帳、療育手帳記録簿、精神障害者保健福祉手帳交付等状況台帳(各年4月1日の手帳交付者数の実績による))



用語の解説

- ※1 地域移行:障害者支援施設等に入所し、または精神科病院に入院している人等が地域における生活に移行すること。
- ※2 インクルーシブ教育:個々の障害に応じた合理的な配慮のもと、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに教育を受けること。
- ※3 医療的なケアが必要な児童(医療的ケア児):日常生活において、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害のある子ども
- ※4 障害福祉サービス:障害者総合支援法に基づいて提供されるサービス。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援がある。
- ※5 地域生活支援事業:障害者総合支援法に基づいて都道府県、市町村が行う事業。障害のある人等の能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施するもの。具体的には、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等、市町村が必ず実施しなければならない事業がある。
- ※6 移動支援事業:障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



施策5 健康づくり～病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します～**現状と課題**

- 本市の平均寿命は、男性が82.1歳、女性が87.8歳と男女ともに全国平均より長く、愛知県内では第1位(平成27年市区町村別生命表^{※1})となっています。市民が住み慣れた地域で健康に安心して暮らすため、引き続き健康づくりのための様々な施策が求められています。
- 本市では2015年(平成27年)1月に「健やかにつしん宣言」を行い、「予防」をキーワードとして、市民・地域・団体・行政が協働して健康づくりを進めています。
- 昨今の死亡原因のうち、生活習慣病が全体の約3分の1にも上ると推計されています。市民が日常生活の中で健康を意識し、また、定期的な健診やその結果に基づいた指導を受ける動機付けを行う予防活動が重要となっています。
- 市民全体が健康づくりを意識し、継続して取り組むため、健康に関する情報の普及啓発のほか、家族・地域・行政や職場等におけるつながりを深め、一人ひとりの健康づくりを支援していく社会環境づくりが必要です。
- 男性の肥満者の増加や若い世代の女性のやせの増加、低栄養傾向^{※2}の高齢者の割合が減少していないこと等から、適切な生活習慣や体重管理に関する正確な情報提供と、望ましい生活習慣の定着につながる支援が必要です。
- 朝食を週に3回以上抜く等、不規則な食生活を送る市民が増加しているため、各種団体、企業、大学等と連携し、日進市食育推進計画やいきいき健康プランにつしん21を踏まえた食育のほか、食生活改善等の周知啓発を行う体制づくりや取組が必要です。
- 生活習慣病や認知症予防等に効果がある「につしん体操」は、子どもや高齢者を中心に実践されていますが、若年層や働く世代にも運動の重要性を啓発していく必要性があります。
- 健康維持、増進のための対策の継続、地域での健康づくりの支援の強化が必要ですが、講師等指導者の確保が課題となっています。
- 国は、がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率50%以上を目標の一つとしています。本市においてもこの目標を達成するための取組を展開することが重要です。
- 歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しむ等の生活の質の向上のほか、生活習慣病の予防等全身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしています。市民が自ら進んで歯科疾患の予防に努め、歯と口腔の健康を保持するとともに、市全体で歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施していく必要があります。
- 働く世代や高齢者のこころの病は年々増加する傾向にあります。本人や周囲の人がこころの健康についての知識を深め、相談ができるような普及啓発とこころの健康づくりのサポート体制が必要です。

施策が目標とするまちの姿

- ◇健やかにつしん宣言のもと、「予防」をキーワードにして、地域で支え合う健康づくりの活動が活発になっています。
- ◇運動や食習慣、こころの健康等に対する理解が深まり、みんなが健康づくりに取り組んでいます。

主要施策

①生活習慣病等の予防対策の推進

- 幼児から高齢者までの様々な世代に、生活習慣病等その世代の抱える健康課題に即した情報について、様々な機会を通じて発信を行います。
- ポピュレーションアプローチ^{※3}として、地域等に出向き健康教室を開催する等、健康や健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
- につしん健康マイレージ事業を通じて、健康づくりへの関心が低い層への働きかけを行います。
- がん検診や健康診査等により、病気の早期発見、早期治療に努めます。
- がん検診や健康診査等を、市民の利便性の考慮や関係機関との連携により、より多くの人が受診しやすい環境づくりに努めます。
- 健康に関する指導が必要な人に対して、性別や年齢等、対象に合わせた効果的な特定保健指導^{※4}のプログラムを作成する等、生活習慣の改善と支援に努めます。
- ハイリスクアプローチ^{※5}として、重症化するリスクがある人に保健指導等支援を行います。
- 日進市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり条例の基本理念に基づき、市民、歯科医療機関等の関係者とともに、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに努めます。

主な取組

○特定健康診査 ○後期高齢者医療健康診査 ○特定健康診査未受診者対策 ○特定保健指導
○糖尿病重症化予防対策 ○につしん体操推進事業 ○がん検診推進事業 ○歯と口腔の健康づくり推進施策

②家庭や地域における健康づくり活動の推進

- 市民の健康づくりに対する意識を高め、自分のライフスタイルに合った運動や生活習慣を実践できるよう、学校、医療機関、企業等と連携し、世代ごとの健康課題に関する様々な知識や情報、健康づくりの方法の普及啓発を行います。
- 地域の健康づくり推進のため、栄養・食生活、運動に関する知識の普及啓発活動を実践する食生活改善推進員及び運動普及推進員の養成や活動支援を継続し、健康づくりを実践する市民を増やすとともに、につしん体操スポット立ち上げ支援や体操の普及等の地域における健康づくり体制の構築を支援します。
- 地域サロン等の場に保健師や管理栄養士、運動普及推進員を派遣する等、健康づくりの視点を取り入れた活動を支援する仕組みを強化します。

主な取組

○健康づくり事業 ○につしん体操推進事業 ○つどいの場講師派遣事業

③こころの健康づくりの推進

- 関連機関と連携を取りながら、こころの健康についての情報の普及啓発や相談事業の充実を図ります。
- 自殺対策を推進するため、地域におけるネットワークの構築や強化、ゲートキーパー^{※6}等の人材の育成、自殺への正しい知識や相談窓口の周知、生きることの促進要因を増やす支援等に取り組みます。

主な取組

○こころの健康講演会 ○ゲートキーパー養成 ○精神保健福祉ボランティア養成 ○当事者等の交流活動の支援

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	健康だと思う市民の割合(%)	82.7 (2020 年度)	83.0	84.0
	健康に意識した取組を行っている市民の割合(%)	59.3 (2020 年度)	60.0	61.0
	健康診査等の保健予防体制に対する満足度(%)	51.1 (2020 年度)	52.0	53.0
	ストレス・悩みについて相談できる人がいる市民の割合(%)	78.9 (2020 年度)	80.0	80.0
個別指標	健康診断を毎年受けている市民の割合(%)	73.7 (2020 年度)	74.0	75.0

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○市民は、日ごろから健康づくりを意識します。 ○健康診査や各種予防接種・検診を受けることで、健康寿命を延ばすという意識を持ち、行動する。	○地域団体や NPO 等の市民活動団体は、市民が健康に暮らせる体制整備に協力し、各種活動の機会を提供する。 ○企業は、従業員が健診、予防接種等を受ける機会を提供し、従業員が健康に働ける環境づくりに努める。

関連する計画・条例

- 健やかにつしん宣言
- にっしん幸せまちづくりプラン(2020 年度～2024 年度)
- 第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)(2018 年度～2023 年度)
- 第 3 期特定健康診査等実施計画(2018 年度～2023 年度)
- 第 2 次いきいき健康プランにつしん 21(2014 年度～2023 年度)
- 第 3 次日進市食育推進計画(2019 年度～2026 年度)

関係するデータ

〇がん検診受診率の推移(2016 年度から受診率の算定方法が変更)

序論

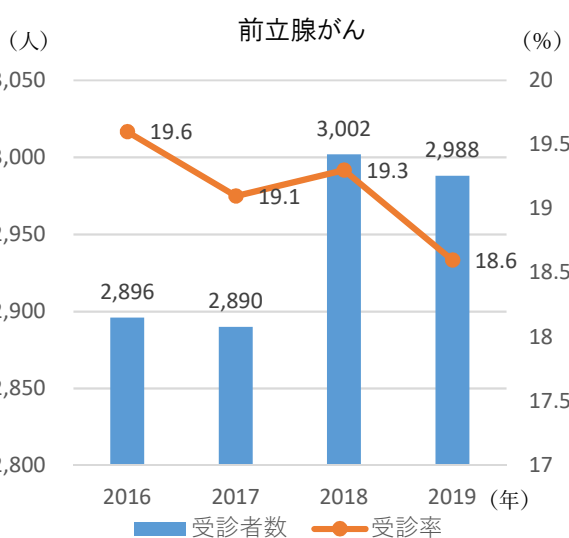
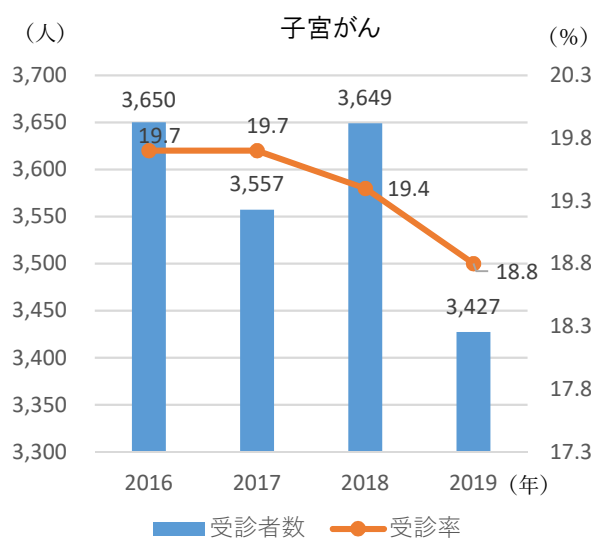
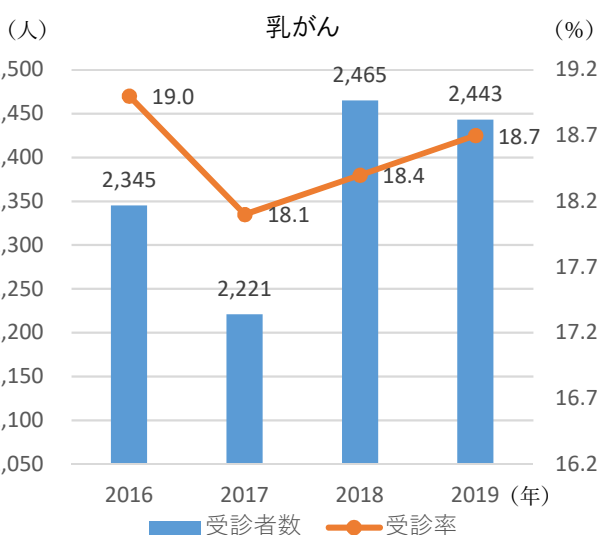
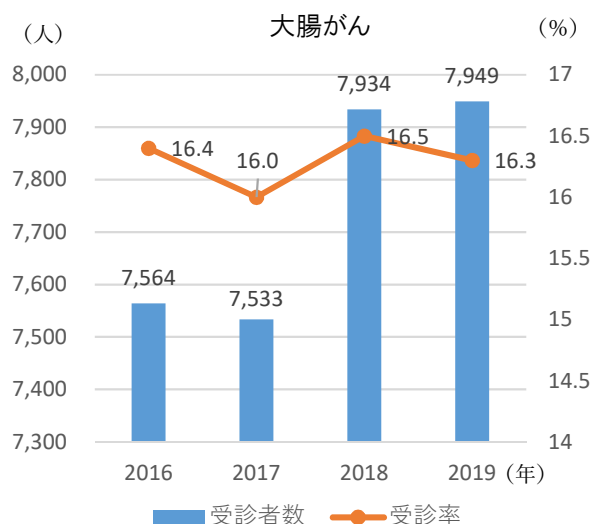
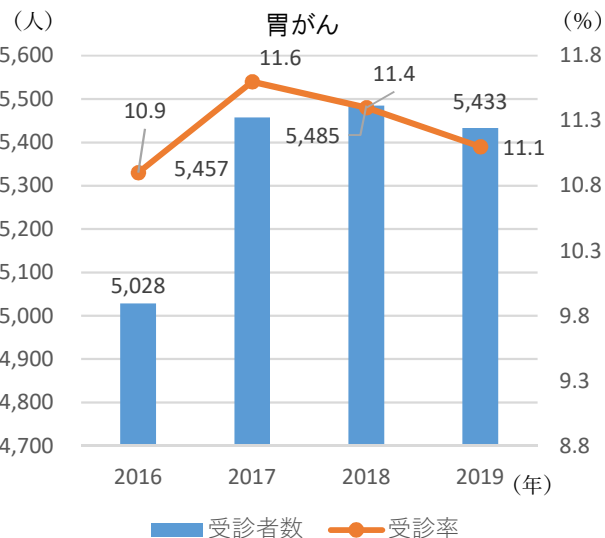
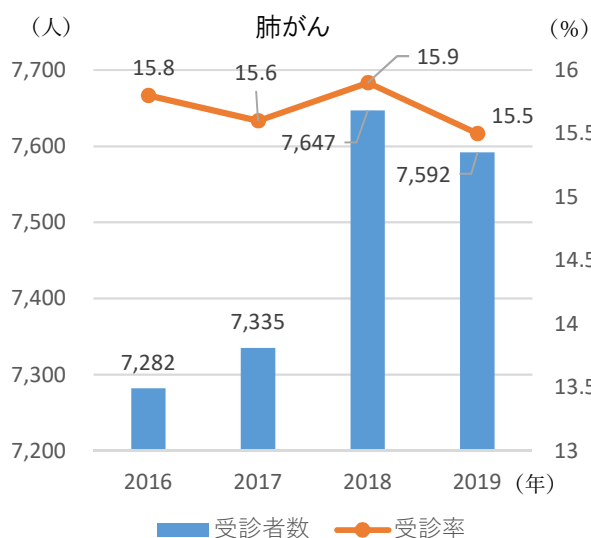
基本構想

基本計画

●基本目標ー 健やかに暮らす

計画の推進に向けて

資料編



用語の解説

- ※1 市区町村別生命表：厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値等を死亡率や平均余命等の指標（生命関数）によって表したもの。
- ※2 低栄養傾向：食欲の低下や食事が食べにくい等の理由から徐々に食事量が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉、皮膚、内臓等をつくるたんぱく質が不足した状態
- ※3 ポピュレーションアプローチ：対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げていく手法
- ※4 特定保健指導：特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して、個人が目標とした生活習慣を改善すること。動機付け支援、積極的支援に分けられる。
- ※5 ハイリスクアプローチ：健康障害を引き起こしやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法
- ※6 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標

施策 6

医療・感染症対策

～適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます～

現状と課題

- 市民が健康で安心して暮らしていく上で適切な医療の確保は必要不可欠です。本市は尾張東部医療圏に位置し、第1次救急医療施設として東名古屋医師会立休日急病診療所、第2次救急医療施設の公立陶生病院、第3次救急医療施設※¹ かつ災害拠点病院※² の愛知医科大学病院、藤田医科大学病院が指定されています。また市内には3か所の救急告示病院・診療所という救急医療体制が整備されています。
- 市内の医療機関と薬局について、心療内科を含む診療科目は充実しており、子どもが多い地域に必要な産婦人科医院、小児科標榜施設※³ も多く、母子の医学的健康管理を担っています。また、がん患者の緩和ケア病棟を有する愛知国際病院が立地しています。
- 日々の健康を維持していくためには、かかりつけ医やかかりつけ薬局が大切な役割を果たすという認識から、本市ではその普及啓発に努めています。また、医療機関と行政との保健・医療・福祉の連携を図るため、保健衛生会議（東名古屋医師会日進支部）と歯科保健衛生会議（愛豊歯科医師会日進支部）を開催しています。
- 日曜日や休日の急病の際に利用できる医療機関としては、内科・小児科を標榜している東名古屋医師会立休日急病診療所があります。利用者数は、人口増加とともに増加傾向にあり、利用ニーズに対応するため、施設の改修、設備や人員体制の充実が必要になっています。
- けがや病気を抱えている人々の命をつなぐ上で、献血及び骨髄や臓器のドナー登録は重要であり、協力者や登録者の増加をめざして、引き続き、成人式等、様々な機会を通じてその推奨を進めていく必要があります。
- 2020年（令和2年）に感染が広がった新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症の脅威から市民の健康と命を守り、発病・重症化や感染拡大を予防するため、市民への啓発を図る必要があります。また、発生時には、国内外、県、他自治体の状況を迅速・的確に把握し、柔軟な対応ができる体制が求められています。
- 感染症の予防措置や災害時の危機管理においても重要な役割を果たす予防接種の重要性を周知することにより、乳幼児からの予防接種率を高く保っていく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇平時のみではなく救急時であっても、安心して医療が受けられる環境があります。
- ◇感染症への対策が整っており、うつらない・うつさないための生活様式が一人ひとりの市民に定着しています。

主要施策

①地域医療の充実

- 医療機関に関する最新の情報を保健センターガイドや日進市ホームページ、広報紙等へ掲載するとともに、かかりつけ医等の普及促進に努めます。
- 市民の健康を向上するため、医療機関と行政との会議を開催する等、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、医療に関する情報共有を図ります。
- 市民が、緊急時に適切な医療を受けられるよう、休日急病診療所等の環境整備、緊急医療情報の提供手段の充実を図ります。
- 災害時に必要な治療が受けられる体制づくりを進めるため、県、保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも継続して活動できる地域医療体制を整備します。
- 献血の充実、骨髄バンクドナー、臓器提供意思表示等の増加を図るため、必要な情報提供や負担軽減を図る等、市民が制度に協力しやすい環境づくりを行います。

主な取組

○医師会との災害時の医療救護に関する協定に基づく環境整備 ○歯科医師会との災害時の歯科医療救護活動に関する協定に基づく環境整備 ○薬剤師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく環境整備 ○救護所活動マニュアルの整備 ○ヘルピー健康だより等健康関連情報提供 ○献血事業 ○骨髄バンクドナー等助成事業 ○救急医療体制支援事業

②感染症予防の推進

- 日進市ホームページ、広報紙、健康診査、相談の機会等を活用して、感染症の予防について適切な情報提供を行います。
- 予防接種率向上のため、接種の効果や副反応の理解促進と接種機会の情報提供に努めます。
- 結核予防のため、65歳以上の結核検診（胸部エックス線撮影）を実施し、保健所と連携して、情報提供、啓発に努めます。

主な取組

○乳幼児予防接種事業 ○高齢者定期予防接種事業（肺炎球菌・インフルエンザ） ○任意予防接種助成事業（高齢者用肺炎球菌・風しん） ○風しんの追加的対策事業

③新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等対策の推進

- 新興・再興感染症対策として、死亡率、感染率等を考慮した日進市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、初期発生段階からの国内外、県、他自治体の情報収集、市民への迅速な情報提供を行い、市民生活の混乱を防ぐとともに、市民一人ひとりの的確な予防行動の促進やまん延防止対策を行います。
- 災害時における感染症予防措置として、避難所等の衛生管理、消毒、調査、医薬品の確保等を迅速に行い、保健師等による被災者に対する健康管理を行います。

主な取組

○災害時医療救護所運営マニュアル等の整備 ○災害時医療救護所開設訓練の実施 ○日進市避難所運営マニュアル等の整備

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	医療機関(医科・歯科)の数や診療科目に対する満足度(%)	46.3 (2020 年度)	48.0	50.0
	かかりつけ医を持つ市民の割合(%)	64.3 (2020 年度)	65.0	65.0
	夜間・休日の医療体制に対する満足度(%)	28.0 (2020 年度)	29.0	29.0
個別指標	休日急病診療所利用回数(100 人あたり)(回)	2.14	2.15	2.15
	夜間・休日の救急医療情報センターを知っている市民の割合(%)	54.8 (2020 年度)	58.0	60.0
	年間の献血単位※4 数(日進市全域)(単位)	1,008	1,050	1,108

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○かかりつけ医を持ち、病気の予防や健康の維持に努めるとともに、急病時に利用できる医療についての情報収集に努める。 ○病状に応じた適切な医療機関が選択できるよう、平常時から地域の医療情報が入手できる方法を知っておく。 ○献血、骨髄ドナーバンク等への理解を深める。 ○感染症に関する正しい知識を踏まえ、予防及びまん延防止に努める。	○地域団体やNPO等の市民活動団体は、行政、病院等と協働でかかりつけ医の普及や救急医療体制についての情報提供に協力する。 ○医療関係機関は、病診連携や診診連携、医福連携、行政との連携等、多様な連携を進め、市民に対して安心できる地域医療の提供に努める。

関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市地域防災計画
- 日進市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 第2次いきいき健康プランにつしん21(2014年度～2023年度)

関係するデータ

○市内医療機関数(2020年4月1日現在)

病院※5	医科診療所※6	歯科診療所	薬局	産婦人科	小児科標榜施設
3	63	46	40	4	33

用語の解説

- ※1 第3次救急医療施設:24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次救急医療施設では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関
- ※2 災害拠点病院:24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出可能な体制を持つ病院
- ※3 小児科標榜施設:標榜科(ひょうぼうか)とは、病院や診療所が外部に広告できる診療科名のこと。この場合、小児科診療について外部に広告できる病院
- ※4 献血単位:200mlで1単位、400mlで2単位、血漿成分献血5単位、血小板成分10単位
- ※5 病院:入院ベッド数が20床以上の医療機関
- ※6 診療所:入院施設がまったくないまたは入院ベッド数が19床以下の医療機関

施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



施策 7 社会保障～適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します～

現状と課題

- 高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭等といった社会的、経済的に弱い立場にある人であっても適切な医療が受けられるようにするため、福祉医療費支給事業を実施しています。
- 65歳以上の障害者手帳を所持している人等を対象とした後期高齢者福祉医療制度は、今後も高齢者人口の増加に伴い対象者の増加が予想されるほか、自立支援医療(精神通院)^{※1}受給者についても増加しています。子ども医療費支給制度の入院費については、2021年(令和3年)4月から対象年齢を18歳到達後の年度末まで拡大しましたが、今後も福祉医療の充実が求められています。
- 福祉医療費は受給者の増加や制度拡大により年々増加しており、本市の財政負担も増加していることから、医療保険者等と連携しつつ、医療費の適正化について市民に周知啓発していくことが重要になります。
- 国民健康保険は、国民皆保険制度を維持する基盤的役割を果たしています。しかしながら、医療技術の高度化や高齢化の影響による、医療費の増加により、財政運営は圧迫されており、保険税が増加しています。このため、健診等による病気の早期発見・早期治療や医療費の適正化を図ることにより、安心して医療が受けられるよう、財政運営を安定させることが求められています。
- 安定した医療保険制度を維持するため、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の収納率の向上を図る必要があり、納付しやすい環境を整えることが重要です。
- 国民年金制度は、少子高齢化や非正規雇用者の増加等社会全体の情勢変化に伴い、制度に対する信頼と理解を得ることが課題となっており、本市においても引き続き制度についての周知が必要です。
- 生活に困窮している人を生活全般にわたり支援するため、「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度^{※2}」によって、生活困窮に至る前の段階からの包括支援を行っています。
- 生活保護世帯は増加傾向にあるため、就労準備支援や家計改善支援、子どもの学習・生活支援等、課題の複雑多様化や相談件数の増加に対応していく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇子ども、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉医療費支給対象者が、安心して医療を受けられます。
- ◇医療保険制度について被保険者の理解と信頼が得られ、適切に運営されています。
- ◇市民が年金を受給し、安定した老後生活を送っています。
- ◇生活が困窮する状態に陥った人が、生活や就労、健康面でのサポートを受け、自立に向けた生活を送っています。

主要施策

①福祉医療制度の充実と周知

- 子ども、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉医療費支給対象者が安心して医療を受けられるよう、制度の充実を図ります。
- 各制度について、福祉医療費支給対象者が適正な医療を受けられるよう周知を行います。

主な取組

○子ども医療費支給制度 ○後期高齢者福祉医療費支給制度 ○障害者医療費支給制度 ○精神障害者医療費支給制度 ○ひとり親家庭等医療費支給制度 ○福祉医療費助成制度の周知、啓発

②公的医療保険の適正運用と年金制度の周知

- 必要な通知、勧奨、周知等、被保険者の適正な資格管理に努めます。
- 増加する医療費を抑制するため、医療費の適正化に努めます。
- 口座振替の推進、納付機会の拡充等により、保険税(料)の収納率向上をめざします。また、自主納付を推奨するにあたり、納付相談の充実も図ります。
- 日本年金機構と連携し、国民年金制度の理解と適正な納付を図るため、制度の周知を行います。

主な取組

○国民健康保険制度の周知、啓発 ○ジェネリック医薬品^{※3} 差額通知 ○ジェネリック医薬品の普及啓発 ○重複服薬者、重複・頻回受診者への指導 ○口座振替の推進 ○コンビニ収納の実施 ○休日納税相談の開催 ○キャッシュレス決済等の新しい納付方法の検討及び導入
○国民年金制度の周知、啓発 ○年金相談の実施

③生活困窮者等の自立支援

- 生活困窮、生活保護の相談に対しては、相談内容を的確に把握するとともに、その生活支援について、個々のプライバシーに配慮しつつ、世帯の自立または安定に向けた支援を行います。
- 生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、包括的な支援体制を強化します。
- 生活困窮者等住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。
- 生活保護申請にかかる調査及び支給について、迅速かつ適切な処理を行うとともに、緊急性が高く金銭等による援助が必要な世帯については、社会福祉協議会での資金貸付と連動した保護を実施します。

主な取組

○生活保護行政の適正な運営 ○生活困窮者等の自立支援体制の拡充 ○新たな住宅セーフティネット制度^{※4}の周知

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	国民健康保険被保険者一人当たり療養諸費費用額(円)	343,272	343,272	343,272
個別指標	国民健康保険税現年収納率(%)	94. 6	95. 4	96. 0
	国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品の使用割合(%)	69. 5	80. 0	85. 0
	市内におけるセーフティネット住宅※ ⁵ の登録戸数(戸)	365 (2020 年度)	484	607

協働のまちづくりに向けて

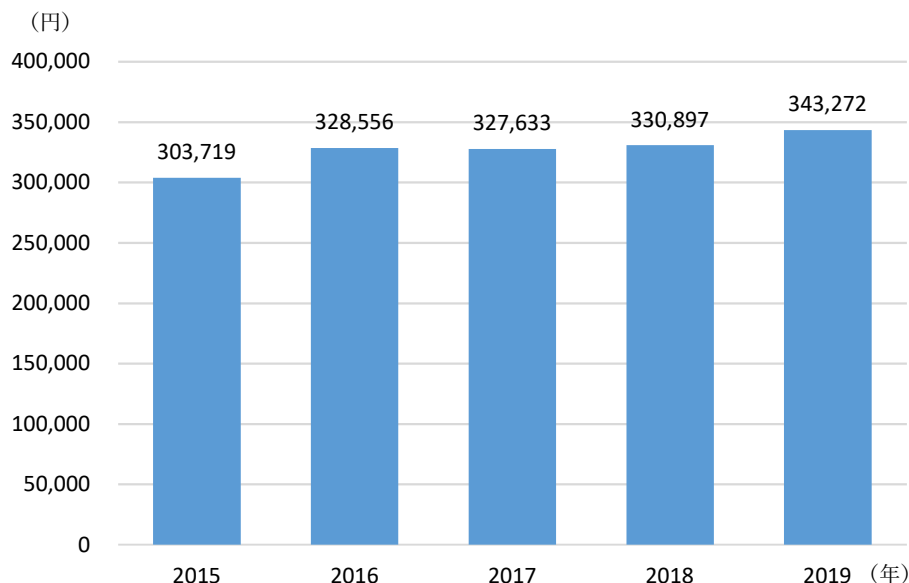
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○ジェネリック医薬品の積極的な活用等により、医療費を抑制し、保険制度の適切な利用に努める。	○住宅の供給者は、生活困窮者等だれもが安心して暮らせるよう、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた理解と協力に努める。

関連する計画・条例

- にっしん幸せまちづくりプラン(2020 年度～2024 年度)
- 日進市子ども医療費支給条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例
- 日進市後期高齢者医療に関する条例
- 日進市国民健康保険条例
- 日進市国民健康保険税条例
- 日進市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

関係するデータ

○国民健康保険被保険者一人あたり療養諸費費用額



用語の解説

- ※1 自立支援医療(精神通院):精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院または診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち、90%を医療保険と併せて助成する制度
- ※2 生活困窮者自立支援制度:生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。
- ※3 ジェネリック医薬品:先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品。後発医薬品ともいう。
- ※4 新たな住宅セーフティネット制度:住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害のある人、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する人)が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み
- ※5 セーフティネット住宅:住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のこと。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅

施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



基本目標2

安全・安心を高める (生活安全分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 8	防災・危機管理(自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます)	96
施策 9	消防・救急(火災や救急に対する体制の強化を進めます)	102
施策 10	交通安全・防犯・消費者行政(交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します)	105

施策 8 防災・危機管理

～自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます～

現状と課題

- 全国的な台風や集中豪雨の頻発・激甚化や「東海地震の地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ巨大地震の南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定等、自然災害にかかる被害リスクが高まっています。そこで、あらかじめ、地域強靱化計画に基づきハード・ソフト両面において防災、減災の対策を講じ、市民が安心して暮らせる地域社会の構築が求められています。
- 地域防災計画の見直しや防災対策マップ、洪水ハザードマップの更新を適宜行うとともに、日進市ホームページへの掲載やチラシ等の配布により、災害対策について市民への周知を行っていますが、さらなる市民の防災意識向上（自助）のため、今後もより分かりやすい情報を提供する必要があります。
- 区や自治会と連携した自主防災組織等による地域主体の防災訓練等を支援していますが、地域でのさらなる防災力（共助）の向上を図るため、団体間での情報共有、組織の維持強化を図る必要があります。
- 災害発生時における避難所開設状況等の迅速かつ確実な情報伝達のため、多様な伝達手段の整備や感染症拡大時の避難所確保及び在宅避難の強化、備蓄品の充実（公助）が求められています。
- 本市で策定した業務継続計画^{※1}については、適宜改訂を行います。また、訓練の充実や、効率よく人、資源を確保することで、災害時の市民サービスの継続を図る必要があります。
- 災害時における医療関係施設及び従事者の不足、物資支援ルートやエネルギー供給の途絶による医療の機能不全が懸念されています。
- 国民保護法に基づく国民保護措置、新型コロナウイルス等の感染症、庁内情報システムに対する外部からのサイバー攻撃等、新たな危機に備える危機管理体制の構築が求められています。

施策が目標とするまちの姿

- ◇防災・危機管理体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- ◇区や自治会と連携した自主防災組織等を中心に、地域における自助・共助による防災・減災力が高まっています。

主要施策

①防災意識の向上	
●市民の防災意識を高めるため、区や自治会と連携した自主防災組織、学校、事業所等に対して、防災講座、防災訓練、防災教育の実施等を積極的に支援します。 ●学区ごとに実施する避難所開設運営訓練^{※2}等の充実を図り、多くの市民の参加を促します。 ●災害発生時に市民が迅速かつ的確な避難行動をとることができるよう、広報紙やSNS等、多様な手法を利用した情報の提供を行います。また、防災対策マップや洪水ハザードマップ等わかりやすい資料を提供することで、避難行動に役立つ情報を市民へ周知します。 ●災害発生時に被害を最小限に抑えるため、災害時要援護者等に対する家具転倒防止事業を継続します。	
主な取組	○自主防災組織等への防災講座、防災訓練の実施の支援 ○広報紙や日進市ホームページ等による防災情報の周知 ○防災対策マップ、洪水ハザードマップの周知 ○避難所開設運営訓練の実施
②防災体制の強化	
●地域の防災力を高めるため、区や自治会と連携した自主防災組織等への活動支援を行います。 ●災害時要援護者地域支援制度の周知により災害時要援護者の登録者数の増加を図るとともに、災害時における登録者一覧の適切な活用方法の周知に努めます。併せて福祉避難所との連携体制を構築するとともに、新たな福祉避難所の確保を進めます。 ●指定避難所や指定緊急避難場所の防災倉庫については、資機材の拡充と効率のよいローリングストック^{※3}をベースとし、備蓄食料の更新を適宜進めます。 ●災害時に必要な治療が受けられる体制づくりを進めるため、県、瀬戸保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できる体制を整えます。 ●災害関連の情報に関して、事前予測が可能な台風等については、警戒レベルを用いた早い段階での避難所の開設情報等の発信に努めます。事前の予測が難しい地震については、全国瞬時警報システム（Jアラート）^{※4}、緊急地震速報等と連動した「にしんお知らせめーる」により正確で迅速な情報発信に努めます。また、事業所については、災害情報の提供手段を検討します。 ●緊急時に迅速な対応ができるよう、職員に対して、本市の地域防災計画や業務継続計画、地域強靱化計画等の各種計画の浸透を図るとともに、職員向けの災害対策本部の設置訓練等を実施することで、緊急時対応能力の向上を図ります。 ●災害時の物資や災害ボランティア等の人的支援の効果的な受援体制の構築を進めます。 ●市内で被害が発生した場合は、応急仮設住宅の建設や住宅資金の災害貸付等、生活再建に向けた支援を速やかに行います。	
主な取組	○自主防災組織交付金の交付 ○救護所活動マニュアルの整備 ○医師会との災害時の医療救護に関する協定に基づく環境整備 ○歯科医師会との災害時の歯科医療救護活動に関する協定に基づく環境整備 ○薬剤師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく環境整備

③災害に強いまちの整備

- 第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジ^{※5}を整備し、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を図ります。また、第2次緊急輸送道路である(都)瀬戸大府東海線沿いに道の駅を整備し、救助救援部隊の活動拠点等、防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。
- 地震対策としての側面を持つことから、老朽化した下水道管路施設^{※6}の改築を推進します。また、下水道管路施設のうち、特に重要な幹線等の耐震診断を進めます。
- 民間事業者、業界団体、大学等との協力体制を強化し、災害時における物資や資機材の調達、避難所としての場所提供等の締結について拡充を図ります。
- 1981年(昭和56年)の建築基準法改正以前の住宅・建築物の耐震化・減災化を促進します。耐震診断や耐震改修の啓発を行い、診断により耐震性が低いとされた住宅に関する補強、除却、シェルター整備の工事に対して支援を行います。また、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、除却補助を行います。
- 避難所等となる施設の防災対策を進めます。

主な取組

○下水道管路施設の改築 ○下水道管路施設の耐震診断 ○民間事業者、業界団体、大学等との災害時協定の締結 ○(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備 ○道の駅整備事業 ○木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修費補助等

④危機管理体制の強化

- 武力攻撃事態^{※7}及び緊急処理事態^{※8}が発生した場合、市民の生命・財産を守るための国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備と関係機関との連携を強化します。
- 新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の発生や庁内情報システムに対する外部からのサイバー攻撃等に対応できるよう、業務継続計画・対策マニュアルの作成やシミュレーション訓練の実施等、各種の取組を推進し、様々な危機に対して備えます。
- 危機的事態が発生した場合、情報の錯そうを防ぐため、多分野にわたる危機管理に関する情報を一元化し、対応策を検討できる体制を構築します。
- 情報伝達手段の多重化について、検討を進めます。

主な取組

○武力攻撃等に備えた庁内体制の整備と関係機関との連携強化 ○避難実施要領の作成 ○情報伝達手段の多重化 ○業務継続計画(BCP)

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	災害対策に対する満足度(%)	28.5 (2020年度)	38.0	48.0
	家庭で災害対策をしている市民の割合(%)	52.6 (2020年度)	62.0	72.0

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
個別指標	自主防災組織の世帯カバー率(%)	92.7	100	100
	防災協定締結数(か所)	69	75	80

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○災害時において、市民同士のつながりや自らの命は自ら守る「自助」を自覚し、非常時における備蓄品の準備、地域の防災訓練への積極的な参加、避難ルートや避難場所の確認等を行い、災害被害の軽減に向けた防災活動に努める。 ○防災対策マップや洪水ハザードマップ等を確認し、災害危険度の把握に努める。	○区、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、事業者、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる「共助」の意識が浸透した防災協働社会の形成に努める。

関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市地域防災計画
- 日進市業務継続計画【地震災害対策編】
- ICT 部門における業務継続計画
- 日進市業務継続計画(BCP)ー新型インフルエンザ等感染症対策版ー
- 日進市下水道事業業務継続計画【地震編】
- 日進市国民保護計画
- 日進市耐震改修促進計画(2021 年度～2030 年度)
- 日進市の東郷 PA におけるスマートインターチェンジ基本計画
- 日進市道の駅基本計画
- 日進市災害対策本部条例

関係するデータ

○災害発生件数(災害対策本部が設置された回数)

2019 年	1
2018 年	3
2017 年	3
2016 年	1
2015 年	1

○地域における防災訓練回数

	地域	市	
2019 年	38	1	香久山小
2018 年	38	1	梨の木小
2017 年	38	1	日進中
2016 年	38	2	西小・竹の山小
2015 年	36	2	南小・赤池小

※各地域（自主防災組織）において年 1 回実施

※本市主催訓練については、2017 年度以前は総合防災訓練、2018 年度以後は避難所開設運営訓練

用語の解説

- ※1 業務継続計画：災害時に行政自身も被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応等の応急業務や優先度の高い通常業務といった非常時優先業務を継続するため、その執行体制や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害が発生した場合でも、適切な業務執行を行うための計画
- ※2 避難所開設運営訓練：南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、地域住民主体で避難所の開設・運営を円滑に行うことができるようにする訓練
- ※3 ローリングストック：備蓄食料を、消費期限を見ながら計画的に消費し、消費した分だけ新しく購入することで、常に一定量を備蓄しておく方法
- ※4 全国瞬時警報システム（Jアラート）：通信衛星を利用し、緊急情報を行政や住民へ瞬時に伝達できるシステム
- ※5 スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるよう設置される、通行可能な車両をETC搭載車両に限定したインターチェンジ
- ※6 下水道管路施設：マンホール、管きょ（マンホール間）、枳、取付管（管きよと宅内配管をつなぐ管）で構成される施設
- ※7 武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- ※8 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



序論

基本構想

基本計画

●基本目標2 安全 安心を高める

計画の推進に向けて

資料編

施策 9 消防・救急～火災や救急に対する体制の強化を進めます～

現状と課題

- 2018 年度(平成 30 年度)に消防広域化が行われ、新たに豊明市、長久手市が構成自治体となりました。その結果、本市の消防・救急体制は、常備消防機関として、日進市、豊明市、みよし市、長久手市、東郷町で組織する尾三消防組合があり、スケールメリットを生かした新たな体制がスタートしています。本市をはじめ、管内の人口は増加傾向にあり、高齢者人口も増加傾向にあることから、特に救急需要の増加への対応が必要です。
- 市内には本郷地区に日進消防署、浅田地区に日進消防署西出張所が配置されています。さらなる地域の消防力の強化のため、消防広域化によるスケールメリットを最大限に活かした消防力の整備が必要です。
- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行により、消防団員の待遇や装備について、充実させる必要があります。しかし、本市の消防団については、団員の定数を充足しておらず高齢化も進んでいることから、次代の育成や、女性、学生の参加が必要です。また、消防団車両については、随時更新してきましたが、老朽化が進んでいるため、引き続き、計画的な更新が必要です。
- 市民が安心して暮らせるまちとなるため、火災の予防、消防・救急体制が充実していることに加えて、市民一人ひとりが消防・救急に関する正しい知識や技術を身につけることが必要です。初期消火活動や応急手当等の救命講習会の開催、救急車の適正利用等の啓発を行う必要があります。
- 近年の消防・救急を取り巻く環境は、火災、地震、豪雨等の複合化・大規模化する災害への対応、救急需要の増加や住民ニーズの多様化・高度化等、大きく変化しており、消防・救急に対する期待はますます高まっています。また、他自治体からの緊急消防援助隊の派遣要請等、行政区域を超えた活動の判断を必要とする社会状況にも直面しています。

施策が目標とするまちの姿

◇消防・救急体制が充実するとともに地域の消防力が高まり、安心して暮らせるまちになっています。

主要施策

①地域の消防力の充実強化	
●情報啓発や研修等を行うことで、市民の消防力強化を図ります。 ●消防団員の確保とともに、機能別消防団員※¹等、新たな体制の導入を検討します。 ●消防団の装備を充実します。	
主な取組	○女性や学生等多様な人材の活用 ○日進市消防団協力事業所の活用(消防団加入促進事業) ○消防団の救助活動用資機材等の装備の充実
②尾三消防組合との連携	
●災害、消防、救急時における迅速な出動体制等の強化を要請するとともに、消防・救急体制の維持、尾三消防本部消防力整備計画への協力に努めます。 ●災害対応体制の強化を図ります。	
主な取組	○通信訓練の実施 ○大規模災害マニュアルの共同作成

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	消防体制・救急体制に対する満足度(%)	43.4 (2020 年度)	45.4	47.4
個別指標	消防団員の定員充足率(%)	85.0	94.9	100
	出火率(人口 1 万人当たりの火災発生件数)(件/万人)	3.5	2.7	2.1
	救命講習への市民参加人数(1 月-12 月)(人)	2,276	2,330	2,380

協働のまちづくりに向けて

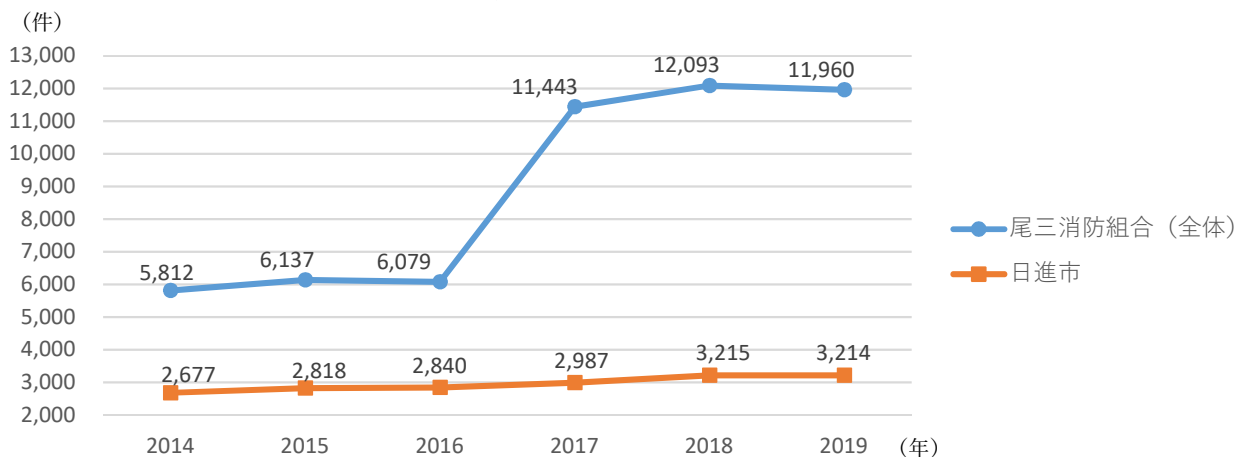
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○初期消火訓練や救命講習を受講する等自らの安全は自らが守ることができるよう知識や技術を身につけるよう努める。 ○救急車の適正利用を心掛けるよう努める。	○地域・団体・事業所等は、地域防災力の充実のため、訓練・講習等を行う。また、消防団活動を理解し、協力するよう努める。 ○地域・団体は、日頃から消防団と連携した防災活動の実施に努め、事業所は、地域の消防力の維持のため、被雇用者の消防団への入団に理解し、就業時間中に発生した災害への団員の出動等について協力するよう努める。

関連する計画・条例

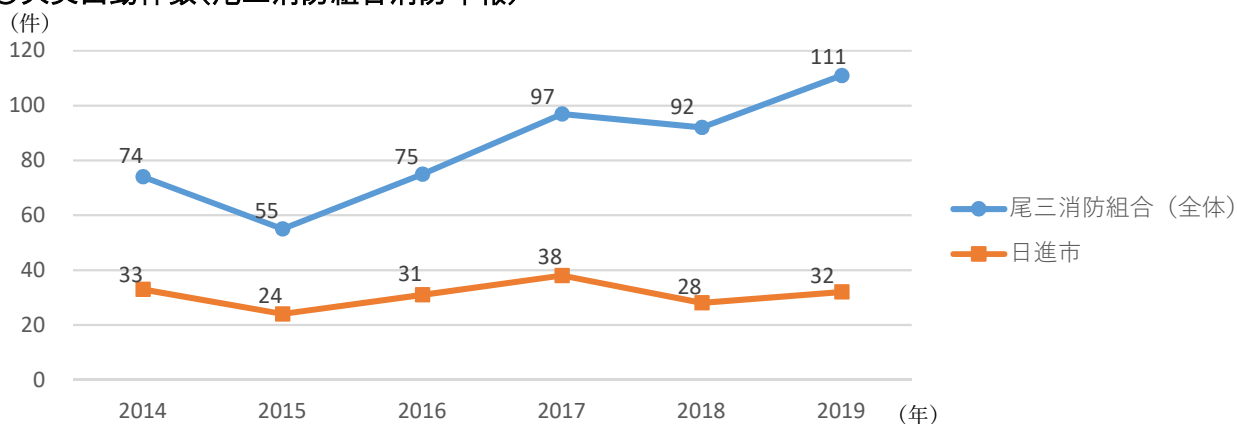
- 尾三消防組合消防力整備計画(2019 年度～2028 年度)
- 日進市消防団条例

関係するデータ

○救急出場件数(尾三消防組合消防年報)



○火災出動件数(尾三消防組合消防年報)



用語の解説

※1 機能別消防団員：能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されている。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



現状と課題

- 県・近隣自治体・警察や地域自主活動団体、企業等関係団体と連携して交通安全・防犯啓発活動を展開して犯罪認知件数の減少等効果を上げていることから、すべての地域において活動が実施されるよう、連携をさらに強化し啓発活動を実施することが必要です。
- 現在活動中の地域自主活動団体の構成員の高齢化が進んでおり、次代の育成及び新たな団体の発足支援が必要です。
- 防犯情報については、警察等から発信されていますが、「にしんお知らせメール」を活用することやほかの手段により、本市からの独自情報を発信できるシステムの構築について検討する必要があります。
- 自動車利用者、自転車利用者、歩行者の安全対策が必要です。
- 犯罪のない安全、安心なまちづくりのため、防犯灯、防犯カメラを整備する必要があります。
- 犯罪被害者支援に関する体制づくりを検討する必要があります。犯罪被害者に対する支援内容は幅広く、窓口も分かれるため、犯罪被害者の人権保護等の観点からワンストップサービスによる事務連携の必要があります。
- 消費者の自立のため、子どもから高齢者まで、幅広い年齢の市民に対し、福祉会館等での消費生活出前講座、高校・大学への消費者教育の充実が必要です。
- 地域団体や地域包括支援センターと連携を強化し、消費者被害の把握を行う等、地域で支え合うネットワークを充実させ、消費生活センターで適切な解決や被害防止を行う必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇交通事故や犯罪、消費者被害を減らすよう関係団体等が協力して取り組んでいます。

主要施策

①地域における交通安全対策の推進

- 県・近隣自治体・警察や地域自主活動団体、企業等関係団体との連携をさらに強化するため、交通安全啓発活動団体の維持、発足を支援します。
- 県・近隣自治体・地域自主活動団体の活動に必要な資材や情報の提供により、交通安全啓発活動を支援します。

- 交通事故の発生防止と歩行者等の安全性を高めるため、ガードレール、カーブミラー、カラー舗装等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、地域や警察との連携を図りながら信号機の設置や交通規制の推進を図ります。
- 交通事故死ゼロの日の啓発活動や本市青色回転灯装備車（青パト）による啓発活動を行います。
- 自転車の安全利用にかかる周知啓発を行います。

主な取組 ○交通安全啓発活動 ○啓発活動資材貸与 ○交通安全施設の設置 ○カラー舗装等の整備
○講習会の開催

②地域における防犯対策の推進

- 県・近隣自治体・警察や地域自主活動団体、企業等関係団体との連携をさらに強化するため、防犯啓発活動団体の維持、発足を支援します。
- 県・近隣自治体・地域自主活動団体の活動に必要な資材や情報の提供により、防犯啓発活動を支援します。
- 防犯灯、防犯カメラの設置や地域の防犯カメラの設置費補助により、防犯環境の充実を図ります。
- 本市青パトによる巡回や防犯啓発活動を行います。

主な取組 ○防犯灯設置 ○防犯カメラ設置 ○防犯カメラ設置費等補助 ○講習会の開催 ○防犯啓発活動
○啓発活動資材貸与 ○通学路をはじめとする市内巡回

③安全、安心な消費生活の確保及び啓発と相談体制の充実

- 市民の安全、安心な消費生活への関心を高め、消費者被害の未然防止を図るための意識啓発を行います。
- 消費者自ら問題解決に取り組む力を醸成するため、講座等のプログラムを地域等に提供し、市民がお互いに学習活動等を展開できるよう支援します。
- 2022年（令和4年）に成人年齢が18歳に引き下げられることから、消費者トラブル未然防止のため、あらゆる年代への消費者教育の強化を図ります。
- 消費者被害の未然防止や迅速な被害救済に向け、消費生活相談等の拡充を検討します。
- 適切でより迅速な消費者被害解決のため、関係機関との連携を強化し、地域全体で支え合うネットワークづくりを進めます。

主な取組 ○高齢者や若者向け啓発 ○高齢者や若者向け消費生活出前講座 ○消費生活市民講座 ○消費生活相談

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	交通安全に対する満足度(%)	35.5 (2020年度)	39.0	42.5
	防犯や治安に対する満足度(%)	36.3 (2020年度)	39.8	43.3
	安全な消費生活の確保に対する満足度(%)	24.8 (2020年度)	30.0	35.0

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
個別指標	市内交通事故(人身)発生件数(人口 1,000 人あたり)(件)	3.7	3.2	2.8
	刑法犯認知件数(人口 1,000 人あたり)(件)	4.8 (2018 年度)	4.3	3.9
	消費生活相談員による出前講座数(件)	7	10	10

※ 市内交通事故(人身)発生件数:市内交通事故発生件数/該当年度 4 月 1 日現在の人口(1000 人あたり)

※ 刑法犯認知件数:1 月 1 日から 12 月 31 日までの本市における刑法犯総数

協働のまちづくりに向けて

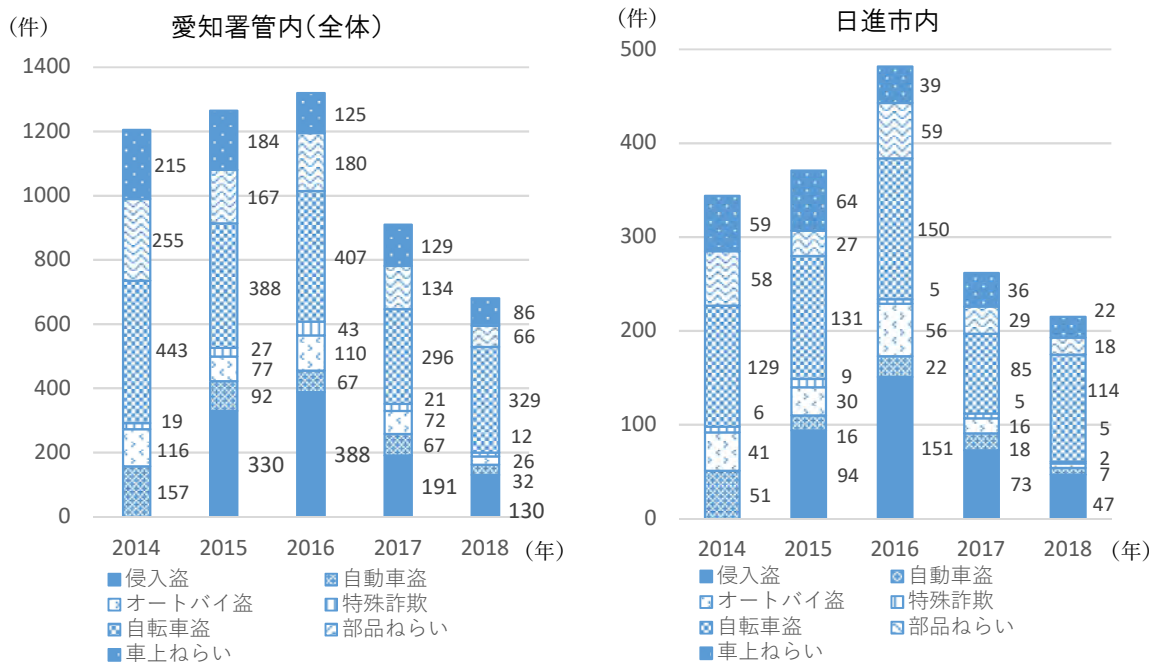
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○交通安全、防犯、消費者被害の防止に関する情報を知り、地域活動への参画に努める。	○交通安全、防犯、消費者被害の防止に関する啓発活動を通じて、共助の意識が浸透した地域社会の形成に努める。 ○交通安全、防犯、消費者被害に関する啓発活動に協力する。

関連する計画・条例

- 日進市交通安全条例
- 日進市安全なまちづくり条例
- 日進市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

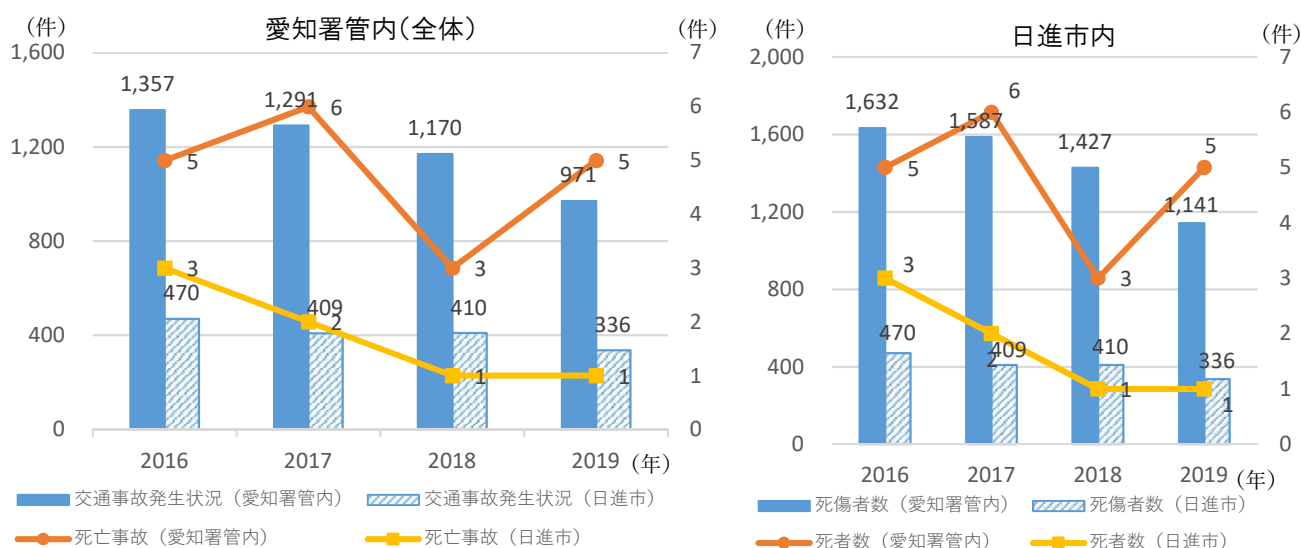
関係するデータ

○愛知警察署管内手口別犯罪発生状況(愛知警察署防犯情報誌「あいちのまもり」)



※2019 年については公表なし

○愛知県の交通事故発生状況(愛知県警察本部交通部)



当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標) 17の目標



基本目標3

暮らしやすいまちを創る (都市基盤・環境分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 11	道路(円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します)	110
施策 12	公共交通(市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます)	115
施策 13	住宅・市街地形成(便利で快適な生活空間を創出します)	118
施策 14	公園・緑地・景観(緑を生かした潤いのあるまちを創ります)	123
施策 15	上・下水道(安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します)	127
施策 16	環境負荷の少ない地域社会の形成(地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します)	131
施策 17	ごみの適正処理と再資源化の推進(ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します)	136
施策 18	自然環境の保全(貴重な動植物が生息する自然環境を保全します)	139
施策 19	河川・排水路(自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します)	143

施策 11 道路～円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します～**現状と課題**

- 恒常的な交通渋滞解消を図るとともに、高速道路を含めた幹線道路へのアクセス性を向上する必要があります。
- 国道、県道の整備を促進するため、国や県に継続して要望を行う必要があります。
- 狭あい道路の解消や歩行者の安全性の確保が求められています。
- 都市の利便性を高めるため、(都)野方三ツ池公園線等の市内の道路ネットワーク整備を進めることが求められています。
- 道路・歩道の利便性の向上が求められています。
- 市民の移動が自動車中心となっているため、公共交通の利用促進とともに、自転車の活用等に関する検討と自転車走行環境の整備、充実を図っていく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇通過交通や市内移動といった、利用者の目的に合わせた道路網が形成されています。

◇すべての道路利用者にとって、安全で安心できる快適な道路環境が整っています。

主要施策**①幹線道路整備**

- (都)名古屋瀬戸道路の日進ジャンクションから(仮称)日進インターチェンジを経て、(都)日進中央線の(都)瀬戸大府東海線までの区間の整備、(都)名古屋豊田線の未着手区間の早期整備、(都)米野木筋生線及び(都)名古屋三好線の整備促進は、広域交通道路網整備と地域経済の活性化につながるため、国・県に対し事業の早期整備を促すとともに、協力体制の強化に努めます。
- (都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線の整備を進め、移動時間の短縮と道路の利便性向上を図ります。
- 道路ネットワークを構成するため、必要な補助幹線道路等を整備します。
- 交通渋滞の解消を図るため、右折帯の整備や右折矢印信号機の設置等の交差点改良を国・県・警察と連携して促進します。

●(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備を進め、市内を通過する東名高速道路へのアクセス性向上による利便性の向上や、周辺道路の交通渋滞の緩和とともに、周辺企業の物流効率化等、企業活動の活性化を図ります。 ●幹線道路を補完し、日常的な生活圏の連絡と地域間交流を促進する市道路線を整備します。	
主な取組	○(都)名古屋瀬戸道路、(都)日進中央線、(都)名古屋豊田線、(都)米野木筋生線、(都)名古屋三好線等の県道支援事業の推進 ○(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の幹線道路の整備の推進 ○(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備 ○県決定の都市計画道路の整備を促進するための関係機関との協議・協力の実施 ○市決定の都市計画道路の整備の推進
②生活道路の整備	
●市管理道路のうち幅員4m未満の狭あい道路の拡幅に関しては、建築基準法第42条第2項に基づくセツバック^{※1}と併せ、地域との連携を図りながら進めます。 ●セツバックによる後退部分について、道路用地として本市への寄附を促進するため、分筆測量登記にかかる費用に対して補助金を交付します。 ●歩行者が安全で快適に通行できるよう歩道を整備し、バリアフリー化した歩道や児童生徒のための通学路整備を行います。 ●交通事故多発箇所の交差点や歩道のない道路には、イメージハンプ^{※2}やカラー舗装を行い、併せて交通規制により歩行者の安全を確保します。 ●交通事故の減少と安全性を確保するため、カーブミラーやガードレール、カラー舗装等の適正な維持管理を行います。 ●自転車の活用を促進するための計画作成について検討するとともに、地域の実情も考慮しながら自転車等通行空間の整備を行います。	
主な取組	○交通安全対策事業 ○狭あい道路対策事業
③道路・橋梁の適正な維持管理・長寿命化	
●道路施設の老朽化に対する計画を策定し、維持管理を行います。また、橋梁や歩道橋については、予防保全の観点から長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施するとともに、5年に1回の定期点検を行います。 ●道路構造物等の破損事故を防止するため、道路パトロールによる点検・管理を実施するほか、地域からの通報システムの導入を検討し、不具合箇所の発見・維持補修の早期化を図ります。 ●工事による渋滞の影響を減らすため、上・下水道工事等の工事時期やその区間について調整し、集中工事方式の導入によって、道路規制を伴う工事を効率的に行います。 ●アダプトプログラム^{※3}により、身近な公共空間の美化等を市民等と行政が協働して持続的に行う取組を促進します。	
主な取組	○道路長寿命化事業 ○アダプトプログラム事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	車道の利便性に対する満足度(%)	37.8 (2020 年度)	40.0	42.0
	歩道の利便性に対する満足度(%)	24.2 (2020 年度)	26.0	27.0
個別指標	道路改良率(%)	66.2	67.0	68.0
	都市計画道路整備率(%)	66.7	67.9	68.9
	橋梁、横断歩道橋点検等件数(2021 年度～2030 年度)(件)	—	96	189

協働のまちづくりに向けて

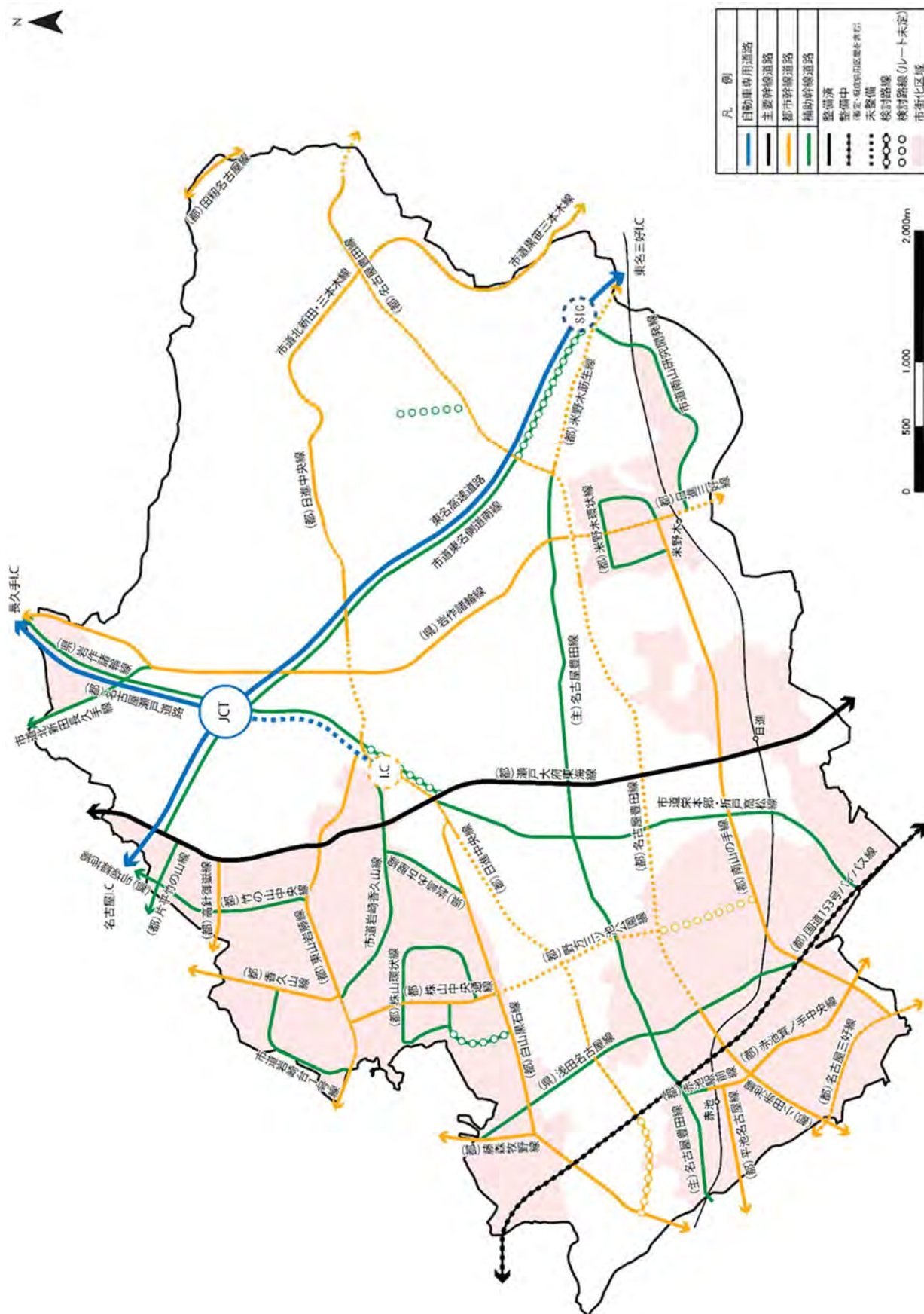
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、通り抜け道路として利用せず、幹線道路を利用して、安全運転を心がける。 ○狭あい道路の解消・改善のため、沿道建築物の建替え等に合わせて建築物の後退に努める。 ○アダプトプログラムへの参加等により、行政との協働による身近な地域環境の美化活動に努める。	○地域の清掃活動やアダプトプログラムへの参加等により、身近な公共施設等の美化活動に努める。 ○歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、通り抜け道路として利用せず、幹線道路を利用して、安全運転を心がけるとともに、そのことを構成員に対し周知啓発する。

関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市都市マスタープラン(2021 年度～2030 年度)
- 橋梁個別施設計画
- 横断歩道橋個別施設計画
- 日進市の東郷 PA におけるスマートインターチェンジ基本計画

関係するデータ

○道路方針図(日進市都市マスタープラン(2021年度～2030年度))



用語の解説

- ※1 建築基準法第42条第2項に基づくセットバック：幅員4m未満の道路のうち特定行政庁（建築行政全般を司る行政機関。本市の場合は愛知県知事）が指定した道路。このような道路は原則、建築基準法上の道路として扱わない（＝接している土地は建物の建築ができない）とされるが、法施行の1950年（昭和25年）よりも前から存在していてその沿線上にすでに建物が立ち並んでいる道路については、そこに面した土地での建替え等の建築行為が可能となるよう救済として指定されている。建築行為にあたって、その道路の中心から2m後退することをセットバックという。
- ※2 イメージハンプ：道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるよう見せかけたもの。
- ※3 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標

施策 12 公共交通～市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます～

現状と課題

- コミュニティバスであるくるりんばすの利便性向上、利用促進に努めるとともに、くるりんばす、民間路線バス、鉄道等が、相互に機能を発揮する公共交通のあり方について検討する必要があります。
- 公共交通としてのくるりんばすは、効率的に走行する必要があることや、車両サイズが大きく生活道路の走行が困難である等の理由により個別の移動需要に応えるには限界があるため、それを補うほかの移動支援について研究する必要があります。
- 広域的な公共交通の観点から、市民ニーズに即した、より効果的な周辺自治体交通との連携が求められています。
- 高齢者人口の増加に伴い、運転免許を返納する人の数も増加することが見込まれるため、公共交通の利用を積極的に促していく必要があります。
- 日進駅、米野木駅前駐輪場については、周辺の市街地整備や移動手段の変化によっては収容可能台数を上回る利用者の増加も見込まれるため、状況を注視するとともに、有料化も含めた再整備について検討する必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇くるりんばすと民間路線バス、鉄道等の役割分担が適切にされ、公共交通網が充実するとともに、交通結節点としての駅周辺の環境が整備されています。

主要施策

①公共交通網の形成・充実

- 本市の発展に合わせた移動需要の変化や市民の要望等を踏まえ、くるりんばすと民間路線バス、鉄道等の役割分担を明確にし、新たな地域公共交通計画を策定して市内交通網の改善・充実を図ります。
- 公共交通の利用促進を図り、将来にわたって持続可能な市内交通網を形成します。
- くるりんばす以外の移動支援について多角的な視点から研究し、くるりんばすではカバーできない移動需要に対して相互連携を図ります。
- 公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を南北に結ぶ民間バス路線を、本市の公共交通軸として位置づけ、利用促進と路線維持に努めます。
- 自動運転技術の公共交通への応用等、新しい技術が活用できるよう情報の収集に努め、導入をめざします。

主な取組

○くるりんばす運行事業 ○くるりんばす利用促進事業 ○バス路線維持対策事業 ○産学官モビリティ共同研究事業 ○運転免許自主返納支援事業

②広域的な交通対策の推進	
●近隣自治体のコミュニティバスの相互乗り入れを継続しながら、引き続き尾三地区広域公共交通推進会議で連携のあり方について協議を進めます。 ●愛知高速交通東部丘陵線(リニモ)の利用促進のため、愛知県や沿線市と連携して利用促進事業を実施していきます。	
主な取組	○尾三地区広域公共交通推進会議 ○リニモ利用促進事業
③駅周辺等の利用環境の向上	
●駅前広場のロータリー内にマイカー等が滞留することなく、安全かつ円滑に通行できるよう、既存の駅前広場の改良を図ります。 ●赤池駅周辺については、特に利用者が多いことから環境美化を進めるとともに、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上をめざします。 ●日進駅前、米野木駅前駐輪場については、適正な利用を促し、安全快適に利用できる環境維持に努めます。また、周辺の市街地整備や移動手段の変化による自転車利用者の増加等に備えた再整備のあり方についても検討します。 ●交通結節点である各駅において、乗継拠点としてそれぞれの地域公共交通間で円滑に乗り継ぐことが出来るよう努めます。	
主な取組	○放置自転車対策事業 ○赤池駅周辺再開発事業 ○路上喫煙禁止条例の制定

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年 度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	公共交通の利便性に対する満足度(%)	25.6 (2020 年度)	27.8	30.0
	くるりんばすの利便性に対する満足度(%)	12.5 (2020 年度)	17.5	22.5
個別指標	市内 3 駅の年間鉄道乗降客数(万人)	1,638	1,649	1,659
	くるりんばすの 1 日あたりの利用者数(人)	894	952	1,003

※ くるりんばすの 1 日あたりの利用者数：年間利用者数／年間運行日数

協働のまちづくりに向けて

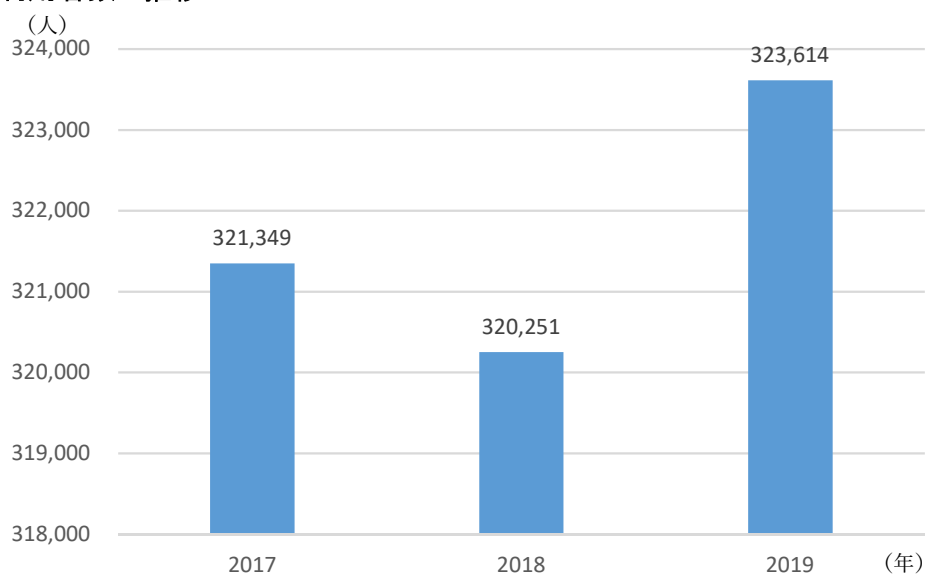
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○市民は、くるりんばす等の公共交通機関を積極的に利用する。 ○新しい移動支援の仕組みについて、行政とともに考える。	○公共交通の役割分担が適切になされることで、市民の日常生活を支援し、地域活力を向上させる。 ○運行事業者は、サービスの向上と運行事業者間の連携を図り、公共交通機関としての役割を担う。

関連する計画・条例

- 日進市地域公共交通計画
- 日進市都市マスタープラン(2021年度～2030年度)
- 日進市自転車等の放置の防止に関する条例

関係するデータ

○くるりんばす利用者数の推移



施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 13 住宅・市街地形成～便利で快適な生活空間を創出します～**現状と課題**

- 将来人口の見込みでは、2030年(令和12年)に人口10万人に達することが推計され、こうした人口増加に対応しながら良好な居住環境を創出し、地域住民の安全性・快適性を確保する必要があります。
- 住宅地開発が進められてきた地区等においては、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境の維持が必要です。
- だれもがアクセスしやすい中心拠点・鉄道駅周辺の都市機能の活性化、生活利便施設が充実する利便性の高い都市環境の創出が必要です。
- 本市の市街化区域内には、長期間にわたり活用されていない低・未利用地^{※1}があります。無秩序な開発を抑制するため、土地区画整理事業の施行等、地域の意向を踏まえた計画的な市街地整備の検討が必要です。
- 本市でも今後増加が予測される管理不全の状態となった空家による、周辺の生活環境への影響に対する対策や、空家を増やさない施策をさらに充実させる必要があります。
- 住生活基本計画(全国計画)及び愛知県住生活基本計画2025に基づき、高齢者、障害のある人、子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住民が安心して暮らすことのできる住生活の実現を図る必要があります。
- 大都市近郊にある立地を生かした地域内経済の活性化を図るため、拠点となる場を整備する必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇計画的な市街地整備を推進し、都市と自然の調和したまちになっています。
- ◇だれもが安全で安心して、いつまでも住み続けられる住環境になっています。

主要施策**①計画的な市街地整備とまちの拠点形成**

- 道の駅の整備を進めることで、将来のまちの持続的な発展に向け、子育て支援、防災・減災、農業振興等の地域課題の解決に取り組むとともに、地域活性化の拠点となる市民交流やにぎわいの場の形成等を図ります。
- 赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区は、安全・安心かつ利便性の高いまちづくりをめざした土地区画整理事業により、市街地化を推進していきます。

●北部地区は、「北のエントランス」と位置づけ土地利用を図っていく地区であり、住宅地、生活利便施設誘致を見据えた土地地区画整理事業を推進します。

●人口増加が続く本市では、住宅地に高い開発需要があるため、市街化区域内の低・未利用地については、地権者の土地活用の意向等を踏まえて、新たな市街地形成に向け、土地利用のあり方について検討を進めます。

主な取組 ○赤池箕ノ手土地地区画整理事業 ○香久山西部土地地区画整理事業 ○日進駅西土地地区画整理事業
○北部土地地区画整理事業 ○低・未利用地における新規土地地区画整理事業 ○道の駅整備事業

②駅周辺及び既成市街地の魅力の維持・向上

●鉄道駅周辺の既存商業地について、周辺に立地する中高層住宅と一体となってコンパクトにまとまった生活圏の構築をめざし、最寄りの商業施設をはじめとする、日常的な生活利便施設等の維持・形成を図ります。

●赤池駅周辺地区において、既存の駅前広場の活用や駅前の交通渋滞を解消するため、駅前ロータリーの再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上をめざします。

●建築物の建替え時における形態意匠のコントロール等を目的とした、地区計画等の策定を支援します。

●駅前広場及び周辺地区の適切な維持管理を行い、利用しやすい環境を整えます。

●駅周辺の赤池箕ノ手地区や日進駅西地区、北部地区で土地地区画整理事業を行うことにより、新たに利便性と快適性の高い住環境を創出します。

主な取組 ○市道赤池駅前線整備事業 ○赤池駅周辺再開発事業 ○赤池箕ノ手土地地区画整理事業 ○日進駅西土地地区画整理事業 ○北部土地地区画整理事業

③市役所周辺の利便性向上

●市役所周辺には、図書館、市民会館、スポーツセンター等の公共施設が集積しており、多くの市民が訪れることから、訪れた市民が安全で快適に移動できるような歩行空間の整備のほか、にぎわいを楽しめるようなスペースを整備します。

●くるりんばすの利用促進に努めるとともに、移動サービスの充実に向けた研究を進め、道の駅の開駅を見据えた路線再編や市役所周辺整備に合わせた公共交通網の形成、充実形成計画の策定に取り組みます。

主な取組 ○市街地形成に合わせた公共交通網の形成、充実形成計画の策定 ○公共施設利用者の歩行動線の整備

④安全で優良な住宅環境の向上

●日進市開発等事業に関する手続条例等を通して、良好な居住環境の形成をめざした適切な指導を行います。

●1981年(昭和56年)の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象に無料耐震診断を周知し、診断実施を促進します。併せて、診断により耐震性が低いとされた住宅に関する補強、除却、シェルター整備の工事費に対して支援を行い、住宅の耐震化及び減災化を促進します。また、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、除却費補助を行います。

●定期的な空家実態調査や空家所有者等への適切な管理に対する意識啓発を行うほか、空家バンクを通じた子育て世帯をはじめとする定住促進等、予防対策を推進していきます。また、管理不全の空家や空地に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法や条例に基づく指導等を行います。

- 住宅確保要配慮者^{※2}が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。
- より分かりやすい住所表示とするため、町名の変更や地番の振り直しを進めます。また、土地区画整理事業により宅地整備を行った地区においては、町名や地番を適切に変更します。
- 離職者等に一定の家賃相当額を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- 地球温暖化防止対策の一環として、住宅用地球温暖化対策機器設置費の一部を補助し、創エネルギー機器、蓄エネルギー機器、省エネルギー機器の導入等により住まいの低炭素化を推進します。

主な取組

○空家所有者等への意識啓発等の予防対策 ○管理不全の空家への実施対策 ○空家バンク制度
 ○新たな住宅セーフティネット制度^{※3}の周知 ○名称地番変更事業 ○住居確保給付金 ○木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修費補助等 ○住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値	目標値	
		(2019 年度)	2025 年度	2030 年度
基本指標	住まいの周辺の居住環境に魅力を感じると考えている市民の割合(%)	60.2 (2020 年度)	63.6	66.1
	宅地の供給に対する満足度(%)	22.6 (2020 年度)	26.1	28.7
	空家対策に対する満足度(%)	9.3 (2020 年度)	11.1	12.9
個別指標	市街化区域における暫定用途地域 ^{※4} の割合(%)	7.9	2.8	0
	市街化区域面積に対しての区画整理事業施行面積割合(%)	47.3 (2020 年度)	49.8	49.8
	住宅の耐震化率(%)	88.6	95.0	97.0
	空家(そのほかの住宅)数(戸)	1,610 (2018 年度)	1,800	2,000
	市内におけるセーフティネット住宅 ^{※5} の登録戸数(戸)(再掲)	365 (2020 年度)	484	607

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○狭あい道路の解消・改善のため、沿道建築物の建替え等に合わせて建築物の後退に努める。 ○家屋所有者は空家化しないよう予防措置に努めるほか、空家所有者は法令の趣旨に則り、適切な管理に努める。	○住宅の供給者は、高齢者、障害のある人、子育て世帯等、だれもが安心して暮らせるよう、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた理解と支援を行う。

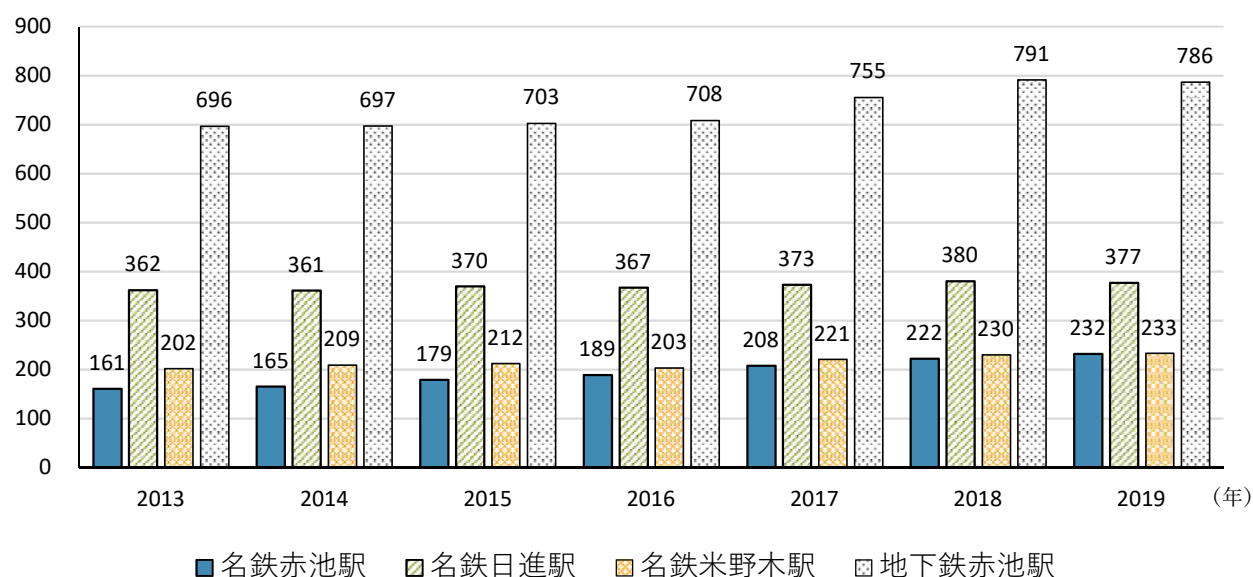
関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市地域防災計画
- 日進市空家等対策計画(2017年度～2025年度)
- 日進市都市マスタープラン(2021年度～2030年度)
- 日進市耐震改修促進計画(2021年度～2030年度)
- 市役所周辺地域整備計画
- 日進市道の駅基本計画
- 日進市開発等事業に関する手続条例
- 日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日進市空家の適切な管理に関する条例
- 日進市空き地の雑草等の除去に関する条例

関係するデータ

○鉄道乗降客数の変化

(万人)



※名鉄は本市オープンデータから。地下鉄は名古屋市交通局オープンデータの日当たり乗車人員数を2倍したものを年換算。

用語の解説

- ※1 低・未利用地:本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。
- ※2 住宅確保要配慮者:高齢者、低額所得者、子育て世代、障害のある人、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

- ※3 新たな住宅セーフティネット制度：住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害のある人、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み
- ※4 暫定用途地域：土地区画整理事業等により公共施設を整備して新たに計画的に市街化を図る区域について、その整備に備え、厳しい制限（第一種低層住居専用地域：建蔽率 30%、容積率 50%、建築物の高さの限度 10m等）を定めている地域
- ※5 セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のこと。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



施策 14 公園・緑地・景観～緑を生かした潤いのあるまちを創ります～

序論

基本構想

基本計画

●基本目標3 暮らしやすいまちを創る

計画の推進に向けて

資料編

現状と課題

- 愛知県広域緑地計画が2019年(平成31年)3月に改訂されており、当該計画を指針とした日進市緑の基本計画において、今後の緑の基本方針、具体的な緑の取組等について定めていく必要があります。
- 公園・緑地はスポーツ・レクリエーション、自然とのふれあい及び地域コミュニティ※¹の形成の場であるとともに、防災・減災、都市景観の改善等、多くの重要な機能があり、市民の生活に豊かさをもたらしています。
- 現在、市内の公園・広場・緑地等は全体で約230か所あります。このうち、都市公園は63か所ありますが、市民一人あたりの面積については、県内平均を下回っています。
- 公園の維持管理について、現在の安全性を優先に考えた手法の継続を維持していくほか、市民の満足度をさらに高める手法の検討が必要となっています。
- 緑地について、市民の緑の保全に関する関心度は高いものの、緑の保全活動への継続的な参加意向は少ないことから、こうした機運を高めることが求められています。
- 農業の担い手が減少し、農地の管理が困難な耕作放棄地が増加しています。
- 民有林の多くは管理されていない状況であるため、森林所有者へのアンケート等を行い、森林所有者と連携して管理をしていく必要があります。
- 地域コミュニティの形成の場、住民の憩いの場及びやすらぎの場として、市民に広く愛され、利用される公園・緑地となるよう、地域住民による清掃、美化活動を行う公園等愛護会※²の育成が必要です。
- 本市の特色を生かした緑と調和した景観については、今後も良好な景観の維持・形成が必要です。

施策が目標とするまちの姿

- ◇計画的に公園が整備されているとともに、地域ぐるみで公園、緑地等の美化活動が進められ、市民の憩いの場が形成されています。
- ◇緑と調和した良好な景観が形成され、だれもが生活に豊かさを感じ、住みたいまちになっています。

主要施策

①公園・緑地等の整備

- 土地区画整理事業地内において、地域ワークショップの開催等により、市民ニーズや地域の特色を把握し、計画的に公園整備を行います。
- 整備状況を踏まえ、身近に利用できる公園の確保を図ります。
- 既存の公園等について、子どもたちが愛着を持つことができるような整備等を行います。

●岩崎川について、治水機能を維持しつつ、自然環境に配慮した散策路を整備します。	
主な取組	○土地区画整理事業地内における公園整備事業 ○魅力ある・特色ある公園化改修事業 ○公園ワークショップの開催 ○緑化推進事業補助金による優良な緑化支援 ○岩崎川堤防道路基本計画推進事業
②公園・緑地の適正な維持管理	
●安全に利用できるよう、定期的な点検を行うとともに、計画的な公園遊具の修繕や改築を行います。	
●地域の公園・緑地が市民に広く愛され、ふれあいの場となるよう、公園等愛護会と連携しながら魅力向上を図ります。	
●緑の普及啓発につながる募金や各種講座を実施し、緑づくりや緑を育てる人づくりを図ります。	
主な取組	○公園等愛護会支援 ○公園等施設修繕事業 ○公園樹木等維持管理事業 ○緑地維持管理事業
③地域特性に応じた景観の維持・形成	
●良好な景観の保全と創出の必要性について、より多くの市民に理解を深めてもらうための周知や啓発に取り組み、市民とともに景観の維持・形成を図っていきます。	
●民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近な場所に緑がある良好な住環境を形成します。	
●緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、街路樹等の計画的な管理を行います。	
●建築物の建替え時における形態意匠のコントロール等を目的とした地区計画等の策定を支援します。	
●落下や倒壊等の恐れのある屋外広告物に対し、愛知県屋外広告物条例に基づき、指導を行います。	
●豊かな景観を守るため、市民、コミュニティ、事業所等と協働でまちの美化活動を推進します。	
●農地や森林を主とする緑は、自然と共生する重要な資源であることから、これら自然景観を保全します。	
●森林管理の一環として、市民の憩いの場や健康増進に寄与する空間となるよう散策道等を整備し、市民とともに景観の維持・形成を図っていきます。	
主な取組	○花いっぱい事業 ○ハンギングバスケット維持管理事業 ○街路樹維持管理業務委託事業 ○景観行政の周知啓発 ○森林管理整備事業 ○ごみゼロ運動

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	公園・緑地の管理に対する満足度(%)	39.3 (2020 年度)	42.3	43.6
	田畑や森林等の景観に対する満足度(%)	55.3 (2020 年度)	58.3	61.3
	緑化の推進に対する満足度(%)	42.2 (2020 年度)	45.1	48.1

指標		現状値	目標値	
		(2019 年度)	2025 年度	2030 年度
個別指標	自宅周辺の公園をよく利用している市民の割合(%)	26.1 (2020 年度)	27.7	29.3
	市民の協力により創出する 1 年あたりの緑化面積(m ² /年)	412.9	423.2	433.5
	公園等愛護会の活動公園数(園)	63 (2020 年度)	68	74
	市民参加による緑づくり事業の参加人数(累積)(人)	50	250	500
	ごみゼロ運動参加人数(人)	876	890	900

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○公園はルールを守って、大切に利用する。 ○道路や公園・緑地の環境美化に関心を持ち、地域の清掃活動に努める。 ○緑の多いまちづくりに協力する。	○地域の公園・緑地について、清掃、除草等の維持管理に協力する。 ○良好な景観に配慮した活動に努める。 ○緑の多いまちづくりに協力する。

関連する計画・条例

- 日進市一般廃棄物処理基本計画(2012 年度～2026 年度)
- 日進市緑の基本計画(2021 年度～2030 年度)
- 日進市農業振興地域整備計画
- 日進市森林整備計画(2021 年度～2030 年度)
- 日進市都市公園条例

関係するデータ

○市内公園及び緑地数の推移

(単位:か所)

			2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
①都市公園	都市計画 課所管	都市緑地	1	1	1	1	1	1
		近隣公園	4	4	4	5	5	5
		街区公園	54	54	54	54	54	54
	生涯学習 課所管	運動公園	1	1	1	1	1	1
		地区公園	1	1	1	1	1	1
		歴史公園	1	1	1	1	1	1
小計			62	62	62	63	63	63
②都市公園以外の公園		児童遊園	13	13	13	13	13	13
		ちびっこ広場	33	33	33	33	33	32
		多目的広場	10	10	10	10	10	10
		その他広場	53	53	53	54	54	55
小計			109	109	109	110	110	110
③緑地			50	50	50	50	64	64
総計(①+②+③)			221	221	221	223	237	237

用語の解説

- ※1 地域コミュニティ:一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域にかかわる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織(集団)
- ※2 公園等愛護会:親しまれる公園をめざし、地域のふれあいを深めることを目的に 1999 年度(平成 11 年度)から始まった制度であり、地域の公園・緑地の清掃、除草、花植え等を行う地域住民等で構成される団体

施策に該当する SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



施策 15

上・下水道

～安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します～

序論

基本構想

基本計画

●基本目標3
暮らしやすいまちを創る

現状と課題

- 本市の上水の配水は、本市を含めた5市町(日進市、豊明市、みよし市、長久手市、東郷町)で構成する愛知中部水道企業団によって、計画的に行われています。
- 上水道は、生活していく上で重要なライフラインであるため、災害時においても安定的に給水できる応急給水体制の確立が求められています。
- 本市の汚水処理人口普及率^{※1}は、2020年(令和2年)4月1日時点で、91.3%であり、そのうち下水道普及率^{※2}が77.3%となっています。なお、本市の汚水処理施設整備状況は、県内平均の汚水処理人口普及率91.4%、下水道普及率79.3%に比較して低く、早期の整備を望む声が高まっています。
- 下水道施設等の汚水処理施設^{※3}の10年概成^{※4}に向け、汚水処理方法の見直し・整備手法の検討等に取り組み、未普及解消を推進していきます。また、長期的な視点では、未普及解消の推進と老朽化施設の改築を両輪で進めていく必要があります。
- 長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化する必要があります。
- 集中浄化槽の処理施設は、老朽化の進捗が顕在化しており、汚水処理方法の適正化が必要です。
- 執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新時期の到来等の、汚水処理施設にかかる多くの課題を踏まえ、広域化・共同化の推進が必要となっています。
- 南部浄化センターにおいて浄化槽汚泥等を受け入れることにより、汚泥搬出量が増加するため、搬出処分先等を確保する必要があります。
- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、「独立採算制の原則」が適用されるため、今後も持続的な事業の執行のため、執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するため、様々な取組が必要です。

施策が目標とするまちの姿

- ◇きれいな水が安定的に供給されています。
- ◇適切な規模で下水道の整備が行われ、公衆衛生が向上して公共用水域の水質保全が図られています。
- ◇下水道財政が安定し、持続的に下水道事業が行われています。

計画の推進に向けて

資料編

主要施策

①計画的な下水道整備と管理・更新

- 効率的な污水处理施設整備の観点から地域の実情に応じた下水道計画の見直しを行い、財政負担を軽減しつつ、污水处理施設の整備を促進し、未普及地域の解消に努めます。
- 持続的な下水道機能確保のため、処理施設の計画的な修繕と老朽化施設の改築を検討し、より一層の効率的・効果的なストックマネジメント^{※5}の推進を図ります。

主な取組 ○汚水適正処理構想^{※6}の策定・見直し ○下水道全体計画^{※7}の策定・見直し ○下水道法事業計画^{※8}の策定・見直し ○污水处理施設の整備 ○計画的な維持管理・改築事業の実施

②下水道事業の安定的な運営

- 污水处理施設の事業運営にかかる多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進します。
- 処理施設統廃合、污泥処理の共同化及び維持管理業務の共同化等を推進します。
- 継続して下水道事業を実施していくため、経常収支比率（公営企業会計）^{※9}等を分析し、安定的な財政運営に努めます。
- 污水处理費のうち、受益者が負担すべき経費を適正とするため、下水道使用料等の検証を行い、使用料等の適正化を図ります。また、引き続き収納率の向上に努めます。
- 下水道事業の大きな目的である「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」を達成するため、地域住民の意識向上をめざして啓発・勧奨活動を行い、接続率の向上を図ります。
- 下水污泥の処分については、肥料、建設資材等の「資源」として、様々な活用に貢献します。

主な取組 ○広域化・共同化の推進 ○下水道使用料の適正化・収納率の向上 ○下水道整備区域の接続率の向上 ○下水污泥の農地還元・建設資材への活用

③愛知中部水道企業団との連携

- 災害等で断水になった場合においても安定的な上水の供給を確保するため、愛知中部水道企業団と協力し、日進市ホームページ等を活用して正確な情報提供を行います。

主な取組 ○安定的な上水供給の支援

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	污水处理人口普及率(%)	91.3	93.5	95.5
	供用開始面積(ha)	1,023.2	1,287.5	1,534.4
	下水道接続人口(人)	66,817	78,781	92,404
個別指標	経常収支比率(公営企業会計)(%)	83.5	100	100

※ 経常収支比率(公営企業会計)の現状値(2019 年度)は収益的収支比率の値

協働のまちづくりに向けて

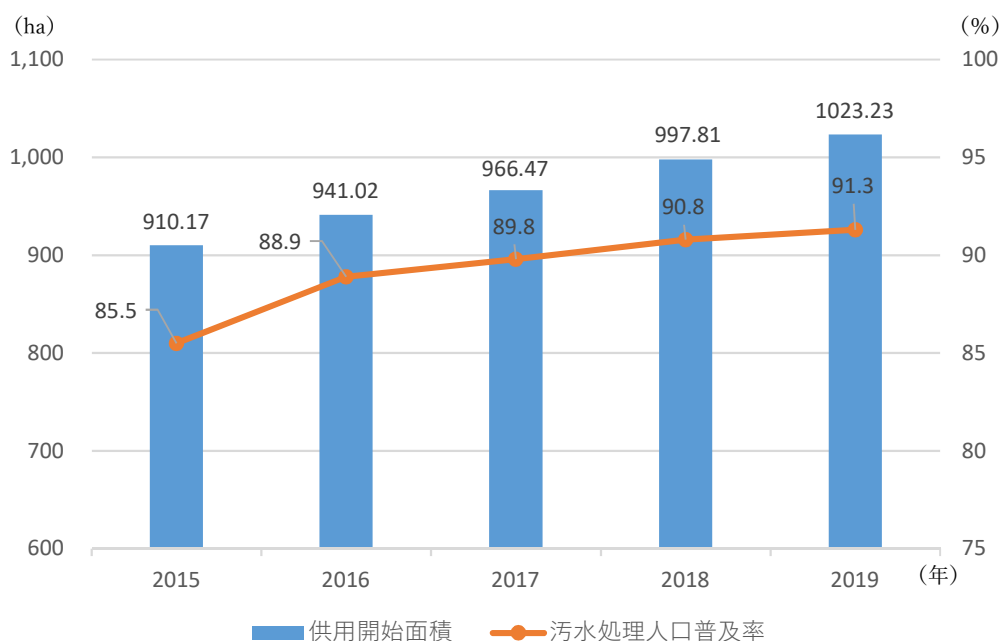
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○水を大切に使い、生活排水による水質汚濁を防止するよう心掛ける。 ○公共下水道の役割を意識し、適切に下水道使用料を納付する。	○水を大切に使い、生活排水による水質汚濁を防止するよう心掛け、普及啓発に協力する。

関連する計画・条例

- 日進市污水適正処理構想
- 日進市公共下水道全体計画(目標年次 2025 年度)
- 日進市公共下水道事業計画(1984 年度～2023 年度)
- 日進市ストックマネジメント計画(2019 年度～2023 年度)
- 日進市下水道条例

関係するデータ

○供用開始面積及び污水处理人口普及率の推移



用語の解説

※1 污水处理人口普及率:下水道、農業集落排水施設等及び小規模下水処理場を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、住民基本台帳人口で除して算定した污水处理施設の普及状況の指標

- ※2 下水道普及率：住民基本台帳人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す指標
- ※3 汚水処理施設：法令上の下水道（公共下水道、流域下水道、都市下水路）、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の総称
- ※4 10年概成：汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ10年程度を目途に汚水処理の「概成」をめざすこと。
- ※5 スtockマネジメント：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
- ※6 汚水適正処理構想：市全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性等を考慮し、公共下水道・農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の各種汚水処理施設の特徴を生かした整備区域を設定するもの。
- ※7 下水道全体計画：技術的に処理場や管きよ、処理区域等全体的な計画を策定するもの。
- ※8 下水道法事業計画：当面5年から7年先の事業計画をより具体的に取りまとめたもの。
- ※9 経常収支比率（公営企業会計）：経常収益を経常費用で除したもので、100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを示す指標。2020年度（令和2年度）から下水道事業は公営企業会計を適用しており、経営の健全性を示す経営指標が、収益的収支比率から経常収支比率（公営企業会計）に変更となる。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 16

環境負荷の少ない地域社会の形成

～地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します～

序論

基本構想

基本計画

●基本目標3 暮らしやすいまちを創る

計画の推進に向けて

資料編

現状と課題

- 本市は、地球環境問題に対応した環境負荷の少ない地域社会の実現に向け、良好な環境の保全やその創出のための環境まちづくりを推進するため、日進市環境まちづくり基本条例を制定し、環境基本計画を策定しています。また、SDGsの達成に貢献できる担い手づくりのため、ESD^{※1}の考え方を取り入れた人づくりを行っています。すべての市民が持続可能な社会の実現に向けて行動できるよう、環境意識を高めていく取組が求められています。
- 近年、世界各地で記録的な高温や多雨等、異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されています。温暖化を食い止めるため、ライフスタイルの変革も含めた脱炭素社会^{※2}の実現が求められています。また、気候変動の影響のリスクへの適応策として、熱中症対策や感染症対策等の備えも求められています。
- 脱炭素で持続可能な社会へ変革していくため、再生可能エネルギーのさらなる利用推進を図るとともに、事業者による脱炭素化の取組の推進や地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」により、一人ひとりが地球温暖化対策につながる未来の地球環境を考えた行動を推進することで、温室効果ガスを削減していくことが必要です。
- 本市では、近年の人口増加や急激な都市化の進展に伴う生活スタイルの変化等から、地域ごとに様々な生活環境への影響が生じています。中でも、ごみ出しルールの意識格差や不法投棄、野外焼却、騒音・振動・悪臭等の感覚公害の防止について、一層取り組んでいく必要があります。
- 河川や海の水質汚濁は、かつては工場排水が主な原因でしたが、工場の排水対策が進んだ今日では、炊事・洗濯・風呂・トイレ等の生活雑排水が一番の原因となっています。将来にわたり、安全・安心で豊かな水環境を守っていくため、生活排水処理施設の整備やそれらの適正な維持管理をはじめ、地域や家庭への啓発等の対策が必要です。
- 近年は、少子高齢化の進行や高齢者単身世帯数の増加によって、跡継ぎを必要としない墓地や安価な墓地のあり方も模索されはじめています。本市では、寺院等が管理する墓地のほか、地域が管理する墓地がありますが、そのほとんどが普通墓地(日本式)であることや合葬式の墓地がないことから、「安価な墓にしたい」、「子孫に負担を掛けたくない」等といったニーズへの対応が求められています。

施策が目標とするまちの姿

◇子どもから大人まで未来の地球環境を考えた行動をとれるよう、ESDの考え方が普及しています。

◇市民や事業者の様々な取組により地球温暖化対策が進み、脱炭素社会の形成が進んでいます。

主要施策

①環境意識の向上

- 本市の環境の将来像と、その実現のための具体的な行動となる環境基本計画の実施状況を公表し、成果の検証を行うとともに、市民等と協力して目標を達成するための施策を推進します。また、社会情勢の変化に合わせて、計画内容を適宜見直します。
- 日進市ESD推進基本方針により、ESDの普及啓発に向けた取組を推進し、本市に関係するSDGsの達成に貢献できる担い手づくりを進めます。
- 環境への負荷の少ない持続可能な社会を支える人づくりを目的に、ESDの普及啓発の一環として環境学習の機会を提供し、環境意識の向上に努めます。また、次代を担う子どもたちが、地球環境や身近な地域環境で起きていることを「自分ごと」として学び、考え、主体的に地域活動等に参加することにつながるようESDの普及啓発に努めます。
- 地域に即した環境活動を支援するため、専門知識を持つ市民団体や事業者等と地域住民が連携できるよう、人材の育成につながる情報を提供します。

主な取組

○ESD普及啓発事業 ○にしん環境まちづくりサポーターズ事業

②脱炭素社会に向けた取組強化(温室効果ガスの排出削減)

- 地球温暖化による気候変動の影響が避けられない中、気候変動を抑制するため、温室効果ガスを削減する「緩和策」だけでなく、気候変動による被害を最小化する「適応策」についても併せて取り組む必要があることから、「気候変動への適応」という新しい考え方の認知度を高め、熱中症対策や感染症対策等の取組を推進します。
- 温室効果ガスを削減するため、さらなる再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービス利用、ライフスタイルの選択等、地球温暖化に資するCOOL CHOICEを市民等と協力して推進します。また、事業者の脱炭素化の取組が促進されるよう、情報提供に努めます。
- 自転車、徒歩及び公共交通機関による移動等、エコモビリティライフ^{※3}を実践するための情報を提供し、市民、事業者、行政で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

- 日進市環境保全・創出のための行動計画に基づき、4R^{※4}の実践、エコ通勤やグリーン購入^{※5}の推進、公共施設の更新時における再生可能エネルギー機器・省エネ機器の導入等、行政としての取組を推進します。

主な取組 ○住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業 ○日進市環境保全・創出のための行動計画推進事業

③地域の生活環境の向上

- 大気や水質の汚染等の公害発生を防止するため、公害の発生源となり得る施設等へ周辺環境への配慮を促すとともに、関係機関と連携して規制及び指導を行います。
- 市民の生活環境を保全するため、日常生活に関係の深い感覚公害(騒音・振動・悪臭)、ポイ捨て、犬のフン害、地域猫^{※6}化対策、不法な廃棄物の投棄や野外焼却の防止等について、啓発を促進するとともに、関係機関と連携して調査、指導等を強化します。
- 身近な地域環境の向上のため、市民等による環境美化活動を推進します。また、地域における清掃活動について、地域清掃袋の無償配布等により協力します。
- 市内墓地の現状把握及びその維持に努めるとともに、墓地のあり方について検討します。
- 下水道未整備地域等において、生活雑排水からの汚濁負荷量を削減するため、し尿(トイレの排水)のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水全般を処理できる合併処理浄化槽への転換の必要性を市民に周知します。また、設置に対して補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を促進します。
- 浄化槽機能を適正に維持するための3つの義務(法定検査・保守点検・清掃)について、啓発を行います。
- 家庭での生活排水対策に向けた実践活動の普及及び定着化を推進するため、啓発を行います。
- 収集したし尿や浄化槽汚泥等を処理できるよう、し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。
- 長久手市・東郷町のし尿等汚泥を受け入れる施設を新たに日進市南部浄化センターに整備することで効率的な処理を進めます。

主な取組 ○生活環境対策事業 ○環境美化活動支援事業 ○不法投棄対策事業 ○墓地のあり方について検討 ○合併処理浄化槽設置整備事業 ○し尿収集・処理事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	ESDを知っている市民の割合(%)	21.9 (2020 年度)	24.0	26.0
	環境を意識した行動に取り組んでいる市民の割合(%)	46.3 (2020 年度)	48.0	50.0
	温室効果ガスの削減を意識している市民の割合(%)	43.3 (2020 年度)	46.5	50.0
	公害対策に対する満足度(%)	38.7 (2020 年度)	45.0	50.0

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
個別指標	不法投棄回収量(t)	28	24	20
	ESD講座参加者数(人)	1, 337	1, 500	1, 500
	市内の単独処理浄化槽の基数(基)	2, 946	2, 746	2, 546

協働のまちづくりに向けて

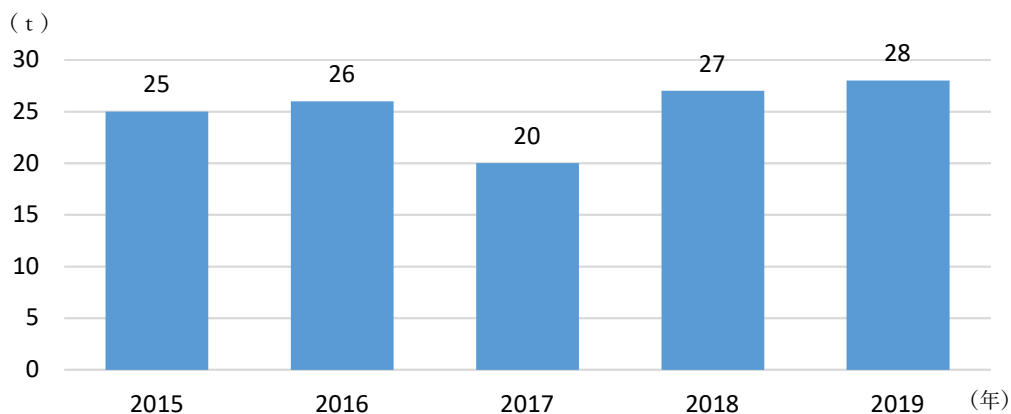
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○環境への負荷の少ない持続可能な社会をめざし、地球環境にやさしい行動をする。ごみ出しのルールやマナーを守る。 ○良好な住環境を保全することを、お互いが意識して生活をする。	○環境への負荷の少ない持続可能な社会をめざし、地球環境にやさしい行動をする。 ○工場や事業者は、環境に配慮する活動対策を行い、公害の発生を防止する。

関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画(2004 年度～2023 年度)
- 日進市地球温暖化対策実行計画(2011 年度～2023 年度)
- 日進市一般廃棄物処理基本計画(2012 年度～2026 年度)
- 日進市環境まちづくり基本条例
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

関係するデータ

○不法投棄回収量



用語の解説

- ※1 ESD:Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略で、環境や貧困等地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことによって課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習・活動
- ※2 脱炭素社会:地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭等の化石燃料から脱却すること。太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を進める等、社会全体を低炭素(二酸化炭素の排出が少ないこと)化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会である。
- ※3 エコモビリティライフ:環境(エコロジー)の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ(自家用車)と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。略して、エコモビという。
- ※4 4R:Refuse(リフューズ、断る)必要ないものは買わない、使わない
 Reduce(リデュース、減らす)必要な分だけ買う、使う
 Reuse(リユース、再使用)使えるものは修理、修繕して繰り返し使う
 Recycle(リサイクル、再生利用)分別し資源になるものは資源回収場所へ出す
 の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。
- ※5 グリーン購入:製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
- ※6 地域猫:特定の飼い主がいないものの、地域住民の認知と合意の上で共同管理されている猫。地域猫活動とは「地域の問題として、飼い主のいない猫(野良猫)を住民やボランティア等が共同管理することで、最終的にそのような猫をなくすことを目標とした活動」を指す。

施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



施策 17 ごみの適正処理と再資源化の推進

～ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します～

現状と課題

- 近年、環境問題の性質は大きく変わり、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染等、地球規模の問題であると同時に、一人ひとりの生活とも密接にかかわるものとなっています。レジ袋の有料化や紙製ストローの導入等、環境問題に対する活動も行われていますが、まだ十分ではなく、持続可能な循環型社会へ向けてさらなる取組が必要になっています。
- 本市の一人あたりのごみ排出量は年々減少しており、総排出量も概ね減少傾向となっています。ごみの処理については、みよし市、東郷町とともに組織する尾三衛生組合東郷美化センターにおいて、3市町で年間約 50,000tのごみを搬入し、焼却等の処理を行った後、約 13%を燃えがら等として埋め立てています。焼却施設の更新時期が近づいており、適正な処理、焼却施設の老朽化対策、また、最終処分場においても市外の施設や事業者依存している現状がある中で、将来に向けさらなる埋立て量の減量が求められています。
- 2020年度(令和2年度)市民意識調査において、ごみ処理等の環境対策への満足度が低下していることから、ごみ減量・再資源化に努めていく必要があります。また、ごみの内容物調査では、手付かずの食材や食べ残し、リサイクル可能な紙類等が多く排出されていることから、食品ロス削減の啓発や紙類の再資源化を含め、4Rを推進していく必要があります。
- 多くの利用がある資源回収拠点のエコドームは、施設の老朽化、駐車場の不足による前面道路の渋滞等が課題となっており、他地区への移転の検討も含めた対策が求められています。
- 3市町のごみを搬入し、焼却等の処理を行う尾三衛生組合東郷美化センターでは、適正な処理、焼却施設等の老朽化対策、埋立て量の減量が求められています。

施策が目標とするまちの姿

◇市民・事業者が 4Rを推進することにより、持続可能な循環型社会が形成されています。

主要施策

①ごみ減量化の推進

- ごみ減量に向けて、市民や事業者に対し、4R、食品ロスやプラスチックごみの削減、グリーンコンシューマー※¹に関すること等をパンフレット、広報紙、日進市ホームページ等で分かりやすく周知します。
- ごみの資源化に向けて、市民や事業者に対し、パンフレット、広報紙、日進市ホームページ、アプリ等を活用し、より分かりやすく、ごみや資源の適正な出し方について呼びかけます。また、市内小学生を対象にごみに関する環境教育を実施します。

- 将来的に排出されるごみの量を推計するとともに、効果的なごみの収集・処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、一層のごみ減量化を図ります。

主な取組 ○ごみ減量啓発事業 ○一般廃棄物処理基本計画策定事業（見直し及び改定）

②ごみの再資源化の推進

- エコドーム利用者の増加等に対応するため、老朽化した施設の再整備、駐車場の混雑緩和、利用者の利便性の向上等を検討します。さらに、資源の出し方の見直しや、新たに再資源化が可能となる品目のエコドームでの回収について検討します。
- 資源ごみの出しやすい環境を整えるため、市内各地の資源回収拠点を充実させるほか、事業者等の協力を得て、常設型の資源回収場所の確保に努めます。また、子ども会、自治会等の資源回収活動をはじめとした、資源ごみの回収を行う団体の支援等を行います。

主な取組 ○中央環境センター管理運営事業

③ごみの適正処理

- 尾三衛生組合東郷美化センターは、焼却施設の更新時期が近づいているため、みよし市、東郷町と連携を図りながら、適正な処理、老朽化対策、埋め立て量の減量を図るため協力していきます。

主な取組 ○ごみ・資源収集処理事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	ごみ処理・再資源化に対する満足度(%)	54.4 (2020 年度)	57.0	60.0
	ごみの削減に向けた取組を実施している市民の割合(%)	65.7 (2020 年度)	68.0	70.0
個別指標	1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g)	473	453	433
	リサイクル率(%)	25.6	28.0	30.0

協働のまちづくりに向けて

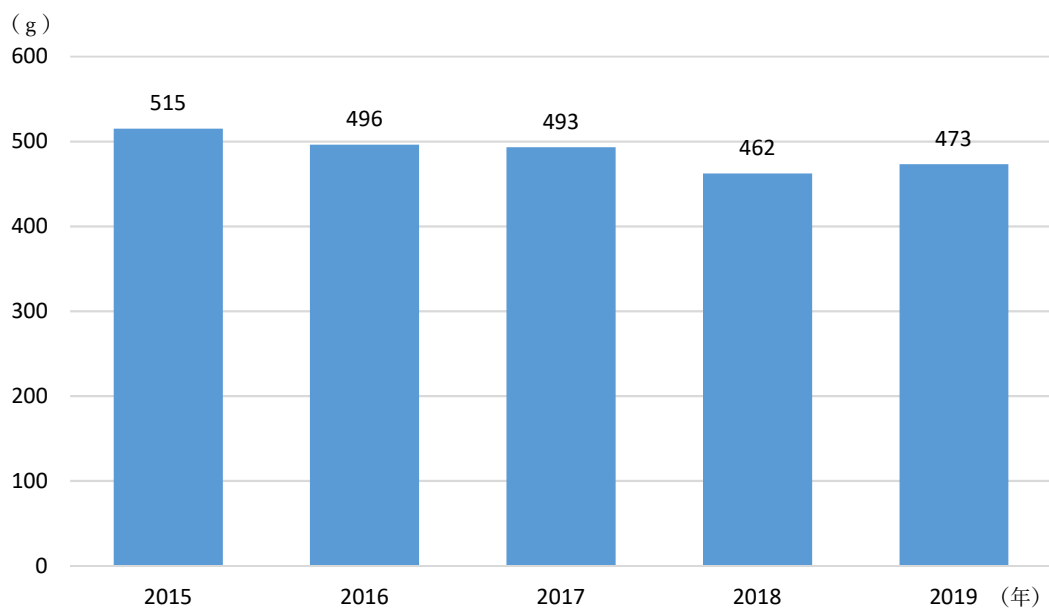
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○購買、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量化・再資源化を図るため、4Rに取り組む。	○環境負荷に配慮してごみの排出量抑制に努める。また、子ども会等の団体による資源回収活動に努める。 ○ごみ出しや廃棄物処理のルールやマナーを守る。

関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画(2004 年度～2023 年度)
- 日進市一般廃棄物処理基本計画(2012 年度～2026 年度)
- 環境まちづくり基本条例
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

関係するデータ

〇1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量(g)



用語の解説

※1 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 18 自然環境の保全～貴重な動植物が生息する自然環境を保全します～

序論

基本構想

基本計画

●基本目標3 暮らしやすいまちを創る

現状と課題

- 市北東部に広がる東部丘陵地は天白川の源流域であり、貴重な動植物が生息していることから、本市を代表する自然環境となっています。
- 森林、田畑、河川等の本市の豊かな自然環境は、先人から受け継がれたものであり、市民の生活に豊さをもたらすとともに、市民の満足度を高めていることから、市民と行政が一体となってかわり、今後も後世に引き継ぐことが求められています。
- 身近に自然とふれあうことができる場所として北高上緑地^{※1}等が整備され、地域の人々等により良好な状態が維持されています。
- 東部丘陵地西部地区における利用、整備方針等について、今後基本計画等を策定し、整備を進めていく必要があります。
- 緑地は管理不全の状態が続いた場合、樹木の越境、雑草の繁茂等、生活を阻害する要因となるほか、生態系が変化する可能性もあるため、今後も継続的な保全・整備が求められています。
- 本市は、近年の人口増加や急激な都市化の進展に伴う生活スタイルの変化等から水辺環境を取り巻く状況が変化することが考えられるため、引き続き良好な水辺環境の保全に取り組んでいく必要があります。
- 自然界では、多種多様な生物が複雑にかかわり合っており、この「生物多様性^{※2}」の恵みを将来にわたり享受できる持続可能なまちづくりが必要です。生物多様性への理解を高めるため、環境学習の機会が必要であり、また、地域との協働によりその保全の取組が求められています。
- 近年、地球規模での自然環境の悪化等から多くの種が絶滅の危機に瀕しているといわれており、国際的にも喫緊の課題となっています。希少な動植物の保護等生物多様性の保全の取組の一方で、特定外来生物^{※3}の対策を進めていくことが求められています。

施策が目標とするまちの姿

計画の推進に向けて

資料編

- ◇緑や水辺等貴重な自然環境が保全され、動植物と人が共存しています。
- ◇市民が身近に自然とふれあい、「生物多様性」の大切さを認識しています。

主要施策

①緑の環境の保全

- 日進市緑の基本計画における基本方針に基づき、緑の保全を進めます。
- 東部丘陵地等市内の自然・緑地を守り、次代に引き継いでいくため、貴重な自然を幅広く周知するとともに、動植物の生息状況の確認等を地域と協働で実施します。
- 機織池緑地、北高上緑地等について、現在の自然環境を保全しながら、動植物と人が共存する空間を創出します。
- 市有地の東部丘陵地西部地区について、利用、整備方針等の検討を行い、基本計画等を策定します。
- 身近に自然とふれあうことができる北高上緑地等の里山について、学習及び体験活動の機会を提供することにより、地域において自然環境の保全に携わる人材の育成を進めます。
- 生物多様性の保全等環境学習の機会を地域との協働により提供します。

主な取組

○東部丘陵地保全事業 ○東部丘陵地西部地区活用事業 ○ふるさとの森づくり事業 ○里山整備事業 ○里山保全実践講座 ○里山体験イベント ○ESD普及啓発事業

②水辺環境の保全・創出

- 水質浄化に向けた取組として、市民等の環境美化活動を支援し、動植物が生息しやすい環境づくりに努めます。
- 河川等の水質汚濁の防止のため、定期的に水質調査を行い、監視していくとともに、公共下水道整備や合併浄化槽の普及に努めます。
- 水生生物調査等、身近な水辺環境における生き物とふれあい、親しむことで、自然を大切にする心を育むことにつながる環境学習の機会を提供します。

主な取組

○合併処理浄化槽普及促進事業 ○公共下水道の整備促進事業 ○環境保全調査 ○ESD普及啓発事業

③生態系の保全

- 東部丘陵地等には貴重な里山があり、その周辺の過去の自然環境調査では貴重な野生動植物が確認されています。今後も、自然環境調査を進め、希少な動植物の保護に努めます。
- 生物多様性への理解を高めるため、豊かな自然とふれあう環境学習の機会を提供します。また、地域との協働により、生物多様性の保全の取組を推進します。
- 生態系への影響や農作物被害、生活被害等を引き起こす特定外来生物の実態把握に努め、情報収集・啓発を推進するとともに、市民や地域等と連携して特定外来生物の駆除を進めます。

主な取組

○自然環境調査 ○外来種駆除活動 ○ESD普及啓発事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	池・川・山林等自然があることに対する満足度(%)	70.4 (2020 年度)	72.7	75.0
個別指標	里山保全実践講座及び里山体験イベント参加者数(延べ人数)(人)	157	169	174
	身近なところに水に親しめる場所があると思う市民の割合(%)	33.5 (2020 年度)	35.6	37.8
	生物多様性の大切さを意識している市民の割合(%)	47.9 (2020 年度)	50.0	52.0
	生物多様性の保全に関する取組参加者数(人)	289	300	300

協働のまちづくりに向けて

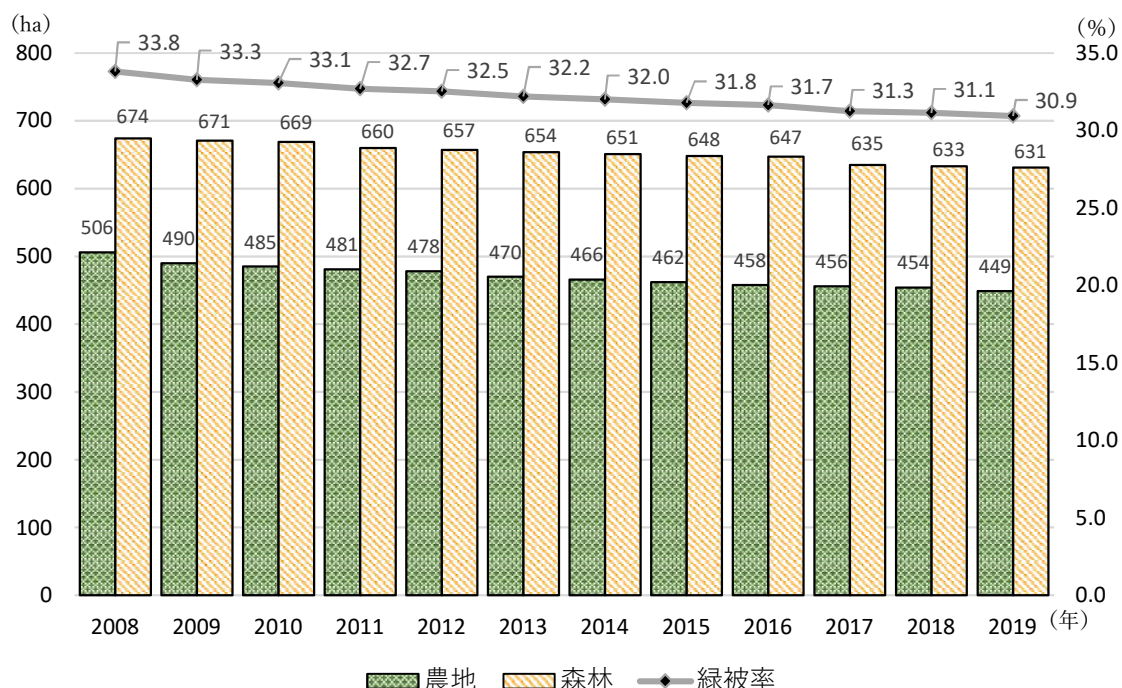
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○多様な動植物が息づいている里山や水辺環境に親しみ、保全活動に努める。 ○積極的に身近な自然の大切さを学び、親しむ機会に参加する。 ○普段から自然環境に配慮した行動をとり、その行動を引き継いでいく。	○里山や水辺等身近な自然環境保全に協力する。

関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画(2004 年度～2023 年度)
- 日進市緑の基本計画(2021 年度～2030 年度)
- 日進市森林整備計画(2021 年度～2030 年度)
- 日進市環境まちづくり基本条例

関係するデータ

○農地面積・森林面積と緑被率の推移(土地に関する統計年報)



用語の解説

- ※1 北高上緑地:2005 年度(平成 17 年度)に寄附を受けた土地を中心に、複数年にわたる施設整備工事を経て 2013 年度(平成 25 年度)に開園した緑地。住宅街の中でまとまった面積(約 8.6ha)が残された貴重な里山であり、講座や体験型のイベント等が開催されている。
- ※2 生物多様性:生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。
- ※3 特定外来生物:人間の活動によりほかの地域から入ってきた外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。アライグマ、オオクチバス、ヒアリ、オオキンケイギク等、2020 年(令和 2 年)11 月現在で 156 種類が指定されている。

施策に該当する SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



施策 19

河川・排水路

～自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します～

現状と課題

- 近年の大型台風や局地的大雨等により、天白川及び境川流域の河川氾濫による市民の生命や資産に被害をもたらす可能性は高まりつつあることから、雨水排水を総合的に管理する計画が必要となっています。
- 本市は、周囲を標高 50mから 160mまでの丘陵地により形成されており、大きな洪水が発生する可能性は低くなっていますが、天白川や境川の上流域にあり、下流域の住民に対する責任として流量負荷の軽減を図っていく必要があります。
- 河川整備は安全性が高いことを前提に、親水性に配慮した貴重な水と緑の自然空間として、人々に潤いを与えることも期待されています。
- 開発に伴う市街化の進展等による流出形態の急激な変化で雨水流量が増加することが無いよう、雨水流出抑制対策を行う必要があります。
- 開発から年数が経過した住宅地では、道路側溝等排水設備が老朽化し、その更新が必要となっています。

施策が目標とするまちの姿

◇河川・排水路の整備・改修が進み、自然災害に強い、安心して暮らせるまちになっています。

主要施策

①河川・排水路等の整備及び維持管理

- 本市の治水の根幹となる天白川について、管理者である県との協力体制強化に努めるとともに、河川改修の早期実施を促します。
- 自然災害に強く安心して暮らせるまちづくりを推進するため、雨水管理総合計画の策定に努めます。
- 行政が管理している河川・排水路について、浸水被害解消のため、計画的な護岸修繕や定期的な河川等草刈作業等を行います。
- 老朽化した側溝や雨水排水施設の計画的な改修を行います。

主な取組 ○河川草刈作業等業務委託 ○護岸改修事業 ○河川・排水路整備及び維持管理事業

②雨水排水及び流出抑制の対策推進

- 市街化区域の宅地開発に伴う雨水流量の増加による浸水等を防止するため、開発区域内における雨水流出抑制対策※¹を指導します。
- 農地は、洪水調整等の遊水機能を有していることから、河川の氾濫を軽減する等、防災上の役割も担っており、その維持・保全に努めます。
- 調整池上部等の有効活用について検討を進めます。

主な取組 ○雨水流量抑制対策事業 ○開発に伴う調整池設置時の多目的利用促進

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	自宅の浸水を心配する市民の割合(%)	22.4 (2020 年度)	21.0	20.0
個別指標	河川・排水路の改修率(%)	66.1	71.0	76.0

協働のまちづくりに向けて

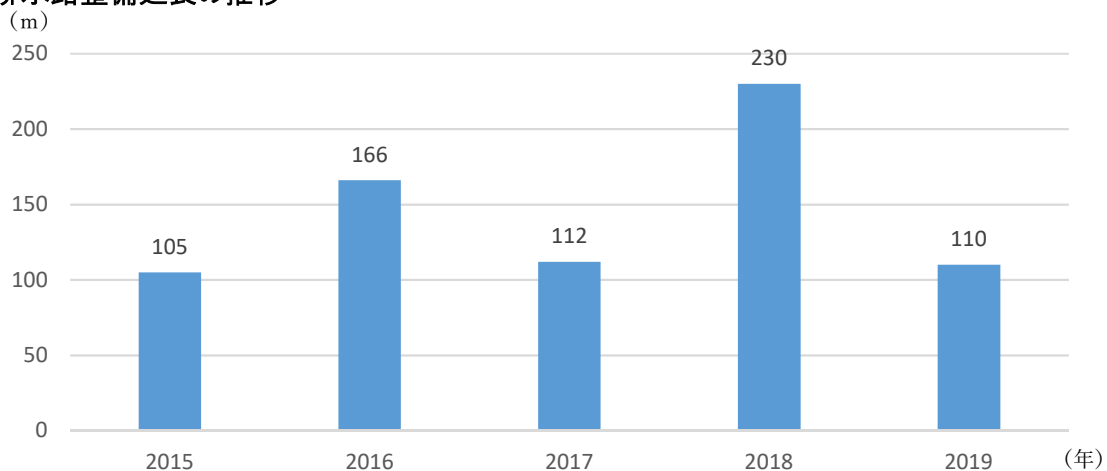
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○地域清掃等で、河川や排水路等の清掃や草刈りに努める。	○地域清掃等で、河川や排水路等の清掃や草刈りに努める。

関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市開発等事業に関する手続条例

関係するデータ

○河川排水路整備延長の推移



用語の解説

- ※1 雨水流出抑制対策：宅地開発等で開発後の雨水流出量を増加させないよう、雨水貯留施設や雨水浸透施設等を設置すること。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



基本目標4

産業の魅力を高める (産業振興分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 20	農業の振興(日進らしい都市近郊型農業を推進します)	148
施策 21	商工業の振興(市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します)	154
施策 22	観光まちづくりの推進(市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します)	158

施策 20 農業の振興～日進らしい都市近郊型農業を推進します～

現状と課題

- 愛知用水の水を供給する農業用パイプラインは老朽化が進み、農業用の水の安定供給のため、改修が必要となっています。
- 農業用ため池^{※1}は、水源地域の湧水への備えとなるとともに、洪水調整機能の役割を有することから保全が必要です。一方で、農業用ため池としての役割を終え、老朽化が進み、災害等による決壊の恐れがあるため池については、地域と連携して、管理について協議をしていく必要があります。
- 農地の所有者の営農意欲の減退や担い手不足により、農地の維持が困難になっています。
- 農地や農業用ため池は、農産物の供給という本来の目的のほか、優れた自然環境、景観、多様な生物の生息場所や水害時の遊水調整池等、貴重な役割を有していることから、保全が求められています。
- 地域営農組織の構成員の減少により、農業用水路・農業用ため池等地域の農業施設の維持が困難になっています。
- 農業の担い手不足等を解消する手段として、民間企業による農業への参入や若者による新規就農が求められています。
- 本市の農業は、家族的な兼業農家による稲作を中心としていますが、米価の下落による農業経営の圧迫、高齢化・後継者不足等担い手不足による遊休農地の増大や、都市化による農地の減少等、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものになっています。
- 本市の農業振興として、地域の特性を生かした持続可能な農業の在り方を検討する必要があります。
- 一部の地域では集落営農組織^{※2}が立ち上がり、また、認定農業者^{※3}も増加し、地域農業の活性化の兆しが見えはじめていますが、持続可能な農業を進めていくには、本市とあいち尾東農業協同組合との連携を強化し、より多くの集落営農組織の立ち上げやその支援を行う必要があります。
- 農業収益の向上のため、高収益な作物の栽培、多様な主体の連携による農産物の加工やその販売に向けた6次産業化への支援の取組が必要です。また、特区制度の活用等による特色ある取組を広げるため、さらなる周知、活用への支援が必要です。
- 農業者の収益向上のため、今以上に農業者と給食事業、市内飲食店やスーパー等をつなぎ、販路の拡大を支援する必要があります。特に、安全・安心な地元の農産物を使用した給食の提供機会の増加が求められています。
- 農地の大半を占める水田について、持続可能な稲作を進めていくためには、より生産コストを低減する必要があります。また、農業算出額を増加させるため、水稻以外の収益が上がる作物へ転換する必要があります。
- 「食」の安全・安心のニーズの高まりから、一部では、有機栽培による農産物の生産が行われていますが、さらなる生産拡大による地産地消を推進する必要があります。
- 本市は、都市近郊にあり、多くの市民から農に親しむ農業体験や自ら野菜づくりができる場、学ぶ場、食育を学ぶ場が求められています。

施策が目標とするまちの姿

- ◇農業法人、集落営農組織等が地域の担い手として活躍し、まちの特性に応じた農産物を生産し、優良な農地が守られています。
- ◇収益の上がる農業に取り組む担い手により、活気ある農業が展開されています。

主要施策

①農地の保全と最適化

- 愛知用水の農業用パイプラインや用排水路を含めた農業用施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の改修を行います。
- 農業用ため池は、所有者とともに適切な維持管理に努めます。また、老朽化している農業用ため池については、災害防止のため、今後の維持管理について所有者と協議を進めます。
- 集団的な農地や基盤整備された優良農地を維持するため、計画的な土地利用調整により、農地の保全に努めます。
- 農地には、食糧生産だけでなく、自然環境を育むといった多面的機能があるため、営農団体や地域住民の協力も得ながら、農地周辺の環境保全活動を推進します。

主な取組	○農業用施設維持等管理事業 ○農地転用事務 ○農業振興地域整備計画業務 ○農地パトロール ○日進市農林業振興補助金
------	--

②農業の担い手の育成・支援及び農地利用の最適化

- 後継者や新たな担い手を育成するため、日進アグリスクール^{※4}において、幅広い世代に学びの機会を提供します。
- 日進アグリスクールの修了生に対し、農地を仲介する等、営農を支援します。
- 農業に参入する多様な主体、人材に農地を仲介する等、支援します。
- 民間活力を活用した市民農園の整備、運営を支援します。
- 市民農園の近接地に道の駅の整備を進め、田園フロンティアパーク構想との一体的な活用により、新たな担い手の育成を図ります。

主な取組	○人・農地問題解決加速化支援事業 ^{※5} ○田園フロンティアパーク推進事業(日進アグリスクール・市民農園) ○農業人材力強化総合支援事業 ^{※6} ○日進市農林業振興事業補助金 ○道の駅整備事業 ○農地中間管理事業 ^{※7} ○農地利用集積事業 ○日進市ふれあい農園開設支援補助金
------	--

③効率的な営農体制の確立

- 本市の関係組織・団体等と連携し、本市の特性を生かした持続可能な農業の在り方を検討します。
- 地域営農組織(営農組合、集落営農組織等)への支援を図ります。
- 新規就農者、農家の後継ぎや認定農業者の発掘・育成と、経営近代化のための資金支援や農業用機械・施設取得支援等、各種支援を行うことによって、農業経営体の強化に努めます。
- 稲作のコスト低減・効率化への支援(農地の集積、農業用機械導入に対する補助)を行います。

- 5年後から10年後までを見据え、遊休農地等の情報を収集することによって認定農業者や農事組合法人等への利用集積を促進し、農業委員会・あいち尾東農業協同組合や農地中間管理機構と連携した、効率的かつ安定的な農業経営支援を進めます。

主な取組 ○農業近代化資金利子補給事業 ○農地中間管理事業 ○農地利用集積事業 ○日進市農林業振興事業補助金

④地域特性に合った農産物の生産

- 本市の特性を生かした新たな農産物や6次産業化の方向性を調査・研究するとともに、農作物の栽培、加工施設等の相談や補助金等を通じて意欲のある農家を支援します。
- 特区制度や6次産業化推進戦略、市内農業者の取組等をPRLし、農業生産の活性化を図ります。
- 農業者等と日進の名物となる新たな6次産業化商品について検討を進め、市内外の菓子店や飲食店等において販売できるよう調整します。
- 農業者と市内スーパー、コンビニ、飲食店等とのマッチングを進め、旬野菜や本市の特性に合った農産物の販路を拡大し、農業生産及び農業収益の向上を図ります。
- 担い手不足や高齢化が進む農業分野と福祉分野との連携や、2次・3次産業の技術、ノウハウを持っている商工業者と連携を図ることにより、関係者が相互に連携し、日進産農産物の自給率・地産地消率アップを図り、効果的に6次産業化を推進します。
- 6次産業化を見据えた収益の上がる作物生産に対し支援します。
- 本市で生産される農作物の中心である米については、化学合成農薬の散布回数と化学肥料の使用量を抑えた栽培を推奨することで、安全で食味の良い米づくりを促進します。
- 有機栽培等、環境や健康に配慮した農業を支援し、市民への周知を進めます。
- 郷土料理や伝統料理、行事食等の食文化を継承する取組を推進します。
- 地産地消を推進するため、保育園や学校給食で日進産農産物の利用を進めるとともに、多くの市民が日進産農産物を利用するよう推進します。
- 道の駅の整備を進め、地域農産物の直売所を設けることにより販路を拡大し、農作物生産の活性化を図ります。

主な取組 ○食育推進事業 ○生産調整推進対策事業 ○日進市農林業振興事業補助金 ○6次産業化推進事業 ○道の駅整備事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	農業の活性化対策に対する満足度(%)	37.3 (2020年度)	40.0	43.0
	市内農業産出額(万円)	66,000 (2018年度)	67,000	68,000

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
個別指標	食育に関心のある市民の割合(%)	65.0 (2020 年度)	70.0	70.0
	日進アグリスクール修了生数(累積)(人)	1,226	2,400	3,400
	集落営農組織数(団体)	2	3	4
	認定農業者等による農地集積率(%)	45.1	51.0	56.0
	認定農業者等(件)	9	10	11

協働のまちづくりに向けて

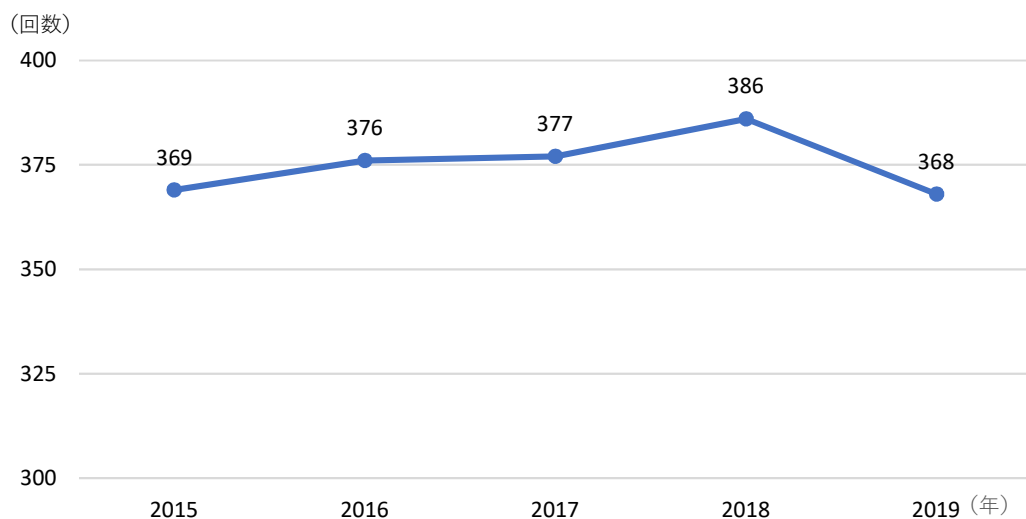
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○地産地消に努める。	○農地周辺の環境活動、農地の集約化、6 次産業化等、地域農業の推進に協力する。

関連する計画・条例

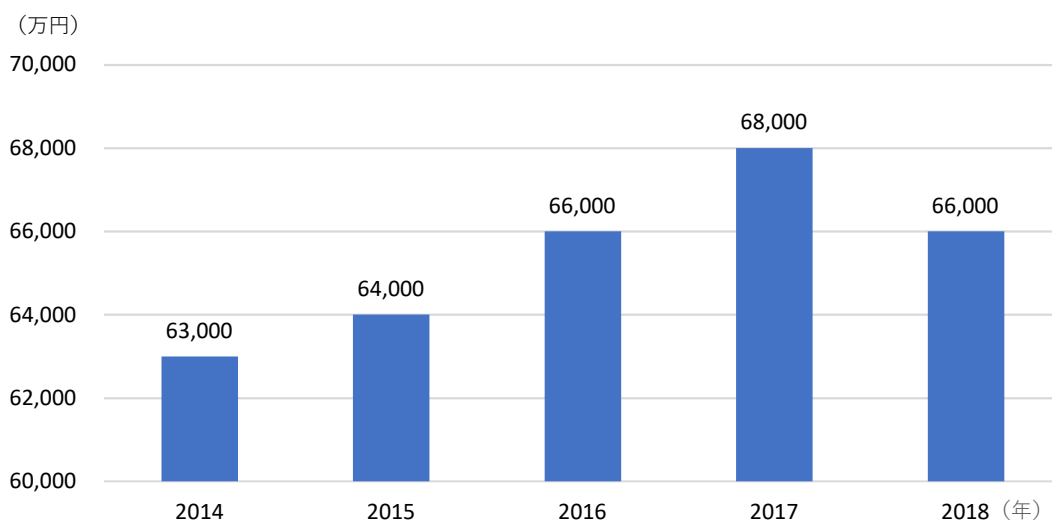
- 日進市地域強靱化計画
- 日進市道の駅基本計画
- 第3次日進市食育推進計画(2019 年度～2026 年度)
- 日進市6次産業化推進戦略(2019 年度～2025 年度)
- 日進農業振興地域整備計画
- 日進市田園フロンティアパーク構想基本計画

関係するデータ

○保育園や学校給食で日進産農産物が提供された回数



○市内農業産出額



用語の解説

- ※1 農業用ため池：農業用または過去に農業用として利用されていたため池。愛知用水から農業用水が供給されるようになり、利用されなくなったため池が多い。多くは、各地域での所有となっている。
- ※2 集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織
- ※3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画において市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいう。
- ※4 日進アグリスクール：「農」とふれあい、「農」のある暮らしづくりを实践するため、様々な内容やレベルで栽培技術や知識、食育を学ぶことができる農学校。野菜作りが初めての初心者から受講生のレベルに応じて学ぶことができ、体験コースも充実し、家族で田んぼや畑で楽しく学ぶことができる。

- ※5 人・農地問題解決加速化支援事業：地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況等、地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心経営体への農地の集約化の将来方針を記載する等、人・農地プランの実質化の取組を強力に推進するため、各種取組を支援する事業
- ※6 農業人材力強化総合支援事業：次代を担う農業者となることを志向する人に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する事業
- ※7 農地中間管理事業：「高齢化」や「後継者がいない」等の理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度で、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（2013年（平成25年）法律第101号）に基づき、担い手への農地集積・集約化を推進するために実施する事業

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 21 商工業の振興～市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します～**現状と課題**

- 工業統計調査や経済センサス※¹の結果から、市内の企業は中小企業が大半を占め、経営状態が経済不況等に影響されやすい傾向にあるため、商工会等の経済団体による支援体制の強化が必要とされています。
- 市西部で大型商業施設が開業する一方、市東部でスーパーマーケットが閉店する等、市内での買い物利便性の不均衡が発生しています。
- 今後の人口減少等の変化に対応するため、産業立地・企業支援を行い、より特出した産業集積を推進する必要があります。
- 愛知県企業庁と連携しながら東部地区の企業団地の整備検討を進めています。一方で、アクセス道路等が未整備な中部地区の整備検討等の課題があります。
- 企業の受け皿となる用地を創出するため、愛知県企業庁と連携して、環境に配慮した優良な整備を行い、住宅地と企業が調和したまちづくりを行いながら、持続的な産業の振興を図る必要があります。
- 観光まちづくり事業により、女性を中心とした起業意欲が高まっており、多様な起業意欲に対応する支援を強化する必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇市内企業が安定した企業経営となり、雇用も増加しています。
- ◇企業用地の増加と商工会との連携により、商工業が活発になっています。
- ◇周辺環境と調和した企業が立地し、地域貢献を通じて地域住民から親しまれています。

主要施策**①持続的に発展する経営と事業継続の支援**

- 中小企業の経営の安定化を図るため、各種融資制度の利用を促進し、融資にかかる信用保証料を助成します。
- 地域経済を活性化させるため、長年立地する市内製造業の再投資を促進します。
- 中小企業の経営力強化を図るため、日進市商工会と連携し、経営相談の体制を充実します。
- 中小企業の経営持続化を図るため、日進市商工会と連携し、事業承継の相談体制を充実します。

主な取組	○小規模企業等振興資金融資制度事業 ○信用保証料補助事業 ○商工会経営改善普及事業補助金交付事業 ○商工会活動補助金交付事業
②生活環境の向上につながる商業の展開	
●土地区画整理事業等により、既存店舗とのバランスを図りながら商業施設を誘致する等、まちの魅力を高め、利便性の高い商業地域の展開を進めます。	
主な取組	○商工会活動補助金交付事業 ○赤池箕ノ手土地区画整理事業 ○香久山西部土地区画整理事業 ○日進駅西土地区画整理事業 ○北部土地区画整理事業 ○低・未利用地における新規土地区画整理事業
③市内の雇用・就労環境の向上	
●求職者が職業紹介を気軽に受けることができるよう、名古屋東公共職業安定所と共同で設置した日進市地域職業相談室において、知識と経験が豊富な相談員による職業情報の提供及び職業相談、職業指導等の就労支援を行います。	
●周辺自治体と連携し、地元企業就職ガイダンスを実施します。	
●市内労働者の労働問題を解決するため、社会保険労務士による相談事業を実施します。	
主な取組	○勤労者支援事業 ○労働相談事業 ○地元企業就職ガイダンス事業
④企業用地の確保	
●愛知県企業庁と連携して一団の企業用地を新たに整備します。	
主な取組	○産業立地推進事業
⑤優良企業の誘致	
●企業誘致の方針を研究し、優良企業の誘致について市内商工業の活性化と両立するとともに、周辺環境と調和した環境負荷が少ない企業が立地するよう、戦略を立て、実施します。	
●市内での起業、新ビジネスの誘致等を促進します。	
主な取組	○産業立地推進事業 ○創業支援セミナーの開催

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値	目標値	
		(2019 年度)	2025 年度	2030 年度
基本指標	大型店舗の立地に対する満足度(%)	49.3 (2020 年度)	52.5	55.0
	働く場や機会に対する満足度(%)	17.2 (2020 年度)	20.0	22.5
個別指標	年間商品販売額(卸売・小売業)(億円)	1,488 (2016 年度)	1,623	1,698
	商工会加入率(%)	53.1	54.0	55.0
	製造品出荷額(億円)	1,126	1,126	1,176

協働のまちづくりに向けて

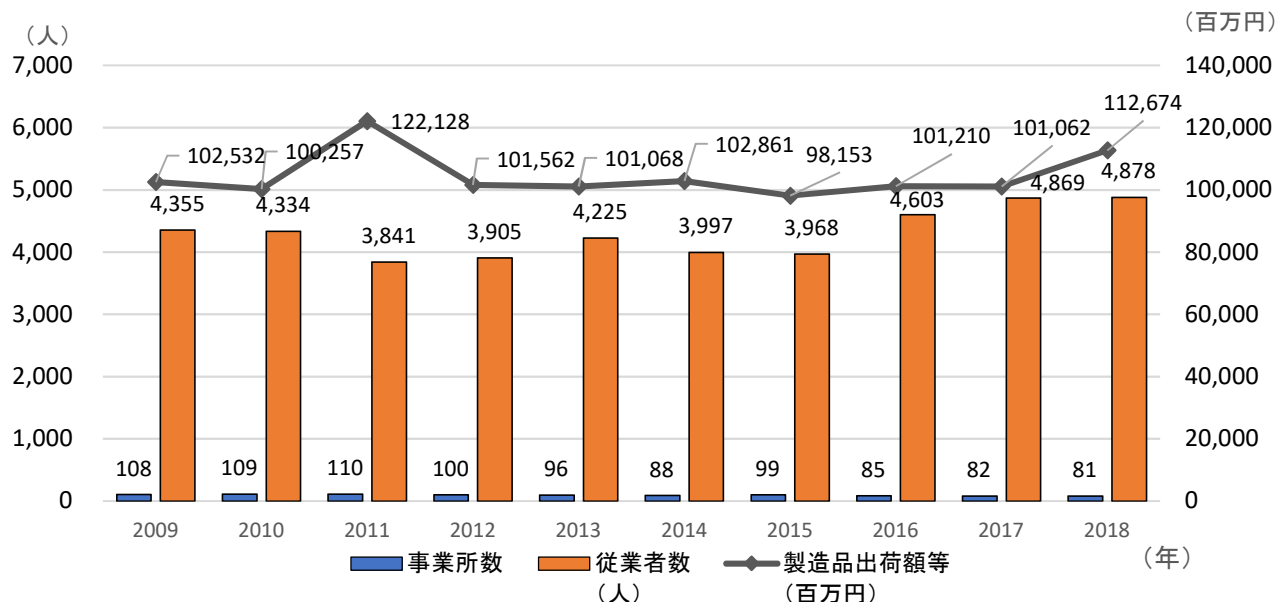
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○地域の商工業者に関心を持ち、優先的に利用するよう努める。	○市内商工業の振興及びその充実のため、市の施策への協力や地域との連携に努める。

関連する計画・条例

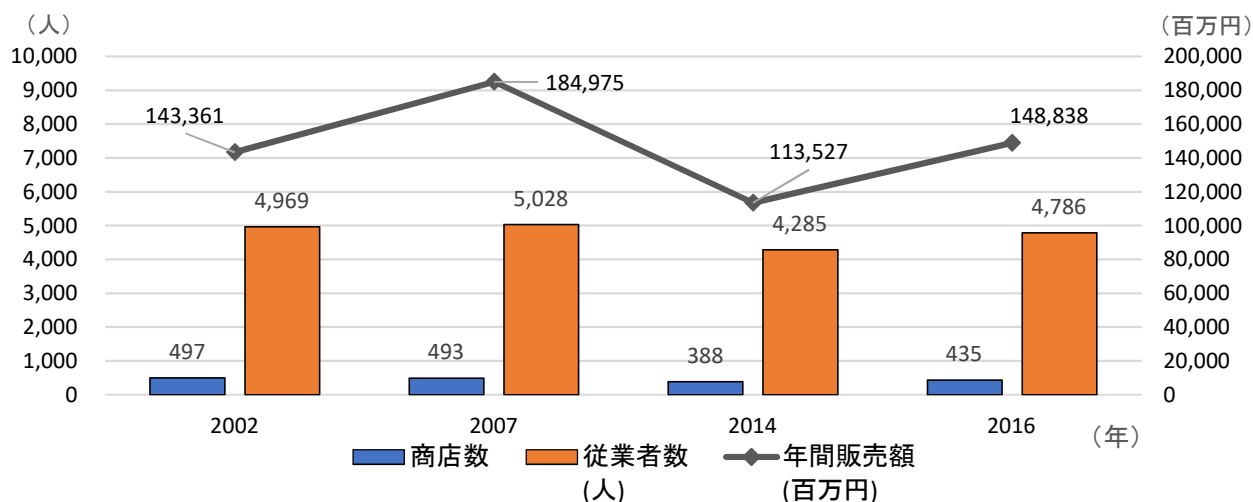
- 日進市都市マスタープラン(2021年度～2030年度)
- 日進市商工業振興方針

関係するデータ

○製造業の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等(工業統計調査・経済センサス)



○卸売・小売業の商店数・従業者数及び販売額



用語の解説

※1 経済センサス：事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。事業所及び企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所及び企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っている。

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



施策 22 観光まちづくりの推進

～市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します～

現状と課題

- 代表的な観光資源として岩崎城址公園、レトロでんしゃ館、マスプロ美術館、五色園、愛知牧場があり、そのほかにも愛知池や東部丘陵地、一団の優良農地等の豊かな自然や、市指定文化財及び国の登録有形文化財がありますが、市内外に広く知られている観光資源が少ないため、新たな観光資源の発掘と既存施設の魅力づくりを進めていく必要があります。
- 2017 年度(平成 29 年度)に「にっしん観光まちづくり協会」が発足しました。今後は、本市とにっしん観光まちづくり協会が、商工会や農政部門と連携しながら、農を中心とした特産品や地域ブランドの開発を行い、観光資源の発掘、各種イベントを行うことで本市の認知度を高めて、本市のブランドを確立する必要があります。
- 本市としての観光とは、地元をよく知る個人・団体・事業者が観光交流という手法・手段を用いて、日進の地域資源(ひと・もの・こと)を市内外の人に体感してもらうことで、「様々な人が生涯活躍できるまち」、「元気でにぎわいのあるまち」、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」と感じてもらうためのまちづくりの手法と定義づけました。2017 年度(平成 29 年度)に、日進の地域資源(ひと・もの・こと)を生かした体験交流プログラムである、「ぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会※¹」を開催し、観光まちづくり事業を進めています。
- 本市の認知度を高め、本市としての観光を推進するため、観光資源、各種イベント等の情報を発信し、また、市内外の人が情報を容易に入手できるための取組が必要です。

施策が目標とするまちの姿

◇市内外からの観光客が増加しています。

◇観光まちづくりの担い手となる市民や事業者が自らの技能やサービスを向上させ、観光プログラムや観光イベントを行い、にぎわいのあるまちづくりを行っています。

主要施策

①観光資源の発掘・魅力の磨き上げ

- にっしん観光まちづくり協会等とともに、観光資源の発掘・魅力の磨き上げを行います。
- DMO 候補法人※²の登録に向けた検討を行います。

主な取組

○にっしん観光まちづくり協会補助金交付事業 ○まちミル博覧会開催事業 ○6 次産業化推進事業

②日進の地域資源の充実と市外へ向けた情報発信

- にっしん観光まちづくり協会等とともに日進の地域資源(ひと・もの・こと)の充実や情報発信を行います。
- シティプロモーション^{※3}により、市内外における本市のファンの拡大を図ります。
- 市内外の人が様々な体験を通してお互いの交流のきっかけとなるよう、関係団体と協力して各種イベントを充実します。
- 道の駅の整備を進め、情報発信拠点として活用することで、観光まちづくりを推進します。

主な取組	○にっしん観光まちづくり協会補助金交付事業 ○まちミル博覧会開催事業 ○商工会活動費補助金交付事業(岩崎城春まつり事業、にっしん夢まつり事業、日進市産業まつり事業) ○にっしん市民まつり ^{※4} 開催事業 ○シティプロモーション指針策定事業 ○道の駅整備事業
------	---

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	人に紹介したいと思う観光資源がある市民の割合(%)	11. 5 (2020 年度)	16. 5	21. 5
	まつり等のイベントに対する満足度(%)	30. 4 (2020 年度)	35. 0	35. 0
個別指標	観光レクリエーション資源・施設における利用者数(観光入込客数)(人)	502,960	834,000	1,019,000
	にっしん観光まちづくり協会における観光商品の造成※ ⁵ (件)	2	3	4

協働のまちづくりに向けて

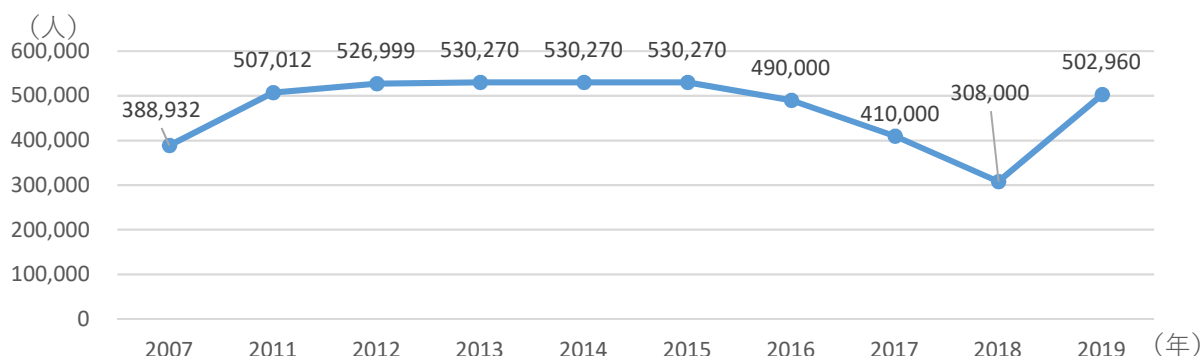
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○観光資源に愛着を持ちPR する。 ○地域のイベントに参加し、様々な体験を通してお互いの交流を図る。	○行政と連携して日進の地域資源の充実や観光事業を支援する。

関連する計画・条例

- シティプロモーション指針(仮称)
- 日進市道の駅基本計画
- 日進市6次産業化推進戦略(2019年度～2025年度)

関係するデータ

○観光レクリエーション資源・施設における利用者数(観光入込客数)(愛知県観光レクリエーション利用者統計)



用語の解説

- ※1 ぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会：日進ならではの「手作りの体験交流型プログラム」を通じて、日進市の魅力を体感することができる、本市の観光まちづくり事業
- ※2 DMO 候補法人：観光庁の登録制度において、登録 DMO (Destination Management/Marketing Organization) の候補となる法人。登録 DMO は、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う梶取り役となる法人。
- ※3 シティプロモーション：都市の魅力を発掘・創造して、発信することで、地域の統一イメージを形成し、都市のブランド力を高めるとともに、まちづくりに様々な効果を波及させる取組。また、市民がまちの魅力に共感し、他人に語れる状態にしていくこと。
- ※4 にっしん市民まつり：産業まつり、健康・福祉フェスティバル、レクリエーションスポーツまつり、にっしん文化祭、図書館まつりという、主旨、対象年代、対象者等の異なる5つのまつりを同日に開催するイベント
- ※5 観光商品の造成：観光商品を企画し、旅行代理店等に販売するまでのこと。

施策に該当する SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



基本目標5

学びと文化で未来を創る人財を育てる (教育・文化分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 23	学校教育(学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します)	162
施策 24	生涯学習の推進(生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます)	166
施策 25	文化芸術・文化財(歴史・文化に親しめる環境を整えます)	170
施策 26	生涯スポーツ(ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します)	173

施策 23 学校教育～学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します～**現状と課題**

- 子どもたちの自己肯定感を高め、変化の激しい社会で生き抜く力を育てる必要があります。
- 学校は、児童生徒の多様化する問題を家庭と連携して解決する等、学習だけでなく、家庭生活も含め、より専門的で総合的な役割が期待されています。
- 激しい社会環境の変化の中で、学校や子どもを取り巻く問題は複雑化・困難化しており、それに対し、社会全体で対応することが求められています。
- 学習指導要領の改訂に合わせて、授業時間の増加や新しい教科に教員が対応する必要があります。
- 子どもたちに必要な情報活用能力を育成するため、ICT※¹ 環境を整備することが求められています。
- 児童生徒数や社会状況の変化を見据え、学校教育施設・設備の老朽化に対応し、安全に利用できる計画的な施設管理や整備が求められています。

施策が目標とするまちの姿

- ◇児童生徒一人ひとりが社会とのつながりを実感しながら、社会状況の変化に対応できる力を身に付けています。
- ◇新しい時代に即した教育基盤が整備され、持続可能な教育体制が確保されています。
- ◇児童生徒の安全が確保され、安心して学校生活を送ることができます。

主要施策**①個に応じた教育体制の充実**

- 児童生徒が社会とのつながりを意識し、社会から認められることで自己肯定感を高めることができる取組を行います。
- 児童生徒が社会の中で生きていくのに必要な知識や能力を身に付けることができるよう、基礎学力を定着させ、主体性を育むため、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実します。
- 児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るのに必要な力を育成するため、基本的な生活習慣の確立を図り、給食を通じて、学校における食育の推進を図ります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が、安全な学校生活を送ることができ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と学習の機会を得ることができる体制を整えます。

●「学校生活になじめない」、「学習に困難がある」等、児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、それぞれにあった解決方法を探すため、保護者を含め支援する体制を整えます。 ●経済的な理由による就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、教育に要する費用を負担し、就学を支援します。	
主な取組	○小・中学校運営事業 ○小・中学校運営強化事業 ○教育支援センター事業 ○学校給食調理事業 ○小・中学校就学支援事業 ○高等学校等修学補助事業 ○教育振興推進事業
②地域とともにある教育活動の推進	
●部活動をはじめとする児童生徒の幅広い学びの活動において、学校支援ボランティア、地域、団体等からの協力を得ながら、地域学校協働活動を進めていきます。 ●学校を含めた地域全体で児童生徒の成長を支えるため、地域が学校の運営にかかわる仕組みづくりを進めます。	
主な取組	○教育振興推進事業 ○小・中学校運営強化事業 ○家庭教育推進事業 ○社会教育推進事業 ○生涯スポーツ普及事業 ○地域活動学校開放事業
③教育基盤の整備	
●児童生徒が安全に過ごし、安心して教育を受けることができるよう、小・中学校、教育支援センター、学校給食センターの施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、児童生徒数の変化や経年劣化等に対し、計画的に増改築、改修、修繕、更新を行います。 ●教職員の事務や作業の効率化と負担軽減を図り、教員が児童生徒一人ひとりに向き合える時間を増やすため、学校におけるICT環境を整備するとともに、教職員を側面から支援する人的体制を整備します。 ●新しい時代を見据え、児童生徒に必要な情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習環境を整えます。 ●児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導員等の人員を配置します。	
主な取組	○小・中学校管理事業 ○小・中学校維持修繕事業 ○小・中学校整備推進事業 ○小・中学校ICT環境整備事業 ○小・中学校運営事業 ○小・中学校運営強化事業 ○教育支援センター事業 ○給食センター施設・設備維持管理事務 ○給食センター施設・設備維持修繕事業 ○給食センター施設・設備環境改善事業 ○通学指導事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	小中学校教育の充実に対する満足度(%)	24.3 (2020 年度)	27.0	30.0
	学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合(%)	85.2	90.0	90.0
個別指標	教員の ICT 活用指導力 ^{※2} (%)	54.8	65.0	75.0
	授業を理解できるように教えてもらえていると思う児童生徒の割合(%)	86.7	90.0	90.0

協働のまちづくりに向けて

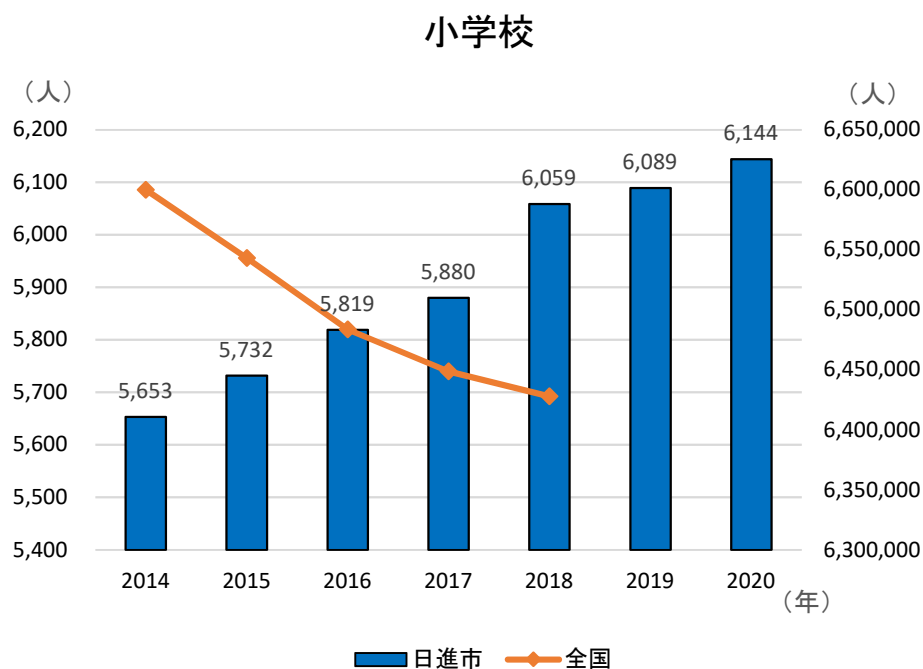
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○学校支援ボランティアへの参加をはじめ、一人ひとりができる範囲で学校教育を支える活動に参加する。	○各団体の強みを生かした各方面にわたる教育支援を行う。

関連する計画・条例

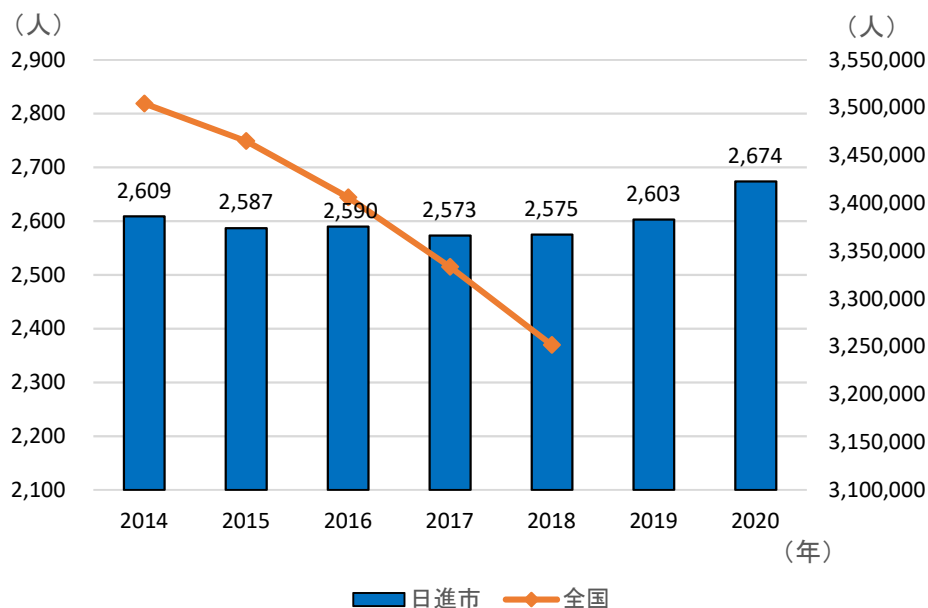
- 第3次日進市食育推進計画(2019年度～2026年度)
- 第2次日進市教育振興基本計画(2021年度～2030年度)
- 第4次日進市生涯学習4Wプラン(2017年度～2021年度)

関係するデータ

○児童生徒数の推移



中学校



用語の解説

- ※1 ICT:「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略で、IT とほぼ同意だが、社会や生活への情報技術の活用といったニュアンスで区別される場合がある。
- ※2 教員の ICT 活用指導力:文部科学省では、初等中等教育における教育の実態等を調査するため、1987 年(昭和 62 年)から「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を実施している。その中で、学級経営や校務分掌、教育効果を上げるために ICT を利活用する能力、ICT を活用した効果的な授業を行う能力、子どもたちの ICT 活用力を育成する能力といった、新たな教育課題としての ICT を活用した指導力に関する実態を調査している。

施策に該当する SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



施策 24 生涯学習の推進

～生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます～

現状と課題

- これまでにない超長寿社会である人生 100 年時代を迎えるにあたって、市民がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、身近な場所で学び、生かすことができる環境を整える必要があります。
- 自分自身に満足している、自分には長所があると感じている若者の割合が低いといった問題に対応するため、子どもの学習活動を幅広い分野から支えていく必要があります。
- 文化施設の建物や設備の老朽化が進行しているため、計画的に改修や設備交換を行っていく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇市民が主体的に学び、学んだことを生かすことができます。

◇地域における生涯学習活動が活発に行われ、次代を担う人材が育っています。

主要施策

①生涯学習システムの充実	
●生涯学習 4Wプラン ^{※1} の基本構想に沿った市民の主体的な活動を支援し、市民のニーズに応じた幅広い分野の学習活動機会の提供を行うとともに、学んだことを生かし、交流する場の提供を行います。	
主な取組	○社会教育推進事業 ○生涯学習講座開催事業
②地域資源を活用した子どもの学習活動の支援	
●地域、団体等と連携し、子どもの学習活動を支援します。	
主な取組	○子ども学習活動支援事業 ○家庭教育推進事業
③文化施設の充実と整備	
●市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯学習の拠点となる文化施設について、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、老朽化対策を含めた安全で快適な環境の整備を進めます。	
主な取組	○文化施設管理運営及び維持管理事業
④図書館サービスの充実	
●多くの市民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、だれもが親しみやすい「生活の中に開かれた図書館」をめざします。	
主な取組	○レファレンス・サービス ○配本回収 ○図書ネットワーク

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	学習の場と機会に対する満足度(%)	20.1 (2020 年度)	21.0	22.0
個別指標	1 年の間に生涯学習に取り組んだ市民の割合(%)	71.8 (2016 年度)	72.0	73.0
	文化施設稼働率(%)	52.0	54.0	56.0
	図書館の市内利用登録者数の割合(%)	60.4	61.5	63.0

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」を基本とした学習活動に取り組み、生かすことで、住み慣れた地域で生きがいを持って生活する。	○学校・地域・団体等と、生涯学び続けられる環境づくりと学んだことを生かし、交流する場づくりに努める。

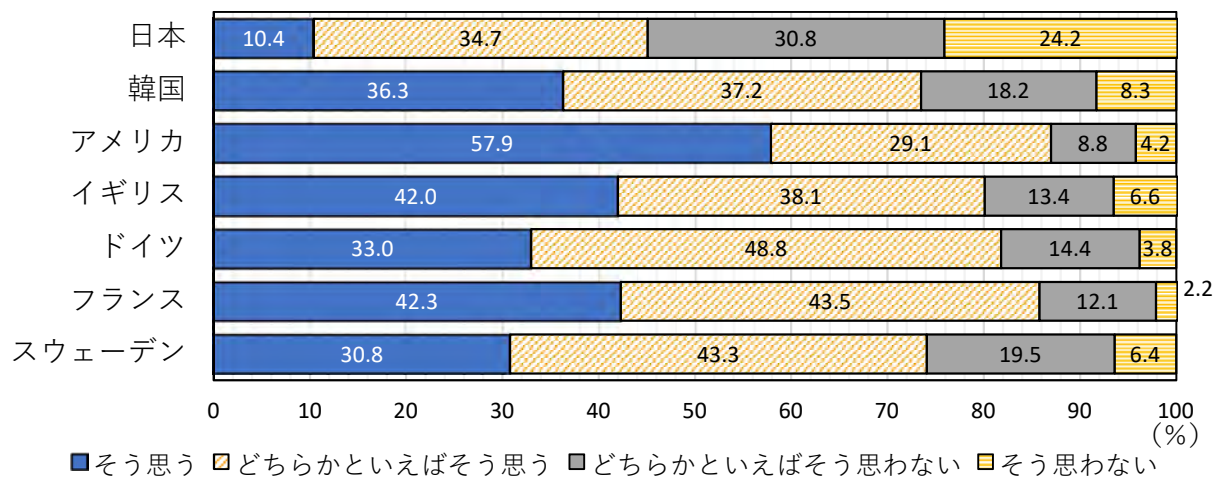
関連する計画・条例

- 第4次日進市生涯学習4Wプラン(2017年度～2021年度)
- 日進市子ども読書活動推進計画(2017年度～2021年度)

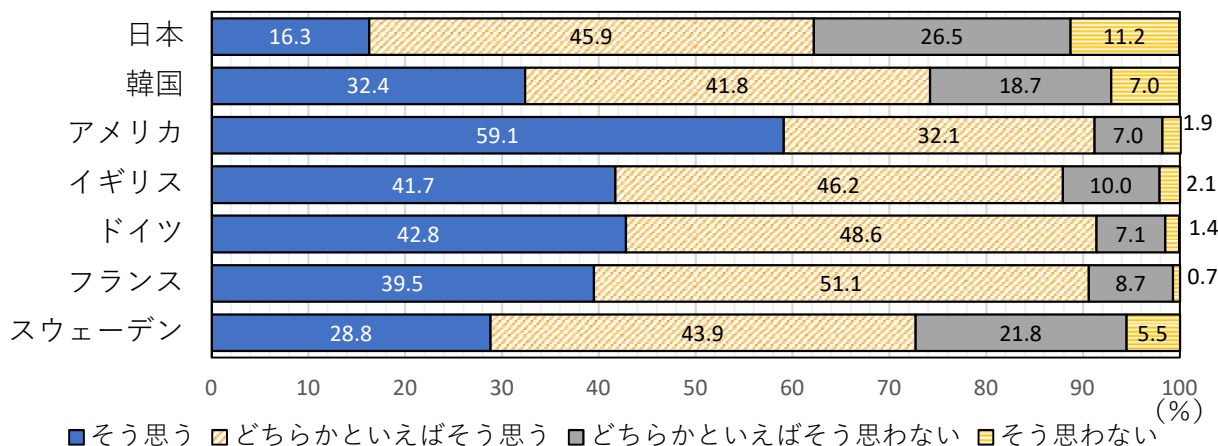
関係するデータ

○2018 年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査

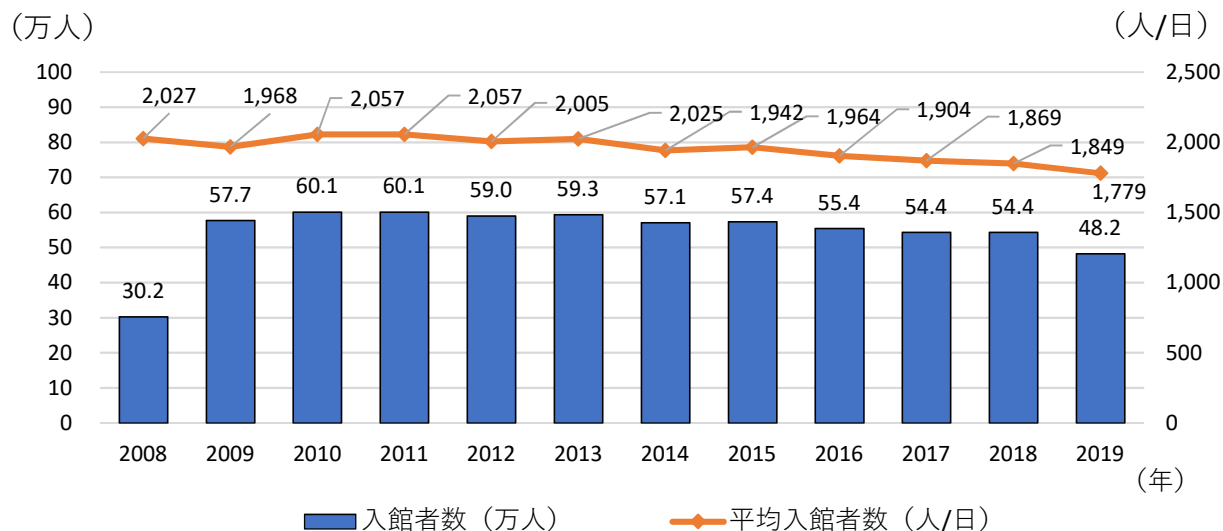
自分自身に満足している



自分には長所がある



○図書館利用者数(入館者数) ※現在の図書館は2008年10月に開館



用語の解説

※1 生涯学習 4Wプラン:教育基本法及び社会教育法 of 精神にのっとり、生涯学習に関する施策を具体的に実施するための本市の生涯学習計画

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



序論

基本構想

基本計画

●基本目標5 学びと文化で未来を創る人財を育てる

計画の推進に向けて

資料編

施策 25 文化芸術・文化財～歴史・文化に親しめる環境を整えます～

現状と課題

- 様々な分野の文化芸術に親しむ市民が増えており、日々の生活の中で文化芸術を楽しめる環境が求められています。
- 本市の文化振興を図るため、次代の文化の担い手となる子どもたちが質の高い文化芸術に触れ、体験できる環境を整える必要があります。
- 本市の民俗、伝統芸能を絶やさないよう、市民に価値を発信し、担い手となる人材を育成する必要があります。
- 市民の歴史や風土への関心を高め、将来にわたって文化財を保護していくため、さらなる活用と魅力を発信する必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇文化芸術活動が活発に行われ、市民が文化芸術に親しんでいます。
- ◇歴史や文化財が継承され、価値や魅力が市民に共有されています。

主要施策

①文化・芸術の普及・振興	
●市民の多様な文化芸術への関心の高まりに応え、幅広い世代に向けた文化芸術事業を実施します。	
●子どもが多様な文化芸術に触れ、体験できる機会を提供します。	
主な取組	○文化推進事業（音楽のまち振興等）
②伝統芸能の継承	
●地域に伝承されている無形文化財の保存と継承のため、人材育成と保存活動を支援します。	
主な取組	○文化財保護事業
③郷土の歴史の継承と文化財の保護活用	
●文化財や歴史資料を後世に伝えるため、市指定文化財や岩崎城歴史記念館・旧市川家住宅等施設の適切な保護・管理を行うとともに、施設を有効活用することにより地域の魅力づくりにも取り組みます。	
主な取組	○文化財保護事業 ○岩崎城歴史記念館維持管理事業 ○旧市川家住宅管理事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	市内での生活で文化芸術を身近に感じている市民の割合(%)	32.3 (2020 年度)	33.0	34.0
個別指標	文化芸術活動に参加している市民の割合(%)	4.9 (2020 年度)	6.0	7.0
	市内の指定文化財を知っている市民の割合(%)	55.3 (2020 年度)	56.0	57.0

協働のまちづくりに向けて

主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○様々な分野の文化・芸術活動に親しむ。	○文化・芸術に親しみ、気軽に参加することができ、楽しめる環境を整え発信する。

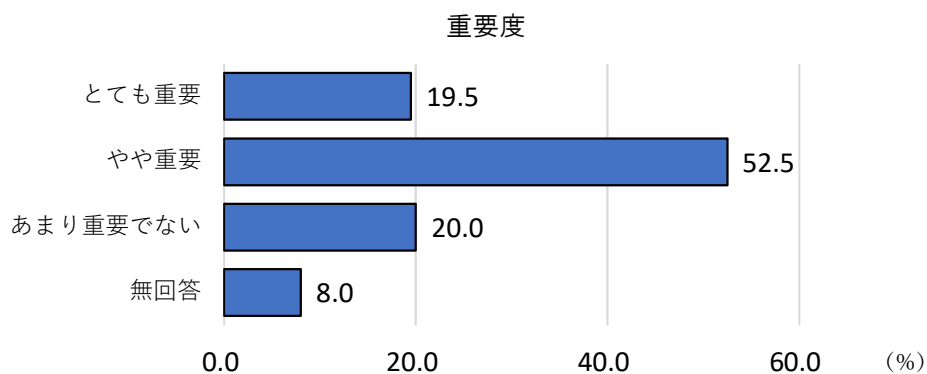
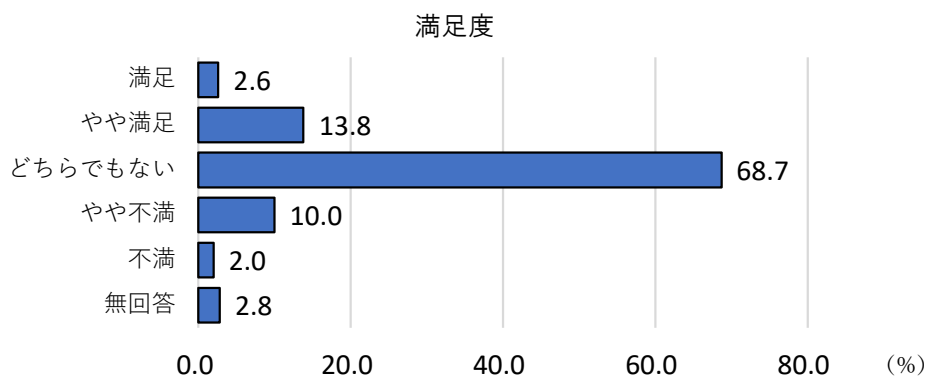
関連する計画・条例

- 第4次日進市生涯学習4Wプラン(2017年度～2021年度)
- 日進市文化財保護条例

関係するデータ

○環境基本計画策定のための環境に関するアンケート調査（環境満足度、環境重要度「歴史・文化環境」（2013年3月））

※地域の歴史・風土・文化を環境資源として生かし、誇りにできる歴史・文化環境



施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 26 生涯スポーツ～ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します～

現状と課題

- すべての世代の人がスポーツ^{※1} をすることで、生涯を通じて楽しく健康で生き生きと過ごせるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備が必要とされています。
- 子どもが自由に外で遊ぶ機会が減り、基礎的な運動能力の底上げが必要とされている状況の中、子ども達が興味の持てるスポーツイベント等が必要とされています。
- 愛知県で開催される2026年(令和8年)アジア競技大会等、国際的なスポーツイベントの国内開催が多く予定されています。人々のスポーツへの関心が高まるのを契機として、市民のスポーツ活動を促進するため、本市のスポーツ大会やイベントの充実を図る必要があります。
- 本市にはスポーツ関係団体があり、それぞれの団体が目的に応じた活動を行い、本市のスポーツ振興の一翼を担っています。スポーツ振興には、これらのスポーツ関係団体のさらなる発展が不可欠です。
- 総合運動公園等スポーツ施設の経年劣化による老朽化が目立ちはじめるとともに、施設のバリアフリー化や機能の充実が求められています。
- だれもが気軽に活動しやすいよう、地域の公共的な施設を活用したスポーツ振興が必要とされています。

施策が目標とするまちの姿

◇すべての世代の市民が気軽にスポーツを楽しんでいます。

主要施策

①生涯スポーツの普及・振興

- スポーツ大会や講座等を実施し、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。
- 子ども達が多種多様なスポーツに興味を持てるよう、トップレベルの選手から直接指導を受けることのできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。
- 2026年(令和8年)に愛知県で開催されるアジア競技大会に向け、関連スポーツイベント等を開催しスポーツ人口の拡大に努めます。

主な取組 ○スポーツ大会開催事業 ○生涯スポーツ普及事業

②スポーツ団体等の活動支援

- 本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて本市のスポーツ振興を推進します。
- コンソーシアム^{※2}の形成等により、大学や企業と連携することで、スポーツ課題の解決を図ります。

主な取組 ○生涯スポーツ普及事業

③スポーツ関係施設の充実と有効活用

- 総合運動公園等スポーツ施設の従来の特徴を生かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。
- 学校施設や公民館を活用して、地域に根差したスポーツ振興を図ります。

主な取組

○スポーツ施設管理運営事業 ○スポーツ施設維持管理事業 ○学校体育施設スポーツ開放事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	週に 1 回以上スポーツを行う市民の割合 (%)	30.4 (2020 年度)	35.0	40.0
個別指標	スポーツ施設稼働率(%)	69.7	73.0	73.0
	スポーツイベント参加者数(人)	2,505	3,000	3,500

協働のまちづくりに向けて

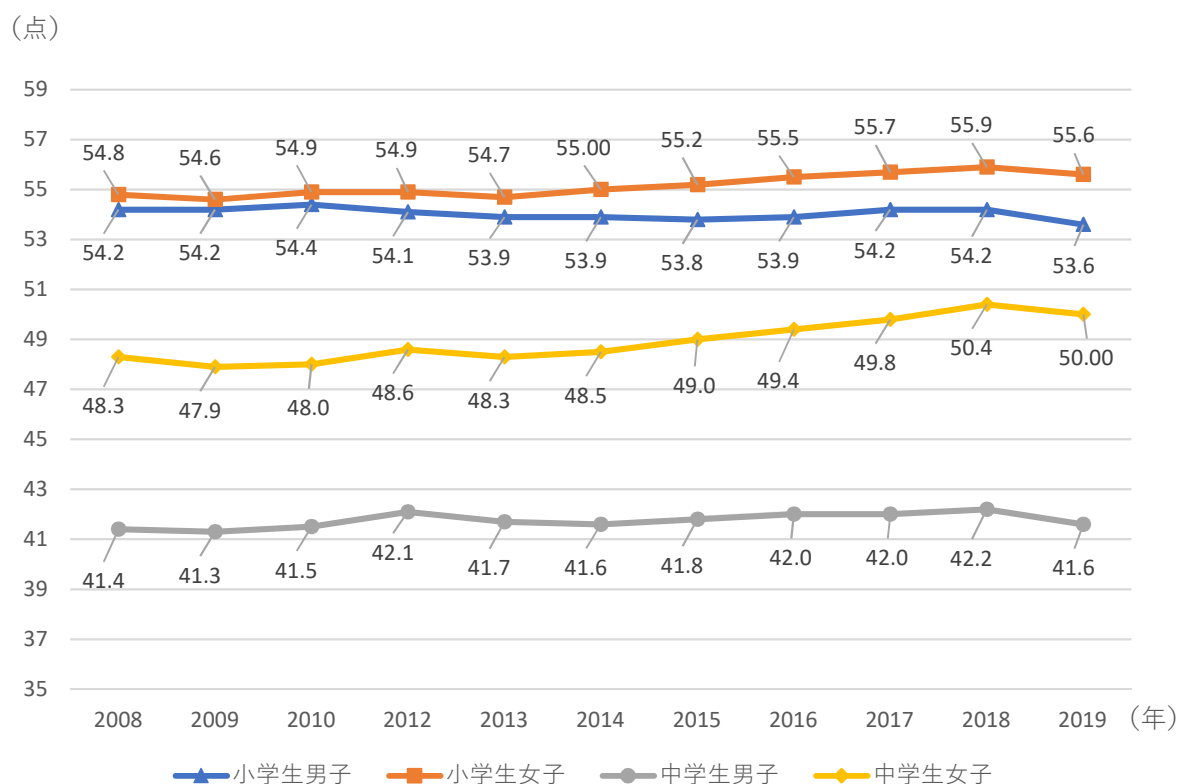
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○心身ともに健康的な生活を送れるよう、意識的にスポーツする機会を創出し、健康維持や体力向上に努める。	○各スポーツ団体は生涯スポーツ、競技スポーツの指導者を育成し、各スポーツ人口の拡大に努める。 ○市民にスポーツに触れる機会を提供するよう努める。

関連する計画・条例

- 第 4 次日進市生涯学習 4Wプラン(2017 年度～2021 年度)
- 総合運動公園再整備計画

関係するデータ

○全国の児童生徒の体力の状況(スポーツ庁 2019 年 12 月)



用語の解説

※1 スポーツ:本市では日進市スポーツ振興基本計画で、『「スポーツ」とは運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの』と定義している。競技スポーツやレクリエーションスポーツをはじめ、散歩やストレッチ等の軽運動や、キャンプ活動その他のほかの野外活動も含める。

※2 コンソーシアム:何らかの目的に沿った活動を行う、2 つ以上の個人や団体からなる共同事業体

施策に該当する SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



基本目標6

地域の自治力と行政経営力を高める (市民協働・行政経営分野)

基本施策		掲載 ページ
施策 27	広報・広聴(わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます)	178
施策 28	市民自治・協働(市民自治の促進と多様な協働を進めます)	181
施策 29	多様性を認め合う社会の推進(多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます)	185
施策 30	行政運営(効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます)	191
施策 31	組織運営・人事マネジメント(市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます)	196
施策 32	財政運営(安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます)	199

施策 27 広報・広聴

～わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます～

現状と課題

- 市民目線に立った市民本位の行政運営をしていくため、市民に役立つ情報をわかりやすく提供する必要があります。また、市民の声に耳を傾け、市民と行政、市民同士の双方向の情報交流や情報の共有を図っていく必要があり、広報・広聴は重要な役割を担っています。
- 本市の情報を「必要なタイミング」で「正確」に市民へ発信する必要があります。
- 広報紙等の紙媒体による情報発信だけでなく、インターネット技術を活用した電子媒体を生かしながら情報を提供することで、市民が手軽に情報を入手できる環境を整備する必要があります。
- 都市化が進み、地域とのつながりが希薄化していることから、生活に密着した情報（イベント開催情報、不審者情報、ハザードマップ、オープンデータ※¹等）の発信が求められています。
- 市民が、市長とのコミュニケーションを図る機会が少ないため、市長への提案箱、市長等と語る会を活用していく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

◇市民が必要としている情報が、多様な媒体でわかりやすく届けられています。

◇市民の意見・ニーズを十分に把握しながら行政が運営されています。

主要施策

①広報活動の充実・深化

- 読みやすく、わかりやすく、親しみのある紙面づくりを心掛けます。
- 市政情報を迅速にわかりやすく届けるため、各種情報媒体の特性を踏まえながら提供します。
- 多様な媒体・方法で市政情報を市民に提供し、知りたい情報へのアクセス環境を整えます。
- 最新の ICT※²の潮流に応じた新しい広報の方法を取り入れます。

主な取組

○広報につしん ○につしんテレビ ○日進市ホームページ ○につしんお知らせめーる ○LINE を活用した情報提供

②広聴の推進

- 幅広い市民ニーズを把握し、市政運営の参考としていくため、市長等と語る会、広報市民スタッフ、パブリックコメント、市民意識調査等を活用して地域住民や市民団体の意見を反映させます。
- 市政への理解とかかわりを進めるため、市政に対する意見を市民が表明する機会を確保します。

主な取組

○市民意識調査 ○インターネットアンケート調査 ○市長等と語る会 ○市長への提案箱

③情報格差の解消

- 外国人住民が、いつでも、どこでも、簡単に、情報を受け取ることができるよう、多言語対応による市政情報の発信を充実させていきます。
- 放送局、新聞社等に市政情報を提供することで、多様な媒体から情報が入手できるようにします。
- オープンデータを周知し、情報格差を減少させます。

主な取組

○広報閲覧アプリによる広報の配信 ○声の広報の作製 ○オープンデータの周知

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	市政情報の提供に対する満足度(%)	28.4 (2020 年度)	32.0	36.0
	市民の意見が市政に反映されていると思う市民の割合(%)	9.4 (2020 年度)	15.0	20.0
個別指標	「広報にっしん」で情報を得ている人の割合(%)	80.8 (2020 年度)	83.0	86.0
	にっしんお知らせメール利用者数(人)	10,981	12,800	15,000

協働のまちづくりに向けて

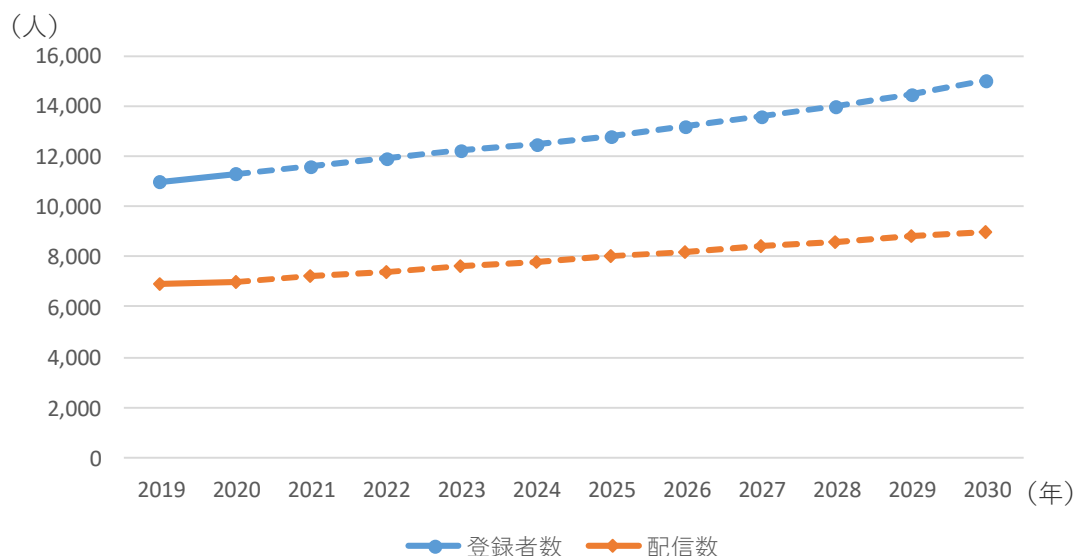
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○子どもから大人まで、それぞれの市民が、本市から発信する情報に関心を持ち、受け取るよう努め、情報を近所の人と共有する。 ○市民は市からのアンケート等への回答に協力する。 ○市民は、必要に応じて市政について意見を出すよう努める。	○本市から受け取った情報を活用し、本業と地域や社会への貢献を通じて企業価値を高める。 ○それぞれの団体等が、市政情報の発信に協力する。

関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市市民参加及び市民自治活動条例

関係するデータ

○にっしんお知らせめーる利用者数と配信数 ※2021年以降は推計値



用語の解説

- ※1 オープンデータ：行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、だれもが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータ
- ※2 ICT：「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略で、IT とほぼ同意だが、社会や生活への情報技術の活用といった意味合いで区別される場合がある。

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



施策 28 市民自治・協働～市民自治の促進と多様な協働を進めます～

現状と課題

- 本市では、比較的早い段階で、本市のまちづくりの最高規範ともいえる「日進市自治基本条例」に基づき、市民自治によるまちづくり、協働のまちづくりを進めてきました。そして、それをより確かなものにしていくため、2012 年(平成 24 年)には「日進市市民参加及び市民自治活動条例」を制定し、市民自治の実現をめざしたまちづくりと行財政運営を進めています。
- 防犯・防災や環境問題、地域福祉等行政だけでは解決できないような地域課題が顕在化してきています。また、近年、東日本大震災をはじめ、大規模で甚大な被害を与えるような災害が日本各地で発生する中、自治や協働の重要性がより一層高まってきています。
- 快適で安全・安心な住みよいまちを形成するため、地域における住民同士の相互扶助を目的とした自治会活動のほか、防犯・防災活動や環境美化活動、地域福祉活動等の地域コミュニティ※¹ 活動を行うことが大切です。それらを担う組織として、本市では 19 の「区」が設けられています(2020 年度(令和 2 年度)現在)。お祭りや防災訓練等地域コミュニティの形成に必要となる活動を実施するだけでなく、行政と連携して地域における様々な課題の解決に向けた取組も行っています。
- 都市化の進展や気候変動による災害の危険度が増してきており、地域コミュニティ活動がますます重要となっています。
- 人口の増加に伴い、地域環境や住民の生活様式と価値観の多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化によって、地域コミュニティ活動等への関心の低下や、役員の担い手不足も問題となっています。
- 区・自治会への加入を促進するとともに、地域住民が自主的・主体的にまちづくりにかかわることをめざして、地域コミュニティ及びその活動を支援し、さらなる発展につなげていく必要があります。
- 本市では、附属機関等への公募市民委員の登用や、条例に基づいた市民参加手続の実施により、市民自治・市民参加を促進してきました。しかし、これからも市民参加に対する行政及び市民の役割と責務を担うため、これまでの仕組みを尊重しつつ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応できる方法に改善していく必要があります。
- 市民自治活動拠点であるにぎわい交流館において、市民活動の支援機能を強化し、多くの市民が市民自治活動に取り組むことができる機会を拡大していくことが求められています。
- にぎわい交流館の経年劣化に対応するため、施設の維持管理や修繕が課題となっています。
- 2020 年度(令和 2 年度)現在、本市は、8 法人 9 大学と大学連携協定を締結しています。今後とも、大学の持つ知的財産や人材、学生の力といった資源を魅力あるまちづくりに生かしていくことが求められています。

施策が目標とするまちの姿

- ◇市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い協働しています。
- ◇市民が、自主的に地域コミュニティ活動に参加しています。
- ◇同じ地域に住む人同士が、相互信頼を深めながら快適で安全・安心な住みよいまちづくりを進めています。
- ◇市民参加により市民主体の自治が推進されています。

主要施策

①市民自治・市民参加機会の拡大

- 日進市自治基本条例の理念を具現化し、市民自治の確立や市民参加機会の拡大を図るため、各種個別条例を的確に運用します。また、日進市自治基本条例をはじめとする関連条例の市民への周知、浸透を図ります。
- 市民参加の手法や市民意見が伝わる機会の充実を図っていきます。

主な取組 ○自治基本条例事業 ○市民参加手続公表

②市民自治活動の活性化と市民協働の推進

- 市民自治活動拠点である、にぎわい交流館における人づくりや団体支援、団体間のマッチング等の中間支援機能を充実していきます。
- にぎわい交流館の運営について、企業、市民、学校等の様々な特性を生かした協働等によって、効率的に実現する方法を検討していきます。
- 市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民自治活動助成を行います。
- 市民自治活動に関する情報の受発信等を行い、市民がまちづくりに参加する機会を充実していきます。

主な取組 ○にぎわい交流館管理運営事業 ○市民自治活動推進補助金

③地域コミュニティの強化

- 区・自治会が企画運営する各種活動、行事等に対し、支援を行います。
- 区・自治会の活動拠点となる公民館や集会所等施設の維持管理及び整備に対し、支援を行います。
- 多様化・煩雑化する区長業務のサポートや担当部局へのつなぎ、地域課題の相談等を行い、地域支援体制の強化を図ります。
- 地域や関係機関と連携し、コミュニティ活動の重要性を啓発するとともに、区・自治会への加入促進を図ります。

主な取組 ○地域コミュニティ推進事業補助金制度 ○地域支援員配置事業 ○区・自治会への加入促進の実施

④大学連携の推進

- 大学との連携協力の推進により官学連携を図り、相互の課題解決に取り組んでいきます。

主な取組 ○大学連携協力推進事業

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	区・自治会加入率(%)	73.8	74.0	75.0
	市政への市民参加の機会や場に対する満足度(%)	9.9 (2020 年度)	15.0	20.0
	日進市自治基本条例の認知度(%)	8.6 (2020 年度)	20.0	30.0
個別指標	公民館・集会所等の利用率(%)	77.6	77.0	78.0
	大学連携事業の実施件数(件)	129	134	139
	NPOとの協働事業の実施件数(件)	103	108	113
	にぎわい交流館の利用団体数(団体)	322	327	332

協働のまちづくりに向けて

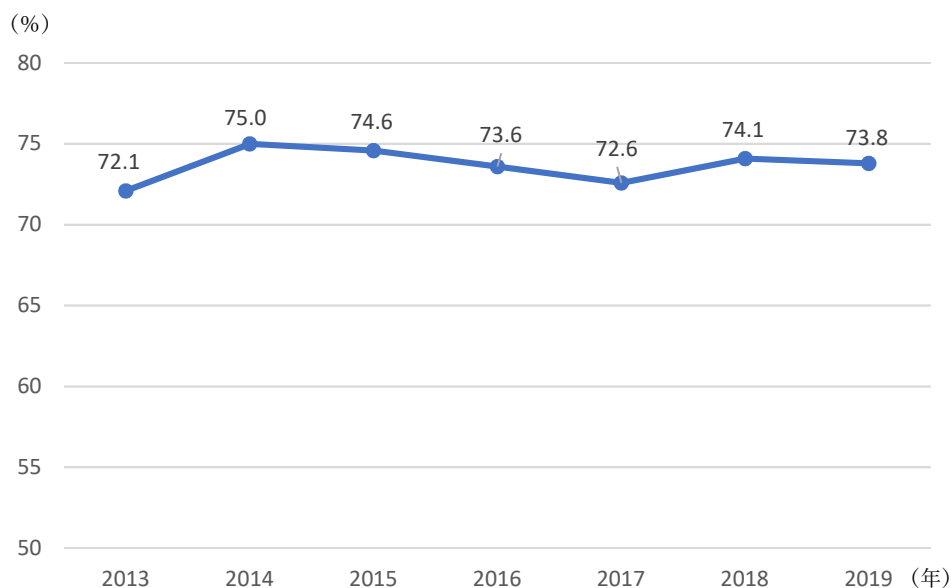
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○自分の住む地域に愛着と関心を持ち、地域課題の解決に向け自主的・主体的にコミュニティ活動にかかわる。 ○市民自治活動の自主性及び自立性を認め合い、お互いに協力し、助け合う。 ○市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努める。	○区や自治会等の地域コミュニティやNPO等の市民活動団体、地域内事業者は、連携して地域の活性化に寄与し、さらなる発展をめざす。 ○コミュニティ等がそれぞれに持つ資源を生かして、補完できる関係性を構築する。

関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市自治基本条例
- 日進市市民参加及び市民自治活動条例
- 日進市区長条例
- 日進市にぎわい交流館条例

関係するデータ

○自治会加入率



用語の解説

※1 地域コミュニティ：一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域にかかわる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織(集団)

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 29

多様性を認め合う社会の推進

～多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます～

現状と課題

- 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害、性的指向と性自認等の違いによって、特定のだれかを社会から排除することなく、様々な存在を受け入れ合うことのできる社会を、みんなで築いていく必要があります。
- 差別や偏見のない社会を築くため、一人ひとりの人権尊重の意識を高める必要があります。
- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダのとおり、ジェンダー^{※1}平等の実現及びジェンダー視点の主流化^{※2}は、SDGsすべての目標の進展に重要であり、本市においても不可欠です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識は変わりつつあるものの、そもそも女性の抱える困難が見えにくく、本市においても正しく認識されずに本人の問題とされ、「他人ごと」としてしまいう状況が残っています。それは、様々な人権課題への視線と共通しており、取組が進まなければ、性別にかかわらずだれもが生きづらい社会となってしまいます。
- 2019 年(令和元年)に本市で実施した男女平等に関する市民意識調査からもわかるとおり、子どもは、大人が持つ無意識の思い込み^{※3}の影響を受けて育ちます。固定的で偏った意識が再生産され、それによる社会のゆがみが受け継がれないため、まず大人が気づく必要があります。
- 女性に対する暴力は重大な人権侵害です。その様相が多様化している状況も踏まえつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、本市においても相談・啓発に取り組み、支援につなぐ必要があります。
- 生活形態が多様化する中で、男女共同参画社会の実現のため、女性が性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について自己決定できる支援や、年代によって大きく心身の状態が変化する特性を持つ女性への健康支援が必要となっています。
- 女性活躍は女性の問題だけではなく、男性の課題でもあることを認識し、様々な属性を持つだれもが活躍できるまちをめざす必要があります。
- 外国人登録者数は増加しており、国籍も多様化しているため多文化共生を推進する必要があります。
- 外国人を取り巻く環境について、県下では永住化が進んでおり、国籍を問わず、同じ住民として、だれにとっても暮らしやすい地域づくりをする必要があります。さらには、国において高度人材や技能実習生の受入れ拡大が行われており、外国人を受け入れるための基盤整備が求められています。
- 戦争は最大の人権侵害であることを一人ひとりが認識し、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学び、核兵器の廃絶と平和なまちの実現をめざし努力する必要があります。
- 多様性の受容と共生意識は、市民一人ひとりの中に醸成されていくものであり、その施策は、人々の意識の見直しに踏み込む側面を持っているため、一朝一夕で効果が測れるものではありません。継続し地道な取組を行っていく必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、受け入れ、「みんなとともに暮らす」意識の高いまちとなっています。
- ◇性別等にかかわらず、あらゆる分野で、自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、健康で生き生きと輝くことのできるまちとなっています。
- ◇出自等にかかわらず、すべての市民が互いの文化的背景や考え方等を理解し、安心して暮らし、活躍できる地域社会になっています。

主要施策

①ジェンダー平等・男女共同参画・女性活躍の推進	
●市民・団体等への啓発を進め、男女共同参画社会の実現に向け、市民自らが推進できるよう努めます。 ●男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送るため、妊娠・出産・育児期における女性の健康管理に関する情報の普及啓発に努めます。 ●性別にかかわらず働きやすい環境を構築するための情報の周知を図ります。 ●商工会等と連携し、女性の起業・創業の相談・支援を図ります。 ●性別に対する固定的意識をなくし、あらゆる分野においてジェンダー平等の視点を持った取組ができるよう、職員の意識を向上します。 ●性別にかかわらず職務の機会付与、適正な評価等により女性職員の活躍の推進を図ります。 ●事業者として、職員が性別を問わず、職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できるような環境整備を進めます。	
主な取組	○男女平等推進プランの策定と分野横断的な推進の働きかけ ○ジェンダー平等に関する情報発信と意識啓発 ○職員の意識向上研修 ○ジェンダー統計資料の整備・活用 ○女性相談等の実施や相談機関の紹介 ○ジェンダー平等やダイバーシティ※ ⁴ を推進する活動の支援 ○女性職員の管理職登用 ○職員の休暇・休業の取得推進 ○創業支援セミナーの開催
②国際交流・多文化共生の推進	
●外国籍の人に、日常生活に必要な情報を提供します。 ●国際交流、多文化共生を推進するため、市内で活動するNPOや大学等教育機関との連携を強化し、必要に応じて活動を支援します。	
主な取組	○外国人住民対応相談・通訳・翻訳事業 ○多言語広報発行事業 ○日本語教室
③多様性の受容と共生意識の醸成	
●人権課題については、課題解決に取り組む課・機関等と連携し、課題解決に向けた啓発を行います。 ●市民・団体等への啓発を進め、市民自らが多様性を受け入れ、ともに生きることのできる地域づくりを推進できるよう努めます。	

●性的マイノリティ(LGBT等)の社会的不平等の状況を把握し、継続的に情報を発信する等市民の意識の醸成に努めます。	
主な取組	○様々な形態の情報発信と意識啓発 ○各種相談の実施や相談機関等の紹介等支援 ○人権擁護、意識醸成を行うボランティア等の支援
④非核平和都市宣言の推進	
●最大の人権侵害である戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える取組を続けるため、また平和教育の推進のため、戦争体験者の語りを後世に残すよう努めます。	
主な取組	○児童生徒への平和教育の推進 ○戦争体験語り部映像保存・活用事業 ○戦争体験語り部の新たな発掘等による人材の確保 ○イベントでのパネル展示

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	自分の人権が尊重されていると思う市民の割合(%)	57.4 (2020 年度)	60.0	65.0
	社会全体における男女の地位が平等と思う市民の割合(%)	17.0 (2020 年度)	20.0	25.0
	外国の文化等の理解を深める機会があると思う市民の割合(%)	19.5 (2020 年度)	23.0	25.0
個別指標	保育士職を除いた課長級以上の職員に占める女性職員の割合(%)	20.0 (2020 年度)	30.0	35.0

協働のまちづくりに向けて

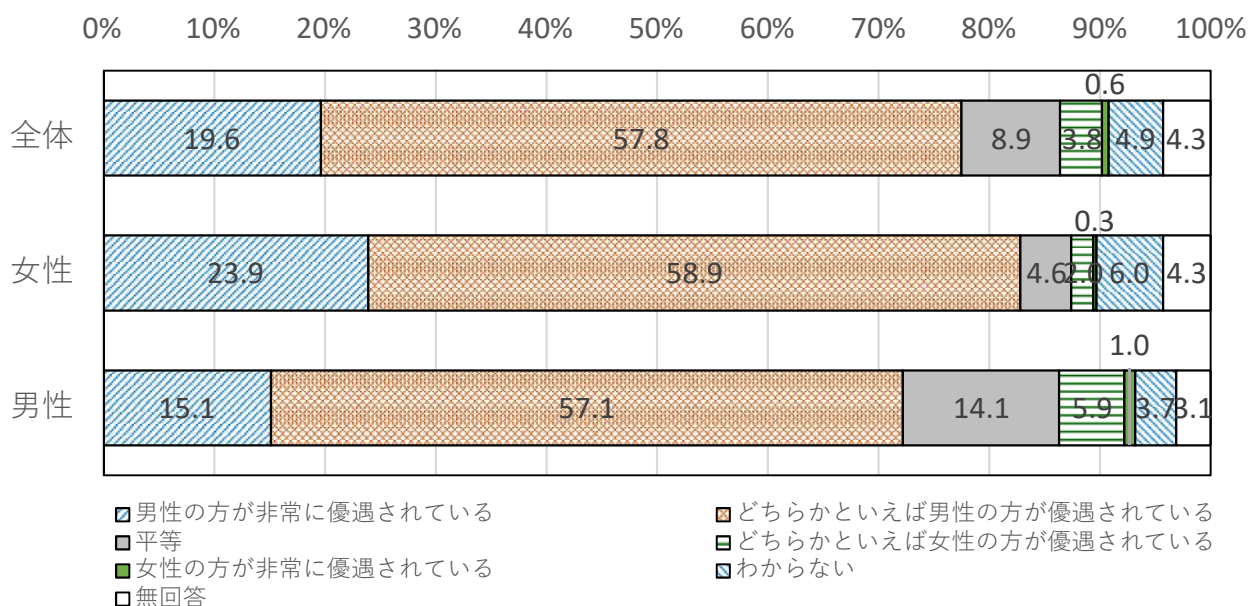
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○自分の中にある無意識の思い込みを解消し、他者の持つ背景や考え方等を尊重する。 ○多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会を築くよう努める。	○多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりのため、それぞれの立場においてリーダーシップを発揮し、多くの市民を巻き込み、「他人ごと」を、みんなの「自分ごと」に変えるよう努める。

関連する計画・条例

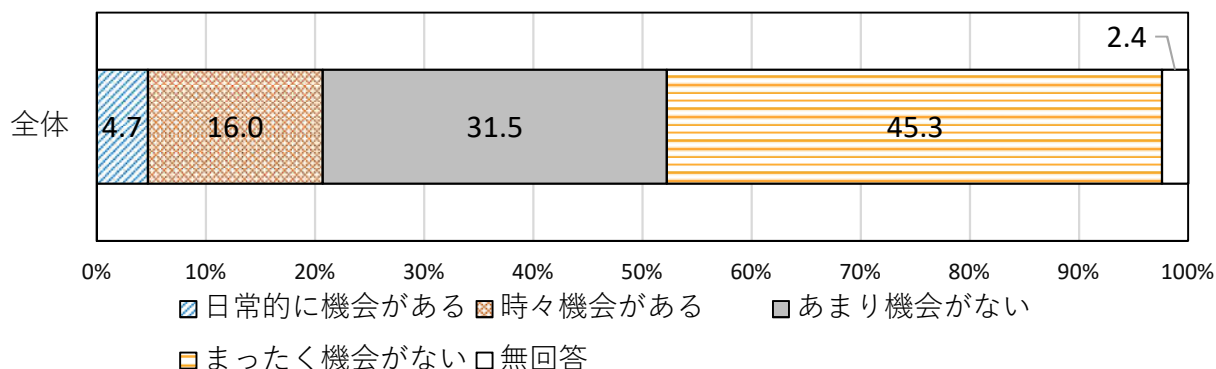
- 非核平和都市宣言
- 女性職員の活躍の推進に関する日進市特定事業主行動計画(2021 年度～2025 年度)
- 職員の子育て応援計画(次世代育成支援対策推進法にかかる特定事業主行動計画)(2020 年～2024 年度)
- 第 3 次日進市男女平等推進プラン(2021 年度～2030 年度)
- 第 2 次いきいき健康プランにつしん 21(2014 年度～2023 年度)
- 日進市男女平等推進条例

関係するデータ

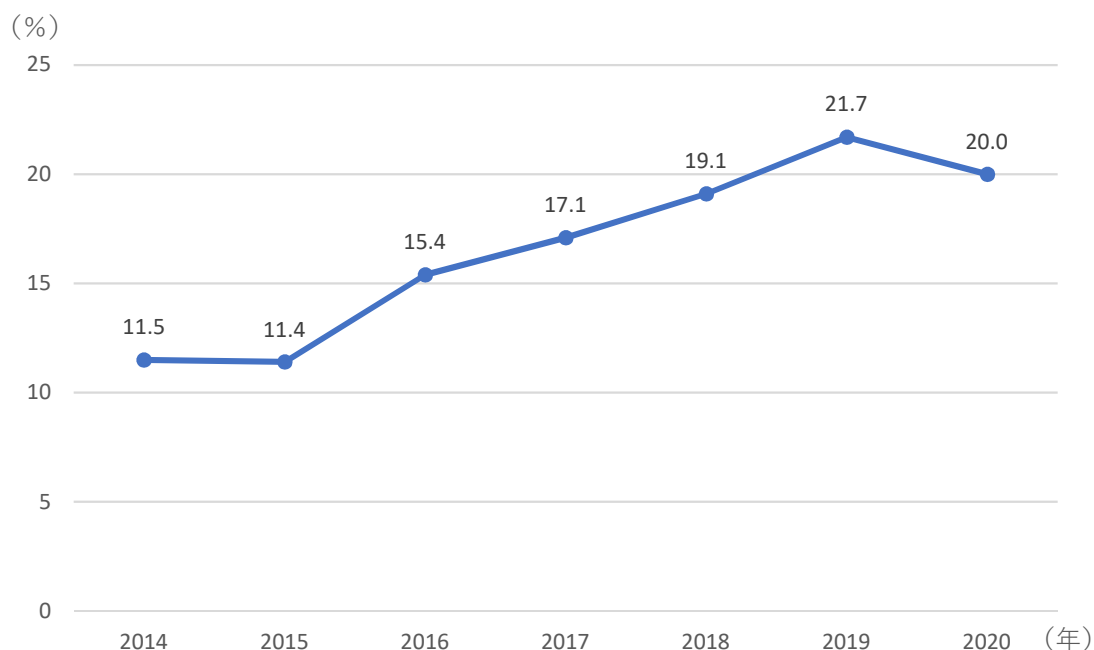
○社会全体における男女の地位(女性・男性比較),日進市男女平等に関する市民意識調査(2019 年)



○異文化理解の機会があると思う市民の割合,市民意識調査(2020 年)



○保育士職を除いた課長級以上の職員に占める女性職員の割合



用語の解説

- ※1 ジェンダー(gender):「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。一方、生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)と区別される。
- ※2 ジェンダー視点の主流化:法律・政策・事業等、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組が及ぼしうる、女性と男性への異なる影響を精査するプロセス。女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が永続しないようにするための戦略で、ジェンダー平等の達成を目的としている。
- ※3 無意識の思い込み:アンコンシャス・バイアスともいう。だれもが無意識に持っている思い込みや偏見。男女の役割等固定的な価値観を与えるとされている。環境、教育、属性等から影響を受け、知らず知らずのうちに形成されるので、自分では気づきにくい。
- ※4 ダイバーシティ:多様性。多様性の包摂(Diversity & Inclusion)の省略として使われることがある。性別や国籍、年齢等にかかわらず多様な個性が力を発揮し、共存できること。

施策に該当する SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標



現状と課題

- 2015 年(平成 27 年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組が、全国的に進められています。
- 少子高齢化に伴う人口減少や公共施設の老朽化が進む中で、今後は、これまでよりさらに厳しい財政状況になることが想定されています。
- 指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウが活用されてサービスの増加や新たなイベント等の試みがなされる等、施設の管理・運営の質が向上しています。今後も、民間活力を導入したさらなる行政改革の推進が求められています。
- 本市では 2015 年度(平成 27 年度)に第 2 次経営改革プランを策定し、効果的・効率的な行政運営をめざすとともに、計画に基づいた具体的な取組を進め、進捗管理を行ってきました。今後も業務を実施するにあたっては、前例踏襲することなく、必要なものを見極めスリム化していくことで、限られた資源(経営資源)による効率的な行政運営を実現する必要があります。
- 各種計画等において、事業の過程や効果が適切に評価できるような指標を設定する必要があります。
- 紙ベースで行われている会議資料の作成、録音データを聞きながら作成する議事録、対面式の会議の開催手法等において、より効率的な事務作業を行うため、IoT^{※1} 技術を積極的に取り入れ、AI^{※2} や RPA^{※3} 等、新技術の導入を検討する必要があります。
- これまで普及が進まなかったマイナンバーカードの有効活用として、健康保険証利用が開始される予定です。今後もマイナポータルを利用した行政手続の申請簡素化等、各種の利用方法が検討されていることから、引き続き制度の啓発に努める必要があります。
- 市役所において、休日、祝日に住民票の写し等の発行を行っていますが、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写し等の証明書発行の実現等、今後もさらなる市民サービスの向上をめざす必要があります。
- 近隣自治体や友好自治体(木祖村、志摩市)との互いの特性を生かした交流を行い、事務事業の合理化や関係人口の拡大につなげられるよう努めていく必要があります。
- 本市には火葬場がなく、近隣自治体の施設を利用しています。ただし、受け入れには限界があることや、災害発生時にはそれぞれの市民の利用を優先し、未設置自治体の火葬の受け入れが遅れることが考えられるため、未設置である近隣自治体との広域的な検討を進める必要があります。

施策が目標とするまちの姿

- ◇総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営が行われています。
- ◇市民にわかりやすく、多様な行政情報が提供され、インターネット等を利用した便利で安全なサービスが提供されています。
- ◇関係自治体との連携や健全な行財政運営に基づく、質の高い広域行政サービスが提供されています。

主要施策

①公共施設の適正な維持管理及び有効活用

- 長寿命化を進め、確実な点検と優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新に取り組みます。
- 公共施設の在り方と活用手法を検討し、地域や民間の活力を利用して、有効活用を図ります。

主な取組 ○公共施設等総合管理計画の定期的な見直し

②老朽化した庁舎等の建替え

- 老朽化した庁舎等について、効率性、合理性を鑑み必要規模を検討し、計画的に建替えを実施します。

主な取組 ○基礎調査 ○計画策定 ○設計業務、建設工事

③官民連携の推進

- 効率的かつ有効的な行政運営を進めるため、民間の資本やノウハウを積極的に活用し、事業運営に様々な手法を取り入れます。
- 民間の活力を活用し、地域貢献、地域活性化、社会課題の解決等を図ることのできる協働に努めていきます。

主な取組 ○連携協定に基づく各種事業の連携 ○市民自治活動推進補助金 ○大学連携協力推進事業 ○PFI※⁴等の新たな官民連携手法の導入検討 ○指定管理者制度の活用

④総合計画の進行管理と行政評価の推進

- 行政評価及び予算編成と連動した目標管理を行うことで、事業の選択と集中による費用対効果の最大化をめざした、計画の進行管理を行っていきます。
- 多様な市民ニーズを把握するとともに、各施策の成果を確認し、施策に反映していくため、市民意識調査を定期的に行います。
- 市民意識調査の回答率を上げるため、設問の内容や回答の手法等を検討し、市民がより回答しやすい調査に努めます。

主な取組 ○事務事業評価 ○外部評価 ○市民意識調査

⑤市民満足度が高く効率的かつ迅速な市民サービスの提供

- 円滑かつ適切な窓口対応や、案内等業務のサービス向上に努めるとともに、迅速な市民サービス提供に努めます。
- AI・RPA等の先端的技術を利用することで、単純作業事務の効率化を行います。
- 事務の効率化を図るため文書事務、会議等の電子化を推進します。

主な取組	○AIを利用したシステム・RPA等の導入 ○総合案内・証明書等発行業務委託 ○議案等の電子化、電子会議の推進
⑥行政の説明責任と情報セキュリティの充実	
●開かれた市政の実現のため、条例に基づき適切な情報公開を行います。 ●情報漏えい等の危機を防ぐため、関連計画を策定し、システム・運用体制の強化を行います。 ●ICT部門の業務継続計画(BCP)を見直し、大規模災害等緊急事態に備えるための対策を行います。 ●開かれた市政の実現のため、文書管理を徹底し、条例に基づき適切な情報公開を行います。	
主な取組	○積極的な情報提供の推進 ○地域情報化計画の見直し ○ICT-BCP※5の見直し ○民間データセンター等の活用 ○情報セキュリティ体制の強化 ○オープンデータ推進事業
⑦広域的な自治体間連携の展開	
●近隣自治体との広域連携による合理化や効率化が可能な事業の共同実施について検討し、実施していきます。 ●災害発生時に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、県や他自治体等とあらかじめ応援協定を締結する等、広域的な自治体間連携による応援体制の整備を図ります。 ●火葬場の設置は、未設置自治体の共通課題であり、広域的な自治体間連携により検討します。 ●友好自治体(木祖村・志摩市)との連携を深めるため、それぞれの自治体への交流を促進していきます。	
主な取組	○尾三地区自治体間連携事業 ○広域連携に関する研究会(名古屋市主催) ○災害時における相互応援に関する協定書の締結 ○広域防災訓練への参加 ○友好自治体宿泊施設利用の促進
⑧国・県等との連携	
●大規模・広域的施策については、国・県等との協力体制のもと積極的な推進を図ります。	
主な取組	○権限移譲(地方分権) ○構造改革特区 ○地方創生 ○広域的施策への参加

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	第6次総合計画施策進捗率(%)	—	50.0	100
	市民の市政全般への満足度(%)	44.6 (2020年度)	53.0	60.0
個別指標	連携協定に基づく実施事業数(件)	65	95	125
	新たな技術(AI・RPA等)を利用した事業数(件)	—	17	34
	他自治体との広域的な課題解決に向けた取組数(件)	48	52	56

協働のまちづくりに向けて

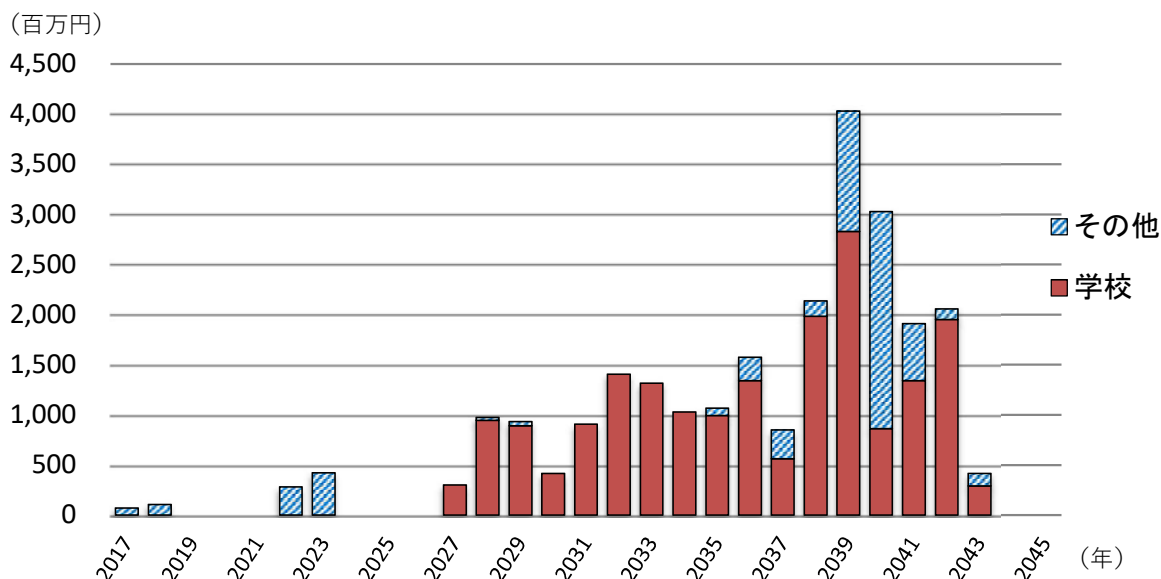
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○市民一人ひとりが自分ごととして、まちづくりに参画する。 ○行政評価の結果等に対して、市民目線のチェック機能を果たす。	○地域における課題の発掘や民間団体の専門的知識等、それぞれの特性に応じた固有の資産を共有することで、住みやすいまちづくりに参画する。 ○地域や団体のノウハウを生かし、事業の提案や実施に協力する。

関連する計画・条例

- 第3次日進市経営改革プラン(2021年度～2025年度)
- 日進市地域情報化計画(2021年度～2025年度)
- 日進市公共施設等総合管理計画(2017年度～2056年度)
- 日進市地域強靱化計画
- 日進市自治基本条例
- 日進市情報公開条例
- 日進市個人情報保護条例
- 日進市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

関係するデータ

○老朽化した施設の更新時期と更新費用



用語の解説

- ※1 IoT:Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながる事」や「インターネットにつながる様々な物」。
- ※2 AI:Artificial Intelligence の略。人工知能
- ※3 RPA:Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組
- ※4 PFI:Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- ※5 ICT-BCP:ICT(情報通信技術)部門の業務継続計画。災害時に自庁舎が被災しても、ICT資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画であり、地域防災計画を支え、また、地域防災計画の想定を超える災害にも備える計画

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 31 組織運営・人事マネジメント**～市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます～****現状と課題**

- 本市の抱える課題の解決と多様化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応する組織を構築するため、2015 年度(平成 27 年度)及び 2020 年度(令和 2 年度)に大規模な機構改革を実施して、行政組織の見直しを行っています。
- すべての市民に効率的・効果的な市民サービスを提供するため、今後も行政組織の見直しを随時実施し、高度化・多様化かつ増大する行政需要に対応した組織体制を柔軟に構築する必要があります。
- 地域の困りごとを、より円滑に担当課につなげて迅速に対応するため、2017 年度(平成 29 年度)に各地域への支援施策の一環として、行政経験が豊富な地域支援員を設置し、さらなる機能強化のため 2020 年度(令和 2 年度)に増員しています。
- 2018 年(平成 30 年)7 月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための取組が進められています。
- 職員が最大の能力を発揮できるよう、長時間労働の削減、ワークライフバランスの推進、ハラスメント対策等、職員の心身の健康管理を推進する必要があります。
- 定員適正化計画^{※1}を策定して計画的な採用を行ってきましたが、定年退職の年齢が段階的に引き上げられる予定のため、中・長期的な視点での職員採用を行い、職員数を適切に管理する必要があります。
- 実務経験者(キャリア)採用試験を実施して、知識、経験の豊富な人材を採用することで、本市に不足する分野の人的補完を行っています。

施策が目標とするまちの姿

- ◇職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のため、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しています。
- ◇本市に愛着と誇りを持った職員が能力を主体的に発揮しています。
- ◇人を育てる職場環境づくりが進められ、市民サービスの向上につながっています。

主要施策

①弾力的な組織体制の整備

- 高度化、多様化かつ増大する行政需要に迅速かつ的確に対応し、より一層市民サービスを向上させるため、組織の簡素化、合理化を進め、より効率的な行政組織体制を構築するよう、弾力的に組織機構を再編します。
- 組織体制の枠組を超えた様々な課題に柔軟に対応するため、関係部局で構成するプロジェクトチームを必要に応じて設置し、分野横断的な協力体制を構築します。

主な取組 ○機構改革事務 ○プロジェクトチームの設置

②適正な人事管理の推進

- 事業の実施に必要な職員数を国の指標、類似団体の職員数等から算定し、計画的な採用を進めます。
- 研修等を通じて職員の資質向上を図ります。
- 専門性を高める等、職員の能力開発を推進します。
- 職員の健康確保を図り、公務の健全な運営を維持します。

主な取組 ○職員採用 ○キャリア採用の拡大 ○職の階層別研修の実施 ○外部機関の実施する研修への派遣 ○定期健康診断の実施 ○ストレスチェックの実施

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	職員の市民への対応に対する満足度(%)	35.9 (2020 年度)	37.0	39.0
	職員数に対する人事担当課所管の研修受講者の割合(%)	136.0	140.0	144.0
個別指標	プロジェクトチーム設置数(組)	8	12	16
	年間 360 時間以上時間外労働を実施する職員数(人)	16	0	0

協働のまちづくりに向けて

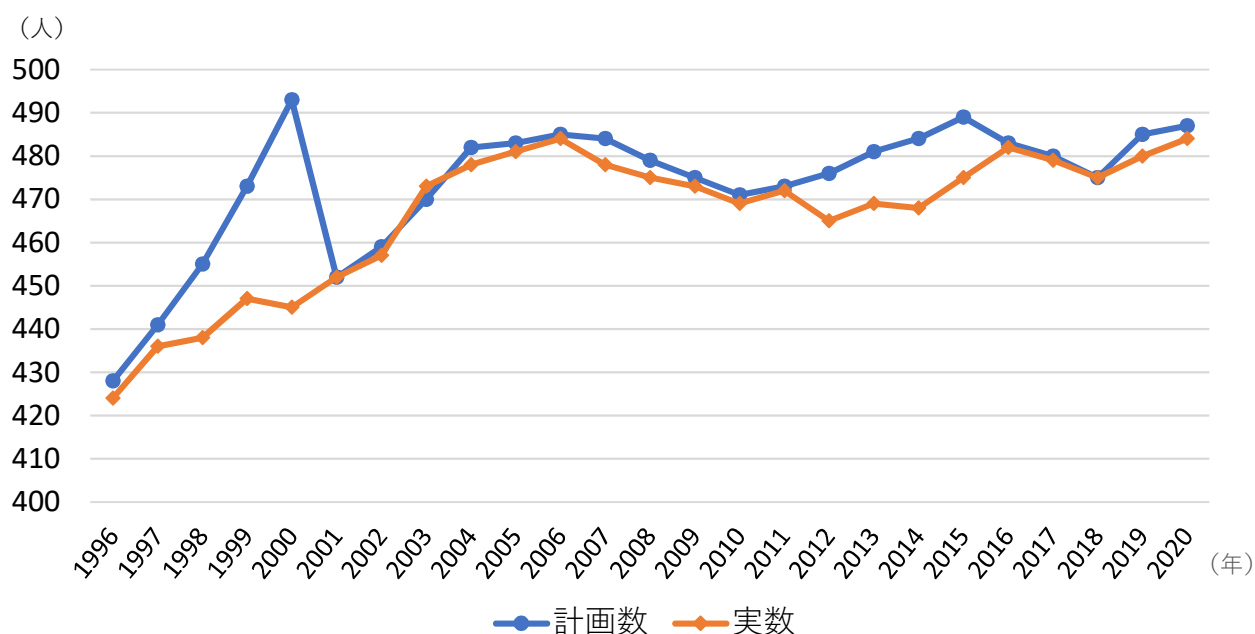
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○信頼関係を意識し、職員が市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努める。	○信頼関係を意識し、職員が市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努める。

関連する計画・条例

- 日進市定員適正化計画(2021 年度～2025 年度)
- 日進市職員定数条例

関係するデータ

○定員適正化計画で定める各年度の職員数と実績



用語の解説

※1 定員適正化計画：地方公共団体が、その定員の適正化を図るため、計画期間、職員数、具体的取組等を定めた計画

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



施策 32

財政運営

～安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます～

現状と課題

- 本市の財政運営は、これまでの経常収支比率※¹、実質公債費比率※²等の指標では、概ね良好で健全な状況で推移しています。
- 歳入では、ふるさと納税制度により個人市民税の流出が拡大しています。また、生産年齢人口の減少も見込まれているため、個人市民税収の増加が鈍化することが予測されます。一方、歳出では民生費の増加に加え、公共施設の老朽化対策にも財源が必要です。
- 自主財源の根幹をなす市税収入については、税負担の公平性と税に対する信頼性を維持するため、収納率の向上に努める必要があります。
- 2020年(令和2年)の新型コロナウイルス感染症やその後の財源不足に対して、財政調整基金や地方債の活用により、基本指標の数値が悪化しています。
- 今後は、安定した財源確保への取組や、歳出予算の事業の選択と集中による効率的な執行等を、実施計画や行政評価と連動し、より効果的に行うことが必要です。

施策が目標とするまちの姿

- ◇市民の納税意識、収納率の向上及び受益者負担の適正化が図られ、商工業振興や計画的な市街地整備が進み、安定的な財源が確保されています。
- ◇本市の財政運営状況が、多くの市民にわかりやすく伝わっており、市民の理解のもとで、健全な財政運営が行われています。
- ◇行政評価を踏まえた実施計画や予算編成がなされ、効率的・効果的に予算が執行されています。

主要施策

①安定財源の確保

- 税の仕組みをわかりやすく説明し、市民がより高い納税意識を持てるよう、税の使い道や財政状況を公表します。
- 納税相談の充実、口座振替の推進、納付機会の拡充等により、市税収納率の向上をめざします。
- 特定の人が施設の使用や役務の提供により利益を受ける場合に、市民負担の公平性を保つため、その受益者からの適正な負担を求めます。

- 多様化する市民ニーズに対応できる財源を確保するため、ふるさと納税、有料広告の募集、普通財産の売却等の財源確保策を積極的に導入していきます。

主な取組	○所得や固定資産に対する一般的な税の仕組みに関するわかりやすいパンフレットの活用、日進市ホームページ等による周知等 ○租税教室の開催 ○市税概要の作成 ○休日納税相談の開催 ○訪問や文書による催告 ○口座振替の推進 ○キャッシュレス決済等の新しい納付方法の検討及び導入 ○使用料手数料の定期的な見直し ○有料広告募集 ○ふるさと納税制度の充実
②歳出の効率化	
●行政評価及び実施計画を予算編成に連動させ、「選択と集中」による効果的な予算編成をめざします。 ●地方債残高・基金残高の目標値を定め、単年度に過度な負担が生じることのないよう努めます。 ●予算執行にあたって、関連部署、近隣自治体で情報交換を行い、費用対効果の高い方法及び時期を見極め、関連事業の共同実施等を検討します。 ●効率的かつ有効的な行財政運営を進めるため、民間の資本やノウハウを積極的に活用し、事業運営に様々な手法を取り入れます。	
主な取組	○効果的な予算配分 ○中期財政計画による財政運営 ○PFI等の導入検討 ○指定管理者制度の活用

施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019 年度)	目標値	
			2025 年度	2030 年度
基本指標	市税収納率(滞納分)(%)	34.2	35.0	37.0
	(地方債残高－財政調整基金残高)/人口(千人)	176	146	130
個別指標	窓口納付以外の納付(口座振替、コンビニ収納、キャッシュレス決済等)取扱件数(件)	140,174	151,000	161,000
	地方債残高(億円)	186	150	145
	財政調整基金残高(億円)	25	5	15

協働のまちづくりに向けて

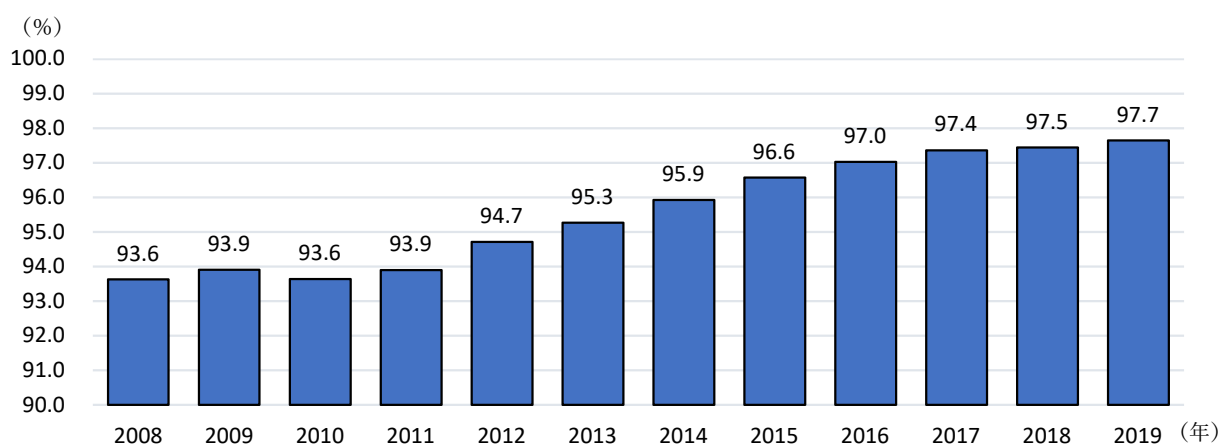
主な役割	
市民	地域・団体・事業者等
○期限までに市税や手数料等を適切に納税・納付する等、応分の負担をする。 ○本市の行財政運営状況に関心を持ち、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努める。	○税に対する正しい知識の浸透、申告や納税を促進するため、法人会等により納税に対するアドバイスや相談体制を連携して整備する。

関連する計画・条例

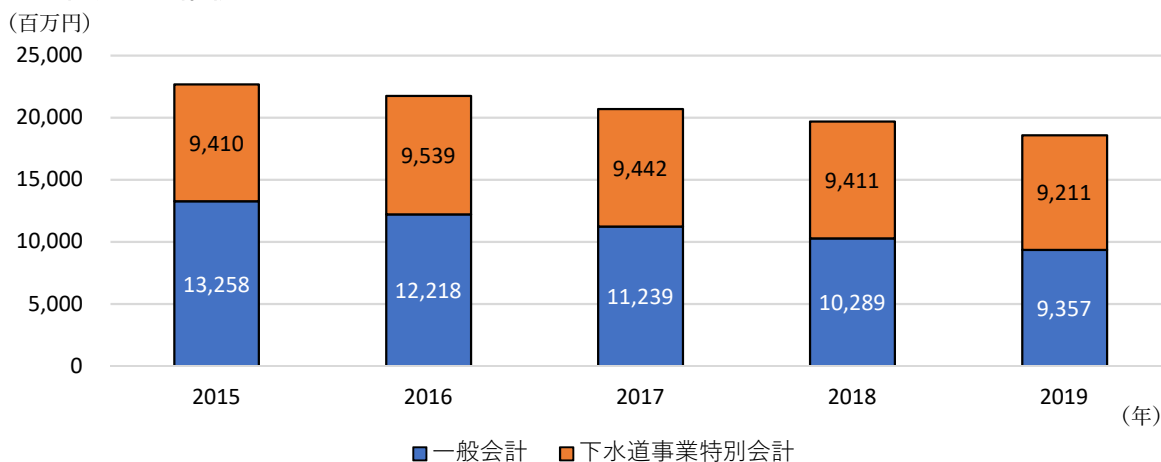
- 第3次日進市経営改革プラン(2021年度～2025年度)
- 日進市中期財政計画
- 日進市債権管理条例

関係するデータ

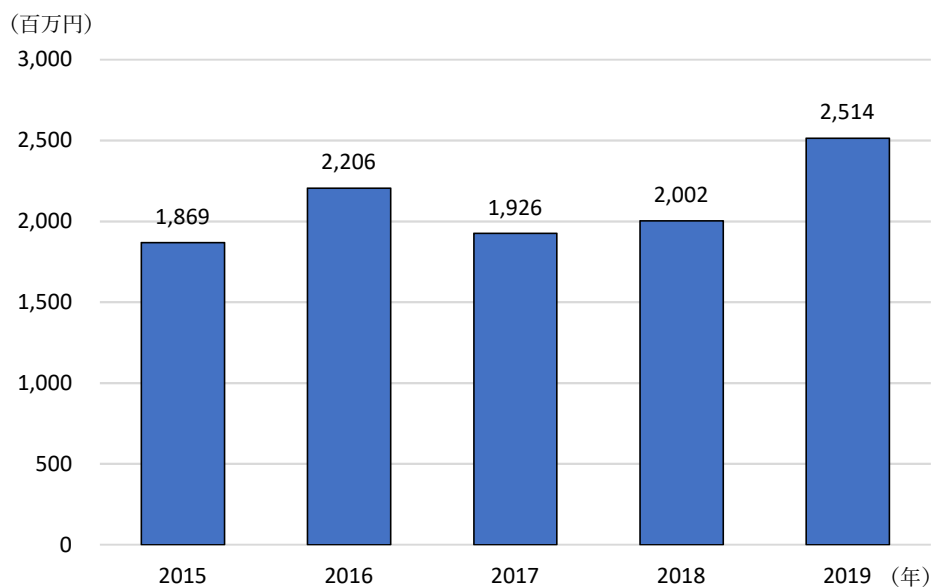
○市税収納率の推移



○地方債残高の推移



○財政調整基金の推移



用語の解説

- ※1 経常収支比率：普通会計では、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、同様に収入される一般財源の額に占める割合。比率が小さいほど財政構造に弾力性があるとされている。
- ※2 実質公債費比率：公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合。25%以上になると、一定の地方債の起債が制限される。

施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



第4編 計画の推進に向けて

第1章 進行管理の基本方針.....	204
第2章 進行管理の進め方.....	204
1 各年度の進行管理.....	204
2 計画全体の間年での点検.....	205
3 計画全体の総括.....	205

第1章 進行管理の基本方針

- 計画に掲げた内容を着実に実行するため、目標を明確に定め、各施策及び事業の実施状況を定期的に検証し、その検証結果に基づいて改善するというサイクルを繰り返すことが必要です。
- 本計画では、目標の達成度合いを明確にするため、数値目標を設定することとして、基本施策ごとに成果指標及びその目標値を定めました。
- 計画の推進に向けて、計画（Plan）―実行（Do）―検証（Check）―改善（Action）のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを確立して、計画を具体化するための実施計画と、行政評価及び予算編成を連動させながら進行管理を行います。
- 検証では、各事業がより効果的に実施され、6つの基本目標を達成できるよう、数値目標の妥当性を分析し、適宜、指標の設定等を行います。また、必要に応じて施策・事業の見直しを行う等、本計画のさらなる充実に取り組んでいきます。

第2章 進行管理の進め方

1 各年度の進行管理

各年度の進行管理は、次の①から④までのPDCAサイクル（1サイクルは3年度間にまたがる。）により行います。

①Plan（計画）について

事務事業実施の前年度に、実施計画及び予算編成によって計画内容を具体化します。

②Do（実行）について

担当部局（課室）が事務事業を実施します。

③Check（検証）について

事務事業実施の翌年度に、原則として行政評価（施策評価及び事務事業評価）に基づいて施策及び事業の検証を行います。

④Action（改善）について

検証結果は、翌年度に実施する事務事業に反映させるため、実施計画及び予算編成で具体化します。

第2次経営改革プランに基づく取組として、行政経営サイクルの連動を強化し、効果的なPDCAサイクルを確立することを目的として、2018年度（平成30年度）に新行財政システムを導入し、実施計画―予算―事務事業評価の事業体系の再構築を行いました。

第5次総合計画では、実施計画―予算―事務事業評価の各事業単位が、それぞれ異なっており、効果的なPDCAサイクルとなっていない側面もあったため、新行財政システム

の導入を機会に、本計画では各事業の単位、名称を【中事業単位】で揃えています。

これに伴い、実施計画―予算編成―事務事業評価の連動による、施策の目標の共有及び達成に向けた意識付けや、事業の選択と集中による費用対効果の最大化等の効果を見込んでいます。

また、市民の皆様にも、各事業の実施状況、効果、改善点等、PDCAサイクルの流れを、よりわかりやすくお伝えできるようになると考えています。

実施計画は、毎年、2月ごろに公表します。

※まちづくり戦略については、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化しており、総合戦略推進委員会で進捗管理を行います。

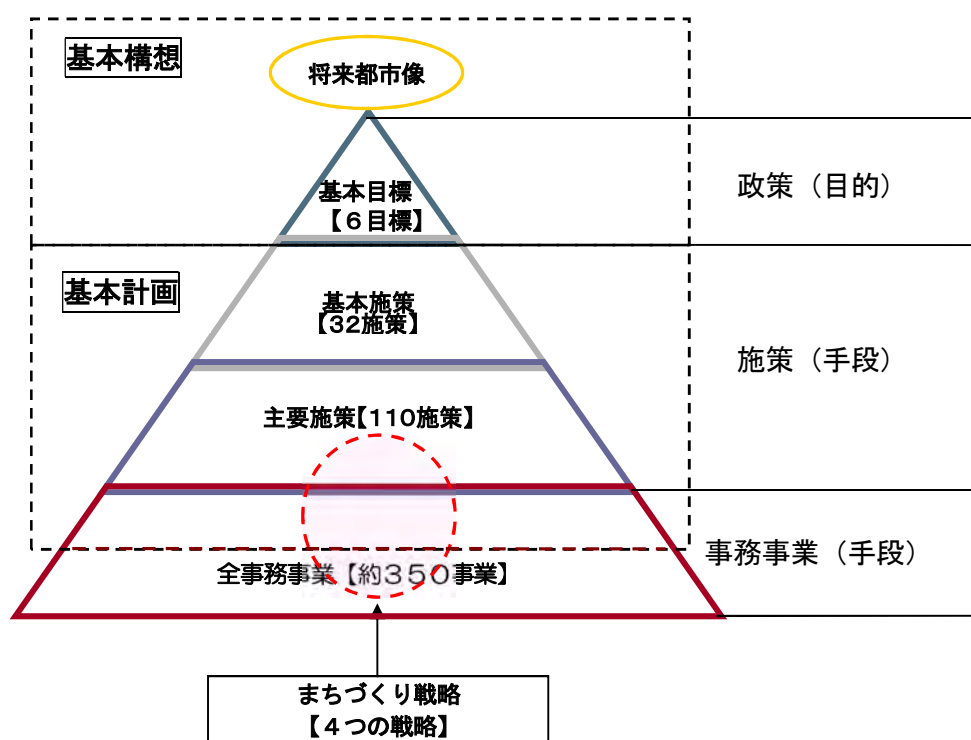
2 計画全体の中間年での点検

中間年となる2025年度（令和7年度）において、社会経済情勢の変化や、行政評価及び市民意識調査の結果等を踏まえて、計画内容が適切かどうかを点検し、必要に応じて内容を見直します。

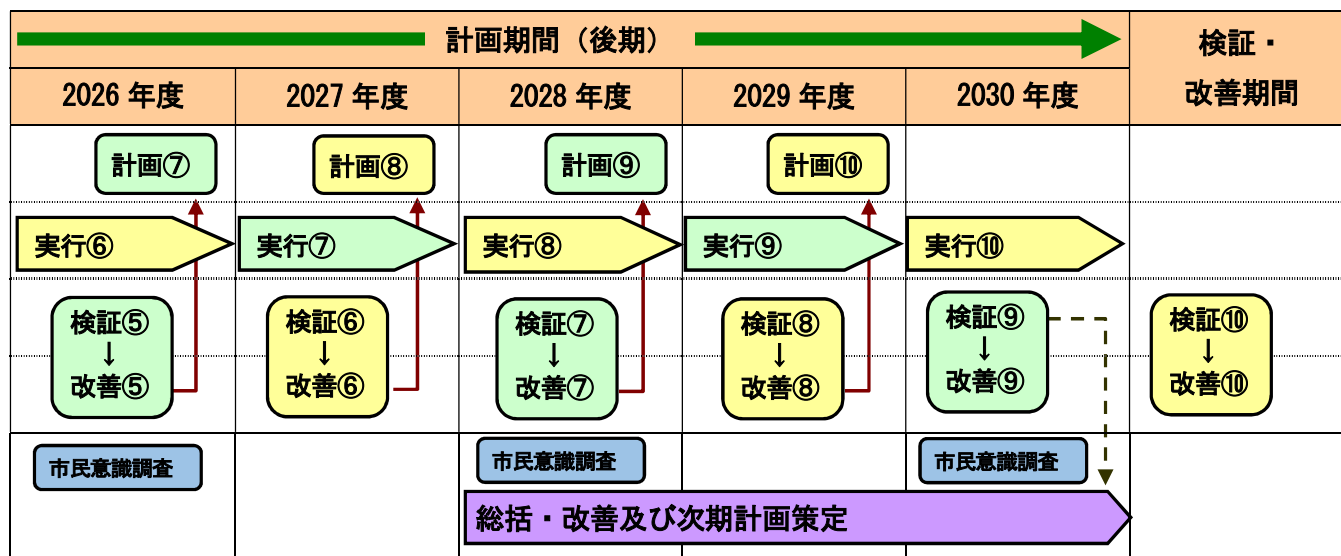
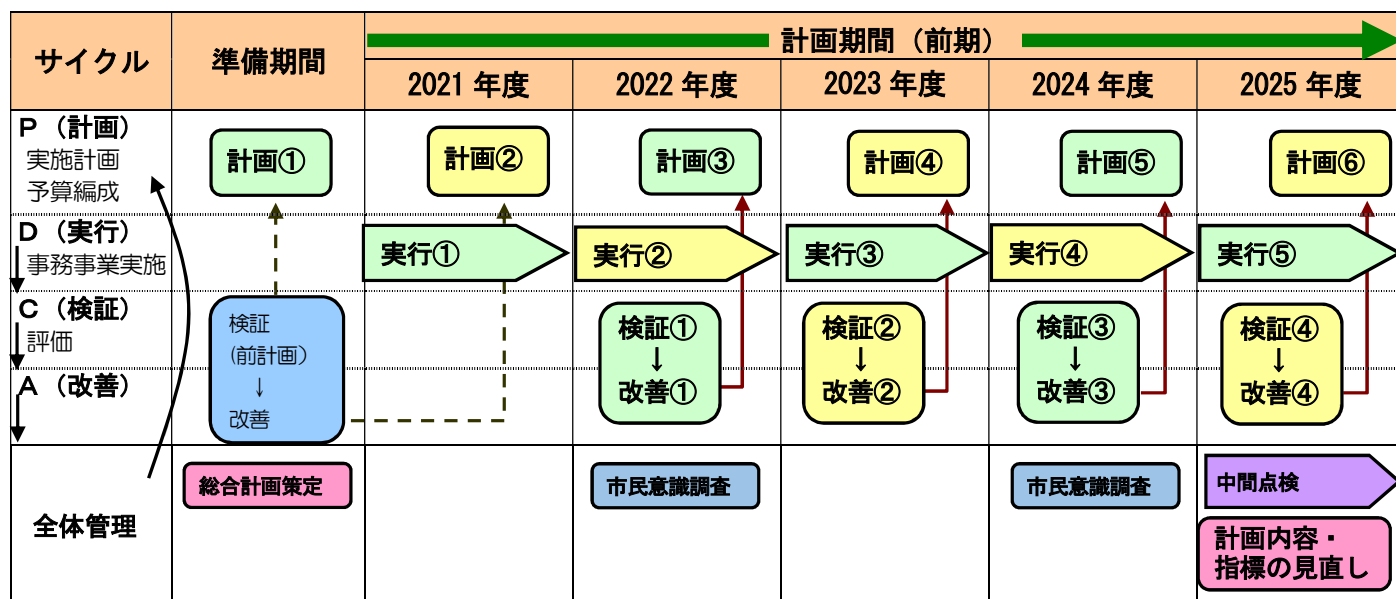
3 計画全体の総括

最終年度（2030年度（令和12年度））までの計画の推進状況について、行政評価及び市民意識調査の結果等を踏まえて総括し、次期計画の策定や、その後の行財政運営に生かします。

【参考1】計画の体系イメージ



【参考2】計画全体の進行管理イメージ



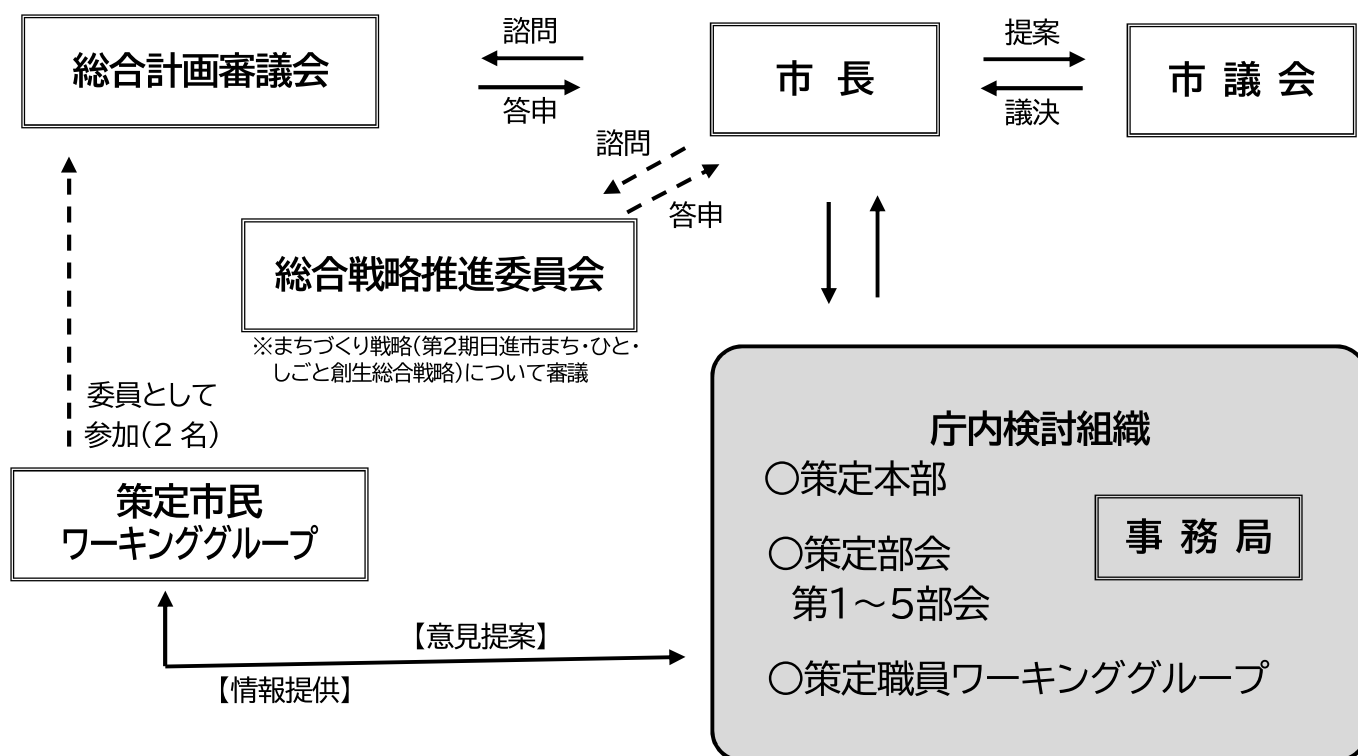
※数値目標については、妥当性を分析し、適宜、指標の設定等を行います。また、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

資料編

1. 計画策定体制	208
2. 総合計画審議会	211
3. 庁内検討組織	214
4. 市民参加	217
5. 諮問・答申	225
6. 日進市総合計画の沿革	227
7. 指標一覧	228
8. 用語の解説	239
9. 施策体系	247

1. 計画策定体制

組織図



組織の役割と構成

(1) 総合計画審議会

役割	市長の諮問を受けて、基本構想及び基本計画に関する審議を行う。
構成	市教育委員会の委員、市農業委員会の委員、公共的団体の役職員、学識経験を有する者、策定市民ワーキングメンバー、その他市長が必要と認める者(20名)

(2) 総合計画策定本部

役割	基本構想及び基本計画の策定に関することについて審議を行う。
構成	副市長、教育長、部長、調整監、担当部長及び参事

(3) 総合計画策定部会

役割	基本構想案及び基本計画案の作成に必要な調査・審議を行う。
構成	各課等の長及び主幹、課長補佐または係長級職員

※第5次総合計画の基本目標に合わせ(3と4は合同とした)、5つの部会を設置した。

(4) 策定職員ワーキンググループ

役 割	総合計画で定めるまちづくり戦略をSWOT分析の結果から整理する。
構 成	係長級までの若手・中堅の公募職員

(5) 策定市民ワーキンググループ

役 割	総合計画に関して幅広く自由に議論いただき、市民同士が様々な意見交換を行う。
構 成	市民公募委員（40名）

(6) 総合戦略推進委員会

役 割	市長の諮問に応じ、総合戦略の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議する。
構 成	事業者、各種団体の関係者、学識経験を有する者、金融機関の関係者、勤労者、報道機関の関係者、公募の市民（10名）

※人口減少や少子高齢化の進行等、社会経済情勢を踏まえて策定する「総合計画」と、人口減少克服・地方創生を目的とする「総合戦略」は、まちづくりの基本指針として一体的な運用が不可欠であると考えており、より効果的・効率的な市政運営をめざすため一体化しております。市民参加による総合計画にかかる意見については、総合戦略の策定にも活用しています。



「総合計画」と「総合戦略」について

	第 6 次日進市総合計画	第 2 期日進市 まち・ひと・しごと創生総合戦略
根拠法令	日進市自治基本条例第20条	まち・ひと・しごと創生法第10条
目的	総合的かつ計画的な市政の運営を行う。	①将来にわたって「活力ある地域社会」の実現 ②東京一極集中是正
附属機関	日進市総合計画審議会	日進市総合戦略推進委員会
計画期間	2021 年度(令和 3 年度)から 2030 年度(令和12年度)まで	
基本目標	①健やかに暮らす(健康・福祉) ②安全・安心を高める(生活安全) ③暮らしやすいまちを創る(都市基盤・環境) ④産業の魅力を高める(産業振興) ⑤学びと文化で未来を創る人財を育てる(教育・文化) ⑥地域の自治力と行政経営力を高める(市民協働・行政経営)	①子どもや女性が活躍するまちを創る ①-1 次代を担う子どもたちの学習環境の充実 ①-2 女性が活躍できるトータル支援 ②だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る ②-1 健康づくりと生きがいづくりの支援 ②-2 つながりのある地域コミュニティの醸成と共助のまちづくり ③雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る ③-1 市内農・商工業の活性化と多様な連携の推進 ③-2 地域活性化の拠点整備 ④安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る ④-1 安全・安心な暮らしと便利な地域交通網の実現 ④-2 まちの魅力向上と多様な情報発信
関連する分野 (基本施策)	地域福祉、子育て・子育て支援、高齢者福祉・介護保険、交通安全・防犯・消費者行政、住宅・市街地形成、公共交通、農業の振興、商工業の振興、観光まちづくりの推進、学校教育、生涯学習の推進、市民自治・協働 等	

2. 総合計画審議会

審議会条例

日進市総合計画審議会条例

昭和39年3月25日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、日進市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、日進市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 旧条例は、廃止する。

附 則（昭和42年9月7日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年6月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月26日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市総合計画審議会条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成24年12月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

開催状況

回	年度	開催日	議題
1	2018年度	(第1回) 2018年12月19日	(1) 総合計画審議会について (2) 第5次総合計画の概要について (3) 第6次総合計画の策定体制について
2		(第2回) 2019年3月20日	(1) 平成30年度日進市市民意識調査について (2) 日進市の統計データについて (3) 社会潮流とその影響について
3	2019年度	(第1回) 2019年8月7日	(1) 第5次総合計画の総括・検証について (2) 主要課題(案)について (3) 将来人口推計について (4) 将来都市像(案)について
4		(第2回) 2020年1月21日	(1) 主要課題(案)について (2) 将来都市像(案)について (3) 基本計画の体系(案)について (4) 基本計画のフォーマット(案)について ※総合計画と総合戦略の一体化について説明
—		(第3回) 2020年3月26日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	(1) 第6次総合計画の骨子について (2) 土地利用構想について (3) 将来人口推計について (4) 体系(大事業・中事業)(案)について
5		(第1回) 2020年8月19日	(1) 序論(案)について (2) 基本構想(案)について
6	2020年度	(第2回) 2020年10月30日	(1) 基本計画(案)について
7		(第3回) 2020年11月13日	(1) 基本計画(案)について (2) 基本構想(案)について
8		(第4回) 2021年1月22日	(1) 第6次日進市総合計画について

委員名簿

	氏名	区分	所属等
1	藤井 美樹 (森本 直樹)	市教育委員会	日進市教育委員会委員 (教育委員会教育長職務代理者)
2	市川 豊 (福岡 信久)	市農業委員会	日進市農業委員会会長
3	牧 秀次 (市川 豊)	公共的団体の役職員	あいち尾東農業協同組合日進地域総括理事
4	内田 好昭	公共的団体の役職員	日進市商工会商業部会長
5	石野 憲男 (村瀬 末雄) (田中 拓己)	公共的団体の役職員	区長会(米野木区長) (区長会(北新区長)) (区長会(岩崎台区長))
6	住田 敦子	公共的団体の役職員	社会福祉法人日進市社会福祉協議会理事
7	原田 義弘 (中條 元男)	公共的団体の役職員	にっしん観光まちづくり協会会長
8	水嶋 義弘	公共的団体の役職員	日進市消防団長
9	村瀬 公一	公共的団体の役職員	社会福祉法人あかいけ寿老会理事
10	数井 美津子	公共的団体の役職員	NPO 法人リビングサポートあいあいの家事務局長
11	◎阿部 和俊	学識経験を有する者	愛知教育大学名誉教授
12	宮崎 幸恵	学識経験を有する者	東海学園大学名誉教授
13	津金 美智子	学識経験を有する者	名古屋学芸大学教授
14	○鵜飼 宏成	学識経験を有する者	名古屋市立大学大学院教授
15	齊藤 由里恵	学識経験を有する者	中京大学准教授
16	廻間 大樹 (中島 英樹)	その他市長が認める者	株式会社名古屋銀行日進支店長
17	高岡 俊彦 (伊藤 正仁)	その他市長が認める者	中部ケーブルネットワーク株式会社東名局長
18	三村 剛	その他市長が認める者	中央可鍛工業労働組合執行委員長
19	酒井 信	その他市長が認める者	策定市民ワーキングから選出
20	村上 瑞岐	その他市長が認める者	策定市民ワーキングから選出

注) ◎会長、○職務代理、()内は前任者

3. 庁内検討組織

開催状況

(1) 総合計画策定本部

回	年度	開催日	議題
1	2018年度	(第1回) 2018年10月24日	(1) 第6次総合計画策定本部について (2) 第6次総合計画の策定体制について
2		(第2回) 2019年2月14日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について (2) 平成30年度日進市市民意識調査について
3	2019年度	(第1回) 2019年4月18日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について
4		(第2回) 2019年7月22日	(1) にっしんわくわくミライ会議について (2) 策定職員ワーキンググループについて (3) 将来都市像について
5		(第3回) 2019年8月21日	(1) 令和元年度第1回総合計画審議会について (報告)
6		(第4回) 2019年12月19日	(1) 序論(案)について (2) 基本構想(将来都市像(案))について (3) 基本計画の体系(案)について (4) 基本計画のフォーマット(案)について
7		(第5回) 2019年2月13日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について (2) 主要課題(案)について (3) 将来都市像(案)について
8	2020年度	(第1回) 2020年4月15日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について (2) 第6次日進市総合計画骨子(案)について
9		(第2回) 2020年6月29日	(1) 令和2年度第6次日進市総合計画策定スケジュールについて (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会潮流及び主要課題の修正について (3) 基本構想(案)について
10		(第3回) 2020年8月18日	(1) 序論(案)について (2) 基本構想(案)について
11		(第4回) 2020年10月13日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について (2) 基本計画(案)について
12		(第5回) 2020年12月23日	(1) 第6次総合計画策定の進捗状況について (2) 第6次総合計画(案)について (3) 第2期人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
13		(第6回) 2021年2月10日	(1) 第6次日進市総合計画について

(2) 総合計画策定部会

(第1期)

年度	開催日	議題
2018年度	(第1回) 2018年12月13・14日	第5次日進市総合計画達成度評価シートの作成
	(第2回以降)	部会ごとに3～7回開催し、第5次日進市総合計画達成度評価シートの内容を精査
	①第1部会(基本目標1)	2019年2月4日(月)～ 7回
	②第2部会(基本目標2)	2019年2月6日(水)～ 4回
	③第3部会(基本目標3・4)	2019年2月5日(火)～ 7回
	④第4部会(基本目標5)	2019年2月5日(火)～ 3回
	⑤第5部会(基本目標6)	2019年2月7日(木)～ 5回

(第2期)

年度	開催日	議題
2020年度	2020年5月22日～ 2020年7月29日	第6次日進市総合計画基本計画の作成 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、部会ごとに電子会議室を設けて、意見集約を行った。意見集約後は、3密を避けるため、施策ごとに関係課のみを集めて協議した。

(3) 策定職員ワーキンググループ

回	年度	開催日	議題
1	2018年度	2018年12月26日	若手・中堅職員(公募職員)により、SWOT分析※を行い、その結果をもとに、まちづくり戦略のアイデアをとりまとめた。 また、将来都市像のアイデアを出し合った。
2		2019年3月8日	
3		2019年3月19日	
4	2019年度	2019年4月23日	
5		2019年5月8日	
6		2019年6月5日	
7		2019年6月26日	
8		2019年7月12日	

※【SWOT分析】

目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトやベンチャービジネス等において、外部環境や内部環境を強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)の4つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つ。

【テーマ1】 次世代も住みたくなる上質な住宅都市であり続ける

新市街地だけでなく、既成市街地を含めて住宅としての魅力やブランド力を高め、みんなが日進に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりが必要

【テーマ2】 子育てするなら日進といわれるまちにする

にぎわいと活力のあるまちにしていくなめには、子育て世代が移り住みたくなくなるような、安心して子育てができるまちづくりが必要

【テーマ3】 多様な価値観の存在を認め、お互いを尊重し合うまちにする

様々な価値観に注目や関心が集まる今だからこそ、多様な価値観を持つ市民同士が、互いの価値観を認め合い、尊重し合いながら、当たり前で暮らせる地域社会を構築することが必要

【テーマ4】 高齢者になっても安心して生活できるまちにする

県内でも比較的高齢化率が低いという優位性を生かし、高齢者になっても安心して生活できるまちづくりを多面的に進めていくことが必要

【テーマ5】 元気な若者がにぎわいをつくるまちにする

若い世代による、若い世代に向けた、やりたいことや好きなことによる自己実現が、まちのにぎわいにつながる。これにより、日進での活動や人に惹かれて人が集まるハイブランドなまちとする。

【テーマ6】 高効率・高付加価値志向の持続可能な行政経営のまちにする

増大する行政需要に効率的に対応し、基礎的な市民サービスと時代に求められる市民サービスが提供できるよう、行政経営の大転換が必要

4. 市民参加

開催状況

(1) 策定市民ワーキンググループ

回	年度	開催日	議題
1	2018年度	(第1回) 2018年11月23日	グループワーク 『にっしん 良いところ/悪いところ』
2		(第2回) 2018年12月15日	ミニ講義 演題 『人口減少時代下における行政経営とまちづくり』 講師：齊藤由里恵先生（梶山女学園大学准教授）
3		(第3回) 2019年2月17日	第5次総合計画のふりかえり（①福祉、保健、医療等 ②安全・安心、環境 ③交通、都市基盤等）
4		(第4回) 2019年3月9日	第5次総合計画のふりかえり（④産業振興 ⑤教育・生涯学習 ⑥市民協働、行政経営）
5	2019年度	(第1回) 2019年8月4日	（取組アイデア練り上げ会議①） （1）将来都市像について （2）わくわくミライ会議で提案されたまちづくり活動アイデアの練り上げ作業
6		(第2回) 2019年10月5日	（取組アイデア練り上げ会議②） テーマ：「はじめの一步の取組を練り上げよう！」
7		(第3回) 2019年11月10日	（取組アイデア練り上げ会議③） 実現に向けての工程表づくりやはじめの一步の検討
8		(第4回) 2019年12月22日	（取組アイデア練り上げ会議④） 実現に向けての工程表づくりやはじめの一步の検討&私のまちづくり宣言
9		(第5回) 2020年1月11日	（1）主要課題（案）について （2）将来都市像（案）について
10		(第6回) 2020年2月16日	（1）第6次総合計画で進めるべき「施策・事業アイデア」 （2）「市民の役割と地域・団体・事業所等の役割」 ※総合計画と総合戦略の一体化について説明
—		(第7回) 2020年2月29日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	（施策事業等のアイデアについて、書面にて意見収集）
11	2020年度	(第1回) 2020年8月1日	（1）序論（案）について （2）基本構想（案）について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催
12		(第2回) 2020年9月26日	基本計画「協働の考え方」市民の役割と地域・団体・事業所等の役割の検討【基本目標1・2・3】
13		(第3回) 2020年10月10日	基本計画「協働の考え方」市民の役割と地域・団体・事業所等の役割の検討【基本目標4・5・6】
14		(第4回) 2020年12月12日	“第6次総合計画の推進・実現に向けて”の思いを語り合おう！ 共感し合おう！

(2) キックオフイベント

開催目的	本市まちづくりの最上位計画である総合計画の策定について、広く市民に周知し、策定への関心を高めることを目的として開催。
開催日	2019年1月20日
開催場所	プライムツリー赤池プライムホール
開催概要	未来に向けた日進市へのメッセージを、会場の皆さまと一緒に考えていただく、日進市出身のゲストによるトークショー 【ゲスト】 ・ラジオパーソナリティの佐井祐里奈（さい ゆりな）さん ・ファッションモデルの鈴木サチさん ・イラストレーターのジュン・オソンさん
参加者数	約300人



(3) にっしんわくわくミライ会議 (市民討議会)

開催目的	若者、子育て世代から高齢者まで、幅広い市民の皆さまが参加して、短期間に集中して話し合う会議を開催。特に、まちづくり戦略にかかる暮らしに身近なテーマについて、「私たち」を主体に、何ができるのかを考え、まちづくりを自分ごととして考えていただくことを目的として開催。
開催日	1日目 2019年6月8日 午前10時から午後5時まで 2日目 2019年6月30日 午前10時から午後5時まで
開催場所	日進市中央福祉センター 2階 多機能室
開催概要	5つのテーマについて、まちづくり活動のアイデアを検討した。 【5つのテーマ】 (1) 子育てするなら日進といわれるまちにするためには (2) 健康長寿を支える元気で生きがいのあるまちにするためには (3) 次世代も住みたくなる上質な住宅都市であり続けるためには (4) 誰もが独りぼっちにならないつながりのあるまちにするためには (5) 女性がイキイキと輝き活躍できるまちにするためには
対象者	・無作為抽出による市民（市内にお住まいの18歳以上の人の中から、無作為に1,000人へ送付） ・策定市民ワーキンググループメンバー ・策定職員ワーキンググループメンバー
参加者数	1日目 36人 2日目 31人

5つのテーマ（①子育てするなら日進といわれるまちにするためには、②健康長寿を支える元気で生きがいのあるまちにするためには、③次世代も住みたくなる上質な住宅都市であり続けるためには、④だれもが独りぼっちにならない、つながりのあるまちにするためには、⑤女性がイキイキと輝き活躍できるまちにするためには）について、市民自らの手によるまちづくり活動のアイデアを検討しました。

※どのテーマを選択するかについても、チームごとに議論して決めています。

【チーム1】

テーマ	④だれもが独りぼっちにならないつながりのあるまちにするためには
プロジェクト名	お出かけしませんカー ～あなたの元気おたすけします～
目的・ねらい	・くるりんばすの補完 ・車が運転できなくなった人（高齢者等）のフォロー ・外出支援、買い物支援

【チーム2】

テーマ	①子育てするなら日進といわれるまちにするためには ⑤女性がイキイキと輝き活躍できるまちにするためには
プロジェクト名	イクメン元年
目的・ねらい	・パパの積極的な育児参加 ・家庭円満 ・女性が一人になれる時間を作る、外に出る機会を作る

【チーム3】

テーマ	③次世代も住みたくなる上質な住宅都市であり続けるためには
プロジェクト名	SNS（支え合い・にっしん・市民）プロジェクト
目的・ねらい	・みんなが住みたいと思うまちとなるため、“支え合い”の文化を育む

【チーム4】

テーマ	④だれもが独りぼっちにならないつながりのあるまちにするためには
プロジェクト名	スクランブル交流運営委員会
目的・ねらい	・スクランブル交流 ・交流の仕組みづくり ※スクランブル：「世代間」、「同世代」、「男女」、「国籍」

【チーム5】

テーマ	⑤女性がイキイキと輝き活躍できるまちにするためには
プロジェクト名	糸プロジェクト ～赤いバンダナ（仮）運動～
目的・ねらい	・リタイアウーマンに活躍の場を ・ボランティアの意思表示 ・困っている人が多い⇒話しかけづらい ・仲間意識を高めるつながり作り ・おせっかい



(4) 中・高校生からの意見聴取

将来、日進市を担っていく若者から、理想の「まち」について意見を聞き、計画内容に反映させる。また、まちの未来を描く計画づくりに「自分ごと」として参加してもらうことで、母校のあるまちの魅力を見つめなおして愛着を高めてもらうとともに、自分の将来の夢と今後の暮らしの結びつきを考える機会を提供する。

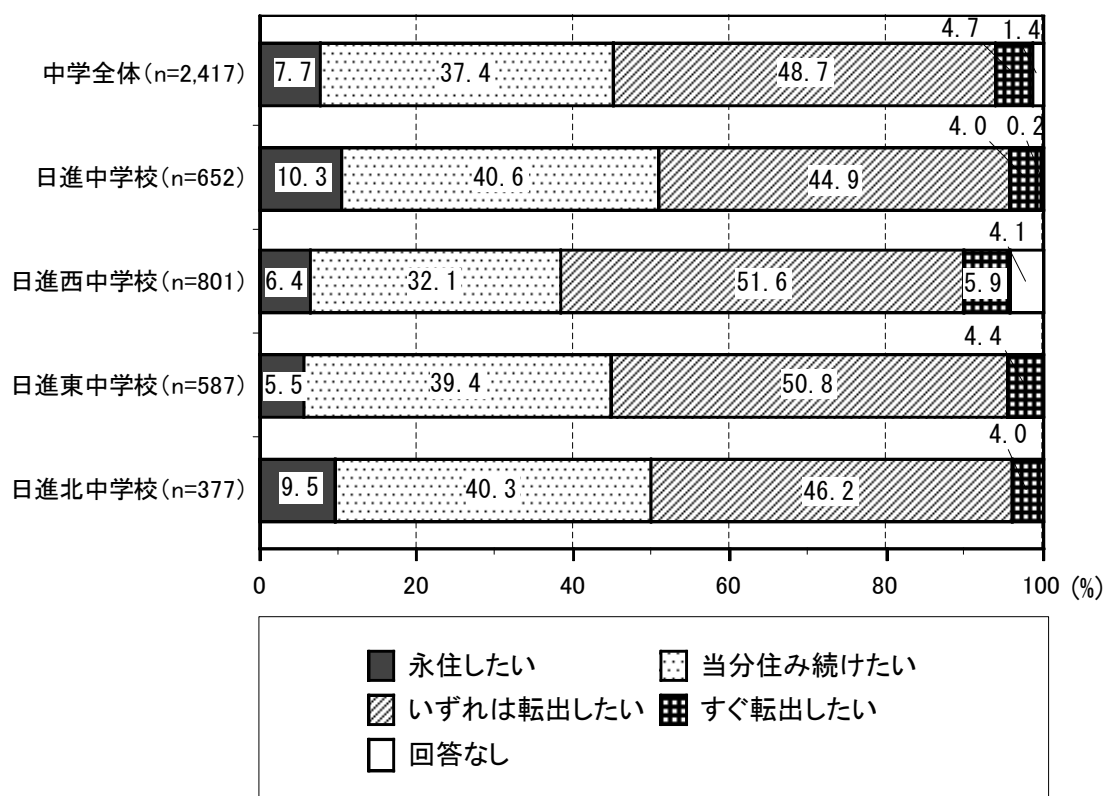
ア 中・高校生へのアンケート

実施時期	2019年7月～8月
対象者	(1) 日進市内の中学校の生徒（全校生徒） ①日進中学校 ②日進西中学校 ③日進東中学校 ④日進北中学校 (2) 日進市内の高校の生徒（生徒会役員及び1クラス程度） ①中部第一高等学校（※中部第一高等学校のみ各学年1クラス） ②日進高等学校 ③日進西高等学校
回収数	2,613票（中学生：2,417票、高校生：196票）

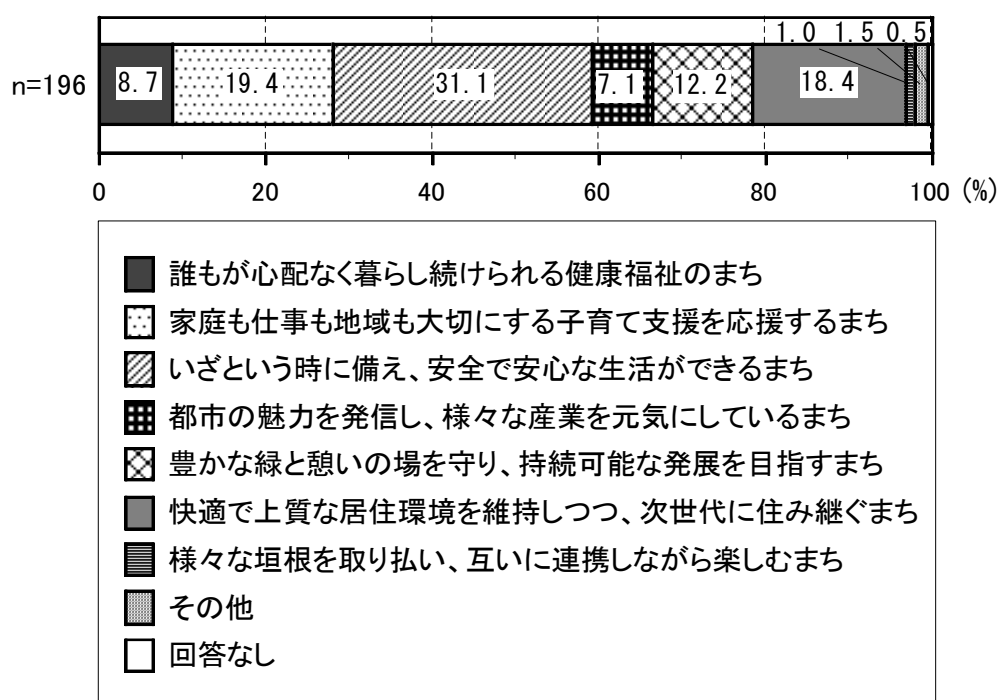
イ 中学生ワークショップ

実施時期	2019年9月～10月
参加者	日進市内の中学校の生徒会役員及び策定市民ワーキングの有志 27名（中学生20名、策定市民ワーキング7名）

問 あなたは、大人になっても日進市に住み続けたいと思いますか。（中学生限定）



問 大人になって住みたいと思うまちはどんなまちですか。（高校生限定）



（５）シビックパワーバトル（大学生ワークショップ）

参加目的	シビックパワーバトルは、市民が自分のまちを愛する気持ち（シビックプライド）を、データを使って説明し、「まち」対抗で競い合うプレゼンテーションバトル形式のイベントで、参加者自身が「まち」の新たな魅力に気づくことが目的。 今回は、市内に立地する大学生に参加を依頼し、データを収集・作成していく中で、本市の魅力を再発見するとともに、本市の今後についての意見を聞き、計画内容に反映させるために実施。
開催日	2019年12月14日
開催場所	Yahoo名古屋オフィス（セントラルタワーズ オフィス棟 50階）
参加者数	9名（大学生5名、市民ワーキンググループメンバー4名）



(6) 第6次日進市総合計画にかかるアンケート

実施目的	総合計画を策定するために、地域ごとのめざすべきまちの姿や重要な取組について、市民の皆さまからご意見を伺うためのアンケートを実施。
実施時期	2020年10月19日～11月20日
対象者	市内在住、在勤、在学の人
回収数	145票

※当初は、概ね小学校区を対象として地域別懇談会を開催することを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令等を受け、取りやめとなりました。

問 住んでいる地域の良いところについて

【東部地域】（藤枝町・米野木町・三本木町・藤島町・北新町・五色園・栄・米野木台）

地域の良いところ	地域の良いところを伸ばすために自分たち（個人・地域）にできること
●都会と田舎の良さが両立している。 ●交通（名鉄・地下鉄）が便利である。高速インターに近い。（三好インター、名古屋インター、日進JC） ●新しい住宅街で、同じ年代の家族が多い。 ●自治会の活動が活発で、交通防犯活動がよく行われている。青パト巡回、登下校の学童見守り、年末パトロールなど、地域コミュニティが充実している。	●美しいまちづくりのため、ゴミ拾い、ゴミ処分に協力していきたい。天白川をきれいに（岸边に花いっぱいを！） ●周りの家族とコミュニケーションをとり、つながりを深める。 ●地域活動を通して住民同士の交流が進み、お互い協力し合い助け合える暮らしが自然に営まれるよう、皆で努めていく。例えば、買い物支援、地域の人皆で登下校時の児童の交通防犯見守り、災害発生時の通信網の構築、要支援者の保護など、できることから備えていく。

【中部地域】（蟹甲町・折戸町・本郷町・岩崎町・岩藤町・南ヶ丘・東山・藤塚・竹の山）

地域の良いところ	地域の良いところを伸ばすために自分たち（個人・地域）にできること
●自然が豊か。田畑が多く、市やコミュニティによる田畑の運営も盛ん。 ●地域の関係がしっかりしている。 ●閑静な住宅街、子どもが多い。 ●地域の活動が盛ん。 ●岩崎川周辺は田園風景が残っている一方、香久山・竹の山方面はお店も多くて生活に便利。	●自然環境の保全、田畑の維持を個人ではなく、他者との助け合いに移行する。 ●地域の外から入ってきた人を受け入れる姿勢を持つ。 ●登下校時の子ども達を見守りながら保護者同士の交流や、危険個所の確認をする。 ●積極的に地域の活動に家族で参加する。 ●日進のよさを理解し、ふるさととしての誇りと愛着を子どもたちに伝えていく。

【西部地域】（赤池町・赤池・赤池南・浅田町・浅田平子・梅森町・梅森台・野方町・香久山・岩崎台）

地域の良いところ	地域の良いところを伸ばすために自分たち（個人・地域）にできること
●地域行事、活動が充実 ●町がきれいで、子どもの遊べる公園がたくさんある。どこの公園もきれいに管理されていて安心して子どもを遊ばせることができる。 ●ほどよく田舎でほどよく商業施設があり、子育てや居住するのには良い地域だと感じている。 ●駅までは少し距離があるが、地下鉄駅までのバスの本数が多く、名古屋駅までの高速バスなど都会へ出るにも手段が多いのも魅力のひとつ。	●お月見どろぼうへの参加や、見守り。夏祭りへの参加、協力、お手伝い。 ●干渉し過ぎないが顔はわかって温かく見守るような、ほどよい近所づきあいを続ける。 ●清掃も含めた地域活動への積極的な参加 ●公園の環境は非常に大事なもので、ゴミを持ち帰りきれいな状態を保つ。 ●市内のいろいろな場所に出かけ、経済を回す。市内の施設の利用。 ●地域の情報の発信。

（７）市民意識調査

実施目的	「第5次日進市総合計画」における各施策の進捗状況を確認するとともに、「第6次日進市総合計画」の策定にあたり、市民の皆さまの多様なニーズを把握するために実施。
実施時期	2020年10月23日～11月6日
対象者	市内にお住まいの18歳以上の人の中から、無作為に3,000人
回収数	1,399票（46.6%）

（８）パブリックコメント

意見募集期間	2020年12月11日～2021年1月12日
意見提出者数（意見数）	36人（298件）

市民参加の詳細は、日進市ホームページで公表しています。

5. 諮問・答申

諮 問

30日企第1009号
平成30年12月19日

日進市総合計画審議会
会長 阿部 和俊 様

日進市長 萩 野 幸 三

第6次日進市総合計画について（諮問）

このことについて、日進市総合計画審議会条例（昭和39年条例第9号）第2条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

第6次日進市総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について

答 申

令和3年1月22日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市総合計画審議会
会長 阿部 和俊

第6次日進市総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について
（答申）

平成30年12月19日付け30日企第1009号で諮問のありました、第6次日進市総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、別添「第6次日進市総合計画（案）」につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申します。

市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見や様々な市民参加手法により得られた市民からの意見を十分踏まえ、第6次日進市総合計画を推進されるよう要望します。

人口減少や超高齢化、産業構造の変化、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった大きな社会の転換期にある中で、長期展望に基づいた施策の展開を図るとともに、持続的な発展を目指した行財政運営を推進してください。

また、将来都市像である「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にすまち 日進」を実現する上においては、日進市自治基本条例の理念に基づき、市民参加と協働を一層推進するよう要望します。

6. 日進市総合計画の沿革

	計画期間	将来都市像・将来推計人口	基本目標
第1次	1975年～1985年 (昭和50年度～昭和60年度)	喜びと誇りある豊かで 住みよい発展的な町 50,000人 (1985年)	・快適な生活環境を築くための施策 ・まちに豊かさをもたらすための施策 ・創造的な町民と生きた地域社会づくりのための施策 ・町民のくらしと安全を守るための施策
第2次	1984年～1990年 (昭和59年度～平成2年度)	喜びと誇りある豊かで 住みよい発展的な町 58,000人 (1990年)	・土地の高度利用 ・生活環境基盤の整備 ・教育文化の振興 ・社会福祉、社会保障の充実 ・産業の振興
第3次	1991年～2000年 (平成3年度～平成12年度)	緑の中の多機能都市 70,000人 (2000年)	・調和のとれた町土づくりに向かって ・個性と活力ある多機能都市へ ・21世紀に生きる人々のためのふるさとづくり
第4次	2001年～2010年 (平成13年度～平成22年度)	ひと・みどり・ふれあいが つくる高環境生活都市 85,000人 (2010年)	・健康で幸せあふれる暮らしを築く ・心あふれ、ふれあいのある暮らしを育む ・自然と調和し、心地よい暮らしの場を整える ・快適な暮らしをつくる ・豊かな暮らしを支える
第5次	2011年～2020年 (平成23年度～平成32年度)	いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市 100,000人 (2020年)	・子育て・健康長寿を支えるまちづくり ・安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現 ・快適で利便性の高い持続可能な都市づくり ・暮らしを支える産業の振興 ・次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり ・市民自治力と行政経営力の向上
第6次	2021年～2030年 (令和3年度～令和12年度)	ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを 大切にするまち 日進 100,000人 (2030年)	・健やかに暮らす ・安全・安心を高める ・暮らしやすいまちを創る ・産業の魅力を高める ・学びと文化で未来を創る人財を育てる ・地域の自治力と行政経営力を高める

7. 指標一覧

基本指標

基本目標1

健やかに暮らす（健康・福祉分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 1 地域福祉 (地域共生社会の実現をめざし、 地域での支え合い、助け合いを 進めます)	地域が支え合って暮ら していると思う市民の割合 (%)	35. 7 (2020 年度)	38. 0	40. 0	市民意識調査
	地域福祉活動へ参加した ことがある市民の割合 (%)	27. 6 (2020 年度)	30. 0	32. 0	市民意識調査
施策 2 子育て・子育て支援 (安心して子育てができる環境 を創ります)	安心して子育てできる環 境であると感じる市民の割 合(%)	63. 6 (2020 年度)	66. 0	70. 0	市民意識調査
	0,1,2 歳児の待機児童数 (人)	23 (2020 年度)	0	0	
	放課後児童クラブの待機 児童数(人)	24 (2020 年度)	0	0	
施策 3 高齢者福祉・介護保 険 (高齢者が元気で安心して暮ら せるよう支援します)	高齢者福祉サービスに対 する満足度(%)	19. 3 (2020 年度)	21. 5	23. 0	市民意識調査
	生きがいを感じている高齢 者の割合(%)	57. 5 (2020 年度)	59. 0	60. 0	市民意識調査
	市内で介護が必要となっ たとき、必要な介護サー ビスを受けることができると 感じている市民の割合 (%)	34. 0 (2020 年度)	40. 0	45. 0	市民意識調査
施策 4 障害者・障害児福祉 (障害福祉の充実を図ります)	障害者(児)福祉サービス に対する満足度(%)	16. 7 (2020 年度)	18. 0	20. 0	市民意識調査
	障害のある人が社会参加 できるまちだと思ふ市民の 割合(%)	19. 1 (2020 年度)	19. 5	20. 0	市民意識調査
施策 5 健康づくり (病気を予防し、健康な心と体 づくりを支援します)	健康だと思ふ市民の割合 (%)	82. 7 (2020 年度)	83. 0	84. 0	市民意識調査
	健康に意識した取組を行 っている市民の割合(%)	59. 3 (2020 年度)	60. 0	61. 0	市民意識調査
	健康診査等の保健予防 体制に対する満足度(%)	51. 1 (2020 年度)	52. 0	53. 0	市民意識調査
	ストレス・悩みについて相 談できる人がいる市民の 割合(%)	78. 9 (2020 年度)	80. 0	80. 0	市民意識調査

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 6 医療・感染症対策 (適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます)	医療機関(医科・歯科)の数や診療科目に対する満足度(%)	46.3 (2020 年度)	48.0	50.0	市民意識調査
	かかりつけ医を持つ市民の割合(%)	64.3 (2020 年度)	65.0	65.0	市民意識調査
	夜間・休日の医療体制に対する満足度(%)	28.0 (2020 年度)	29.0	29.0	市民意識調査
施策 7 社会保障 (適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します)	国民健康保険被保険者一人当たり療養諸費費用額(円)	343,272	343,272	343,272	

基本目標2

安全・安心を高める（生活安全分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 8 防災・危機管理 (自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます)	災害対策に対する満足度(%)	28.5 (2020 年度)	38.0	48.0	市民意識調査
	家庭で災害対策をしている市民の割合(%)	52.6 (2020 年度)	62.0	72.0	市民意識調査
施策 9 消防・救急 (火災や救急に対する体制の強化を進めます)	消防体制・救急体制に対する満足度(%)	43.4 (2020 年度)	45.4	47.4	市民意識調査
施策 10 交通安全・防犯・消費者行政 (交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します)	交通安全に対する満足度(%)	35.5 (2020 年度)	39.0	42.5	市民意識調査
	防犯や治安に対する満足度(%)	36.3 (2020 年度)	39.8	43.3	市民意識調査
	安全な消費生活の確保に対する満足度(%)	24.8 (2020 年度)	30.0	35.0	市民意識調査

基本目標3

暮らしやすいまちを創る（都市基盤・環境分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策11 道路 (円滑で安全な移動を支えする道路交通環境を整備します)	車道の利便性に対する満足度(%)	37.8 (2020 年度)	40.0	42.0	市民意識調査
	歩道の利便性に対する満足度(%)	24.2 (2020 年度)	26.0	27.0	市民意識調査
施策 12 公共交通 (市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます)	公共交通の利便性に対する満足度(%)	25.6 (2020 年度)	27.8	30.0	市民意識調査
	くるりんばすの利便性に対する満足度(%)	12.5 (2020 年度)	17.5	22.5	市民意識調査

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策13 住宅・市街地形成 (便利で快適な生活空間を創出します)	住まいの周辺の居住環境に魅力を感じると考えている市民の割合(%)	60. 2 (2020 年度)	63. 6	66. 1	市民意識調査
	宅地の供給に対する満足度(%)	22. 6 (2020 年度)	26. 1	28. 7	市民意識調査
	空家対策に対する満足度(%)	9. 3 (2020 年度)	11. 1	12. 9	市民意識調査
施策14 公園・緑地・景観 (緑を生かした潤いのあるまちを創ります)	公園・緑地の管理に対する満足度(%)	39. 3 (2020 年)	42. 3	43. 6	市民意識調査
	田畑や森林等の景観に対する満足度(%)	55. 3 (2020 年)	58. 3	61. 3	市民意識調査
	緑化の推進に対する満足度(%)	42. 2 (2020 年)	45. 1	48. 1	市民意識調査
施策15 上・下水道 (安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します)	汚水処理人口普及率(%)	91. 3	93. 5	95. 5	
施策16 環境負荷の少ない地域社会の形成 (地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します)	ESDを知っている市民の割合(%)	21. 9 (2020 年度)	24. 0	26. 0	市民意識調査
	環境を意識した行動に取り組んでいる市民の割合(%)	46. 3 (2020 年度)	48. 0	50. 0	市民意識調査
	温室効果ガスの削減を意識している市民の割合(%)	43. 3 (2020 年度)	46. 5	50. 0	市民意識調査
	公害対策に対する満足度(%)	38. 7 (2020 年度)	45. 0	50. 0	市民意識調査
施策17 ごみの適正処理と再資源化の推進 (ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します)	ごみ処理・再資源化に対する満足度(%)	54. 4 (2020 年度)	57. 0	60. 0	市民意識調査
	ごみの削減に向けた取組を実施している市民の割合(%)	65. 7 (2020 年度)	68. 0	70. 0	市民意識調査
施策18 自然環境の保全 (貴重な動植物が生息する自然環境を保全します)	池・川・山林等自然があることに対する満足度(%)	70. 4 (2020 年度)	72. 7	75. 0	市民意識調査
施策19 河川・排水路 (自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します)	自宅の浸水を心配する市民の割合(%)	22. 4 (2020 年度)	21. 0	20. 0	市民意識調査

基本目標4

産業の魅力を高める（産業振興分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 20 農業の振興 (日進らしい都市近郊型農業を推進します)	農業の活性化対策に対する満足度(%)	37.3 (2020 年度)	40.0	43.0	
	市内農業産出額(万円)	66,000 (2018 年度)	67,000	68,000	
施策 21 商工業の振興 (市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します)	大型店舗の立地に対する満足度(%)	49.3 (2020 年度)	52.5	55.0	市民意識調査
	働く場や機会に対する満足度(%)	17.2 (2020 年度)	20.0	22.5	市民意識調査
施策 22 観光まちづくりの推進 (市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します)	人に紹介したいと思う観光資源がある市民の割合(%)	11.5 (2020 年度)	16.5	21.5	市民意識調査
	まつり等のイベントに対する満足度(%)	30.4 (2020 年度)	35.0	35.0	市民意識調査

基本目標5

学びと文化で未来を創る人財を育てる（教育・文化分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 23 学校教育 (学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します)	小中学校教育の充実に対する満足度(%)	24.3 (2020 年度)	27.0	30.0	市民意識調査
	学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合(%)	85.2	90.0	90.0	
施策 24 生涯学習の推進 (生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます)	学習の場と機会に対する満足度(%)	20.1 (2020 年度)	21.0	22.0	市民意識調査
施策 25 文化芸術・文化財 (歴史・文化に親しめる環境を整えます)	市内での生活で文化芸術を身近に感じている市民の割合(%)	32.3 (2020 年度)	33.0	34.0	市民意識調査
施策 26 生涯スポーツ (ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します)	週に 1 回以上スポーツを行う市民の割合(%)	30.4 (2020 年度)	35.0	40.0	市民意識調査

基本目標6

地域の自治力と行政経営力を高める（市民協働・行政経営分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 27 広報・広聴 (わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます)	市政情報の提供に対する満足度(%)	28.4 (2020 年度)	32.0	36.0	市民意識調査
	市民の意見が市政に反映されていると思う市民の割合(%)	9.4 (2020 年度)	15.0	20.0	市民意識調査

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 28 市民自治・協働 (市民自治の促進と多様な協働を進めます)	区・自治会加入率(%)	73. 8	74. 0	75. 0	
	市政への市民参加の機会 や場に対する満足度(%)	9. 9 (2020 年度)	15. 0	20. 0	市民意識調査
	日進市自治基本条例の 認知度(%)	8. 6 (2020 年度)	20. 0	30. 0	市民意識調査
施策 29 多様性を認め合う社会の推進 (多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます)	自分の人権が尊重されていると思う市民の割合(%)	57. 4 (2020 年度)	60. 0	65. 0	市民意識調査
	社会全体における男女の地位が平等と思う市民の割合(%)	17. 0 (2020 年度)	20. 0	25. 0	市民意識調査
	外国の文化等の理解を深める機会があると思う市民の割合(%)	19. 5 (2020 年度)	23. 0	25. 0	市民意識調査
施策 30 行政運営 (効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます)	第 6 次総合計画施策進捗率(%)	—	50. 0	100	
	市民の市政全般への満足度(%)	44. 6 (2020 年度)	53. 0	60. 0	市民意識調査
施策 31 組織運営・人事マネジメント (市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます)	職員の市民への対応に対する満足度(%)	35. 9 (2020 年度)	37. 0	39. 0	市民意識調査
施策 32 財政運営 (安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます)	市税収納率(滞納分)(%)	34. 2	35. 0	37. 0	
	(地方債残高－財政調整基金残高)/人口(千円)	176	146	130	

個別指標

基本目標1

健やかに暮らす（健康・福祉分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 1 地域福祉 (地域共生社会の実現をめざし、 地域での支え合い、助け合いを 進めます)	地域たすけあい会議の数 (か所)	0	3	3	
	福祉まちづくり協議会の数 (か所)	3	5	7	
	つどいの場の数(か所)	75	90	105	
	福祉会館の利用者数(人)	208,199	259,000	268,000	
	災害時要援護者の登録 者数(人)	1,059	1,108	1,146	
施策 2 子育て・子育て支援 (安心して子育てができる環境 を創ります)	0,1,2 歳児の保育提供量 (人)	1,107 (2020 年度)	1,109	1,112	
	放課後児童クラブの提供 量(人)	944 (2020 年度)	1,085	1,145	
	子育てアプリ登録率(%)	0 (2020 年度)	30	50	
施策 3 高齢者福祉・介護保 険 (高齢者が元気で安心して暮ら せるよう支援します)	各種サロン、老人クラブ等 の地域の集まりにおいて、 健康教育や健康相談に参 加した人数(人)	9,240	9,365	9,490	
	後期高齢者健診受診率 (%)	36. 4	39. 0	39. 0	
	高齢者福祉サービス利用 者数(人)	336	367	399	
施策 4 障害者・障害児福祉 (障害福祉の充実を図ります)	障害福祉サービス等事業 所の数(か所)	60	79	89	
	就労系サービスの利用者 数(人)	186	315	415	
施策 5 健康づくり (病気を予防し、健康な心と体 づくりを支援します)	健康診断を毎年受けてい る市民の割合(%)	73. 7 (2020 年度)	74. 0	75. 0	市民意識調査
施策 6 医療・感染症対策 (適切な医療受診の体制づくり と感染症対策を進めます)	休日急病診療所利用回 数(100 人あたり)(回)	2. 14	2. 15	2. 15	
	夜間・休日の救急医療情 報センターを知っている市 民の割合(%)	54. 8 (2020 年度)	58. 0	60. 0	市民意識調査
	年間の献血単位数(日進 市全域)(単位)	1,008	1,050	1,108	

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 7 社会保障 (適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します)	国民健康保険税現年収納率(%)	94.6	95.4	96.0	
	国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品の使用割合(%)	69.5	80.0	85.0	
	市内におけるセーフティネット住宅の登録戸数(戸)	365 (2020 年度)	484	607	

基本目標2**安全・安心を高める（生活安全分野）**

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 8 防災・危機管理 (自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます)	自主防災組織の世帯カバー率(%)	92.7	100	100	
	防災協定締結数(か所)	69	75	80	
施策 9 消防・救急 (火災や救急に対する体制の強化を進めます)	消防団員の定員充足率(%)	85.0	94.9	100	
	出火率(人口 1 万人当たりの火災発生件数)(件/万人)	3.5	2.7	2.1	
	救命講習への市民参加人数(1 月-12 月)(人)	2,276	2,330	2,380	
施策 10 交通安全・防犯・消費者行政 (交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します)	市内交通事故(人身)発生件数(人口 1,000 人あたり)(件)	3.7	3.2	2.8	
	刑法犯認知件数(人口 1,000 人あたり)(件)	4.8 (2018 年度)	4.3	3.9	
	消費生活相談員による出前講座数(件)	7	10	10	

基本目標3**暮らしやすいまちを創る（都市基盤・環境分野）**

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 11 道路 (円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します)	道路改良率(%)	66.2	67.0	68.0	
	都市計画道路整備率(%)	66.7	67.9	68.9	
	橋梁、横断歩道橋点検等件数(2021 年度～2030 年度)(件)	—	96	189	

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 12 公共交通 (市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます)	市内 3 駅の年間鉄道乗降客数(万人)	1, 638	1, 649	1, 659	
	くるりんばすの 1 日あたりの利用者数(人)	894	952	1,003	
施策 13 住宅・市街地形成 (便利で快適な生活空間を創出します)	市街化区域における暫定用途地域の割合(%)	7. 9	2. 8	0	
	市街化区域面積に対しての区画整理事業施行面積割合(%)	47. 3 (2020 年度)	49. 8	49. 8	
	住宅の耐震化率(%)	88. 6	95. 0	97. 0	
	空家(そのほかの住宅)数(戸)	1, 610 (2018 年度)	1, 800	2, 000	
	市内におけるセーフティネット住宅の登録戸数(戸)(再掲)	365 (2020 年度)	484	607	
施策 14 公園・緑地・景観 (緑を生かした潤いのあるまちを創ります)	自宅周辺の公園をよく利用している市民の割合(%)	26. 1 (2020 年度)	27. 7	29. 3	市民意識調査
	市民の協力により創出する 1 年あたりの緑化面積(m ² /年)	412. 9	423. 2	433. 5	
	公園等愛護会の活動公園数(園)	63 (2020 年度)	68	74	
	市民参加による緑づくり事業の参加人数(累積)(人)	50	250	500	
	ごみゼロ運動参加人数(人)	876	890	900	
施策 15 上・下水道 (安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します)	供用開始面積(ha)	1, 023. 2	1, 287. 5	1, 534. 4	
	下水道接続人口(人)	66, 817	78, 781	92, 404	
	経常収支比率(公営企業会計)(%)	83. 5	100	100	
施策 16 環境負荷の少ない地域社会の形成 (地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します)	不法投棄回収量(t)	28	24	20	
	ESD講座参加者数(人)	1, 337	1, 500	1, 500	
	市内の単独処理浄化槽の基数(基)	2, 946	2, 746	2, 546	

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 17 ごみの適正処理と再資源化の推進 (ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します)	1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量(g)	473	453	433	
	リサイクル率(%)	25. 6	28. 0	30. 0	
施策 18 自然環境の保全 (貴重な動植物が生息する自然環境を保全します)	里山保全実践講座及び里山体験イベント参加者数(延べ人数)(人)	157	169	174	
	身近なところに水に親しめる場所があると思う市民の割合(%)	33. 5 (2020 年度)	35. 6	37. 8	市民意識調査
	生物多様性の大切さを意識している市民の割合(%)	47. 9 (2020 年度)	50. 0	52. 0	市民意識調査
	生物多様性の保全に関する取組参加者数(人)	289	300	300	
施策 19 河川・排水路 (自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します)	河川・排水路の改修率(%)	66. 1	71. 0	76. 0	

基本目標4

産業の魅力を高める（産業振興分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 20 農業の振興 (日進らしい都市近郊型農業を推進します)	食育に関心のある市民の割合(%)	65. 0 (2020 年度)	70. 0	70. 0	市民意識調査
	日進アグリスクール修了生数(累積)(人)	1,226	2,400	3,400	
	集落営農組織数(団体)	2	3	4	
	認定農業者等による農地集積率(%)	45. 1	51. 0	56. 0	
	認定農業者等(件)	9	10	11	
施策 21 商工業の振興 (市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します)	年間商品販売額(卸売・小売業)(億円)	1,488 (2016 年度)	1,623	1,698	
	商工会加入率(%)	53. 1	54. 0	55. 0	
	製造品出荷額(億円)	1,126	1,126	1,176	
施策 22 観光まちづくりの推進 (市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します)	観光レクリエーション資源・施設における利用者数(観光入込客数)(人)	502,960	834,000	1,019,000	
	にっしん観光まちづくり協会における観光商品の造成(件)	2	3	4	

基本目標5

学びと文化で未来を創る人財を育てる（教育・文化分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 23 学校教育 (学校教育環境を整備し、個に 寄り添う教育活動を実施しま す)	教員の ICT 活用指導力 (%)	54. 8	65. 0	75. 0	
	授業を理解できるように教 えてもらえていると思う児 童生徒の割合(%)	86. 7	90. 0	90. 0	
施策 24 生涯学習の推進 (生涯を通じてだれもが自由に 学ぶことができる環境を整えま す)	1 年の間に生涯学習に取り 組んだ市民の割合(%)	71. 8 (2016 年度)	72. 0	73. 0	
	文化施設稼働率(%)	52. 0	54. 0	56. 0	
	図書館の市内利用登録 者数の割合(%)	60. 4	61. 5	63. 0	
施策 25 文化芸術・文化財 (歴史・文化に親しめる環境を 整えます)	文化芸術活動に参加して いる市民の割合(%)	4. 9 (2020 年度)	6. 0	7. 0	市民意識調査
	市内の指定文化財を知っ ている市民の割合(%)	55. 3 (2020 年度)	56. 0	57. 0	市民意識調査
施策 26 生涯スポーツ (ライフステージに応じたスポー ツ活動を推進します)	スポーツ施設稼働率(%)	69. 7	73. 0	73. 0	
	スポーツイベント参加者数 (人)	2,505	3,000	3,500	

基本目標6

地域の自治力と行政経営力を高める（市民協働・行政経営分野）

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 27 広報・広聴 (わかりやすい情報発信と市民 の意見・ニーズの把握を進めま す)	「広報につしん」で情報を 得ている人の割合(%)	80. 8 (2020 年度)	83. 0	86. 0	市民意識調査
	につしんお知らせメール利 用者数(人)	10,981	12,800	15,000	
施策 28 市民自治・協働 (市民自治の促進と多様な協 働を進めます)	公民館・集会所等の利用 率(%)	77. 6	77. 0	78. 0	
	大学連携事業の実施件 数(件)	129	134	139	
	NPOとの協働事業の実施 件数(件)	103	108	113	
	にぎわい交流館の利用団 体数(団体)	322	327	332	
施策 29 多様性を認め合う社 会の推進 (多様性を認め合い、ともに暮 らしていける地域社会づくりを 進めます)	保育士職を除いた課長級 以上の職員に占める女性 職員の割合(%)	20. 0 (2020 年度)	30. 0	35. 0	

施策	指標	現状値 (2019 年度)	目標値		備考
			2025 年度	2030 年度	
施策 30 行政運営 (効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます)	連携協定に基づく実施事業数(件)	65	95	125	
	新たな技術(AI・RPA 等)を利用した事業数(件)	—	17	34	
	他自治体との広域的な課題解決に向けた取組数(件)	48	52	56	
施策 31 組織運営・人事マネジメント (市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます)	職員数に対する人事担当課所管の研修受講者の割合(%)	136.0	140.0	144.0	
	プロジェクトチーム設置数(組)	8	12	16	
	年間 360 時間以上時間外労働を実施する職員数(人)	16	0	0	
施策 32 財政運営 (安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます)	窓口納付以外の納付(口座振替、コンビニ収納、キャッシュレス決済等)取扱件数(件)	140,174	151,000	161,000	
	地方債残高(億円)	186	150	145	
	財政調整基金残高(億円)	25	5	15	

8. 用語の解説

	用語	解説	掲載ページ
あ	RPA	Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組	基本目標 6 P191
	IoT	Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」や「インターネットにつながる様々な物」。	計画策定の背景 P10 基本目標 6 P191
	ICT	「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略で、IT とほぼ同意だが、社会や生活への情報技術の活用といった意味合いで区別される場合がある。	計画策定の背景 P10 基本目標 5 P162 基本目標 6 P178
	ICT-BCP	ICT（情報通信技術）部門の業務継続計画。災害時に自庁舎が被災しても、ICT 資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画であり、地域防災計画を支え、また、地域防災計画の想定を超える災害にも備える計画	基本目標 6 P193
	アダプトプログラム	道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。	基本目標 3 P111
	新たな住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害のある人、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み	基本目標 1 P92 基本目標 3 P120
い	ESD	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、環境や貧困等地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことによって課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習・活動	基本目標 3 P131
	一般介護予防事業	介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。介護保険制度の第 1 号被保険者すべての人を対象に、介護予防活動の普及啓発や地域における介護予防活動の支援等を実施する事業	基本目標 1 P74
	移動支援事業	障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。	基本目標 1 P79
	イメージハンプ	道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたもの。	基本目標 3 P111
	医療的なケアが必要な児童（医療的ケア児）	日常生活において、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害のある子ども	基本目標 1 P78
	インクルーシブ教育	個々の障害に応じた合理的な配慮のもと、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに教育を受けること。	基本目標 1 P78
う	雨水流出抑制対策	宅地開発等で開発後の雨水流出量を増加さないよう、雨水貯留施設や雨水浸透施設等を設置すること。	基本目標 3 P143
え	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能	基本目標 6 P191

	用語	解説	掲載ページ
	エコモビリティライフ	環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。略して、エコモビという。	基本目標 3 P132
	SDGs	Sustainable Development Goals の略で 2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標となるもの。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の目標、169 のターゲット、232 の指標が定められている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々な立場の人が取り組むべき目標とされている。	計画策定にあたって P3
お	オープンデータ	行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、だれもが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータ	基本目標 6 P178
	污水处理施設	法令上の下水道（公共下水道、流域下水道、都市下水路）、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽・コミュニティ・プラント等の総称	基本目標 3 P127
	污水处理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等及び小規模下水処理場を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、住民基本台帳人口で除して算定した污水处理施設の普及状況の指標	基本目標 3 P127
	污水適正処理構想	市全域の污水处理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性等を考慮し、公共下水道・農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の各種污水处理施設の特徴を生かした整備区域を設定するもの。	基本目標 3 P128
か	介護予防・生活支援サービス事業	介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。要支援認定者やチェックリスト該当者を対象に、訪問・通所型のサービス等を実施する事業	基本目標 1 P75
	観光商品の造成	観光商品を企画し、旅行代理店等に販売するまでのこと。	基本目標 4 P159
き	北高上緑地	2005 年度（平成 17 年度）に寄附を受けた土地を中心に、複数年にわたる施設整備工事を経て 2013 年度（平成 25 年度）に開園した緑地。住宅街の中でまとまった面積（約 8.6ha）が残された貴重な里山であり、講座や体験型のイベント等が開催されている。	基本目標 3 P139
	機能別消防団員	能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されている。	基本目標 2 P103
	教員の ICT 活用指導力	文部科学省では、初等中等教育における教育の実態等を調査するため、1987 年（昭和 62 年）から「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を実施している。その中で、学級経営や校務分掌、教育効果を上げるために ICT を利活用する能力、ICT を活用した効果的な授業を行う能力、子どもたちの ICT 活用力を育成する能力といった、新たな教育課題としての ICT を活用した指導力に関する実態を調査している。	基本目標 5 P163
	業務継続計画	災害時に行政自身も被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応等の応急業務や優先度の高い通常業務といった非常時優先業務を継続するため、その執行体制や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害が発生した場合でも、適切な業務執行を行うための計画	基本目標 2 P96
	緊急対応事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態	基本目標 2 P98

	用語	解説	掲載ページ
く	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。	基本目標 3 P133
	グリーンコンシューマー	環境に配慮した行動をする消費者をいう。	基本目標 3 P136
	ぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会	日進ならではの「手作りの体験交流型プログラム」を通じて、日進市の魅力を体感することができる、本市の観光まちづくり事業	基本目標 4 P158
け	経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。事業所及び企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス・基礎調査」と事業所及び企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス・活動調査」の二つから成り立っている。	基本目標 4 P154
	経常収支比率	普通会計では、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、同様に収入される一般財源の額に占める割合。比率が小さいほど財政構造に弾力性があるとされている。	基本目標 6 P199
	経常収支比率（公営企業会計）	経常収益を経常費用で除したもので、100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを示す指標。2020 年度（令和 2 年度）から下水道事業は公営企業会計を適用しており、経営の健全性を示す経営指標が、収益的収支比率から経常収支比率（公営企業会計）に変更となる。	基本目標 3 P128
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人	基本目標 1 P83
	下水道管路施設	マンホール、管きょ（マンホール間）、柵、取付管（管きょと宅内配管をつなぐ管）で構成される施設	基本目標 2 P98
	下水道全体計画	技術的に処理場や管きょ、処理区域等全体的な計画を策定するもの。	基本目標 3 P128
	下水道普及率	住民基本台帳人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す指標	基本目標 3 P127
	下水道法事業計画	当面 5 年から 7 年先の事業計画をより具体的に取りまとめたもの。	基本目標 3 P128
	献血単位	200ml で 1 単位、400ml で 2 単位、血漿成分献血 5 単位、血小板成分 10 単位	基本目標 1 P89
	建築基準法第 42 条第 2 項に基づくセットバック	幅員 4m 未満の道路のうち特定行政庁（建築行政全般を司る行政機関。本市の場合は愛知県知事）が指定した道路。このような道路は原則、建築基準法上の道路として取り扱わない（＝接している土地は建物の建築ができない）とされるが、法施行の 1950 年（昭和 25 年）よりも前から存在していてその沿線上にすでに建物が立ち並んでいる道路については、そこに面した土地での建替え等の建築行為が可能となるように、救済として指定されている。建築行為にあたって、その道路の中心から 2m 後退することをセットバックという。	基本目標 3 P111
こ	公園等愛護会	親しまれる公園をめざし、地域のふれあいを深めることを目的に 1999 年度（平成 11 年度）から始まった制度であり、地域の公園・緑地の清掃、除草、花植え等を行う地域住民等で構成される団体	基本目標 3 P123
	コンソーシアム	何らかの目的に沿った活動を行う、2 つ以上の個人や団体からなる共同事業体	基本目標 5 P173
さ	災害拠点病院	24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出可能な体制を持つ病院	基本目標 1 P87

	用語	解説	掲載ページ
	災害時要援護者	災害から身を守るため安全な場所に避難する等、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人	基本目標 1 P65
	暫定用途地域	土地区画整理事業等により公共施設を整備して新たに計画的に市街化を図る区域について、その整備に備え、厳しい制限（第一種低層住居専用地域：建蔽率 30%、容積率 50%、建築物の高さの限度 10m等）を定めている地域	基本目標 3 P120
し	CSW	コミュニティソーシャルワーカーの略。地域において支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職	基本目標 1 P65
	ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品。後発医薬品ともいう。	基本目標 1 P92
	ジェンダー（gender）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。一方、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）と区別される。	基本目標 6 P185
	ジェンダー視点の主流化	法律・政策・事業等、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組が及ぼしうる、女性と男性への異なる影響を精査するプロセス。女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略で、ジェンダー平等の達成を目的としている。	基本目標 6 P185
	市区町村別生命表	厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値等を死亡率や平均余命等の指標（生命関数）によって表したものの。	基本目標 1 P82
	実質公債費比率	公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合。25%以上になると、一定の地方債の起債が制限される。	基本目標 6 P199
	自助・互助・共助・公助	自分でできることは自分でする「自助」、隣近所や友人知人とお互いに支え合い助け合う「互助」、社会保険制度や介護保険等の制度化された相互扶助である「共助」、自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する「公助」をいう。	まちづくり戦略 P55
	シティプロモーション	都市の魅力を発掘・創造して、これを市内外に発信することで、地域の統一イメージを形成し、都市のブランド力を高めるとともに、まちづくりに様々な効果を波及させる取組。また、市民がまちの魅力に共感し、他人に語れる状態にしていくこと。	基本目標 4 P159
	住宅確保要配慮者	高齢者、低額所得者、子育て世代、障害のある人、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者	基本目標 3 P120
	10 年概成	汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ 10 年程度を目途に汚水処理の「概成」をめざすこと。	基本目標 3 P127
	集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織	基本目標 4 P148
	生涯学習 4Wプラン	教育基本法及び社会教育法の精神にのっとり、生涯学習に関する施策を具体的に実施するための本市の生涯学習計画	基本目標 5 P166
	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づいて提供されるサービス。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援がある。	基本目標 1 P79
	小児科標榜施設	標榜科（ひょうぼうか）とは、病院や診療所が外部に広告できる診療科名のこと。この場合、小児科診療について外部に広告できる病院	基本目標 1 P87

	用語	解説	掲載ページ
	自立支援医療（精神通院）	精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院または診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち、90%を医療保険と併せて助成する制度	基本目標 1 P91
	診療所	入院施設がまったくないまたは入院ベッド数が 19 床以下の医療機関	基本目標 1 P90
す	スーパー・メガリージョン	21 世紀のボーダレス世界、グローバル経済の中で生まれた大都市圏のこと。貿易、交通、イノベーションの一大圏となっており、世界からひと、もの、かね、企業、情報が集まる領域である。既存の国境や行政区画とは関係なく、主要な大都市圏を中心にした巨大エリアをメガリージョンという。我が国では、リニア中央新幹線の開業によって三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、世界からひと、もの、かね、情報を引き付け、世界を先導することが期待されている。このエリアをスーパー・メガリージョンと位置づけ、人口減少下にある我が国において、リニア中央新幹線による対流の活発化及びそれによる新たな価値の創造を図り、我が国全体の持続的な成長につなげていくコアを形成すべく、令和元年5月、国では、リニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークの整備がもたらす「国土構造の大きな変革」の効果を最大限引き出すため、めざす方向性や必要な取組を構想としてとりまとめた。	計画策定の背景 P11
	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	基本目標 3 P128
	スポーツ	本市では日進市スポーツ振興基本計画で、『「スポーツ」とは運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの』と定義している。競技スポーツやレクリエーションスポーツをはじめ、散歩やストレッチ等の軽運動や、キャンプ活動そのほかの野外活動も含める。	基本目標 5 P173
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置される、通行可能な車両をETC搭載車両に限定したインターチェンジ	基本目標 2 P98
せ	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第 2 のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。	基本目標 1 P91
	生活支援コーディネーター	生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人	基本目標 1 P65
	生物多様性	生きものの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することという。	基本目標 3 P139
	セーフティネット住宅	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のこと。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅	基本目標 1 P93 基本目標 3 P120
	全国瞬時警報システム（Jアラート）	通信衛星を利用し、緊急情報を行政や住民へ瞬時に伝達できるシステム	基本目標 2 P97
そ	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。	計画策定にあたって P2
た	第 1 層協議体	協議体とは、地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を進めるため、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもので、第 1 層協議体は市全域における地域課題について話し合う場	基本目標 1 P65

	用語	解説	掲載ページ
	待機児童	保育を必要とする保護者が保育所または放課後児童クラブに入所申請をしたものの、定員を超える応募があったこと等から入所待ちをしている（待機）状態の児童	基本目標 1 P68
	第3次救急医療施設	24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次救急医療施設では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関	基本目標 1 P87
	第2層協議体	市内を3圏域（西部・中部・東部）に分けて、各圏域における地域課題について話し合う場	基本目標 1 P65
	ダイバーシティ	多様性。多様性の包摂（Diversity & Inclusion）の省略として使われることがある。性別や国籍、年齢等にかかわらず多様な個性が力を発揮し、共存できること。	基本目標 6 P186
	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭等の化石燃料から脱却すること。太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を進める等、社会全体を低炭素（二酸化炭素の排出が少ないこと）化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会である。	基本目標 3 P131
ち	地域移行	障害者支援施設等に入所し、または精神科病院に入院している人等が地域における生活に移行すること。	基本目標 1 P78
	地域コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域にかかわる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）	基本目標 3 P123 基本目標 6 P181
	地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づいて都道府県、市町村が行う事業。障害のある人等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施するもの。具体的には、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等、市町村が必ず実施しなければならない事業がある。	基本目標 1 P79
	地域猫	特定の飼い主がいらないものの、地域住民の認知と合意の上で共同管理されている猫。地域猫活動とは「地域の問題として、飼い主のいない猫（野良猫）を住民やボランティア等が共同管理することで、最終的にそのような猫をなくすことを目標とした活動」を指す。	基本目標 3 P133
	地縁型コミュニティ	住みよい地域社会を築くために、地域住民の連携を深めながら、地域の課題を自ら解決することを目的に、日常的・基礎的ニーズに対して活動する住民自治組織等	基本目標 1 P71
つ	つどいの場	地域の人々が気軽に集まることができる、市民が主体的に運営する場所。「ふれあい・いきいきサロン」、「ほっとカフェ」、「ぷらっとホーム」、「にっしん体操スポット」等、様々な形で運営されている。	まちづくり戦略 P48 基本目標 1 P65 基本目標 1 P74
て	低・未利用地	本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。	基本目標 3 P118
	定員適正化計画	地方公共団体が、その定員の適正化を図るために、計画期間、職員数、具体的取組等を定めた計画	基本目標 6 P196
	低栄養傾向	食欲の低下や食事が食べにくい等の理由から徐々に食事量が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉、皮膚、内臓等をつくるたんぱく質が不足した状態	基本目標 1 P82

	用語	解説	掲載ページ
と	特定外来生物	人間の活動によりほかの地域から入ってきた外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。アライグマ、オオクチバス、ヒアリ、オオキンケイギク等、2020年（令和2年）11月現在で156種類が指定されている。	基本目標 3 P139
	特定保健指導	特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して、個人が目標とした生活習慣を改善すること。動機付け支援、積極的支援に分けられる。	基本目標 1 P83
に	日進アグリスクール	「農」とふれあい、「農」のある暮らしづくりを実践するため、様々な内容やレベルで栽培技術や知識、食育を学ぶことができる農学校。野菜作りが初めての初心者から受講生のレベルに応じて学ぶことができ、体験コースも充実し、家族で田んぼや畑で楽しく学ぶことができる。	基本目標 4 P149
	にっしん市民まつり	産業まつり、健康・福祉フェスティバル、レクリエーションスポーツまつり、にっしん文化祭、図書館まつりという、主旨、対象年代、対象者等の異なる5つのまつりを同日に開催するイベント	基本目標 4 P159
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画において市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいう。	基本目標 4 P148
の	農業人材力強化総合支援事業	次代を担う農業者となることを志向する人に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する事業	基本目標 4 P149
	農業用ため池	農業用または過去に農業用として利用されていたため池。愛知用水から農業用水が供給されるようになり、利用されなくなったため池が多い。多くは、各地域での所有となっている。	基本目標 4 P148
	農地中間管理事業	「高齢化」や「後継者がいない」等の理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度で、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づき、担い手への農地集積・集約化を推進するために実施する事業	基本目標 4 P149
は	ハイレスクアプローチ	健康障害を引き起こしやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法	基本目標 1 P83
	8050問題	80歳の親と50歳の無職単身の子の世帯等で、介護や生活困窮といった課題が同時に生じていたり、社会的孤立を深めていて必要な支援につながらないような社会問題	基本目標 1 P64
ひ	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法	基本目標 6 P192
	人・農地問題解決加速化支援事業	地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況等、地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心経営体への農地の集約化の将来方針を記載する等、人・農地プランの実質化の取組を強力に推進するため、各種取組を支援する事業	基本目標 4 P149
	避難所開設運営訓練	南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、地域住民主体で避難所の開設・運営を円滑に行うことができるようにする訓練	基本目標 2 P97
	病院	入院ベッド数が20床以上の医療機関	基本目標 1 P90
ひ	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	基本目標 2 P98
	フレイル	低栄養やサルコペニア（加齢による筋肉量と筋力・身体機能の低下）等により、気力や体力等、心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間のような状態。放置した場合、介護が必要となる危険性が高い。	まちづくり戦略 P48 基本目標 1 P73
ほ	ポピュレーションアプローチ	対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げていく手法	まちづくり戦略 P48 基本目標 1 P83

	用語	解説	掲載ページ
む	無意識の思い込み	アンコンシャス・バイアスともいう。だれもが無意識に持っている思い込みや偏見。男女の役割等固定的な価値観を与えられている。環境、教育、属性等から影響を受け、知らず知らずのうちに形成されるので、自分では気づきにくい。	基本目標 6 P185
よ	4R	Refuse（リフューズ、断る）必要ないものは買わない、使わない Reduce（リデュース、減らす）必要な分だけ買う、使う Reuse（リユース、再使用）使えるものは修理、修繕して繰り返し使う Recycle（リサイクル、再生利用）分別し資源になるものは資源回収場所へ出す の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。	基本目標 3 P133
ろ	ローリングストック	備蓄食料を、消費期限を見ながら計画的に消費し、消費した分だけ新しく購入していくことで、常に一定量を備蓄しておく方法	基本目標 2 P97

9. 施策体系

基本目標1:健やかに暮らす（健康・福祉分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 1:地域福祉 （地域共生社会の実現をめざし、地域での支え合い、助け合いを進めます）	①地域福祉意識の向上 ②地域福祉活動の充実・支援 ③市民のだれもが安心できる地域生活の確保 ④地域福祉活動拠点の充実	64
施策 2:子育て・子育て支援 （安心して子育てができる環境を創ります）	①子育て家庭に対する支援 ②安心して地域で子育てができる環境づくり ③子育てと社会参加の両立支援 ④保護者と子の学びと育ちの促進 ⑤要保護児童等に対する総合的な支援 ⑥母子の健康づくりの支援	68
施策 3:高齢者福祉・介護保険 （高齢者が元気で安心して暮らせるよう支援します）	①社会参加・生きがいづくりの促進 ②健康づくり・介護予防の充実 ③住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 ④介護サービスの充実	73
施策 4:障害者・障害児福祉 （障害福祉の充実を図ります）	①障害者(児)の生活支援の充実 ②療育や特別支援教育の充実 ③自立と社会参加の支援 ④障害に対する理解促進、権利擁護等の推進	78
施策 5:健康づくり （病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します）	①生活習慣病等の予防対策の推進 ②家庭や地域における健康づくり活動の推進 ③こころの健康づくりの推進	82
施策 6:医療・感染症対策 （適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます）	①地域医療の充実 ②感染症予防の推進 ③新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等対策の推進	87
施策 7:社会保障 （適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します）	①福祉医療制度の充実と周知 ②公的医療保険の適正運用と年金制度の周知 ③生活困窮者等の自立支援	91

基本目標2:安全・安心を高める（生活安全分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 8:防災・危機管理 (自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます)	①防災意識の向上 ②防災体制の強化 ③災害に強いまちの整備 ④危機管理体制の強化	96
施策 9:消防・救急 (火災や救急に対する体制の強化を進めます)	①地域の消防力の充実強化 ②尾三消防組合との連携	102
施策 10:交通安全・防犯・消費者行政 (交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します)	①地域における交通安全対策の推進 ②地域における防犯対策の推進 ③安全、安心な消費生活の確保及び啓発と相談体制の充実	105

基本目標3:暮らしやすいまちを創る（都市基盤・環境分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 11:道路 (円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します)	①幹線道路整備 ②生活道路の整備 ③道路・橋梁の適正な維持管理・長寿命化	110
施策 12:公共交通 (市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます)	①公共交通網の形成・充実 ②広域的な交通対策の推進 ③駅周辺等の利用環境の向上	115
施策 13:住宅・市街地形成 (便利で快適な生活空間を創出します)	①計画的な市街地整備とまちの拠点形成 ②駅周辺及び既成市街地の魅力の維持・向上 ③市役所周辺の利便性向上 ④安全で優良な住宅環境の向上	118
施策 14:公園・緑地・景観 (緑を生かした潤いのあるまちを創ります)	①公園・緑地等の整備 ②公園・緑地の適正な維持管理 ③地域特性に応じた景観の維持・形成	123
施策 15:上・下水道 (安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します)	①計画的な下水道整備と管理・更新 ②下水道事業の安定的な運営 ③愛知中部水道企業団との連携	127
施策 16:環境負荷の少ない地域社会の形成 (地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します)	①環境意識の向上 ②脱炭素社会に向けた取組強化(温室効果ガスの排出削減) ③地域の生活環境の向上	131

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 17:ごみの適正処理と再資源化の推進 (ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します)	①ごみ減量化の推進 ②ごみの再資源化の推進 ③ごみの適正処理	136
施策 18:自然環境の保全 (貴重な動植物が生息する自然環境を保全します)	①緑の環境の保全 ②水辺環境の保全・創出 ③生態系の保全	139
施策 19:河川・排水路 (自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します)	①河川・排水路等の整備及び維持管理 ②雨水排水及び流出抑制の対策推進	143

基本目標4:産業の魅力を高める（産業振興分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 20:農業の振興 (日進らしい都市近郊型農業を推進します)	①農地の保全と最適化 ②農業の担い手の育成・支援及び農地利用の最適化 ③効率的な営農体制の確立 ④地域特性に合った農産物の生産	148
施策 21:商工業の振興 (市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します)	①持続的に発展する経営と事業継続の支援 ②生活環境の向上につながる商業の展開 ③市内の雇用・就労環境の向上 ④企業用地の確保 ⑤優良企業の誘致	154
施策 22:観光まちづくりの推進 (市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します)	①観光資源の発掘・魅力の磨き上げ ②日進の地域資源の充実と市外へ向けた情報発信	158

基本目標5:学びと文化で未来を創る人財を育てる（教育・文化分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 23:学校教育 (学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します)	①個に応じた教育体制の充実 ②地域とともにある教育活動の推進 ③教育基盤の整備	162

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 24:生涯学習の推進 (生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます)	①生涯学習システムの充実 ②地域資源を活用した子どもの学習活動の支援 ③文化施設の充実と整備 ④図書館サービスの充実	166
施策 25:文化芸術・文化財 (歴史・文化に親しめる環境を整えます)	①文化・芸術の普及・振興 ②伝統芸能の継承 ③郷土の歴史の継承と文化財の保護活用	170
施策 26:生涯スポーツ (ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します)	①生涯スポーツの普及・振興 ②スポーツ団体等の活動支援 ③スポーツ関係施設の充実と有効活用	173

基本目標6:地域の自治力と行政経営力を高める（市民協働・行政経営分野）

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 27:広報・広聴 (わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます)	①広報活動の充実・深化 ②広聴の推進 ③情報格差の解消	178
施策 28:市民自治・協働 (市民自治の促進と多様な協働を進めます)	①市民自治・市民参加機会の拡大 ②市民自治活動の活性化と市民協働の推進 ③地域コミュニティの強化 ④大学連携の推進	181
施策 29:多様性を認め合う社会の推進 (多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます)	①ジェンダー平等・男女共同参画・女性活躍の推進 ②国際交流・多文化共生の推進 ③多様性の受容と共生意識の醸成 ④非核平和都市宣言の推進	185

基本施策	主要施策	掲載ページ
施策 30:行政運営 (効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます)	①公共施設の適正な維持管理及び有効活用 ②老朽化した庁舎等の建替え ③官民連携の推進 ④総合計画の進行管理と行政評価の推進 ⑤市民満足度が高く効率的かつ迅速な市民サービスの提供 ⑥行政の説明責任と情報セキュリティの充実 ⑦広域的な自治体間連携の展開 ⑧国・県等との連携	191
施策 31:組織運営・人事マネジメント (市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます)	①弾力的な組織体制の整備 ②適正な人事管理の推進	196
施策 32:財政運営 (安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現し、健全な財政運営を進めます)	①安定財源の確保 ②歳出の効率化	199

第6次日進市総合計画

2021 年（令和3年）3月

発行 日進市
編集 総合政策部企画政策課
住所 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地
HP <https://www.city.nisshin.lg.jp/>

ともに暮らす
私たちがつないで創る
人とみどりを大切に
するまち 日進